

令和3年9月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月7日】

代表質疑

1 岡本公秀（新和会） 37～47ページ

### 議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 知新の年の総括について

- (1) 環境・文化施策の推進と亀山版SDGsの確立について
- (2) 第3次行財政改革大綱前期実施計画の着実な推進について
- (3) 組織・機構の活性化と働き方改革の実現について

2 令和2年3月に「亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」が一部改正されたことによる令和2年度の農業委員会委員等の報酬の支払状況等について

3 マイナンバーカードの令和2年度の発行数とその活用について

### 議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

1 歩行者利便増進道路について

2 自動運行補助施設について

3 自動運行補助施設を設置する道路の建設費について

### 議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、及び報告第7号 決算に関する附属書類の提出について

1 義務的経費について

- (1) 平成21年度から令和2年度における扶助費の推移について

代表質疑

2 福沢美由紀（日本共産党） 48～61ページ

### 議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 実質単年度収支の赤字について

2 市債の増加について

3 基金について

4 長期財政見通しについて

5 社会福祉の向上について

6 会計年度任用職員制度について

### 議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について

1 条例改正の特徴について

2 館長・司書配置の考え方について

3 駐車場の利用に関することについて

代表質疑

3 森 英之 (結) 61～71ページ

**議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**

- 1 新型コロナウイルス感染症対策による影響について
- 2 歳入における自主財源と依存財源について
- 3 長期財政見通しについて

**議案第79号 令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について**

- 1 令和2年度決算内容の特徴について

**議案第70号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について**

- 1 第3款 民生費、第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費、一般管理費の増額補正について
  - (1) RPAの導入の目的とその効果について
- 2 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
  - (1) 業務委託料及び時間外勤務手当について

代表質疑

4 新 秀隆 (公明党) 71～80ページ

**議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**

- 1 令和2年度の決算の評価について
  - (1) 総括について
  - (2) 市税収入について
  - (3) 予算との比較について
  - (4) 決算から見えてきた課題について
- 2 コロナ禍による決算への影響について
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対策として実施した亀山市独自支援策の実績について
  - (2) 感染拡大防止のためイベント等を中止したことによる影響について
- 3 第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業の内容と成果について

代表質疑

5 鈴木達夫 (大樹) 80～89ページ

**議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**

- 1 令和2年度決算に見る「新型コロナウイルス感染症対策」の影響について
  - (1) 各種財政指標にどのような影響があったのか
  - (2) コロナの影響で事業や予算の執行が滞った主要施策について

- 2 「第3次行財政改革大綱」の初年度として、令和2年度決算における成果について
- (1) 経常経費について、どのような抑制を図ったのか
  - (2) 成果についての検証はなされたのか

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月8日】

代表質疑

1 櫻井清蔵（勇政） 93～103ページ

### 議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 令和2年度決算では、当初予算から特別定額給付金をはじめとするコロナ対策58億8,167万5千円や駅前再開発5,450万円等の補正があり、歳出の決算額は約266億円となった。そのような中、単年度収支は2億4,317万円の黒字、実質単年度収支は赤字額が前年度の10億3,990万円から5億1,175万円に減少となったが、要因を知りたい
- 2 不用額について
- 3 不納欠損処分について

### 議案第70号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第2表 債務負担行為補正 追加 図書館展示製作業務委託料3,900万円について  
(1) 補正の内容について

代表質疑

2 前田 稔（スクラム） 103～110ページ

### 議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 令和2年度決算の内容について
  - (1) 総括について
  - (2) 市税収入について
  - (3) 市債について
  - (4) 地方交付税について
  - (5) 義務的経費について
  - (6) 投資的経費について
  - (7) 全体の予算執行状況について
  - (8) 長期財政見通しについて
- 2 新型コロナウイルス感染症による決算への影響について

3 伊藤彦太郎（勇政） 111～118ページ

### 議案第79号 令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 コロナ禍が及ぼす病院経営への影響について
- 2 病院事業管理者及び顧問を設置したことによる効果について

**議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について**

- 1 なぜ一部改正ではなく全部改正なのか

4 小坂直親（結） 119～126ページ

**議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について**

- 1 図書館の管理・運営に関することについて（第3条、第6条、第7条、第8条）
- 2 教育委員会規則と教育委員会の権限について
- 3 施行期日について

**議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について**

- 1 自動運行補助施設について
- 2 歩行者利便増進道路について
  - (1) 道路移動等円滑化基準に適合する構造とは

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【9月9日】

1 伊藤彦太郎（勇政） 132～145ページ

### 新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 PCR簡易検査キットの配布について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の情報発信について

### 新図書館の整備について

- 1 文化情報プラザの展示製作について
- 2 現図書館の跡地利用について

### 通学路の安全対策について

- 1 千葉県八街市において発生した集団下校時の交通事故を受けての市の対策について

2 草川卓也（結） 146～159ページ

### 新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 感染拡大の影響について
  - (1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会について
  - (2) 2学期当初の教育活動とオンライン教育について
  - (3) 子育て支援の課題について
  - (4) 感染症の影響を受けている方への支援について
- 2 感染拡大防止対策について
  - (1) PCR簡易検査キット配布と検査体制について
  - (2) ワクチン接種について
- 3 陽性患者、濃厚接触者等への対応について
  - (1) 自宅療養者への対応について
  - (2) 市立医療センターの対応について
  - (3) 複合災害への備えについて

3 森 美和子（公明党） 159～170ページ

### 新型コロナ対策について

- 1 市内の感染及びワクチン接種の状況について
- 2 感染拡大の中で自宅療養等の支援が必要な方への対応について
- 3 コロナ禍での高齢者等に対する季節性インフルエンザワクチンの無料接種について

### 母子保健サービスについて

- 1 流産や死産を経験した女性への心理社会的支援等について

#### 若年性認知症について

- 1 若年性認知症に対する支援が鈴鹿亀山地区広域連合第8期介護保険事業計画に明記されたが、市の役割について

#### 介護の課題について

- 1 ヤングケアラーやダブルケアなどの課題への対応について

4 福沢美由紀（日本共産党） 170～182ページ

#### 新型コロナウイルス感染症への市の対応について

- 1 現状の認識と市長からのアピールの必要性について
- 2 市民を守るために市ができることについて
  - (1) 感染判明後の対応の流れについて
  - (2) 自宅療養者、濃厚接触者を守るためにできることについて
  - (3) 子どもを守るためにできることについて
  - (4) 職員を守るためにできることについて

#### 市立医療センターの非常勤看護師の賃金について

- 1 賃金が非常に低いが、改正の考えはないか

#### 障害者差別解消法の改正を受けて市がなすべきことについて

- 1 合理的配慮の進捗と課題について
- 2 民間事業者の合理的配慮の義務化に対し市ができることについて

5 中島雅代（スクラム） 182～194ページ

#### 市内小中学校におけるICT活用について

- 1 令和2年3月から5月にかけての臨時休業での課題について
- 2 現在の状況について
  - (1) オンライン同時配信授業の状況について
  - (2) 不登校児童及び生徒への対応について
  - (3) 出欠確認及び健康観察について
- 3 今後の活用方法について
  - (1) 保護者へのお知らせのペーパーレス化について
  - (2) 児童・生徒の心の不調の発見方法について
  - (3) 各学校に対するICT支援体制について

#### ヤングケアラー支援について

- 1 対象者の把握について
- 2 支援体制について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【9月10日】

1 森 英之（結） 196～204ページ

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

- 1 庁舎窓口の利用状況の見える化について
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種の今後の進め方について
- 3 三重とこわか国体、三重とこわか大会が中止となったことに対する市長の思いについて

2 小坂直親（結） 204～216ページ

### リニア中央新幹線亀山駅誘致について

- 1 「リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査」について
- 2 市内停車駅の候補地案の県期成同盟会への提出について

### 第2次総合計画後期基本計画の策定について

- 1 前期基本計画の検証について
- 2 後期基本計画策定に向けての課題について
- 3 長期財政見通しについて

3 岡本公秀（新和会） 216～223ページ

### ヤングケアラーについて

- 1 ヤングケアラーに対する市の認識と実態について
- 2 ヤングケアラーに対する周囲の大人たちの対応と、学校関係者や福祉関係者の把握の状況について
- 3 ヤングケアラーに対する市の対応等について
  - (1) 市の方向性について
  - (2) 福祉、介護、医療、教育の連携について

### 子どもの食料不足とフードバンクについて

- 1 食料不足に直面している家庭の実態について
- 2 社会福祉協議会等のフードバンク機能の強化について

4 服部孝規（日本共産党） 223～237ページ

### JR亀山駅前にできる新図書館について

- 1 新図書館と現図書館の管理運営の比較について
- 2 文化情報プラザの整備について
- 3 今後の新図書館の整備スケジュールについて

## 市内の盛土の緊急点検結果について

- 1 市内の盛土を緊急点検した結果について

5 櫻井清蔵（勇政） 237～249ページ

## 新型コロナウイルスワクチン接種の今後について

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、三重県にも緊急事態宣言が発出された今日、若年層の早期予防接種を行うべきと思うがどのような対応をしていくのか尋ねる

## 道路照明灯の整備状況について

- 1 市道野村布気線について
- 2 市道辺法寺線について

## 通学路について

- 1 通学路95箇所の安全確保について

## JR亀山駅ホーム待合所について

- 1 亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業に約80億円を投入しようとしている中、十数年前に提案した2、3番ホームに未だに待合所ができていない理由について尋ねる

## スクールバスについて

- 1 千葉県八街市で学童の通学時にあってはならない事故があり、将来のある尊い生命が失われた。市としての今後の対策について尋ねる

6 豊田恵理 249～255ページ

## 集中豪雨・局地的大雨による突発的な災害対応について

- 1 災害の現状とその対応について
- 2 アンダーパス等の被害対策について
- 3 今後の対策について

令和 3 年 8 月 2 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和3年8月27日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について
- 第 6 議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 第 7 議案第69号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 8 議案第70号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 9 議案第71号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 10 議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第73号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第74号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第76号 令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 15 議案第77号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 16 議案第78号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 17 議案第79号 令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 18 議案第80号 専決処分した事件の承認について
- 第 19 報告第7号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 20 報告第8号 健全化判断比率の報告について
- 第 21 報告第9号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 22 報告第10号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 23 報告第11号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 24 報告第12号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第 25 報告第13号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1 番	草 川 卓 也 君	2 番	中 島 雅 代 君
3 番	森 英 之 君	4 番	今 岡 翔 平 君
5 番	新 秀 隆 君	6 番	尾 崎 邦 洋 君
7 番	中 崎 孝 彦 君	8 番	豊 田 恵 理 君
9 番	福 沢 美由紀 君	1 0 番	森 美和子 君
1 1 番	鈴 木 達 夫 君	1 2 番	岡 本 公 秀 君
1 3 番	伊 藤 彦太郎 君	1 4 番	前 田 耕 一 君
1 5 番	前 田 稔 君	1 7 番	小 坂 直 親 君
1 8 番	櫻 井 清 蔵 君		

●欠席議員（1名）

1 6 番 服 部 孝 規 君

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総 合 政 策 部 長	山 本 伸 治 君	生 活 文 化 部 長	青 木 正 彦 君
健 康 福 祉 部 長	小 林 恵 太 君	産 業 建 設 部 長	大 澤 哲 也 君
上 下 水 道 部 長	服 部 政 徳 君	危 機 管 理 監	豊 田 達 也 君
総 合 政 策 部 次 長	田 中 直 樹 君	生 活 文 化 部 次 長 兼	
健 康 福 祉 部 次 長	小 坂 みゆき 君	関 支 所 長	辻 村 俊 孝 君
総 合 政 策 部 参 事	原 田 和 伸 君	産 業 建 設 部 次 長	亀 淵 輝 男 君
会 計 管 理 者	米 津 ひろみ 君	産 業 建 設 部 参 事	田 所 学 君
消 防 部 長	豊 田 達 也 君	消 防 長	平 松 敏 幸 君
地 域 医 療 統 括 官	上 田 寿 男 君	消 防 署 長	倉 田 利 彦 君
教 育 長	服 部 裕 君	地 域 医 療 部 長	草 川 吉 次 君
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	桜 井 伸 仁 君	教 育 部 長	亀 山 隆 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	木 崎 保 光 君	監 査 委 員	国 分 純 君
		選 挙 管 理 委 員 会	松 村 大 君
		事 務 局 長	

●事務局職員

事 務 局 長 渡 邊 靖 文 議 事 調 査 課 長 大 泉 明 彦  
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

（午前10時02分 開会）

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年9月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会は、本日から三重県にも緊急事態宣言が発出された中での開会となりました。三重とこわか国体、三重とこわか大会も中止になるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、議会としてもより一層の緊張感を持って会議に臨まなければなりません。

そこで、感染症対策として、前定例会同様、議場内の座席には全てについ立てを設置し、執行部の議場への入室を半数に限定させていただいておりますが、今回さらに密を避けるため、開会日及び閉会日を除き、議員の議場への入室もおおむね半数に調整させていただきますので、ご了承ください。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

4番 今岡翔平 議員

13番 伊藤彦太郎 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの33日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から9月28日までの33日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、教育委員会から令和2年度教育に関する事務の点検・評価報告書が、また社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から令和2年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

令和3年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、57年ぶりに自国開催となりました東京2020オリンピック競技大会につきましては、

先月23日から17日間にわたり熱戦が繰り広げられ、先日閉幕いたしました。コロナ禍で多くの会場が無観客となるなど、様々な制約の下での異例の大会となりましたが、この間、多くの国民が、史上最多となる日本人選手のメダル獲得や各国の選手のスポーツマンシップに感動を覚え、勇気と希望を与えられました。その余韻が冷めやらぬ中、今週24日にはパラリンピック競技大会が開催され、連日熱戦が繰り広げられております。この令和の東京五輪が掲げた理念であります「多様性と調和」が、今後の共生社会への道しるべとなることを願うところであります。

一方、全国的に感染が急拡大する新型コロナウイルス感染症につきましては、本日から緊急事態宣言等の実施区域がさらに拡大され、首都圏をはじめ三重県を含む21都道府県に緊急事態宣言が、また、12県にまん延防止等重点措置が発出される中、第5波の変異株による爆発的な感染により、医療の逼迫など深刻な状況が続いております。三重県におきましても、今月に入り、新規感染者数が過去最多を更新し、病床占有率が増加の一途をたどっております。

こうした中、本市も新規感染者数が急増するなど予断を許さない状況が続いておりますので、亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部を通じ、庁内連携と情報共有を強めながら、一部公共施設の閉鎖や職場内クラスター発生の未然防止など、迅速かつ的確な対応に努めているところであります。引き続き、オール亀山で感染防止対策を徹底するとともに、新型コロナウイルスワクチンの供給量の把握に努めつつ、円滑かつ着実にワクチン接種を進め、重症化予防と集団免疫の確保に鋭意取り組んでまいります。

また、先般、生活困窮者への支援やワクチン接種体制の充実等を図るため、総額8,780万円の新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第5弾）を取りまとめたところであります。今後も、市民生活等への感染症の影響を把握しつつ、的確かつ効果的な対策を講じてまいります。

一方、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、その先行きについて、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で持ち直しの動きが続くことが期待されております。

こうした中、国におきましては、今後の経済財政運営と改革の基本方針となる骨太方針2021が閣議決定され、日本の未来を開く4つの原動力として、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現」が掲げられ、それらの推進と基盤づくりが積極的に展開されることとなります。こうした国の政策動向は、本市の市政運営にも影響がございますので、今後も関連情報の把握等を行いながら、現在策定中の後期基本計画における施策立案も見据え、注視してまいります。

さて、第2次総合計画前期基本計画の4年目となる令和2年度一般会計の決算につきましては、第2次実施計画の着実な推進と行財政改革による財政健全性の確保の両立を図りつつ、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策として、国・県及び市の独自事業から成る総合対策緊急政策パッケージを的確かつ効果的に展開し、子供と生活の支援、地域経済の支援、感染拡大の防止等に係る事業の適切な予算執行に努めたところであります。その結果、歳入総額が276億2,332万円、歳出総額が266億5,611万1,000円となり、実質収支は8億9,691万8,000円の黒字となりました。

また、経常収支比率は、臨時財政対策債の増額や減収傾向にある市税において個人市民税が増収となったことなどから、前年度に比べ2.6ポイント好転した85.5%となり、公債費負担比率は、

公債費の減により、前年度に比べ0.2ポイント好転した12.0%となっております。実質赤字比率などの健全化判断比率につきましても、国が定める基準に対し大幅に下回る良好な比率となっておりますことから、財政の健全化を確保することができたと考えております。

しかしながら、長期財政見通しでは、今後の市税や地方交付税の減収と扶助費、投資的経費等の歳出の増加を見込んでおりますことから、第3次亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践することにより、今後も持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。あわせて、後期基本計画の策定状況も踏まえつつ、長期財政見通しの見直しを進めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山駅周辺整備事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業について、施行者である市街地再開発組合において、現在、亀山新橋の構築や駅前広場の整備が行われるとともに、施設建築物の新築工事が進められております。また、関連する市の道路整備等につきましても、地権者と補償等の契約を行うなど、第一種市街地再開発事業と併せ、着実に取組を進めているところであります。

また、西野公園改修事業につきましては、去る6月に西野公園中央広場の整備が完了いたしましたので、引き続き日本庭園内のあずまや改築工事及び公園内東側の園路改修工事を進め、公園利用者の利便性向上につなげてまいります。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業につきましては、去る6月に亀山市借上型市営住宅選定委員会において、北町地内の新築物件1棟8戸が借上型市営住宅として選定されましたので、当該物件を借り上げ、老朽化している和田住宅の住み替え用としての市営住宅とするため、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

次いで、上下水道の充実につきましては、公共下水道施設整備事業では、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づく川崎町、能褒野町、川合町地内などにおける管渠布設工事を、また下水道管渠長寿命化対策事業では、みどり町地内における下水道管の更生工事を、それぞれ今月に工事契約を締結いたしましたので、着実な工事進捗を図り、下水道未普及地域の整備や下水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、健全経営を図るため、令和4年度からの地方公営企業法の適用を目指し、本年度中に移行事務を進めてまいります。そのため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、道路の保全・整備につきましては、都市計画道路整備事業では、市道和賀白川線の国道1号亀山バイパス側道交差点と市道亀山斎場線交差点との区間における道路改良工事に、また舗装老朽化対策事業では、市道川崎白木線の舗装修繕工事に、それぞれ今月に工事着手いたしましたので、市内環状道路の整備や道路施設の安全性の確保に向け、着実な工事進捗を図ってまいります。

なお、去る7月3日、12日の大雨により、市道久我線ほか7路線においてのり面土砂崩れ等の被害が発生したため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、公共交通網の充実のうち、JR加太駅舎改修事業につきましては、本年度末の完成に向け、現在駅舎等の改修工事を進めているところでございます。完成後は、鉄道利用者等の利便性向

上はもとより、歴史観光資源としての活用や地域の活性化につなげてまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進でございますが、まず、去る7月1日からの大雨により静岡県熱海市で発生した大規模な土石流、並びに今月11日からの西日本を中心とした線状降水帯の発生による記録的な大雨によりお亡くなりになられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げます。

こうした被害を踏まえ、本市といたしましても、改めて風水害に対する備えに万全を期してまいります。また、このたびの大規模な土石流災害を受け、国は、全国の盛土の可能性のある箇所の概略的な抽出作業を行っておりますが、本市といたしましては、これに先立ち、亀山市環境保全条例に基づき届出のあった盛土造成地等の緊急点検を行い、異常がなかったことを確認いたしております。今後は、国の動きを注視し、県と連携して調査を進めてまいります。

また、危機管理体制の強化につきましては、自然災害と新型コロナウイルス感染症との複合災害への対応が求められる中、感染対策等、避難所運営を一部見直したところであり、これからの台風シーズンに備えてまいります。

なお、来る10月31日に亀山西小学校で実施を予定しておりました亀山市総合防災訓練につきましては、コロナ禍における市民主体の避難所開設・運営訓練を実施すべく準備を進めておりましたが、現下の新型コロナウイルスによる感染状況を鑑み、感染拡大防止のため中止といたしました。

一方、地震等による浸水被害の影響が大きいため池の現状を把握するため、令和元年度から継続的に実施しております団体営ため池等整備事業につきましては、関町木崎地内の新池ほか5つのため池において、今月、その耐震点検調査に着手いたしました。引き続き、農地・農業施設への浸水被害はもとより、地域住民の生命・財産を保護するための取組を進めてまいります。

このほか、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し実施いたします、災害からライフラインを守る事前伐採事業につきましては、先月、ライフライン事業者及び三重県との3者により、倒木による停電を未然に防ぐための協定を締結し、事業を進めているところであります。

一方、消防力の充実強化につきましては、消防力の充実強化の方向性を中期的に位置づける第2次亀山市消防力充実強化プランが最終年度を迎えますので、現計画の検証を行いつつ、次期計画の策定を進めてまいります。

次いで、低炭素・循環型社会の構築のうち、し尿処理施設大規模整備事業につきましては、受入れ貯留設備や一次・二次処理設備など、主要な設備・機器を更新する工事に今月着手したところであります。引き続き亀山市衛生公苑長寿命化計画に基づき、老朽化した設備・機器を計画的に更新し、施設の延命化に努めてまいります。

ところで、市斎場につきましては、平成21年4月に供用開始し、火葬炉の運転に必要な設備・機器の計画的な更新・修繕を進めております。こうした中、このたびの保守点検におきまして、緊急修繕が必要な機器が判明いたしましたので、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、自然との共生のうち、森林環境譲与税を活用し令和元年度から進めております森林経営管理事業につきましては、林業経営の効率化と森林の管理の適正化の一体的な促進につなげていくため、先月から、坂下地区において森林の境界明確化及び樹木等の調査を進めているところでございます。

次いで、歴史文化の継承・活用のうち、歴史博物館につきましては、小・中学生の夏休み期間に合わせた企画展示として、来月5日まで亀博自由研究の広場「亀山の山々が生んだ世界的登山家尾崎隆」展を開催しております。本市出身の偉大なアルピニストの業績を振り返り、それに端を発する亀山7座トレイルの紹介や江戸時代の絵図を併せて展示し、市の魅力発信や学習機会の提供に努めております。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず地域福祉力の向上のうち、令和4年度からの後期計画の策定を進めております亀山市地域福祉計画につきましては、計画策定に当たり実施いたしました市民アンケート調査の分析結果等を踏まえつつ、亀山市地域福祉推進委員会での協議を通じて、現在、計画骨子案の作成を進めているところでございます。

また、国が推進する生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業を活用し、医療券の発行など、定型的で煩雑な生活保護業務にRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入するなど、業務の効率化や負担の軽減を図るため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、生活困窮者自立支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、制度改正により住宅確保給付金の給付期間が最大15か月に変更されたことなどにより、離職・休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方からの延長申請等が増加いたしております。今後も引き続き、こうした生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、既に都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付けが終了したことなどにより、特例貸付けを利用できない世帯を対象とした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給につきましては、その申請受付期間が今月末までとなっておりますが、8月16日現在において、16世帯に対し132万円の支給を行っております。引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、亀山市社会福祉協議会と連携を密にしながら、生活困窮者の生活の自立支援に向けて取り組んでまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどの理由から、生理用品の購入が困難となる生理の貧困への対応といたしまして、経済的に困窮する女性に対し、本庁舎等において生理用品の無償配付を行い支援するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、亀山市健康・医療推進計画の策定につきましては、その基礎資料となる市民アンケート調査の分析結果等を踏まえ、現在、計画骨子案を作成しているところであり、亀山市保健医療推進会議での協議等を通じて策定作業を進めてまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国からのワクチン供給量が削減される中で、総合保健福祉センターあいあいでの集団接種と市立医療センターでの個別接種を進めており、現在、25歳から34歳の年代の方の予約の受付を始めたところであり、同時に、早期の対応が求められます妊娠中の方とそのパートナーをはじめ同居の方へのワクチン接種につきましても、既に接種券の送付を終え、優先接種の準備を進めているところでございます。さらに、接種対象年齢が12歳に引き下げられたことに伴い、特に配慮を要する12歳から15歳の方への接種につき

ましても、亀山医師会と接種体制等について協議を行い、安全に接種できるよう準備を進めております。

なお、ワクチン接種の円滑な実施と体制の充実を図るため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、家庭や職場内等で新型コロナウイルス感染者が急増していることに伴い、濃厚接触者及び接触者のうち無症状であるがPCR検査を希望する方に対し、市が独自に購入したPCR簡易検査キット等の無料配付を行い、市民の不安解消と感染拡大防止につなげてまいります。

一方、医療センターにつきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、いまだ終息のめどが立たない中、現在、緊急措置として発熱検査外来を仮設ハウスで対応しておりますが、今後、感染症全般で対応することができるよう、医療センター敷地内に常設の発熱外来診察室を建設する準備を進めているところであります。現在、実施設計を進めており、それが完了次第、建設工事に着手し、来年2月末の完成を目指してまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれる中、その喫緊の課題への対応策の一つとして、来月から亀山市認知症等高齢者等個人賠償責任保険事業を開始してまいります。この事業は、認知症等高齢者及びその家族が、日常生活における偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負う場合に備えるため、本人や家族に代わり、市が賠償責任に係る保険契約を締結するものであり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための万が一に備えてまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進のうち、障害者基本法に基づく第2次亀山市障がい者福祉計画の策定につきましては、障がい者等を対象として実施いたしましたアンケート調査の分析結果等を踏まえ、現在、計画骨子案の作成を進めているところであり、近く亀山市地域自立支援協議会を開催し、それらについて検討を重ねてまいります。

一方、今月15日には、亀山市社会福祉センターにおいて、東京2020パラリンピック三重県聖火フェスティバルの亀山市採火式を開催いたしました。当初は、三重とこわか大会に出場予定の選手等にご参加いただき、共生社会の実現やパラリンピックへの思いが込められた「亀山かがやきの火」として採火していただく予定でしたが、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、無観客での開催とし、市職員により採火いたしました。

次に、スポーツの推進のうち、国民体育大会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、三重県や日本スポーツ協会等の主催者による協議を経て、昨日、日本スポーツ協会の国体委員会において三重とこわか国体の中止が正式決定されたことから、本市の実施競技も全て中止となったところでございます。これまで国体の開催に向け準備を進めていただきました実行委員会をはじめとする関係者の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

なお、今後の三重県における国体の開催については、県の実行委員会において中止または延期の決定がなされるとお聞きしておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地亀山・関テクノヒルズの新分譲地へ立地した企業のうち1社において、本年秋の操業に向け建設工事が進められております。

また、工業用地への水の安定供給に関する調査につきましては、先月、業務委託契約を締結し、

調査を開始いたしております。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、地域ブランド創出事業につきましては、本年4月から地域ブランド認定品目の募集を行い、21品目の応募をいただいた中で、先月、地域ブランド評価委員会での審査等を経て、17品目を亀山ブランドとして認定いたしました。今後は、さらなる亀山ブランドのブランド力の向上に努め、亀山の知名度、生産者の生産・販売意欲を高め、産業振興と地域活性化につなげてまいります。

また、創業等支援事業につきましては、全4回の開催を予定しております創業セミナーを今月1日から実施し、第1回目は9名の方にご参加いただきました。引き続き、亀山商工会議所と連携を図りながら、市内での創業に向け支援を行ってまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第3弾）の事業として、先月から市内で事業活動を行う事業者を対象とした感染拡大防止対策費用助成金の申請受付を開始いたしております。今後も、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、速やかな交付手続と本制度のPRを積極的に行ってまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、地域農業における中心経営体や地域における将来の農業の在り方などを明確化し、担い手への農地の利用集積・集約化を進めるため、農業者の話し合いに基づく人・農地プランの作成を支援いたしております。本年度は、昼生地区において当プランの作成が予定されておりますので、その支援を進めてまいります。

また、畜産競争力強化対策整備事業につきましては、四日市ポーククラスター協議会の中心的な経営体に対し、飼養規模の拡大、飼養管理の改善及び畜産環境保全への対応を支援するための補助金の交付決定を行いましたので、事業主体において、来月から肥育舎2棟の新築及び浄化処理施設増設工事が進められる予定でございます。

次に、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線市内停車駅の誘致の推進につきましては、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、本年1月に、本市が県下で唯一リニア県内駅位置候補に決定されたことから、リニア誘致が新たな局面を迎えております。こうした中、県期成同盟会から、リニア県内駅位置候補である本市からの駅候補地案の提出を求められておりますので、現在実施いたしておりますリニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査を通じて、その取りまとめを鋭意進めているところでございます。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進につきましては、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第3弾）の事業といたしまして、低所得の子育て世帯（独り親世帯以外の世帯）に対し、対象児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を先月30日に支給いたしました。この第1回目となる支給では、対象受給者数62人に655万円を支給し、今月末には第2回目の支給を実施すべく、準備を進めているところであります。

また、総合対策パッケージ（第1弾）の事業として、保育所及び認定こども園等において、日中の活動等において床に直接触れることが多い3歳未満児の保育室について、抗ウイルス効果のあるワックスの施工を進めております。公立園は11月末の完了に向け施工を進め、私立園につきましては、同様の事業を施工する施設に対し補助金を交付するため、その申請受付を行っているところであります。こうした取組に加え、各園での感染予防対策の徹底を図りながら、安心できる保育環

境の確保に取り組んでまいります。

また、和田保育園保育室増設事業につきましては、測量調査を終え、現在、園舎増築工事の設計業務を進めているところでございます。

ところで、和田保育園におきましては、今年21日に園児1名の新型コロナウイルス感染症への感染が確認されましたので、園内の消毒等を実施するとともに、今年23日から来月2日までを臨時休園といたしております。引き続き、園内での感染防止対策に万全を期してまいります。

一方、配慮を必要とする児童への支援の充実につきましては、医療法人社団主体会小山田記念温泉病院との協定による子育て支援に関する連携・協力体制（KAMEYAMA URGENT KIDS SUPPORT、略称クックス）に基づき、先月開催されました専門職員によるサポーター会議において、病院での受入れ児童を決定いたしました。今後、病院の小児リハビリテーションの機能を活用し、児童へ直接行われるリハビリテーションや保育所等での児童への関わり方の指導や助言を行っていただくなど、病院と連携を図りながら、身体の成長や発達の支援の充実に取り組んでまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、地域の活性化を目的とした自主的かつ主体的な取組を支援するための地域活性化支援事業補助金の交付に際し、先月2日に選定委員会が開催されました。その結果、7地区の地域まちづくり協議会の取組が補助金の交付対象に選定され、今後の活発な事業展開を期待しているところであります。

また、昨年度から進めておりました関文化交流センターの空調機改修工事につきましては、先月16日に改修工事が完了いたしました。今後も施設環境の充実に努めてまいります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、先般、市民活動団体から事業提案が出されましたので、来年度の事業実施に向けて協働コーディネーターを交え、市民活動団体と協議を進めてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず財産・情報の適正な管理・活用のうち、マイナンバーカードの取得促進につきましては、マイナンバーカード専用窓口の体制整備等により、取得率の向上に取り組んでいるところであります。こうした中、国の補助金を活用し、申請機会の拡大やさらなる取得促進につながる取組を実施するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画より計画策定作業が遅れている状況であり、現在、計画骨子案の作成を進めているところであります。引き続き、具体的な施策立案作業を進めながら計画案を取りまとめ、亀山市総合計画審議会への諮問へと策定工程を進めていけるよう、鋭意取り組んでまいります。

ところで、先日、来月12日執行の三重県知事選挙に伴う関係経費の予算補正を専決処分いたしましたので、本議会にその承認について提案いたしております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月11日から8月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約は別紙のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の現況報告が終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

令和3年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず新型コロナウイルス感染症関係でございますが、感染力が強いと言われるデルタ株への置き換わりが非常に進んでいる中で、子供の感染が8月に入って急増するなど、今までの状況とは大きく異なる局面を迎えております。本日から三重県にも緊急事態宣言が発令されることとなり、2学期からの学校教育活動については、感染防止対策を徹底しながらも、学校行事の中止や延期、部活動の中止等、諸活動一つ一つにつままして慎重な判断をしているところでございます。

その中で、2学期からの授業対応につきましては、感染拡大防止の観点から、来月1日から5日までを臨時休業、6日から10日までは給食を実施せず、一部分散を含む半日授業を取り入れつつ学校を開くこととし、オンラインによる同時授業配信や郵送、ポスティングによる学習教材を提供する家庭学習等、個々の実情に応じた多様な学習を可能とする準備を進めているところでございます。

また、教職員の新型コロナワクチンの接種状況につきましては、6月12日より始まった三重大学会場の集団接種に市内小・中学校教職員の約8割が参加し、各自が申し込んでいる市等のワクチン接種も加えますと、既に約9割の教職員が2回目のワクチン接種を完了しているところであります。

次に、教育に関する国の情勢であります。教職員等における児童生徒性暴力等の防止に関する法律が6月に公布され、1年以内に施行されることとなりました。また、デジタル社会形成基本法が来月1日より施行されます。デジタル社会の形成に関する重点計画では、教育及び学習の振興に関する計画を政府が作成することが明記されており、教育活動におけるICTのさらなる活用や学校業務のデジタル化等が一層進められる見込みであります。

次に、中央教育審議会の審議に関する状況でございますが、10年ごとに講習を義務づけている現行の教員免許更新制については、令和5年度にも新たな教員研修制度に置き換わる見込みとなりました。また、小学校5・6年生における専科教員の指導について、以前より検討している外国語・理科・算数の3教科に加え、体育も含めた4教科を優先的に専科教員が指導する教科とする案が取りまとめられています。

次いで、県の情勢であります。前述のとおり性暴力等の防止に関する法律の制定を受け、教職員のコンプライアンス向上に関する資料として、管理職向けコンプライアンス・マニュアル及び教職員向けコンプライアンス・ハンドブックを年内に作成し、市町及び各学校における研修等で活用していくこととしています。

次に、ICTを活用した学びの推進について、県が独自に行っている学力調査を来年1月よりタ

ブレット端末で行うことを可能とし、自動集計によって採点業務の効率化と結果の早期判明が期待されるところであります。

次いで、複雑化・多様化する不登校児童・生徒の対応事例について、教職経験が少ない教員であっても適切に対応できるよう、各学校における支援事例をデータベース化し、クラウド上で共有できるシステムの構築を進めており、来る10月をめどに運用を開始する見込みとなっています。

このような国や県の動向を受けまして、市教育委員会におけるそれぞれの事業進捗についてご説明申し上げます。

市教育委員会の総合的な施策としまして、去る7月21日に開催された第2回総合教育会議におきまして、教育等の振興を図るため重点的に講ずべき施策として、第2次総合計画後期基本計画への明記を希望するものを精査し、市長と協議を行ったところでございます。

次に、学校教育関係につきまして、亀山市学校教育ビジョンの改定については、亀山市学校教育ビジョン改定委員会において6回の協議をいただき、現在骨子案をまとめているところでございます。

次に、各種行事につきまして、本年度は、感染防止対策を徹底しながら可能な範囲で実施を進めております。去る6月下旬から7月上旬には、市内3中学校の修学旅行が三重県内を目的地として実施されました。市内小学校の修学旅行につきましては、来る10月から11月にかけて三重県内を目的地として予定をしておりましたが、今後の感染状況によっては、延期を含め慎重に検討してまいります。

次いで、部活動関係でございますが、まず中学校総合体育大会等の大会におきまして、2年ぶりに開催された地区大会及び県大会において好成績を収め、団体種目としましては亀山中学校のバレーボール部女子が、個人種目としましては中部中学校より柔道男子66キロ級で全国大会に出場いたしました。また、東海大会には団体種目として亀山中学校の剣道部男子、陸上部女子4×100メートルリレー低学年の部が、同じく個人種目としましては、柔道において亀山中学校より男子60キロ級、中部中学校より男子55キロ級、男子66キロ級で、他競技としまして亀山中学校からは剣道部女子、陸上部男女1,500メートルでもそれぞれ出場を果たしております。

次いで、文化部の活動では中部中学校吹奏楽部が県大会において好成績を収め、B編制の部で東海吹奏楽コンクールに出場予定でございます。

また、今月3日及び4日には、市文化会館で「NHK全国学校音楽コンクール三重県コンクール」が開催され、本市からは小学校の部に2校、中学校の部に1校が出場しました。審査の結果、小学校の部において亀山西小学校が金賞を受賞し、10月の東海・北陸ブロックコンクールの三重県代表に決定しております。また、川崎小学校については、11月6日に埼玉県で開催される第74回全日本合唱コンクール全国大会小学校部門の三重県代表となっております。

次に、県及び市文化会館との連携事業としまして、新日本フィルハーモニー交響楽団によるアウトリーチ事業が行われ、市内5校の小学生が生演奏に耳を傾けたり、一緒に合唱したりすることができました。

次いで、来る10月に本市及び鈴鹿市において行われる第55回三重県人権・同和教育研究大会では、市の人権・同和教育の取組を地元報告で紹介するとともに、学校教育分野の報告として亀山西小学校が実践報告を行う予定でございます。

次いで、児童・生徒の不登校支援の取組といたしまして、教職員OB等が設立したNPO法人亀っ子サポートが、子供の居場所、保護者支援等の活動拠点として市内川合町に「フリースペースかめっこ」を開設することとなりましたことから、先月1日付で委託契約を締結しました。2学期からの受入れができるよう、計画を進めているところであります。

次に、先月28日に「英語ダイキャンプ in Kameyama 2021」を開催いたしました。市内の小学生から30名の参加があり、ALTや英語専科教員、指導主事等も参加して、生きた英語に親しみ、楽しく学ぶ1日となりました。

次いで、外国人児童・生徒の支援でございますが、先月30日に、亀山ライオンズクラブよりAI通訳機15台を生徒用マスクとともに寄贈いただきました。日本語指導の必要な児童・生徒が在籍する小・中学校12校に配当しまして、学習支援や保護者とのコミュニケーションに役立ててまいります。

次に、教職員の働き方改革については、夏季休業中の学校閉校日を今年度さらに拡大し、教職員の休暇取得を促進しております。今後も各学校の時間外労働時間削減に向けた取組の進捗状況を把握するとともに、総勤務時間縮減に向け、健康管理及び適切な労働について組織風土の改善と教職員の意識改革を促してまいります。

次いで、教職員の研修につきましては、市教育委員会が主催する教職員研修講座を夏季休業中に4講座開講し、教員の専門性と指導力の向上を図りました。また、昨年度は十分にできなかった教職員の自主的な研修も再開しております。今後の予定としましては、感染状況を見極めつつ、10月には市内3中学校が研究の成果を発表することとなっております。

次に、教科書採択に関しまして、今月10日に開催された教育委員会第5回臨時会におきまして、令和4年度から使用する中学校歴史的分野の教科用図書の採択を行いました。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

関学校給食センター空調機更新工事及び井田川小学校多目的室屋根改修工事につきましては、2学期より使用できるよう工事をほぼ完了しております。

次に、生理の貧困問題に関しまして、現在各学校において生理の貧困に関する相談は受けていないものの、児童・生徒が生理用品を必要なときに気兼ねなく利用できる環境を整えるために、原則として小学4年生から中学3年生までの女子を対象としまして、トイレや保健室等への配備用として、生理用品等の購入費用に係る予算補正を本議会に提案させていただいております。

次に、通学路における安全確保につきましては、学校、PTA及び地域等からの要望箇所や、さきの千葉県八街市で発生した5名が死傷する痛ましい事故を踏まえた国からの通知を受け、ヒヤリ・ハット事例があった箇所等合わせて95か所について、通学路の合同現場確認を警察、三重県鈴鹿建設事務所、市関係部局等と今月上旬に実施したところでございます。その結果を受け、関係機関と連携して改善の方向性等を検討しつつ、必要箇所における速やかな改善を目指し、引き続き児童・生徒の安全確保に向けた取組を進めてまいります。

次に、三重県建設労働組合亀山支部による奉仕作業につきましては、先月25日に亀山西小学校ほか5校において、書棚や木製ベンチの作製など、児童の学びの環境の充実に貢献していただきました。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、亀山市生涯学習計画の改定につきましては、亀山市生涯学習推進会議において、現計画の成果と課題の整理及び生涯学習計画の方向性について協議いただき、骨子案をまとめているところでございます。

次に、かめやま人キャンパスにつきましては、オンラインでの受講と会場での受講のハイブリッド型で講座を開講しているまちの起業人養成講座は、オンラインでの講座を基本に継続して開催してまいります。また、暮らし・歴史・環境をテーマとした他の講座につきましては、緊急事態宣言の発令に伴い、感染状況を見極めつつ、11月の開講をめどに準備を進めてまいります。

中央公民館講座につきましては、感染防止対策を徹底しながら、地域に関する話題などを学ぶ教養講座や、音楽、語学、健康など様々なジャンルの学びを提供する文化講座を実施してまいりましたが、緊急事態宣言の発令に伴い、10月までの開催を見送ることいたしました。また、来月から開講を予定しておりました地域住民を対象とした身近な学びの場である出前教室につきましては、感染状況を見極めつつ、地域まちづくり協議会と協議しながら、同じく11月の開講をめどに準備を進めてまいります。

次いで、図書館整備事業につきましては、亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下、施設整備の進捗を着実に図るとともに、新図書館における管理運営や組織体制の具体的な協議を進めているところでございます。また、令和5年開館に向けた新図書館の整備に伴い、関係部局と例規整備の協議を行ったところであります。なお、本年3月に展示設計を終えました亀山文化情報プラザにつきまして、展示製作に係る予算補正を本議会に提案させていただいております。

現市立図書館につきましては、本年3月に策定いたしました亀山市図書館サービス実施計画に基づき、新図書館開館を見据えた運営に取り組んでおります。その取組としまして、亀山高校との連携企画や学校図書館との連携の下、学年や成長段階に応じた図書資料群を貸出しする特別団体貸出し（図書ユニット）の試行などを進めているところでございます。

なお、緊急事態宣言の発令に伴い、宣言期間中の館内におけるイベントは、ボランティア団体と協議の上、中止することいたしました。さらに、長時間滞在につながる一部サービスについても中止し、感染拡大防止に努めております。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中崎孝彦君）**

教育長の現況報告が終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時04分 休憩）

---

（午前11時14分 再開）

**○議長（中崎孝彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第67号から日程第25、報告第13号までの21件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

## ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正についてでございますが、平成29年7月策定の亀山市立図書館整備基本構想において、本来の図書館機能と併せて読書活動と市民の交流による地域づくりの役割を担う図書館は、亀山市の中心的都市機能の再構築を図る亀山駅前再開発事業と合致する施設であることから、図書館を亀山駅前へ移転整備することといたしました。

この基本構想を踏まえて、亀山市立図書館整備推進委員会や図書館市民ワークショップなどでの検討を重ねて、平成30年5月に亀山市立図書館整備基本計画を策定し、JR亀山駅周辺整備事業と緊密な連携の下、新しい図書館の整備を進めてきたところであります。このことから、令和5年開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、本条例を全部改正するものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人とが出会い、人と人がつながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法第10条の規定に基づき、亀山市立図書館を設置いたします。

次に、2つ目といたしまして、図書館の名称及び位置を定めることといたします。

次に、3つ目といたしまして、図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定めることといたします。

次に、4つ目といたしまして、図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置くことといたします。

次に、5つ目といたしまして、図書館が行う事業について定めることといたします。

6つ目といたしまして、図書館の施設を損傷し、または滅失した者に対する損害賠償の義務について定めることといたします。

7つ目といたしまして、図書館の管理上、支障があると認められる者に対する入館の制限について定めることといたします。

8つ目といたしまして、法第14条第1項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会を置き、協議会の委員の委嘱基準、定数及び任期を定めることといたします。

9つ目といたしまして、図書館の地下駐車場について、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の適正な利用のため、普通自動車1台当たりの使用料を定めることといたします。

10番目といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることといたします。

なお、施行日は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日といたします。

また、この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、令和6年3月31日までとする経過措置を設けることといたします。さらに附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、協議会の委員の報酬及び旅費を定めることといたします。

次に、議案第68号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでございますが、道路法等の一部が改正され、歩行者利便増進道路（通称ほこみち）の指定制度など、道路の安全と効果的な利用のための新しい制度が創設されました。これに伴い、道路構造令の一部が改

正され、歩行者利便増進道路に関する規定が新たに設けられるとともに、交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として、自動運行補助施設が加えられました。

市道の構造の技術的基準は、道路法の規定により、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の政令と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、政令と同様に、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めることといたします。

次に、2つ目といたしまして、交通安全施設に自動運行補助施設を加えることといたします。

3つ目といたしまして、その他規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第69号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、平成31年3月策定の亀山市住生活基本計画において、市営住宅の供給目標を令和元年度から令和10年度までの10年間で80戸と定め、民間が所有する賃貸住宅等を活用した市営住宅の供給を推進することとしています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅8戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新たに設置する借り上げによる市営住宅の名称、位置等を定めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億977万5,000円を追加し、補正後の予算総額を236億6,076万6,000円といたしております。

今回の補正予算は、新たに取りまとめました新型コロナウイルス感染症対策の総合対策パッケージ（第5弾）の追加計上と、感染症の影響で中止となったイベント等の予算の減額、その他各事業における事業費の補正を計上いたしております。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の総合対策パッケージの柱であります「市民生活の支援」「感染症対策の充実」に沿って、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず「市民生活の支援」では、民生費に、制度改正による支給月数の延長などに伴い、生活困窮者自立支援事業における住居確保給付金の増額を計上いたしております。

次に「感染症対策の充実」では、衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施と体制の充実のため、経費の増額を計上いたしております。

これらを合計しまして、今回の総合対策パッケージ（第5弾）に係る補正額8,280万円を計上いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベント等に係る減額補正でございますが、納涼大会や関宿納涼花火大会などのイベントに対する補助金2,065万円の減額を商工費に計上いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算でございますが、債務負担行為補正につきまして、新図書館開館整備に係る図書館展示製作業務委託料を追加いたしております。

また、それ以外の歳出につきましては、総務費に個人番号カード交付促進に係る経費を、民生費

に令和2年度の子ども・子育て支援交付金等の精算に伴う国・県への返還金や母子生活支援施設措置費における入所措置費の増額などを、衛生費に市斎場火葬炉等の緊急修繕のための修繕料を、商工費にふるさと納税ポータルサイト増設に係る委託料等の経費を、教育費に加太小学校における複式学級解消のための加配教員に係る報酬等の増額を計上し、災害復旧費につきまして、7月の大雨による市道等ののり面崩壊等の復旧工事費を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では、生活困窮者自立支援費負担金やワクチン接種事業費補助金などを増額いたしております。

県支出金では、令和2年度の施設型給付費・地域型保育給付費補助金などの精算に伴う精算金を計上し、繰越金では、今回の補正財源として前年度繰越金を増額いたしております。

次に、議案第71号令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ789万6,000円を追加し、補正後の予算総額を5億329万6,000円といたしております。

主な補正内容としましては、農業集落排水事業を令和4年度から公営企業会計に移行することに伴う経費等の増額、及び処理施設の設備等の緊急修繕のための修繕料を計上いたしております。

以上が、一般会計及び農業集落排水事業特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額276億2,331万9,597円に対し、歳出総額は266億5,611万735円であり、歳入歳出差引額は9億6,720万8,862円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源である7,029万617円を差し引いた実質収支額は8億9,691万8,245円となり、黒字となっております。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち4億5,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第73号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額43億6,334万312円に対し、歳出総額は42億8,552万6,027円であり、歳入歳出差引額は7,781万4,285円の黒字となっております。

次に、議案第74号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額10億4,090万6,283円に対し、歳出総額は10億3,017万793円であり、歳入歳出差引額は1,073万5,490円の黒字となっております。

次に、議案第75号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億8,975万7,283円に対し、歳出総額は4億8,186万352円であり、歳入歳出差引額は789万6,931円の黒字となっております。

以上が、令和2年度の一般会計並びに各特別会計の決算の状況でございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第76号令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は14億2,325万1,532円であり、同支出は11億7,

453万9,673円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2億2,397万8,132円であり、その他未処分利益剰余金変動額1億7,441万3,829円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は3億9,839万1,961円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金及び建設改良積立金への積立て並びに資本金に組み入れるものいたします。

また、資本的収入の決算額は7,788万3,300円であり、同支出は5億2,270万4,584円でございます。収支差引きで不足する額4億4,482万1,284円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第77号令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は7,836万516円であり、同支出は5,731万9,897円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は1,808万7,619円であり、前年度繰越利益剰余金1,733万5,580円及びその他未処分利益剰余金変動額1,014万4,505円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は4,556万7,704円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち3,014万4,505円につきましては、減債積立金及び建設改良積立金への積立て並びに資本金に組み入れるものとし、残余を繰り越すものいたします。

また、資本的収入はなく、同支出の決算額は5,803万1,119円でございます。収支差引きで不足する額5,803万1,119円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第78号令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は10億6,542万3,734円であり、同支出は9億8,506万5,437円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は3,941万1,399円であり、その他未処分利益剰余金変動額2,292万4,963円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は6,233万6,362円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金への積立て及び資本金に組み入れるものいたします。

また、資本的収入の決算額は11億3,921万2,120円であり、同支出は13億9,098万9,914円でございます。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額2,160万円を除く収支差引きで不足する額2億7,337万7,794円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第79号令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は17億3,654万346円であり、同支出は17億3,585万6,994円でございます。

消費税を差し引いた収入支出額は同額となり、当年度純損益はございませんので、当年度未処理欠損金は前年度と同額の12億8,388万2,974円となっております。

また、資本的収入の決算額は8,681万9,050円であり、同支出は1億2,368万2,72

8円でございます。収支差引きで不足する額3,686万3,678円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第80号専決処分した事件の承認についてでございますが、令和3年9月12日執行の三重県知事選挙に係る執行経費について、令和3年度亀山市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月13日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

これは、三重県知事選挙に必要な投票立会人の報酬、ポスター掲示場設置等委託料など、選挙費として2,500万円を追加し、補正後の予算総額を235億5,099万1,000円といたしましたものでございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第7号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類を併せて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第8号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりますので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を表し、2.0%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し、充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第9号から報告第13号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を報告するものでございます。

令和2年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合を表しており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指標なしとなっております。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に議案第70号、議案第71号及び議案第80号の令和3年度各会計補正予算について補足説明を求めます。

西口副市長。

#### ○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として取りまとめた総合対策パッケージ（第5弾）に関する補正のほか、感染症の影響により中止したイベント等の予算の減額、またそれ以外の事業において事業費の補正を行うものでございます。

それでは、最初に総合対策パッケージ（第5弾）に関して、「市民生活の支援」「感染症対策の充実」の柱ごとに予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら主なものについて順次説明をいたします。

今回の総合対策パッケージ（第5弾）につきましては、当初予算に計上いたしました第1弾の事業費の追加を行うもので、まず「市民生活の支援」でございますが、11ページをご覧ください。

下段の第3款民生費、住居確保給付金支給事業750万円につきましては、生活困窮者自立支援事業において、制度改正により支給期間が最大12か月から15か月に延長されたことなどにより、住居確保給付金を増額いたしました。

これらの財源として、7ページへお戻りいただきたいと思っております。

7ページ上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、生活困窮者自立支援費負担金562万5,000円（補助率4分の3）を計上いたしております。

次に、「感染症対策の充実」でございますが、15ページをご覧くださいと思っております。

上段の第4款衛生費、予防衛生事業7,530万円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの集団接種について、ワクチン接種の円滑な実施と接種体制の充実を図るため、必要な看護師の増員や予約・入力事務委託等の接種に係る経費を計上いたしました。

これらの財源として、もう一度7ページへお戻りいただきたいと思っております。

7ページ上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、ワクチン接種事業費負担金1,860万円、及び中段の第2項国庫補助金、ワクチン接種事業費補助金5,670万円を計上いたしました。いずれも補助率は10分の10でございます。

次に、感染症の影響により中止となったイベント等の事業費についての減額でございますが、合計で2,267万円を減額いたしております。

その内容でございますが、15ページをご覧くださいと思っております。

第6款農林水産業費、特産振興事業27万円の減額につきましては、亀山青空お茶まつりの中止によるもので、その下の中山間地域活性化事業55万円の減額は、辺法寺地区ほか2地区のイベント中止によるものでございます。

めくっていただきまして、17ページ中段でございます。

17ページ中段の商工費、地域企業魅力発信・子どもの職業体験支援事業120万円の減額は、小学生対象の職業体験イベント「カメジョブキッズ」の中止によるもので、その下、団体支援事業2,065万円の減額は、納涼大会、関宿祇園夏まつり、関宿納涼花火大会、東海道関宿街道まつりの中止によるものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の主な補正予算についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、2ページをお開きください。

下段の第2表 債務負担行為補正につきましては、新図書館の開館に合わせて文化情報プラザの展示製作を進めるため、図書館展示製作業務委託料の追加を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

上段の第2款総務費、戸籍住民基本台帳管理費75万5,000円につきましては、中長期在留者住居地届出等事務委託金の令和2年度の精算に係る国庫支出金返還金で、その下、個人番号カード交付事業186万円につきましては、マイナンバーカード申請促進のための出張申請受付等の宣伝・集客に係る消耗品費を計上いたしました。

その下段の第3款民生費、社会福祉一般事業の一般事業14万円につきましては、生理の貧困対策として、経済的な理由で生理用品を購入することが困難な女性に対し、本庁、関支所、あいあいにおいて生理用品を無料配付するための消耗品費を計上いたしました。

続いて、13ページをご覧ください。

上段の児童福祉一般事業の一般事業1,549万5,000円は、令和2年度の子ども・子育て支援交付金等の精算に伴う国・県への返還金を計上し、その下、母子生活支援施設措置費600万円は、入所措置単価の増などにより入所措置費を増額いたしました。

下段の生活保護事業の一般管理費475万9,000円は、事務の効率化を行うため、生活保護システムへRPAを導入するためのシステム導入委託料を計上いたしました。

次に、15ページをご覧ください。

中段の第4款衛生費、斎場管理費の施設管理費1,100万円は、市斎場火葬炉等の緊急修繕料を計上いたしました。

次に、17ページをお願いいたします。

上段の第7款商工費、商工一般事業の一般管理費499万円は、ふるさと納税ポータルサイト増設に伴う委託料等を計上いたしました。

下段の第10款教育費、小学校費の一般管理費21万円、及びめくっていただきまして19ページ中段の中学校費の一般管理費のうち消耗品費55万5,000円、それから備品購入費2万5,000円は、生理の貧困対策として、児童・生徒に生理用品を無償配付するための経費を計上いたしました。

戻っていただきまして17ページをご覧ください。

下段の教育振興費の一般事業189万6,000円は、加太小学校における複式学級解消のための教員追加配置に係る会計年度任用職員報酬等を計上いたしました。

次に、19ページをお願いいたします。

中段の中学校費の一般管理費のうち補助金528万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第3弾）のうち、中学校の修学旅行のキャンセル料の全額補助について、修学旅行が予定どおり実施でき、キャンセル料が不要となりましたことから減額するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

中段の第14款災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業700万円は、7月3日と12日の大雨によ

る市道久我線など8か所ののり面崩壊等の復旧工事費を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、7ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、母子生活支援施設措置費負担金300万円（補助率2分の1）及び下段の第16款県支出金、母子生活支援施設措置費負担金150万円（補助率4分の1）につきましては、母子生活支援施設措置費の財源として増額計上いたしました。

中段の個人番号カード交付事務費補助金186万円（補助率10分の10）につきましては、マイナンバーカード申請促進のための事業の財源として、それから生活保護適正実施推進事業費補助金475万9,000円（補助率10分の10）につきましては、生活保護システムRPA導入のためのシステム修正委託料の財源として増額計上いたしました。

次に、9ページをお願いいたします。

上段の第16款県支出金、第2項県補助金、過年度県補助金精算金313万5,000円につきましては、令和2年度の施設型給付費・地域型保育給付費補助金の精算に伴う精算金でございます。

中段の第19款繰入金、ふるさと・水と土保全基金繰入金55万円の減額につきましては、中山間地域活性化事業におけるイベント中止に伴う補助金の減額により繰入金を減額するものでございます。

次に、下段の第20款繰越金、前年度繰越金1,495万6,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

続きまして、議案第71号令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

まず歳出ですが、33ページをご覧ください。

第1款事業費、一般管理費229万6,000円につきましては、農業集落排水事業を令和4年度から公営企業会計に移行することに伴うシステム修正委託料等、及び公用車故障による買換えのための備品購入費を計上し、その下、処理施設維持管理費560万円につきましては、処理施設の設備等の故障による緊急修繕のための修繕料を計上いたしております。

戻っていただきまして、31ページをご覧ください。

歳入でございますが、第8款繰越金、前年度繰越金789万6,000円につきましては、今回の補正財源として、令和2年度決算に伴う繰越金の全額を計上いたしたところでございます。

続きまして、議案第80号専決処分した事件の承認についてでございますが、令和3年8月13日に専決処分いたしました一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正におきましては、令和3年9月12日執行の三重県知事選挙に係る執行経費を計上いたしました。

それでは、補正予算書の9ページをご覧いただきたいと思っております。

第2款総務費、県知事選挙費2,500万円は、投票立会人等報酬や選挙事務従事者の時間外勤務手当のほか、ポスター掲示場設置等委託料など選挙の執行に係る経費を計上いたしました。

次に、歳入についてでございますが、戻っていただきまして7ページをご覧くださいと思っております。

知事選挙費の財源として、第16款県支出金、知事選挙費委託金2,500万円を計上いたして

おります。

以上で、一般会計補正予算（第5号）及び農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

副市長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時53分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和2年度各会計決算についての補足説明を求めます。

まず、会計管理者に令和2年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

米津会計管理者。

○会計管理者（米津ひろみ君登壇）

それでは、議案第72号から議案第75号までの令和2年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の紫色の冊子、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の30、31ページをご覧ください。

まず一般会計の歳入の主なものでございますが、第1款市税は、調定額106億4,689万2,517円に対しまして、収入済額は101億4,263万5,536円で、前年度と比べ1億9,819万5,761円減り、前年度比0.98となりました。

主な内訳といたしましては、法人市民税が前年度比0.82で1億2,319万1,900円の減収、また固定資産税が前年度比0.98で1億820万6,291円の減収となったことによるものでございます。

市税の不納欠損額は1,332万9,586円、収入未済額は4億9,092万7,395円で、調定額に対します収納率は95.2%でございます。

次に、34、35ページ中ほどをご覧ください。

第11款地方交付税の収入済額は、16億3,217万5,000円でございます。

次に、42、43ページをご覧ください。

第15款国庫支出金の収入済額は89億2,914万4,967円で、その半分以上の額を45ページ中ほどにあります特別定額給付金事業費補助金が占め、それ以外では障がい者自立支援給付費負担金や児童手当負担金などが主なものとなっております。

次に、60、61ページ中ほどの第19款繰入金の収入済額は8億1,489万2,319円で、主なものは財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、68、69ページ下段の第22款市債の収入済額は19億1,310万円でございます。

主なものとしたしましては、臨時財政対策債をはじめ一般廃棄物処理施設整備事業債や、71ページ中ほどの図書館整備事業債などによるものでございます。

同ページ最下段の歳入合計は、予算現額286億9,589万390円に対しまして、調定額は286億2,204万5,510円で、収入済額は276億2,331万9,597円でございます。また、不納欠損額は1,391万2,936円、収入未済額は9億8,481万2,977円でございます。

続きまして、一般会計の歳出につきましてご説明させていただきます。

前年度と比較して、支出額が増えた割合の大きいものは民生費、商工費、それと教育費で、反対に支出額が減った割合の大きいものは土木費と労働費となりました。

まず第3款民生費でございますが、117ページ中ほどをご覧ください。

特別定額給付金給付事業につきましては50億75万9,523円で、市独自の給付金制度であります「はぐくみ」も含めました特別定額給付金の給付金が主なものでございます。

119ページ上段をご覧ください。

障がい者支援事業のうち自立支援事業につきましては8億2,009万5,034円、その2つ下の福祉医療費助成事業につきましては1億7,241万6,282円で、障がい福祉サービスや医療費の助成など、いずれも障がい者支援のための経費でございます。

また、135ページ中ほどの児童手当給付事業は8億6,944万円で、出生祝金と児童手当に係る経費でございます。

続きまして、第4款衛生費でございますが、159ページをご覧ください。

溶融処理施設の施設管理費としまして6億9,410万8,307円で、その2つ下の大規模整備事業では、溶融処理施設の灰処理設備等の整備工事費として1億1,220万円の支出となっております。

次に、第7款商工費でございますが、179ページ下段をご覧ください。

消費喚起対策事業は1億4,280万9,192円で、プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」の発行に係る業務委託料や、エール飯チャレンジ事業による支援金が主なものでございます。

また、その下の経済支援対策事業は7,885万6,300円で、181ページ上段にございます亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」による交付金や、事業継続緊急支援制度による支援金が主なものでございます。

次に、第8款土木費でございますが、197ページ中ほどをご覧ください。

亀山駅周辺整備事業につきましては、繰越明許費を含め6億3,291万9,338円で、公共施設管理者負担金が主なものでございます。

続きまして、第10款教育費でございますが、215ページ中段をご覧ください。

学校整備事業の井田川小学校教室増設等事業につきましては、2億1,883万8,200円で、井田川小学校の校舎の増築や給食室の改修のための工事請負費が主なものでございます。

次に、217ページをご覧ください。

上から2つ目の小学校費の情報教育推進事業につきましては、その3つ下の繰越明許費分と合わせて2億8,757万1,451円で、また223ページの上から2つ目、中学校費の情報教育推進事業につきましては、その4つ下の繰越明許費分と合わせて1億3,056万5,875円で、どち

らもタブレット型パソコン等の備品購入費や小・中学校校内通信ネットワーク整備に係る工事請負費が主なものでございます。

次に、237ページ上段をご覧ください。

図書館整備事業につきましては8億1,086万4,997円で、保留床購入負担金が主なものでございます。

次に、第11款公債費でございますが、256、257ページ下段をご覧ください。

元金償還金は18億118万2,216円、利子償還金は4,959万4,821円でございます。

次に、第12款諸支出金でございますが、256ページ下段にございますとおり、1億1,406万5,664円で、これは258ページから記載があります財政調整基金ほか10基金への積立金となっております。

次に、260、261ページ下段をご覧ください。

歳出合計は、予算現額286億9,589万390円に対しまして、支出済額は266億5,611万735円で、翌年度への繰越明許費は9億2,505万2,084円、不用額は11億1,472万7,571円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、264、265ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税の収入済額は8億7,497万3,937円、不納欠損額は1,384万2,034円、収入未済額は2億2,964万1,147円で、調定額に対します収納率は78.2%でございます。

次に、266、267ページ中ほどの第4款県支出金の収入済額は、保険給付費等交付金として31億1,246万2,091円、同ページ下段の第6款繰入金は、一般会計からの繰入金として3億2,467万3,621円でございます。

次に、270、271ページ下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額46億6,578万5,000円に対しまして、調定額は46億682万3,493円、収入済額は43億6,334万312円、不納欠損額は1,384万2,034円、収入未済額は2億2,964万1,147円でございます。

一方、歳出でございますが、274、275ページ中ほどをご覧ください。

第2款保険給付費の支出済額は30億2,516万6,068円で、また、278、279ページ中ほどの第3款国民健康保険事業費納付金の支出済額は11億483万4,678円でございます。

次に、282、283ページ下段の歳出合計は、予算現額46億6,578万5,000円に対しまして、支出済額は42億8,552万6,027円、不用額は3億8,025万8,973円でございます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、286、287ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は4億6,302万2,236円、不納欠損額は89万5,637円、収入未済額は327万685円で、調定額に対します収納率は99.0%でございます。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は5億6,931万9,934円でございます。

次に、288、289ページ下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額10億6,003万7,000円に対しまして、調定額は10億4,507万2,605円、収入済額は10億4,090万6,283円、不納欠損額は89万5,637円、収入未済額は327万685円でございます。

一方、歳出でございますが、290、291ページ中ほどをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は10億936万7,828円でございます。

歳出の合計は、292、293ページ下段にございますとおり、予算現額10億6,003万7,000円に対しまして、支出済額は10億3,017万793円、不用額は2,986万6,207円でございます。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

296、297ページをご覧ください。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は農業集落排水処理施設の使用料などで、収入済額は1億1,312万8,030円、不納欠損額は6万1,020円、収入未済額は205万2,740円で、調定額に対します収納率は98.1%でございます。

第4款繰入金は一般会計及び農業集落排水事業債償還基金からの繰入金で、収入済額は3億4,975万9,000円でございます。

歳入合計は、下段にございますとおり、予算現額4億9,309万6,000円に対しまして、調定額は4億9,187万1,043円、収入済額は4億8,975万7,283円、不納欠損額は6万1,020円、収入未済額は205万2,740円でございます。

一方、歳出でございますが、299ページ下段をご覧ください。

第1款事業費の処理施設維持管理費につきましては1億9,467万6,036円で、汚泥引拔手数料や施設管理等委託料が主なものでございます。

次に、300、301ページ中ほどの第2款公債費につきましては、元金償還金は1億7,854万4,970円、利子償還金は4,643万4,554円でございます。

歳出合計は、下段にございますとおり、予算現額4億9,309万6,000円に対しまして、支出済額は4億8,186万352円、不用額は1,123万5,648円でございます。

また、304ページから307ページにかけましては、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。

一般会計、実質収支額8億9,691万8,245円のうち、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金への繰入額は4億5,000万円でございます。

なお、310ページ以降の財産に関する調書、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料につきましてはご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

次に、上下水道部長に令和2年度亀山市水道事業会計決算について、令和2年度亀山市工業用水道事業会計決算について及び令和2年度亀山市公共下水道事業会計決算についての補足説明を求め

ます。

服部上下水道部長。

#### ○上下水道部長（服部政徳君登壇）

それでは、議案第76号令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和2年度亀山市水道事業会計決算書の3、4ページをご覧ください。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益、特別利益を合わせた水道事業収益14億2,325万1,532円で、昨年度と比較して2,395万4,550円減少しております。

支出は、営業費用と営業外費用、特別損失を合わせた水道事業費用11億7,453万9,673円となっております。

収益費用明細書は、消費税抜きで24ページから26ページに記載しております。

次に、5、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は、工事負担金と負担金を合わせた資本的収入7,788万3,300円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出5億2,270万4,584円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,482万1,284円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,400万1,942円、当年度分損益勘定留保資金2億4,640万5,513円、減債積立金2,305万3,521円、建設改良積立金1億5,136万308円で補填しております。

建設改良工事の概況は、16ページから18ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの令和2年度亀山市水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は11億4,908万9,338円で、これに対し、2の営業費用が10億5,335万5,811円であり、差引きしました営業収支は9,573万3,527円の営業利益となっております。

また、3の営業外収益は1億5,948万2,251円で、これに対し、4の営業外費用が3,110万7,566円であり、差引きしました営業外収支は1億2,837万4,685円の営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計2億2,410万8,212円が経常利益となり、経常利益から5の特別利益330円と6の特別損失13万410円を差し引いた当年度純利益は2億2,397万8,132円となっております。

次に、8ページ上段の令和2年度亀山市水道事業剰余金計算書をご覧ください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益2億2,397万8,132円を加え、当年度末残高は54億9,389万7,973円となっております。

下段の令和2年度亀山市水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

未処分利益剰余金3億9,839万1,961円のうち、資本金に1億7,441万3,829円を組み入れ、減債積立金に1億円、建設改良積立金に1億2,397万8,132円を積み立てるもの  
でございます。

次に、9、10ページの令和2年度亀山市水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて96億7,809万1,953  
円、2の流動資産は現金・預金、未収金などを合わせて8億6,763万2,560円であり、資産  
合計は105億4,572万4,513円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて10億3,924万7,877円、4の流動  
負債は企業債、未払金などを合わせて3億4,124万600円、5の繰延収益は長期前受金と長期  
前受金収益化累計額を合わせて36億7,133万8,603円で、負債合計は50億5,182万  
6,540円となっております。

資本の部、6の資本金は50億979万6,482円、7の剰余金は利益剰余金4億8,410万  
1,491円で、資本合計は54億9,389万7,973円であり、負債資本合計は105億4,5  
72万4,513円となっており、資産合計と一致しております。

次に、23ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が4,588万5,530円減少し、期末残高は6億4,838万7,  
271円でございます。

以上が、議案第76号令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補  
足説明でございます。

続きまして、議案第77号令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に  
つきまして、補足説明を申し上げます。

令和2年度亀山市工業用水道事業会計決算書の3、4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益を合わせた工業用水道事業  
収益7,836万516円となっております。

支出は、営業費用と営業外費用を合わせた工業用水道事業費用5,731万9,897円となって  
おります。

収益費用明細書を消費税抜きで20ページに記載しております。

次に、5、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は、受託工事がなかったことで資本的収入ゼロ円とな  
っております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出5,803万1,119円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,803万1,119円は、過年度分損益勘定留  
保資金1,782万8,818円、当年度分損益勘定留保資金2,710万4,796円、当年度分消  
費税及び地方消費税資本的収支調整額295万3,000円、建設改良積立金1,014万4,50  
5円で補填しております。

建設改良工事の概況は15ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成して

おります。

7ページの令和2年度亀山市工業用水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は6,509万3,126円で、これに対し、2の営業費用が4,998万7,180円であり、差引きしました営業収支は1,510万5,946円が営業利益となっております。

また、3の営業外収益は675万8,338円で、これに対し、4の営業外費用が377万6,665円であり、差引きしました営業外収支は298万1,673円が営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計1,808万7,619円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。

次に、8ページ上段の令和2年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書をご覧ください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益1,808万7,619円を加え、当年度末残高は2億8,182万1,627円となっております。

下段の令和2年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

未処分利益剰余金4,556万7,704円のうち、資本金に1,014万4,505円を組み入れ、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1,000万円を積み立て、剰余を繰り越すものでございます。

次に、9、10ページの令和2年度亀山市工業用水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて4億6,512万9,764円、2の流動資産は現金・預金、未収金、前払費用を合わせて2億7,375万8,021円であり、資産合計は7億3,888万7,785円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と他会計借入金を合わせて2億1,707万300円、4の流動負債は企業債、他会計借入金などを合わせて2,980万572円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて2億1,019万5,286円で、負債合計は4億5,706万6,158円となっております。

資本の部の6の資本金は1,639万8,428円、7の剰余金は利益剰余金2億6,542万3,199円で、資本合計は2億8,182万1,627円であり、負債資本合計は7億3,888万7,785円となっており、資産合計と一致しております。

次に、19ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が1,296万174円減少し、期末残高は2億6,626万840円でございます。

以上が、議案第77号令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第78号令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和2年度亀山市公共下水道事業会計決算書の2、3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益、特別利益を合わせた下水道事業収益10億6,542万3,734円となっており、昨年度と比較して6,982万8,268円増加しております。

支出は、営業費用と営業外費用を合わせた下水道事業費用9億8,506万5,437円となって

おります。

収益費用明細書は、消費税抜きで16ページから19ページに記載しております。

次に、4、5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は、企業債、他会計負担金、他会計補助金、国庫補助金、負担金及び分担金、固定資産売却収入を合わせた資本的収入11億3,921万2,120円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出13億9,098万9,914円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,337万7,794円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,094万6,898円、減債積立金2,292万4,963円、過年度分損益勘定留保資金2億950万5,933円で補填しております。

建設改良工事の概況は33ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

6ページの令和2年度亀山市公共下水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は4億5,001万4,352円で、それに対し、2の営業費用が8億3,101万4,572円であり、差引きしました営業収支は3億8,100万220円の営業損失となっております。

また、3の営業外収益は5億4,290万8,269円で、それに対し、4の営業外費用が1億2,258万9,542円であり、差引きしました営業外収支は4億2,031万8,727円の営業外利益となっております。

営業損失と営業外利益の合計3,931万8,507円が経常利益となり、5の特別利益9万2,892円を加えますと、当年度純利益は3,941万1,399円となっております。

次に、8、9ページの令和2年度亀山市公共下水道事業剰余金計算書をご覧ください。

資本合計欄でございますが、当年度純利益3,941万1,399円を加え、当年度末残高は5億4,258万1,738円となっております。

次に、10ページの令和2年度亀山市公共下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

未処分利益剰余金6,233万6,362円のうち、資本金に2,292万4,963円を組み入れ、減債積立金に3,941万1,399円を積み立てるものでございます。

次に、12ページから14ページまでの令和2年度亀山市公共下水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資その他資産を合わせて174億2,395万4,377円で、2の流動資産は現金預金、未収金を合わせて9億7,927万7,964円であり、資産合計は184億323万2,341円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて82億1,874万9,666円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて6億9,171万1,648円、5の繰延収益は長期前受金89億5,018万9,289円で、負債合計は178億6,065万603円となっております。

資本の部、6の資本金は4億7,144万7,506円、7の剰余金は資本剰余金と14ページの

利益剰余金を合わせて7,113万4,232円で、資本合計は5億4,258万1,738円であり、負債資本合計は184億323万2,341円となっており、資産合計と一致しております。

次に、15ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が6,124万7,007円増加し、期末残高は8億4,476万6,628円でございます。

以上が、議案第78号令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、地域医療部長に令和2年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

草川地域医療部長。

#### ○地域医療部長（草川吉次君登壇）

それでは、議案第79号令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

令和2年度亀山市病院事業会計決算書の1、2ページをご覧ください。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入合計は医業収益と医業外収益、訪問看護ステーション事業収益を合わせた病院事業収益で17億3,654万346円でございます。

これに対しまして、支出合計は医業費用と医業外費用、訪問看護ステーション事業費用、特別損失を合わせた病院事業費用で17億3,585万6,994円でございます。

次に、3、4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、出資金、企業債、寄附金、他会計補助金、補助金、長期貸付金返還金を合わせた収入合計は8,681万9,050円でございます。

これに対し、建設改良費、企業債償還金、投資、基金費を合わせた支出合計は1億2,368万2,728円でございます。差引き3,686万3,678円の不足につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5、6ページの令和2年度亀山市病院事業損益計算書をご覧ください。

ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は14億1,145万2,947円で、これに対し、2の医業費用が16億1,882万4,816円であり、差引きしました医業収支は2億737万1,869円の医業損失となっております。

3の医業外収益は2億9,520万7,402円で、これに対し、4の医業外費用が7,416万9,592円であり、差引きしました医業外収支は2億2,103万7,810円の利益となっております。

5の訪問看護ステーション事業収益は2,027万7,052円で、これに対し、6の訪問看護ステーション事業費用が3,056万5,149円であり、差引きしました訪問看護ステーション事業収支は1,028万8,097円の損失となっております。

これらの医業損失と医業外利益、訪問看護ステーション事業損失を差引きいたしました337万7,844円が経常利益となり、そこから特別損失337万7,844円を差引きいたしますと、令

和2年度の純損益がゼロ円となりますことから、当年度未処理欠損金は前年度と同額の12億8,388万2,974円となっております。

次に、7、8ページの令和2年度亀山市病院事業剰余金計算書をご覧ください。

表の資本金欄、自己資本金は政府債償還元金等の2分の1を補填いただく他会計出資金483万9,000円を加えまして、36億7,769万8,262円となっております。

剰余金につきましては当年度変動額がございませんでしたので、資本剰余金は前年度と同額の1,777万8,170円、利益剰余金も前年度と同額のマイナス12億8,388万2,974円となり、資本合計は24億1,159万3,458円となっております。

下段の令和2年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がございませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

次に、9、10ページの令和2年度亀山市病院事業貸借対照表をご覧ください。

まず資産の部でございますが、1. 固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資を合わせて22億8,719万5,750円、2. 流動資産が現金預金、未収金、貯蔵品で合計6億7,988万1,943円となっております。資産合計は29億6,707万7,693円となっております。

次に、負債の部でございますが、3. 固定負債は、企業債とリース債務及び引当金で合計2億7,150万2,084円、4. 流動負債が企業債とリース債務及び未払金、引当金等で合計2億6,526万3,134円、5. 繰延収益につきましては1,871万9,017円を計上しております。

以上、負債合計は5億5,548万4,235円となっております。

資本の部につきましては、6. 資本金が自己資本金36億7,769万8,262円、7. 剰余金は資本剰余金1,777万8,170円と欠損金12億8,388万2,974円で、資本の合計は24億1,159万3,458円となっております。

負債資本の合計は29億6,707万7,693円となり、資産の合計額と合致しております。

次に、20ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が3,606万7,639円増加し、期末残高は3億7,061万7,987円でございます。

以上が、議案第79号令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中崎孝彦君）**

地域医療部長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

続いてお諮りします。

明日28日から9月6日までの10日間は、議案精査のため休会にしたいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

明日28日から9月6日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は9月7日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時50分 散会)



令和 3 年 9 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和3年9月7日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について

議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

議案第69号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第70号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第71号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第73号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第74号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第77号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第78号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第79号 令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第80号 専決処分した事件の承認について

報告第7号 決算に関する附属書類の提出について

報告第8号 健全化判断比率の報告について

報告第9号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第10号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第11号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番 草川 卓也 君

2番 中島 雅代 君

3番 森 英之 君

4番 今岡 翔平 君

5番	新 秀 隆 君	6番	尾 崎 邦 洋 君
7番	中 崎 孝 彦 君	8番	豊 田 恵 理 君
9番	福 沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴 木 達 夫 君	12番	岡 本 公 秀 君
13番	伊 藤 彦太郎 君	14番	前 田 耕 一 君
15番	前 田 稔 君	17番	小 坂 直 親 君
18番	櫻 井 清 蔵 君		

●欠席議員（1名）

16番 服 部 孝 規 君

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	青 木 正 彦 君
健康福祉部長	小 林 恵 太 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	服 部 政 徳 君	危機管理監	豊 田 達 也 君
総合政策部次長	田 中 直 樹 君	生活文化部次長兼 関支所長	辻 村 俊 孝 君
健康福祉部次長	小 坂 みゆき 君	産業建設部次長	亀 淵 輝 男 君
総合政策部参事	原 田 和 伸 君	産業建設部参事	田 所 学 君
会計管理者	米 津 ひろみ 君	消 防 長	平 松 敏 幸 君
消 防 部 長	豊 田 達 也 君	消 防 署 長	倉 田 利 彦 君
地域医療統括官	上 田 寿 男 君	地域医療部長	草 川 吉 次 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	亀 山 隆 君
教育委員会事務局参事	桜 井 伸 仁 君	監 査 委 員	国 分 純 君
監査委員事務局長	木 崎 保 光 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 靖 文	議 事 調 査 課 長	大 泉 明 彦
書 記	新 山 さおり	書 記	西 口 幸 伸

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

本日は17人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議

場への出席議員を調整しています。

ただいまの出席議員数は11人です。他の議員は別室にて視聴しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号より取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意をいただくとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 岡本公秀議員。

#### ○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

9月定例会の先陣を賜ります新和会の岡本公秀です。

現在、日本中で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を祈ると同時に、コロナ感染症にかかられ、亡くなられたり、また困難な状況に直面しておられる方々に心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い代表質疑を行います。

まず最初に、議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

令和2年度は、市長は、知新の年という位置づけでございました。「故きを温ねて新しきを知る」という言葉があります。日本書紀とか古事記、こういう書物を踏まえて、市長は歴史の流れを見て、令和の時代の種まき予算とおっしゃってございました。亀山文化年、新しい行政経営、文化・スポーツの推進、にぎわい再生など意図されていたと思われませんが、コロナの災いにより出ばなをくじかれたような状況でもあります。

予定していた事業が完全にできなかったという残念な思いもあると思いますが、知新の年の1年の総括というものを伺いいたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

令和2年度、知新の年の総括をというお尋ねでございました。

第2次亀山市総合計画の4年目となります令和2年度は、壬申の乱と鈴鹿関、ヤマトタケルとオトタチバナヒメについて記された日本書紀編さん1,300年の節目の年でございました。この大きな歴史の流れにあって、いま一度お触れいただきましたが、「故きを温ねて新しきを知る」、知

新の精神を持ってこの令和の時代を見据えた計画づくりや行政運営に臨んでまいり、行政経営の重点方針において、令和2年度を知新の年と位置づけをいたしました。

そうした中で、令和2年度の主な成果といたしましては、亀山駅周辺整備事業により、中心的都市拠点の求心力向上に向けた着実な事業推進が図れましたほか、教育分野において、1人1台タブレット端末の整備や、井田川小学校の校舎増築、給食室の改修工事が完成するなど、学びの環境の充実を図ることができました。

さらには、長年にわたり発掘調査を進めてまいっておりました鈴鹿関跡の遺構の一部が国史跡に指定をされ、まさに知新の年にふさわしい成果もございましたし、本市が県下で唯一、リニア県期成同盟会におけるリニア県内駅位置候補に決定をされ、リニア誘致が新たな局面へと進展もいたしました。

このほかには、RPAの導入をはじめとしたスマート改革への取組でありますとか、SDGsの視点を加えた環境基本計画策定への挑戦、亀山文化年の開催や三重とこわか国体に備えた施設整備など、新型コロナウイルス感染症の影響はございましたけれども、様々な事業に取り組んで施策推進へとつなげてまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大が続く中におきましては、子どもと生活の支援、地域経済の支援、感染拡大の防止等の3本柱、47事業から成ります総額約59億円の新型コロナウイルス感染症総合対策緊急政策パッケージを取りまとめ、特別定額給付金や亀山版／特別定額給付金「はぐくみ」の支給をはじめ、亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」の発行、市立医療センターへのPCR外来検査センター亀山発熱外来の創設など、様々な分野において迅速かつ効果的に総合対策を実施いたしてまいりました。

これらを踏まえまして、令和2年度は、コロナ禍の中、第2次総合計画グリーンプラン2025の積極的な展開も図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立、ニューノーマルへの挑戦など、知新の年として一定の成果があったものというふうに考えているところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

岡本議員。

**○12番（岡本公秀君登壇）**

本当に令和2年度は、私のイメージでいくと、コロナに振り回されたといいますが、そういうふうなイメージが大きいんですが、それなりにいろいろな行政のほうも成果を出しておりますし、駅前のごとも着々と積み上がって、今日の朝通りましたけど、大分と建物も高くなっております。そういうふうにコロナに振り回されたけれども、それなりの成果はあったと、私もそう思います。

それでは次に、今から言う3つの重点方針について説明をお願いいたします。

まず、最初の重点方針は環境・文化施策の推進と亀山版SDGsの確立、これが1つの重点施策でありましたが、これに関してご説明をお願いします。

**○議長（中崎孝彦君）**

山本総合政策部長。

**○総合政策部長（山本伸治君登壇）**

おはようございます。

環境・文化施策の推進と亀山版SDGsの確立につきましては、複数の分野にわたりますので、私のほうからまとめてご答弁を申し上げます。

まず、環境施策につきましては、本市の環境政策の総合的かつ効果的な推進に資するため、SDGsの視点も取り入れながら、地球温暖化対策実行計画、生物多様性地域戦略など、環境関連5計画を一元化した第2次亀山市環境基本計画の策定に向けた取組を進め、本年6月に策定をいたしたところでございます。

一方、文化施策につきましては、コロナ禍において多くのイベントが中止、または延期を余儀なくされる中で、文化年プロジェクトの集大成として開催をいたしました亀山文化年2020では、実行委員会を中心に新たな手法を取り入れた様々な事業が展開をされ、多くの市民の皆様の参画を得て、文化に親しむ機会になったものと考えております。

さらには、これも市長触れていただきましたが、鈴鹿関の遺構の一部が国の史跡として指定をされ、今後も引き続き全容解明を進めていくとともに、大切に保存・伝承されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、亀山版SDGsの確立につきましては、本市におけるSDGsの取組の方向等を整理するに当たり、前期基本計画の施策の方向ごとにSDGsのゴールとの関連を検証するとともに、他の自治体の事例も踏まえつつ、後期基本計画への展開方策について検討を行ったところでございます。なお、現在、後期基本計画上での具体的なSDGsの活用手法等を検討しており、これらは後期基本計画の施策立案と関係づけながら確立していくことが効果的であると認識をしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今はどこへ行ってもSDGsと、私が以前これを聞いたときには一体何のことやと思っておったんですけど、本当にSDGsがどんどんいろんな、マスコミにも出てきます、今それは地球全体の発展と、かつ環境を当然のことながら配慮するということですね。亀山市も、地球的規模から比べたらごくごく一部ですが、やはりやっていただく必要があるかと思えます。

その次に、2番目の第3次行財政改革大綱前期実施計画の着実な推進について、1年間の成果とか、そういったものをお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

行財政改革につきましては、令和2年度から令和7年度までの6年間の計画期間として実施しております第3次亀山市行財政改革大綱で、令和2年度から令和4年度までの3か年を前期実施計画、令和5年度から令和7年度までの3か年を後期実施計画として取り組んでいるところでございます。

令和2年度は、前期実施計画の初年度として、大綱の15の重点方針に対し、82の具体的取組の着実な実践に努めたものであります。

その主な成果でございますが、普通財産の有効活用・売却としまして2,330万円、市債権の適正管理としまして滞納市税などの徴収でございますが1,240万円、これら歳入の確保と、経

常経費の抑制としまして1,330万円、時間外勤務時間の削減としまして2,510万円など歳出の節減などに取り組みまして、全体で効果額としましては7,450万円であったものと考えております。

その他でございますが、ICT技術の活用としまして、個人住民税関係の4業務と固定資産税、軽自動車税関係の計6業務におきましてRPAを導入いたしました。

また、マイナンバーカードの交付率の向上につきましては、令和元年度末で12.18%の交付率でありましたが、2年度末では27.97%と15.79ポイント向上いたしております。

時間外勤務時間の削減でございますが、令和元年度の時間外の時間が4万1,397時間から令和2年度は3万7,755時間と3,642時間の削減を行っております。

また、市営住宅関係では、民間賃貸住宅の活用を図るということで、栄町地内に新たに8戸の契約をいたしております。それに伴いまして、和田住宅から6戸の住み替えを行っております。

消防関係では、消防指令業務の共同運用について、津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会において、諸課題の調査・研究を進めております。

また、地域まちづくり協議会につきましては、地域リーダーの発掘・育成等に係る地域担い手研修を実施し、市道草刈り活動支援におきましては、40の団体が参加していただき、協働によるまちづくりの推進を図ったところでございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

#### ○12番（岡本公秀君登壇）

行財政改革というのは、本当にもうここまでやったからええんだとかいうところはなくて、もうずっとやり続けるというのはなかなかしんどいんですけども、誰でも、世の中のお金というのは2種類ありまして、自分の金と他人の金。自分の金に関しては、誰でも非常に気をつけるけど、他人の金を使うことに関してはどうでもええわけですわね、はっきり言えば。だけど、やはり税金を扱うというのは、税金というお金は他人の金の最たるものですね。だけど、それをきちっと有効に使っていただくために、これからも、もうここまでやったからええんだとか、そういうふうなことなくて、今年も来年もやはり同じようにやっていただく、そう望みます。

その次、3つ目、組織・機構の活性化と働き方改革の実現について、この中でもグループリーダーと言われる方の働き方はどうであったかということもご説明願いたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

原田総合政策部参事。

#### ○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

おはようございます。

令和2年度の行政経営の重点方針の一つといたしまして、組織・機構の活性化と働き方改革の実現を掲げまして、鋭意取り組むことといたしております。

その成果でございますけれども、まず組織・機構の活性化につきましては、平成30年4月に実施しました現在の組織・機構について管理職にヒアリングを実施し、検証を進めたところでございます。

その中で、先ほどお触れいただきましたグループリーダーの関係ですけれども、中間層でありま

グループリーダーのマネジメント能力の育成・強化につきましても検証いたしておりますけれども、組織・機構の再編以降、グループリーダーは着実にその能力を身につけてきておりますので、管理職になる前の段階における人材育成につながっているものと考えております。

また、重点方針の策定時点、令和元年の10月でございますが、その時点では全く予測できなかった新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けまして、これに係る特別定額給付金の支給に対応するため、令和2年4月にプロジェクトチームを設置し、その後、ワクチン接種を確実に進めるため、本年2月には新型コロナウイルスワクチン接種室を設置するなど、この不測の事態に組織的に対応いたしたところでございます。

一方、働き方改革の実現につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、テレワークの試行実施、年次有給休暇の取得促進、勤務時間弾力化制度の活用による早出遅出勤務の実施や、週休日の割り振りの変更による勤務日の変更等に取り組んだところでございます。これらの取組は、結果といたしましては、働き方改革につながったものと認識しているところでございます。

このように、令和2年度におきましては、コロナ禍といった不測の事態ではございましたけれども、組織・機構の活性化と働き方改革の実現については一定の成果があったものと認識しております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

#### ○12番（岡本公秀君登壇）

令和2年というのは、コロナの災いのおかげで、例えば職員の人が集まっているいろいろディスカッションして話を進めていくということが非常にやりづらかった状態ですね。何せ人が集まったら駄目だというんですけど、だけど、そういう状況にもかかわらず、いろいろとワクチン接種とか、1人10万円の給付金とか、そういうふだん考えもしないようなことをやらざるを得んということで、よくやっていただいたなど、私はそういうふうに評価をしております。どこの自治体でも大変な時間外労働をしておったと思うんですが、亀山市の職員の方もよくやっていただいたと思っております。

この知新の年の総括はこのぐらいで、次に行きます。

令和2年の3月議会において、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の改正ということで、具体的に言いますと、農業委員会の条例が改正されて、農業委員及び農地利用最適化推進委員といった委員の方の報酬というものが変更されたわけでございますが、この国から頂いた農地利用最適化交付金、そういった交付金の金額と配分状況、農業委員さんとか農地利用最適化推進委員さん、そういったことに配分するんだと。そういった方の活動状況についてもちょっとご説明をお願いします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

#### ○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農業委員及び農地利用最適化推進委員さんの報酬ということでありますけれども、従前からの報酬を基本給といたしまして、新たに活動及び成果の実績に応じた報酬を能率給として令和2年度から支給することとしております。

その中で、能率給でありますけれども、県を通じて国から交付をされます農地利用最適化交付金、これを財源といたしまして、活動実績に応じて、能率給としましては21万円を支払っております。また昨年度、国からの最適化交付金の交付額は16万5,000円ということでございました。

この活動実績によります報酬でありますけれども、各委員から提出されます活動実績報告書に基づきまして、1月の報酬額6,000円のうち、農地利用最適化交付金5,000円を財源として充てております。農業委員2名に1万5,000円、農地利用最適化推進委員20名に15万円の合わせて16万5,000円の最適化交付金を充てて能率給を支給したということになってございます。

具体的な活動ということでございましたけれども、今後の中心経営体への農地集積等の将来方針でございます。人・農地プランの実質化に向けた地域での話し合いへの参加、また担い手への集積・集約化や、耕作放棄地の解消に向けた活動、また遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見のための農地パトロールを行っていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんにそういう報酬をお支払いするわけですが、今はどこでも農業というのは非常に難しい問題を抱えておまして、特に、中山間地とかは本当に大変な状況なんでございますが、こういうふうな能率給という要素を取り入れ、それを皆さんに配分するわけですが、その結果、例えば以前よりも成果が上がったような場面、例えば耕作放棄地が少なくなったとか、皆さんが活動を一生懸命やっていたおかげで農地の集積とか、そういうふうな、以前に比べて、能率給を支払った結果、やっぱり効果が上がったなあとか、そういうふうな感じというのはございますか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

能率給のうち成果実績というのはございますけれども、こちらの報酬につきましては、担い手への農地集積・集約化実績及び遊休農地発生防止・解消実績、これらが共に令和2年度は支給の基準に達しませんでしたので、支給はすることができませんでした。ただ、その実績といたしましては、農地集積・集約化でありますけれども、単年度の目標としまして、15.32ヘクタールを目標として掲げておまして、実績としては2.11ヘクタールということで、達成度13.8%ということで、また遊休農地の発生防止・解消でありますけれども、こちらは単年度の目標92.09ヘクタールを掲げておまして、それに対して実績としては19.6ヘクタールということで、21.3%でありましたけれども、令和2年度につきましては、コロナ禍ということで、なかなか地域等での話し合い等々もスムーズに開催もできなかったというところもあります。

そういうことから、取り組んだ実績としては上がって、数字としては目標に達しませんでしたけれども、実績としては上げていただいたと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに、関係者が集まってお話をしてまとめるということ自体が今はやれない状況ですので、そういった面もあったかと思いますが、これは特に亀山市は中山間地農地が多いので、これからもずっと粘り強くやっていただきたいと思います。

その次に移ります。

3番のマイナンバーカードのことでございますが、マイナンバーカードは、国のほうはいろんな特典をつけてキャンペーンに努めてこられました。亀山市も1階に専門コーナーをつくって、専門の職員が張りついておるわけでございますが、この1年間で新規に取得された方の人数をお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

本市におきます令和2年度末現在のマイナンバーカードの交付枚数は1万3,909枚で交付率は27.97%となっております。令和元年度末の交付枚数が6,049枚、交付率が12.18%でしたので、令和2年度1年間で交付枚数が7,860枚増加し、交付率も15.79%向上したものでございます。

令和2年度におきまして、マイナンバーカードの交付率が大きく上昇した要因といたしましては、本市における様々な取組も要因の一つと考えておりますが、やはり国におけます最大5,000円のポイントを付与するマイナポイント事業の影響が大きかったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

このマイナポイントで5,000ポイント、5,000円分の買物ができるポイントが頂けるのが、もうこれが予算が切れて今現在はないわけですね。それは残念であると思いますが、このマイナンバーカードの利用方法ですね。最初はただの身分証明書ぐらいのものだったと思うんですが、新しい利用方法というものを、どういうふうなものを考えられているか。今現在、どういう利用方法が多いとか、そういったことを伺います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

マイナンバーカードのこれまでの利用方法といたしましては、本人確認のための身分証明書のほか、e-Taxや特別定額給付金、児童手当の現況届などのオンライン申請がございました。

また、本市におきましては、全国のコンビニエンスストアで印鑑登録証明書、住民票や所得証明などの証明書が交付できるコンビニ交付サービス事業や、市の窓口で住民票等を取得する際、申請書を書かなくてもよい証明書窓口受付システムの利用などがございました。

新たな利用方法といたしましては、本年10月から医療機関や薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として順次利用できる予定であり、また国が運用いたしますオンラインサービス、いわゆるマイナポータルでは、特定健診情報、いわゆるメタボ情報でございますが、これや薬剤情報を

閲覧することができる予定となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

これからはいろんな分野に利用範囲が広がるということで、その代わりに1枚のカードにいろんなデータが入ってくるで、それは扱いに注意ということですね。このマイナンバーカードを取得、国もテレビコマーシャルなんかでやっていますが、取得促進のための何か新しい特典といったものは考えておられますか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

マイナンバーカードの交付促進につきましては、これまでも取り組んでおります出張申請による申請機会の拡大や、写真撮影などの申請支援を強化するとともに、円滑な交付予約を行うための予約システムの活用を行い、一層のマイナンバーカードの普及促進と交付事務が円滑に進められますよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、本議会に予算補正を計上しております国の補助金を活用いたしましたQ U Oカードの配付や、消耗品グッズを活用した宣伝・集客などの取組を行い、マイナンバーカードの交付促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに、1階の窓口で手続すると、写真までちゃんと撮ってもらえますので、自分で写真をどこかで撮ってきてそれを持ってこないかとか、そういうことをしなくてもいいというのは本当にありがたいサービスであると思えますし、できるだけ多くの方が持つことによって、また利用範囲が広がると、そういうことですので、マイナンバーカードのカウンターは、やはりきちっと、できる限りいろんなサービスを申請した人があっちに行って写真を撮ってどうのこうの、そんなことをせんでもええようにやっていただくといいかと思えます。このことはこれで終わります。

続きまして、議案第68号に移ります。

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

まず最初に、歩行者利便増進道路という言葉が出てきますが、これはどういうふうな道路なのかということ、どういった構造なのかということをご説明をお願いします。画像をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

道路法等の一部を改正する法律によりまして、道路法等が改正され、歩行者利便増進道路、通称「ほこみち」と申しますけれども、この指定制度など道路の安全と効果的な利用のための新しい制度が創設をされております。

歩行者利便増進道路につきましては、歩行者が積極的に利用できるにぎわいある歩行者中心の道

路空間を構築するための道路として指定をする道路でございまして、指定した道路では、車道部分を減らしまして歩道を広げるということなど、歩道の中に車椅子同士が擦れ違える幅員を確保した上で、歩行者が滞留できる空間とか、にぎわいのための空間を構築することが可能となるものでございます。

少しこの背景も述べさせていただきますと、バイパス等の整備によりまして、自動車交通量が減少したにもかかわらず、依然として自動車中心の空間のままの道路が多く存在をしております。従来、道路上のにぎわいを目的とした空間につきましても、あくまで道路法令上の歩道等の一部ということでございまして、道路空間の中ににぎわいを目的とした空間の位置づけはなく、歩行者を中心とした道路空間の利活用が難しいとされておりました。よって、歩行者が積極的に利用できるにぎわいを目的とした空間を道路法令上に位置づけをするというために、新たに歩行者利便増進道路が創設されたというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

以前は、都会の都心部分に行きますと、週末は歩行者天国といって、車道を規制、止めてしまって、全部のところが自由に使えるような歩行者天国というのをつくっておったんですが、この歩行者利便増進道路というのは、そういう恒久的な歩行者天国的な存在と申しますか、そこで例えば、テーブルとか椅子を置いてちょっとした、外国でようありますけど飲み食いができる場所ですね、カフェみたいなそういうふうなものもできるし、そういう構造と判断したらええわけですね。

その次に、現在、交通事故の防止を図るために、道路に設置する交通安全施設というのは、今現在でも横断歩道橋とか、柵とか、照明とか、そういったものが交通安全の施設と言われるのですが、それに新しく自動運行補助施設が加えられるということですが、この自動運行補助施設とは何でしょうか。テレビ画像をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

自動運行補助施設でございますが、磁気マーカーや電磁誘導線など道路の路面下に設置をした自動運転車等の運行を補助する施設でございまして、設置した自動運行補助施設の磁気や電波を車両のセンサーが感知をすることで走行する際の車の位置を特定するという、その補助をするものでございます。

こちら少し背景を述べさせていただきますと、国におきまして、自動運転の実用化を目的といたしまして、平成29年度より、中山間地域の道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験が実施をされてきておまして、この近年の実証実験により抽出されました課題、例えば降雨・霧など気象の変化によりセンサーの性能の低下とか、GPS測定精度の低下などに対応するために、自動運行補助施設が道路の附属物、交通安全施設として位置づけをされたというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、先ほど説明のありました磁気マーカ―とかそういったものですね。この自動運行補助施設というのは、新しく道路を造って、そこへ埋め込むのか、今ある道路を掘って埋めるのか、それはいろいろあると思いますが、その費用というものはどのぐらい、結構長い距離にわたって埋めやなあかんし、そのセンサーの間隔にもよりますわね。それによっては数が大分変わってくるんだけど、こういうふうな建設費というのは結構高くつくものですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど少し触れさせていただきました、平成29年度からの国土交通省におけます自動運転サービスの実証実験が開始されたというところでありますけれども、道路上におけます本格運用につきましては、まだ行われていないという現状でございます。現時点におきましては、全国的に設置を行った実績もございませんことから、建設費につきましては明確に把握をさせていただいていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この自動運行補助施設というのは、まだまだ現実のものとなるには大分と時間のかかるお話と説明を聞いて思いましたが、だけど、こういうふうな自動運行が安全に行われる、そういうふうなやつが道路、幹線道路でもたくさん設置、整備されると私は、現在、地域公共交通がどこでもどんどん衰退していますね。それをこういうふうな安全な自動運行の技術がある程度確立されたら、また状況は変わるんじゃないかと思って、こういう技術の進歩には大変期待をするものであります。

次に移ります。

その次に、議案第72号の一般会計の附属書類というのが出てきましたが、その書類に載っておることでございますが、まず義務的経費の推移についてお伺いします。

平成21年から令和2年までの12年間における義務的経費というのがございますね。そのうちの1つは人件費で、1つは公債費、1つは扶助費となっておりますが、人件費というのは、この12年間大体横ばい状況です。公債費は借金がどんどん減っておるから、これは下がっておるんですね。ところが、扶助費は、平成21年が18億8,800万円ですね。これが12年たった令和2年は37億6,600万ともうまるきり倍になっておるんですね。このまま、もしもこのカーブが今の勾配でもしも推移すると仮定すると、もう令和9年とかその辺になってくるともう50億円になるわけですね。この金が全部亀山市から出るわけでもなくて、国から来るお金もようけあるわけですね。だけど、亀山市はそれなら何も出さんでもええかという、そうでもないわけですが、この扶助費の増加要因というものは、主にどのようなものがあるかご説明をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

議員ご指摘いただきましたとおり、扶助費につきましては、平成21年度において18億8,825万5,000円であったものが年々増加の一途をたどっておりまして、令和2年度には37億6,612万円となり、約2倍に膨れ上がったところでございます。

この増加の要因でございますが、主に障がい者サービスの拡充や生活保護費の増加等が上げられると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういう性格の出費ですので、どうしても増えてくるということはこれは仕方がないといえますか、そういう要素もあるわけですが、ただ、過去において、このままでいいのかとか、ちょっと抑制することも考えなアカンとか、そういうふうな議論は全然なかったんですか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

扶助費につきましては、障がい者サービスの制度拡充といった国の制度で市に裁量がない事業が大半を占めておるところでございますが、なかなか抑制を促すことは難しいものであると認識しているところでございます。

その中でも、市独自で実施しております福祉医療費助成の市制度分約1億円や、重度心身障害者介助者手当につきましては約2,000万円程度の年間予算を持ってございますけれども、現在のニーズに対応した施設への移行や事業の見直しなど、行財政改革大綱の中で検討を行っているところでございます。

また、生活保護費を抑制することにつきましては、生活保護に至る前の自立支援事業の強化を図るほか、生活保護費の受給者の社会的自立を促す取組を現在も実施しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かにこういうふうな分野というのは、これはそんなに大なたを振るうわけにもいかんけれども、何も、こうしたほうがいいんじゃないかとかいうふうな考えがあったら、やはりいろいろとやっていただく、そうして将来をいろいろと考える必要があるかと思えます。

以上をもちまして、私の質疑は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

---

（午前10時57分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して質疑をさせていただきます福沢美由紀でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案質疑をさせていただきます。

いつも決算をするときに、この年度はどういう年だったのかなということを考えてからするわけですが、この決算は、やっぱり過去2番目と言われるほど大きい規模の予算であったということが1つ上げられるのではないかなと思いますし、あと亀山駅周辺整備事業とか、図書館を含むとか、そういう大きい事業が含まれていた、あるいはGIGAスクール構想であるとか、それでタブレットを整備したりしなくちゃいけなかったり、会計年度の任用職員制度がスタートしたとか、あと消費税や保育の無償化などの10月から始まった部分が、この令和2年度では丸1年その評価ができるということもあるかと思えます。何よりも先ほど言われましたコロナ関連で国からもお金が来て、市でもしなくちゃいけないことがたくさんあったということもあるのだろうなと思えます。

そういうことを踏まえた上で、私の質疑を進めていきたいと思うんですけども、まず実質単年度収支の赤字についてということで上げました。

歳入歳出の差引きである決算収支については、9億6,721万円ということで、前年度よりも少し増やした感じですけども、それだけでは雑駁ですので、そこから繰越しを引いたという額が8億9,692万円、これを実質収支というわけですけども、これについてもやはり前年度よりも増やしているという状況なんですね。やはり、この1番に上げさせていただきますところに持っていくわけですけども、次は、でも単年度収支というのを見ないといけないということで、どれだけ前年度よりも黒字を増やしたかという数字だと私は認識しているんですけども、それが前年度はマイナスであったのが、この令和2年度は2億4,317万円ということで黒字を増やしたということになっております。

しかしながら、実質単年度収支、これは黒字を増やすためのいろんな基金を取り崩したり、また積んだり、ほかにもいろんなやりくりをしたその評価という、一番決算の評価をするのに大切な数字だと思うんですけども、これについてがマイナス5億1,175万円ということで赤字になっているということですね。

そこでお聞きしたいんですけども、今回のこの赤字になる、実質収支や単年度収支が黒字でも、この実質単年度収支が赤字になるという要因は何なのかということをもっとお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

まず、実質単年度収支でございますが、単年度収支から実質的な黒字要素であります財政調整基金積立金や地方債繰上償還額を加えまして、赤字要素であります財政調整基金取崩し額を差し引いた額であり、当該年度の実質的な収支を把握するための指標でございます。

今回、実質収支より単年度収支が、黒字であるにもかかわらず赤字になったという理由でございますが、昨年度の単年度収支が赤字であったことから、その差額についてそのまま赤字要素が引き続いておりますので、昨年度の実質単年度収支も10億ということで、完全に今年度の決算では拭き切れていなかったということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

赤字になった要因としては、昨年の赤字が大変だったので、それを埋め切れなかったという全体的な言い方なんですけど、私がお聞きしたかったのは、何がどうなれば赤字になって、何がどうなれば黒字になるのかということをちょっと伺っておきたいなと思ったので、もう一度お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

実質単年度収支につきましては、単年度収支から赤字要素であります財政調整基金の取崩しを差し引くということで、その年の取崩しがあった場合には、一定の額を超えた場合に実質単年度収支が赤字になるということでございます。

この赤字を黒字にするための方策としましては、当然、財政調整基金の取崩しを少なくすることになるかと思えますけれども、そのためには市税の大幅な増収などの要因がやはり要ることから、しばらくの間はこのようなマイナスが続くものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

財政調整基金をたくさん取り崩すとこの数値は赤字になってしまうし、たくさん積み立てると黒字になるし、早く借金を返そうということで、繰上償還金があると黒字となっていくのがこの実質単年度収支の数値なんだと思うんですけれども、とはいえ、前年度のマイナス10億円という赤字から今回5億ということで、若干よい数字になったということにもなるのかなとは思いますが、この赤字額を若干減らすことができた要因は何だったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

赤字額が改善した、10億から5億の赤字になったということでございますが、主な要因としましては、歳入において臨時財政対策債、こちらが前年度から比べまして4億1,830万円の増加があったことなどによるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

臨時財政対策債が増えたから、この数値がよくなったんだということですね。そうすると、こ

れをどんどん使っていくことによって、この赤字額が減っていくということになるのか、これからもしばらくは赤字が続くだろうと言っておられたんですけども、今回の臨財債の額を限度でこれから見ていくおつもりなのか、もっと市税を増やすとか、ほかのものを増やす努力をされるということなのか。ここの今回の決算を見て、今後どういう方向性を持っておられるのかを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

行財政改革大綱におきまして取り組んでおります財源確保の中でも、特に市税収入の確保としましては、企業誘致とかに取り組んでいるところでございます。当然、市税収入を今後もっと増やしていくということを前提に進めてまいりますけれども、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の振替分ということで、市のほうが借金をしながら財源を確保するというものでございます。

この臨時財政対策債につきましては、普通交付税が令和2年度から1本算定になったということもありまして、普通交付税から振り替えられる臨時財政対策債の割り振りが、パーセントが増えております。今回も9億円という大きな額になりましたけれども、今後もその臨時財政対策債の金額というのは増え続けるというふうには考えております。交付税としての財源確保であります、一方で地方債でございますので、今後の公債費の増加とか、いろんな指標にも影響が出ますので、その辺の借入れについては慎重に取り扱っていくものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

臨時財政対策債を古い、ものの本を読むと、しばらくしたらなくなるだろうとか書いてあるのもあったんですけども、これからもしばらく増えていこうということをお聞きしました。

次に、市債について伺いたいと思います。

これについても、昨年度もずっと残高を減らし続けてきたという評価をずっとされてきたところなんですけれども、今回の決算での評価をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度の市債の決算額でございますが、借入額としまして19億1,310万円で、前年度比3億9,980万円、26.4%の増加となりました。

増加の主な要因でございますが、事業終了によります野村布気線整備事業債が1億6,650万円、前年度から減となったものの、臨時財政対策債が9億1,150万円で前年度比4億1,830万円の増、図書館整備事業債が3億7,640万円で、これは前年度借入れはございませんので、皆増となったことによるものでございます。

また、令和2年度末の市債残高につきましては、前年度比で1億1,091万8,000円増の157億7,067万8,000円となったところでございます。

市債残高につきましては、昨年、令和元年度まで11年連続で減少となったわけでございますが、

令和2年度におきましては、令和2年度の元金償還額が18億118万円に對しまして、借入額が19億1,310万円であったことから、市債残高が増加したものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の身の丈の借金なのかどうかということをお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

従来からご答弁させていただいておる身の丈に当たる予算額としましては、170億円程度というふうにお答弁させていただいております。そこに主要事業等、標準事業以外の部分も乗せますと、毎年大体200億程度の予算編成を行っているところでございます。

申し訳ございませんでした。借金の金額でございますが、公債費については、毎年22億円以内ぐらいで推移するよう、減債基金の取崩しにおいてもそういった基準を持っております。現在、その金額以下ということでございますので、借金額としては、返済額としては適正な額であると思っております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

いろんな比率、指標も大丈夫なので、一応額面としては22億円以内で収まっているということで、評価されるというご答弁だったと思ひます。多分、臨財債がやっぱりこれからも少し増えていくだろう、やっぱり現金がきちんと出ることがきっと大事なんだろうと思ひますけれども、そこが増えていきながらも、22億円以内というところをきちっとキープしつつやっていくということだったのかなとお伺いしました。

次ですけれども、基金についてお伺いしたいと思ひます。

以前100億近くあった基金も、この決算では全体で70億何がしということになって、活用がされてきているわけですが、今回の決算上の今回の基金の評価、また2020年の活用の特徴について伺いたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

基金の活用につきましては、亀山市基金条例や亀山市基金活用指針に定めているところでございます。

令和2年度におきましては、財政調整基金の剰余金積立て3億3,000万円、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立て5,020万円、庁舎建設基金積立て5,000万円などにより、4億5,997万8,000円を積み立てております。また、取崩しにつきましては、財政調整基金取崩しが7億5,723万3,000円、市民まちづくり基金取崩しが3,345万2,000円などにより、

8億264万円を取り崩しております。令和2年度の全会計の基金残高につきましては、前年度比で3億4,266万1,000円減の79億8,298万9,000円となったところでございます。

また、令和2年度の特徴としましては、基金条例改正と基金活用指針を改定いたしまして、市民まちづくり基金及び関宿にぎわいづくり基金について、従来の活用方法がソフト事業に加えまして、ハード事業への活用ができるよう、基金の有効活用を図ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

まちづくりの基金がソフトからハードに変わって、エアコンなどに使えるようになったということは記憶に新しいところですが、この財調と減債基金と特定目的のいろんな基金があるわけですが、中でもちょっと財調について伺っていきたくと思います。

毎回確認をされる場所なんですけれども、この財調の在り方についてちょっとお伺いしたいんですけれども、いつもこれぐらいはきちんとキープしたいというところがあったり、後で聞きますけど、長期財政見通しの中でも定められていたりはあるんですけれども、そもそも亀山市の予算の立て方として、必ず財調を取崩しありきの予算計上だったのかなと思っているんですけれども、私もいろんな今回の決算やったり、いろんな本を読んでいると、例えば財源が不足して財調を取り崩さないと予算が立てられないようなことでは困りますみたいな表現がある本もあって、私もこの財調の在り方というのが、家庭でいうところの、もし何かがあったときに備えのお金という位置づけなのか、亀山のように必ず崩しながら予算を立てて、1年の間にちょっとずつでも返しながら、うまく使えたときは返しながら、できるだけ取崩しを少なくするみたいなやり方をやっておられるように思うんですけれども、財調の在り方について、2年度もずっと今までも一緒だと思うんですけれども、伺っておきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

まず、財政調整基金の考え方としましては、年度間の財源の不均衡を調整するために活用しております。また同時に、歳計剰余金の積立てを行っているところでございます。

令和2年度末の基金残高でございますが、23億8,435万4,000円を確保いたしたところでございます。行財政改革大綱の中で基金残高を20億円維持するという取組を進めておりますとおり、それを目指して行革を進めていきたいと考えております。

また、予算の組み方でございますが、歳入の不足分として財政調整基金の取崩しを毎年計上しておるわけですが、やはり根幹をなす市税については、あまり多く見過ぎると財源が不足してしまいますので、ある程度抑制した中で予算編成を行いますけれども、歳出については、逆に少し支払いができないということもありますし、いろんな経費の伸びもありますので、その辺は多めに予算計上するということがありますので、その辺の財源不足については、財政調整基金のほうを計上させていただいて、結果、その取崩し額を毎年減らしてはおりますけれども、今後も減らすような努力をしながら予算執行に努めていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これからもそのようにやっていくということなんですけれども、確実に毎年毎年財調が減っている中で、今23億ということで、なかなか待たないという感じがするんですけれども、例えばこの基金の特定目的について整理をされるとか、財調を積み直すとか、何かこれこのままやと20億キープも難しいやろうし、予算を組むのも難しくなってくると思うんですけれども、必ずマイナスになっていっていますので、ここ最近ね。そこについてはどのようにお考えなのかというのを、特に次の長期財政見通しの整合というところと一緒に答えていただいてもいいのかなと思うんですけれども、長期財政見通しで見ている財調のことも含めてご答弁いただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

現在策定をしております後期基本計画でございますが、こちらのほうに各種事業、ハード事業であったり、ソフト事業であったり、新たな4年間の計画を見据えて計画を立てております。

長期財政見通しにつきましては、これに合った形で見直しをさせていただくというふうにお答えをさせていただいておりますけれども、この基金についても、それに合わせた形でいろんな見直しをしていきたいと考えております。当然、有効活用ということで、全ての基金を見直した上で見直していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

基金についても全体を見直す必要性を思っておられるということが分かりました。

再度ちょっとお聞きしますが、長期財政見通しとの整合という意味で、特に修正が必要な部分とか、特徴があったら改めてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

長期財政見通しでございますが、こちらは予算ベースでの見込みを立てたものでございます。決算額と比較いたしますと、前年度からの繰越事業費や不用額などを加除した額となることから、歳入歳出において差が生じてくるものでございます。

令和2年度の決算との比較で、特に今回は新型コロナウイルス感染症対策としまして、総額で決算額で約59億円となりますけれども、事業を展開しておりますことから長期財政見通しとの金額については大きく離れて、差異が出たという形になっております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そこも含めて見直しをされるということですね。

次の質疑ですけれども、社会福祉の向上についてと上げさせていただきました。改めまして、憲

法25条には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると第1項に、第2項に、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。これは国だけにまとめているものではなくて、やはり地方自治にも通ずるものだと考えます。

市長は、クオリティー・オブ・ライフというふうには、ここのところをとっても大切に考えてこられたんだろうなと私は思っているんですけども、市民の暮らしの向上というのを大切にしているよというメッセージは発信し続けてこられたと思っています。

例えば、今回の決算で社会福祉の向上がなされたのかどうか、それは先ほどの岡本議員の答弁にもありましたけど、国がすることによって自然と広げていくという部分もあるでしょうし、意識的に市として拡充していくという部分もあると思うんですけども、そこについてお伺いしたい。

市長にお伺いしなくちゃいけないのかなと思います。すみません、社会福祉の向上についてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

憲法25条の社会福祉の定義から考えて、市長はどのように考えておるのかということでございましたが、この憲法25条に規定をします社会福祉の向上については、国・都道府県及び市町村の福祉施策がバランスよく機能して初めてなし得るものと、そういう認識を持たせていただいております。

そのような中で、本市における社会福祉の推進状況を表す、今日もご議論ありました、例えば扶助費につきましては、令和2年度の決算額で過去最大の37億6,000万という支出をいたしております。私就任直後の平成21年度が18億8,000万でございましたので、約2倍に増えてきたという経過の中にございます。

その内訳なんですけれども、障がい者支援事業でありますとか、生活保護事業など、国のいわゆる制度、この財源を中心に進める事業もございますけれども、国の支援策が行き届かない部分を市の独自施策、例えば福祉医療費の助成事業、これは約1億ぐらい今は市として展開しています。あるいは、重度心身障害者介助者手当、これが約2,000万ほどで補填をしている構造となっております。そのほかにも幾つかあろうかと思っておりますが、今後におきましても、市としては、国あるいは県の支援策が行き届かない、いわゆるはざまの部分の支援できるように、市独自の支援施策を展開いたしてまいりたいと考えております。

今、前段で、決算での財政との関係をご指摘いただきました。この福祉の向上と単年度単年度の収支のみならず、今後もやっぱり持続的に財政的な担保をしていくと、この両面をしっかり捉えていかないと、国の制度自体も国2分の1、県と市が4分の1ずつの負担がある、扶助費につきましてはこれは原則でありますし、市単独でそれを向上させていくという意味も考えますと、持続的にこの財政と福祉の向上のバランスを亀山市としてしっかり取っていくということが極めて大事だというふうに認識をいたしておるところでございますので、当然、緑の健都という中には扶助費だけではなくて、それこそ公衆衛生とか、子育て支援とか、あるいは交通弱者への様々な施策、こういう事業もひっくるめて展開をいたしておりますので、そのトータルでもって、ぜひともこの市民の

福祉、いわゆるウエルビーイングといますか、ウエルフェアという概念の本当に幸福な状態、あるいは幸せな状態ができるようなことをやっぱり意識して展開をしていきたいというふうに基本的に考えておるところでございます。

すみません、憲法25条との関係というご質問でございましたが、基本的には、やっぱり国と県、そして市町村がそれぞれバランスを取ってしっかり対応していくものというふうに考えておりますという認識をいたしております。

**○議長（中崎孝彦君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

社会福祉というのをどう捉えるかというところで、扶助費と捉えるのか、民生費と捉えるのか、決算上ではどうしてもお金で見なくちゃいけないところはあると思うんですけども、扶助費の議論をするときに、必ず以前から倍になったとか、どんどん増えているということがどうしても引き合いに出されますけれども、この亀山市の扶助費の構成割合としては、そうびっくりするほど多いわけではないんですね、他市比較をしてね。いつも大体、そんなに亀山市が多いわけではない。あるいは、一般財源をどれぐらい投入しているのか、充当しているのかということでもまた見れるのかも分かりませんが、国と県と市とのバランスって確かに大事だと思いますが、先ほどくしくも言われた公共交通についても、令和2年度はタクシー券がカットされた年でもありました。乗合タクシーがどんどん始まってきたということもあるんでしょうけれども、ここをどう評価してというか、トータルで見るとというのが私は大事やと思うんですけども、そのトータルの枠を常にいつも、これとこれとこれは向上してきた、これはもうちょっと向上したいなというものを意識しているかどうかでやはりお金の使い方って変わってくると思いますし、予算で決まってしまうわけではなく、例えばお金が出てきたときに、ここが埋められるということがやっぱりできるかどうかが変わってくると思うんです。

それで、社会福祉の向上というのは、ほかのいろんなものも大事ですけども、ちょっと意識しておかないと、やっぱり扶助費を減らさないとか、先ほども生活保護を抑制するにはと、そういう物言いがありましたけれども、生活保護というのは、本当に最終の生きていくためのセーフティネットと言われていて、セーフティネットは抑制しては私はないと思います。どなたでも困ったら行ける場所だと思うので、そこのところは、また一つ全体を見ながら違った思いを持っていただかなくてはいけないのかなと感じました。また、委員会もありますので、また丁寧に見ていきたいなと思っています。

最後の会計年度任用職員制度についても聞いておきたいと思います。

会計年度任用職員制度、これが始まったと思うんですけども、前年度と比較して、例えば人数とか、正規・非正規の割合がどうなったのか、財政上どうであったのかということについてお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

原田総合政策部参事。

**○総合政策部参事（原田和伸君登壇）**

令和2年度から導入開始しました会計年度任用職員制度でございますが、それまでの非常勤職員

によるものと制度的に変わった、会計年度で任用する制度でございますが、まず人数でございますけれども、令和元年度は542人、令和2年度は570人と28人を増加しております。

これの主な要因でございますが、開館しました関の山車会館の施設管理員や介助員の増、それとか特別職の非常勤職員から会計年度任用職員に移行しました家庭相談員、そういったいろんな事情があるんですけれども、人数は増えております。

全体の割合でございますが、約半数ということで占めております。

それと財政上の影響でございますけれども、令和元年度と令和2年度を比較いたしますと、会計年度任用職員制度では、それまでの賃金を報酬という会計上の変更がありましたので、性質的にも物件費、扶助費から人件費といったところはあるんですが、決算額で比較いたしますと、元年度の8億9,093万9,000円が2年度でございまして、前年度に比較しますと7,970万4,000円の増となっております。ただ、この増えた大きな要因は、会計年度任用職員制度になりまして、期末手当を支給するということが大きな影響だったというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の正規と非正規の割合が大体ずっと半々をキープしているわけですが、これは多分、非常に正規の比率は低いほうなんだと思っています。ただ、正規職員を置くべきところには置くという方針を持っていただいていますので、そんな中で具体的に成果があったかどうか。

私どもは、せめて保育所の担任を担っている方については正規職員を配置するよということ求めてきたわけですが、そこについて、具体的にどうだったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

おっしゃいますように、現在、第4次定員適正化計画につきましては、真に正規職員が必要な場合にあっては正規職員を配置していくという考え方を基本といたしまして定員管理に取り組んでおります。

その中で、保育士、幼稚園教諭の正規職員数につきましては、令和2年度は71人で、前年度と同数ではございますが、令和元年度には1人増としておりますので、第3次定員適正化計画の期間中では、これは平成27から31年度でございまして、4人の増となっております。

そういった中で、担任の職員につきましては、保育所、認定こども園、幼稚園の保育職場全体ですと、令和元年度、令和2年度も同数でございまして、正規職員が41人、非正規職員、いわゆる会計年度任用職員でございますが、19人で、非正規率は32%となっております。

ただ、令和2年度につきましては、2人増の採用計画を立てたんですが、結果的にはちょっと採用の辞退ということがございましたので確保できなかったのですが、計画どおりできておれば、担任は28%と、30%は切れたんですが、そういった結果でございました。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと早口だったので分からなかったんですけども、要するに、全体の例えば保育所の職員さんの中で担任をしている方が何人おられて、そのうちの正規、非正規というのは分かりますか。その変遷は分かりますか。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

申し訳ございませんでした。担任でございますけれども、保育所、認定こども園、幼稚園の保育職場全体としまして、令和元年度と2年度とも同数なんですけれども、正規職員は41、それと会計年度任用職員が19人で、非正規率といたしましては32%ということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。先ほど言っていた数が担任の先生の数なんです。41人对19人というのが。これを2人増やそうとしたけれども、計画はあったけれども、いろんな諸事情で増えなかった。その分をまたこれからは増やしていかれる、この分も超えて増やしていかれるというところなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

令和2年度につきましては、2人確保できなかったんですが、本年度につきましても、来年度に向けまして2名増というふうなことで採用計画を立てております。ですので、正規職員の配置というふうなことを考えておりますけれども、いきなりということはなかなか難しいですので、ただ方向性としましては、正規をとすることは考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次の議案に移らせていただきます。

亀山市立図書館条例の全部改正について伺いたいと思います。

新しい図書館に向けての全部改正だと思うんですけども、今回の改正の特徴について伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

今回の条例改正の特徴ということでございますけれども、現行条例とどの辺が変更になるかというところで、主なものについてご説明させていただきたいと思います。

今回の条例案では、図書館を亀山駅前へ移転・整備いたしますことから、新図書館の位置を第2条で定めるほか、第1条におきまして、目的及び設置について新図書館の基本理念を実現し、学び

とまちづくりの核となる図書館を目指すため、市は「学びからつながる場へ」を基本理念に、本と人とが出会い、人と人がつながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法第10条の規定に基づき、亀山市立図書館を設置すると定めております。

第3条では、図書館の開館時間及び休館日は教育委員会規則で定めることといたしておりますが、昨年3月に策定しました管理運営の基本方針において示しておりますが、開館時間は、現行の開館時間を拡大し、平日と土日等の差異を設けず、9時から20時までとし、休館日は現行と同じ毎週火曜日、館内整理日、あと図書特別整理期間、年末年始と定めることといたしております。

また、第4条では、新図書館の管理運営の方法を直営と業務の外部委託導入を組み合わせたものとし、直営を堅持いたしますことから、図書館に館長及び司書、事務職員、その他必要な職員を置くことを明記するとともに、第5条では、第1条の目的を達成するため、図書館が行う事業について定めております。

さらに、第9条では、図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会を置くこととし、協議会の委員の委嘱基準、定数及び任期を定めております。

以上が条例改正の特徴でございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

#### ○9番（福沢美由紀君登壇）

全体の特徴を伺いました。理念を今までなかったものを条例にうたわれたということで、これは大きな特徴ではあると思うんですが、人と人がつながる努力というのは、私は、今までからずっとされてきて、本当に図書館としてのありようは今までにもあったなということは自分では認識しています。これがさらに新しくなることによって、さらに充実していくということだと認識しています。

今回、私は、前の条例を拝見すると、かなりシンプルなものであったんだということを改めて驚いたところなんですけれども、ここには、でもシンプルではありましたが、施行規則などがちょっと細かくあったんですね。条例自体はシンプルだったけど、施行規則で細かくちょっとうたってあったというものもあったと思うんですけれども、今回のこの条例についても、それはいつ、するんですね、あるんですねというか、これからつくられる。いつぐらいとかいうのがあったら、ちょっと伺っておきたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

#### ○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

先ほど議員が申されておりましたとおり、現行の条例につきましては、条文が6条ということで、改正後の条文につきましては11条ということで、5条また新たに条文を追加いたしております。

実際の細かい規定につきましては、現行の条例施行規則において定めておまして、改正後の条例につきましても、細かい部分につきましては、教育委員会の規則であります条例施行規則において定めることといたしております。

おおむね大体の案、開館時間とか休館日につきましては、今回、時間等をお示しさせていただいておりますけれども、そういった内容については決まっておりますが、あと図書館の職制とか、そ

ういった組織体制の部分についてはまだこれからでございますので、それが整いましたら、条例施行規則について制定していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

以前になかった司書を置くとか、館長を置くということがきちとうたわれていることで、私は、図書館としてこの亀山の文化の伝統を守っていく、つくり上げていくという覚悟を思ったわけですが、次の項目で、館長・司書配置の考え方についてと上げました。置くということが書いてあるわけですが、司書職制度というのがございまして、公立図書館に図書館法に規定された司書・司書補の有資格者を置く人事制度なんですけれども、その要件として6つの項目が上げられておまして、6つ全部言うていると時間がないんですけれども、その中で、私が1つ気になっているのが、本人の意思を無視した他職種への配転が行われないことというのが6つのうちの2番目に書いてあるんですね。やはり、この図書館で資格を持った方が図書館員として働く意欲と適性、能力を持った者が司書として採用されて、そこで定着して働いて成長していけるようにという仕組みであって、これを守っていくということが図書館を守っていくということにつながるのではないかなと思うんですけれども、そういうところのお考えも含めて、司書を置くということについて伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

現行の図書館におきましても、館長を含め司書資格を有する正規の職員が2名配置されております。

来年4月に採用が予定されております司書資格を有する職員につきましては、新図書館が令和5年に開館することに伴い採用される職員でありますことから、基本的には図書館の専任として配置されるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

司書として採用されたのでありますから司書として働き続けられるように、それで知識、いろいろなものが蓄積されて、いい仕事がしていただけるようにということを私は望みたいと思います。

次の質問ですけれども、図書館の駐車場についてちょっと言及がしてありましたので、その考え方について伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

今回、地下駐車場に49台のスペースを整備いたしますけれども、これにつきましては有料のスペースとしますことから、今回、駐車料金についての規定を設けたものでございます。

図書館の地下駐車場の使用料につきましては、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の

適正利用のため、普通自動車1台当たりの使用料を駐車時間が1時間以内のときは200円、駐車時間が1時間を超えるときは30分までごとに100円と設定いたしました。

また、図書館の利用者が使用する場合の使用料につきましては、駐車時間が2時間以内のときは全額を免除し、駐車時間が2時間を超えるときは400円を減額することとし、図書館の利用者は基本的に無料となるよう配慮いたしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この駐車料金を設定した額面の根拠は、周りの駐車場に合わせたということなんですね、1時間200円ということで。さっきのご説明ですと、2時間までだったら後でそれを免除してくれるので、要するに市民は2時間までの図書館利用なら今までどおりお金をかけることなく図書館を楽しむことができるという解釈なんですね。2時間を超える分についてはそれぞれお金がかかってくるということだと思うんですけれども、図書館を無料で楽しめる時間を2時間と規定した根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

無料となります2時間の根拠でございますが、現亀山市立図書館整備委員会委員長で愛知工業大学の中井孝幸教授の調査・研究から、公立図書館の滞在の分布がほぼ大体2時間以内とあること、また多くの図書館利用者の方に地下駐車場を使用していただくため、2時間といたしたところでございます。図書館の適正な利用のため、地下駐車場の使用について適切な管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山で調べたわけではなく、先生のご研究の中で調査をした結果、大体2時間以内だろうということで2時間と定めたということなんですね。

今の駐車場の台数と比べると、本当に図書館の真ん前の台数からは増えるのかなと思うんですけれども、ちょっとその台数のところについて、何台から何台になるということと、あと今の駐車場からもっと広い、便利で、また雨にもぬれないというところになるのかなと思うんですけど、そこについても分かれば伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

現行の駐車場の台数でございますけれども、現在、普通自動車が11台、軽自動車が9台、おもいやり駐車場が1台、計21台駐車できる台数となっております。

新しい図書館におきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、地下駐車場に49台駐車できるスペースで整備することとなっております。

整備基本計画の中では、必要台数として93台程度の駐車場が必要ということを示しておりますが、不足分につきましては、周辺にあります民間の駐車場で確保するように今調整をしているところでございます。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時54分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は12人です。

他の議員は、別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。代表質疑をさせていただきたいと思っております。

冒頭に、現在、三重県においては新型コロナウイルス感染の拡大に伴って緊急事態宣言が発出されている真っ最中であります。そういった中で、感染されて苦しんでいる皆さんにお見舞い申し上げますとともに、その対応を全力で取り組んでいただいている従事者の皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、代表質疑ということで、通告に従いさせていただきますと思っております。

まず、議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

午前中からも2の方が代表質疑されております。その中で触れられておりましたけれども、この令和2年度というものは、ご承知とおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴った対策に追われたということでありました。非常に大きな影響を受けたと思っております。

まず、この新型コロナウイルス感染症対策によって決算にどのような影響を及ぼしたのか、総括をお願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

新型コロナウイルス感染症への対策といたしましては、第7弾にも及びます緊急政策パッケージを取りまとめまして、子どもと生活の支援、地域経済の支援、感染拡大の防止等の3本柱から成る事業を展開し、総額59億円を支出したものでございます。その内容でございますが、市民1人当たり10万円を支給する国の特別定額給付金、こちらが約49億7,200万円のほか、市独自の事業といたしましては、プレミアムつき商品券事業約1億1,700万円、飲食店を応援する亀山

エール飯チャレンジ事業2,600万円、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」が約2,100万円、そのほか、市立医療センターへのPCR外来検査センターや亀山発熱外来の創設など、地方創生臨時交付金などを活用いたしまして、また、補正予算等により対応するなどスピード感を持って総合対策を展開することにより、コロナ禍の影響を受ける市民や事業者に対して全力で支援に努めた結果、59億1,094万2,000円の決算となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

答弁いただいたとおり、59億1,000万円強の拠出をして、その対策に当たってきたということでもございました。その第7弾までということで緊急政策パッケージ、今日午前中の答弁でもありました47事業にそういったものに拠出、当ててきたということでもございました。この対策については、緊急性とか必要性とかに照らし合わせたといいますか、素早く手を打っていくというか、そういうことが求められた非常に難しい対応だったというふうに思います。市民の方に安全・安心を与えるために取り組んでこられたということで、これは一定の評価をさせてもらっているのではないかなというふうに思っています。

こちらは先ほど答弁がありましたとおり、地方創生臨時交付金ですかね。そこに巨額を充てられたということでもございました。それ以外、市の独自事業といいますか、そこで多くの先ほど特別定額給付金なんかでも49億円強ということでもございましたが、これは国庫支出金が10分の10であります。100%であります。ただ、亀山市においてもその新型コロナウイルス感染の対策が必要であるということの中で、市で単独で行った事業もあったと思いますが、これはどういったものがあつたのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

緊急政策パッケージの総事業費が約59億円ということでもございますが、その財源といたしましては、国庫支出金、県支出金などでございます。結果的に、一般財源が3,500万円必要であつたということでもございますが、これについては、主なものといたしまして、保育所の一般管理費では1,037万3,000円、PCR外来検査センターの設置等に関します病院事業等の繰出金については960万円、学校一般管理費、施設管理費66万1,000円でございます。この内容、保育所一般管理費につきましては、県支出金を活用しておりますが、1件につき50万円が限度でございまして、50万円を超えて支出した分については一般財源になったものでございます。

病院事業繰出金につきましても、固定資産対象物となってしまったため、結果的に補助金が当たらず一般財源となったものでございます。また、学校一般管理費、施設管理費につきましても、国庫補助金を活用しておりますが、補助率が50%であることから、地方負担分については一般財源となったというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

保育所等の対策で、1か所について50万円までが限度という中で足りない分を一般財源で確保した。あるいは、医療センターのPCRセンター等の設置費用、これは固定資産という形になったので補助の対象にならなかったというところから一般財源を充てたということでありました。そういう形で、今回、令和2年度においては過去2番目に大きな予算、決算額になったということがありましたが、そういうようなところからも見てとれるのかなあというふうに思っています。

今回は、地方創生臨時交付金等を活用したということなんですけれども、こちら使い切れなかった分に関しては令和3年度に繰越しがされているのか、であれば、予算としてはどれぐらい繰り越されたのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、その性質上、速やかに新型コロナウイルス感染症対策事業に充当して、原則翌年度への繰越しはできないものでございました。しかしながら、令和2年度の第3次配分につきましては、1億7,150万円でございますが、交付決定配分が2月上旬であったことから年度内完了が困難な事情が勘案され、特例的な措置として次年度の令和3年度当初予算に計上し、繰越しして執行をすることが認められたものでございます。その交付限度額1億7,150万円のうち、令和3年2月に補正予算で計上させていただきました事業継続緊急支援金充充分5,500万円を除いた1億1,650万円を、令和3年度の当初予算に繰越しをさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

原則繰越しはできない中で特例で認められたということ、その金額は1億1,650万ということだったというふうに思います。国においては、非常に大きな巨額の臨時交付金を確保して、その地方に割り振りをしたということだと思います。このように本当に、1次補正では1兆円、2次補正2兆円、3次補正では1兆5,000億という巨額な予算を充当したということだと思います。これを取り戻していくのはいかに大変かなあというふうにちょっと考えますと、天文学的な数字になるんじゃないかというふうに少し足がすくんでしまうところがありますけれども、そういったことが対応されてきたということかと思えます。

続いて、債務における自主財源と依存財源について確認させていただきたいと思います。

自主財源額と依存財源額、それぞれ金額、それも比率はどうなったのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

自主財源と依存財源でございますが、歳入のうち市税や分担金、負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体が自らの権限で調達できる財源を自主財源、また、地方交付税や地方譲与税、国・県支出金などのように、国や県の意思決定に基づき収入される財源が依存財源でございます。

そのような中で、令和2年度決算でございますが、特に新型コロナウイルス感染症対策として実

施いたしました約59億円の事業の財源として、国庫支出金等を計上いたしましたことから、例年に比べて依存財源が大きく増額となっております。

まず、自主財源の比率でございますが、令和元年度が59.3%に対して、15.4ポイント減の43.9%でございます。依存財源につきましては、令和元年度が40.7%のところ、15.4ポイント増となった56.1%でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

令和元年度と比較して大きな国等からの支出金もあって、比率を大きく下げてということでありました。その自主財源の内訳を見ますと、市の収入が101億4,264万円というふうになっています。その中を見ますと、法人市民税が1億2,319万円、それから固定資産税が1億828万円減少しているということでありました。ただし、個人市民税を見ますと、2,845万円増加というふうになっています。このコロナ禍でありながら、個人市民税が2,845万円増収になったというところ、この要因は何であるのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

個人市民税でございますが、定年退職後も継続雇用される傾向によりまして、納税義務者が増加となったことから増となったと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

再雇用あるいは再任用の方を含めて、納税義務者の方が増えたということでありましたので、これは、すなわち亀山に特徴あるものではなくて、これは今の日本国内全ての自治体で言える傾向にあるのかなあというふうに認識をさせていただきました。したがって、コロナ禍でありましたけれども、大きく影響はなかったということかと思えます。個人市民税に関しましてはなかったということかと思えます。

ほかの市税の中で、例えば納税猶予等があって、この令和2年度の市税の中で影響があったものというものはあったのかなかったのか、あればそれは金額はどれぐらいあったのかということをお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度における新型コロナウイルス感染症の特例猶予の状況でございますが、猶予の申請につきましては、個人が10人、法人が18社で、期別、税目別に複数件申請されていることから、全部で49件の申請で、総額としましては1億3,858万円でございます。そのうち、一部納付もありましたことから、次年度へ繰越しとなった金額につきましては1億1,970万円でございます。繰越額の内訳といたしましては、個人市民税が44万円、法人市民税が7,687万円、固

定資産税が3,733万円、都市計画税が500万円、軽自動車税が6万円となっております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

猶予ということでもありますので、これはしかるべきタイミングで徴収は可能という理解でよかったですでしょうか、よかったですね。でしたらそちらの答弁は結構です。

その中で、今回この決算状況を見た中で、やはり市の財政というものは市税等の収入、それから、地方交付税等のそういう税金があつて成り立っているわけでもありますけれども、いわゆる地方交付税等の収入といいますか、そこは、よく言われるのが必要な金額、必要な予算額、基準財政需要額、それからいわゆる一般の市税等の基準財政収入額を引いたもの、すなわち財源不足額が地方交付税等で充当されるという理解をしています。となりますと、市税等の財源が不足となったとしても、地方交付税等で賄えるんじゃないかというふうに少し考えてしまうんですが、そういったことはないのでどうかをちょっと確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

地方交付税の算定でございますが、議員おっしゃいますとおり、市税収入が減少した場合、その分は地方交付税で補填されることとなります。しかしながら、その算定におきましては市税の減収分の75%が加算されるにとどまりますので、実際の市税を収入するほうが有利であると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今の答弁でいきますと、そうしますと、やはり今さっきの答弁であったとおり、自主財源と依存財源の比率がありましたが、やはり令和元年度のように約6割が自主財源、4割が依存財源ということでありましたが、その数字に近づける、あるいはもう少し自主財源を大きくする必要があるので理解させていただきました。

その観点に立って、この長期財政見通しなんですけど、今日の午前中の中でも議論されておりましたが、やはりその基金、財政調整基金ですね。そこの取崩しを少しでも少なくしていく必要があるということではないのかなと思います。長期財政見通しについては、その基金の性格等も含めてなんですけれども、どのように考えているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

長期財政見通しにおける基金の考え方でございますが、全ての基金の有効活用という部分では、後期基本計画に掲げます各種事業、ハード事業、ソフト事業におきまして、基金の活用を再度見直して有効に活用していきたいと考えております。その中でも、財政調整基金につきましては、年度間の財政調整等、資金不足に対応した形での柔軟な対応で運用していきたいというふうに考えてお

ります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今日の午前中の答弁も含めると、予算確保の段階では財源不足とかがないようにある程度大きな額を確保していくと。ただし、行政改革を進めながらできるだけ指数圧縮して再度戻入れができるような形を取っていくと、それが必要な考え方であってということでありました。

そうではありながら、やはりその税収を市税等の自主財源を増やしていくというような、これはもう必須命題かなというふうに思います。ですので、そういったところもこれから永続的に事業を進めていく必要がありますので、その市税の確保というところは引き続き邁進していただきたいというふうに思います。

こちらの質問に対しては以上とさせていただきます。

続いて、議案第79号令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございます。

令和2年度決算内容の特徴について、総括をお願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

令和2年度の決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延による受診控え等により患者が減少したため、入院収益が前年度比1,726万3,786円減の8億360万8,420円、外来収益の前年度比729万5,135円減の4億8,534万6,975円と大幅な減収となる中で、亀山地域外来検査センターの運営や、宿泊療養施設への看護師派遣、また、新型コロナウイルス感染症疑い患者の受入れのための空床確保など、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県からの補助金等1億9,727万676円や、訪問看護ステーション事業収益2,027万7,052円等によりまして、収益の合計は17億2,693万7,401円でございます。一方、費用につきましては、給与費や経費のほか、減価償却費が病院情報システムのリース期間満了に伴い、前年度比2,169万5,682円減の1億2,443万7,626円、企業債の支払い利息が開院時に借り入れました起債の償還完了により、前年度比317万9,005円減の16万280円、そのほか訪問看護ステーション事業費用3,056万5,149円等によりまして、費用の合計は17億2,355万9,557円でございます。収益から費用を差し引きました経常利益は337万7,844円、経常収益から特別損失337万7,844円を差し引きました当年度純損益はゼロ円となりますことから、当年度未処理欠損金は、前年と同額の12億8,388万2,974円となっております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、いわゆる外来の方の人数が減って、それから入院収益も減っているということでありました。非常に厳しい中であったといいながらも、地方の医療機関の一つとして、地域医療の一つとしてしっかりその役割を果たしてきた中で対応してきたという

ことかと思えます。その中で、一般会計からの補助金が毎年巨額といいますか大きな額が補助金として一般会計から拠出しているわけなんです、どれぐらい抑制ができたのかということをお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

一般会計からの補助金ということでございますが、決算におきましては法定外繰入金と一般に言われる一般会計の補助金の交付金でございますけれども、年度当初の予算額としましては、9,030万6,000円を予算計上しておりましたけれども、国・県等からの補助金等々を受け入れることができましたので結果として3,507万7,500円に、この一般会計からの法定外繰入れでございますが、縮減することができました。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

緊急事態ということもあつたと思えます。国や県からの支出金等もあつて、法定外繰入金は3,500万円強ということで大きく削減は可能であつたということでありました。

1つ、先ほどの決算の総括の中で訪問看護ステーション事業ですね。訪問看護ステーション事業というのは、この地域医療を担う医療センターの中でこういった位置づけにあるのかを確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

訪問看護ステーションのご質問でございます。訪問看護とは、病気や障がいによりまして、継続して療養を受ける状態にある方に対して、その方の自宅において、看護師等が療養上のお世話や必要な診療の補助を行うものでございます。当医療センターの訪問看護ステーション事業につきましては、平成30年度に訪問看護ステーションを開設して以来、当医療センターに入院していた患者、外来に通院している患者だけでなく、他の医療機関にかかっている患者につきましても、主治医の指示書に基づき、ケアマネジャーが作成するケアプランにより自宅等に訪問し、看護を行っておるところでございます。現在、市内には当医療センター以外に民間の訪問看護ステーションが5事業所ございますが、これら民間事業所だけでは、今後も増加が見込まれる訪問看護サービスの需要に応えられなくなるおそれがあるといったことから、このような状況の中で、医療センターが関係機関と連携し、訪問看護に積極的に取り組むことは地域包括ケアシステムの充実につながるとともに、地域医療の中核を担う公立病院としての責務であると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この訪問看護ステーションの事業収益は、2,027万円強というふうになっていまして、ただし、支出額というところでは3,056万円余りというふうになっていまして、約1,000万円ぐ

らいのちょっと赤字というふうになっています。こちらの理由としてはどうということなのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、医療センターの入院及び外来患者数の減少には大きな影響はございましたが、訪問看護につきましては、延べ訪問回数が2,193回で、前年度と比べ524回増加している状況でございます。また、収益も前年度比451万5,352円増の2,027万7,052円でございます。この延べ訪問回数が増加しました主な理由といたしまして、終末期のみとりをされる利用者の方が重症化したことによりまして、通常週1回から2回程度の訪問を、毎日この訪問看護を行ったことによる回数の増でございます。特に新型コロナの影響によって訪問回数が増えたものではないと分析をいたしております。なお、費用につきましては、材料費、経費、減価償却費等は前年度並みの金額でございましたけれども、増額となった給与費でございますが、これは令和2年度に訪問看護師を2名から3名に増員したことによるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

答弁の内容を確認しますと、特に新型コロナウイルス感染症の影響はなくて、終末期の方が自宅で過ごされるに当たって、重症化した方の対応等で経費がちょっとかさんだということの答弁だったと思います。それで、利用者の方も延べ524回増加をしているところの中で、看護師の対応も2人から3人体制になったところの、特に人件費等が増加の原因であるということであったと思います。今のこの状況を表した数字じゃないかなあというように思います。

この訪問介護というところは、非常に医療センターの地域の役割が非常に大きいんじゃないかというふうに思います。利用者も増えておりますので、着実に地域医療の責務という観点からもしっかり事業を進めていただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁で、法定外繰入れが6,000万ぐらい圧縮できたということなんですけど、コロナ禍というのが現在も続いています。今年度も非常に厳しい状況が続くと思うんですけども、そういった事業の観点からは、今年度もそのような形が対応できそうなかどうか、その辺聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

今回の決算を踏まえまして、今後の病院の経営状況の関係でございますが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響は続いておりますが、医療センターにおいては、患者数が従前の状況に戻つつあり、入院収益及び外来収益は改善の傾向でございます。

しかしながら、急激にコロナウイルスの感染が市内でも拡大していますことから、状況を注視していくとともに、引き続き亀山医師会や関係医療機関及び鈴鹿保健所等と連携を密に病院運営を務

めてまいりたいと考えております。

また、PCR検査を行う亀山地域外来検査センター及び発熱患者の診療を行う亀山発熱検査外来の今まで以上に円滑な運営を図るとともに、新たな新型コロナウイルス感染症対策にも努め、公立病院としての役目を果たしてまいりたいと考えております。また、令和2年度に交付を受けた新型コロナウイルス感染症対策に係る国や県の補助金等については、一時的なものでございますので、今後も国の医療政策を見つつ経済性と公共性の両面を見据え、公立病院として良好な医療が提供できるよう、医師の確保や病床稼働率の向上に努め、柔軟かつ機動的に病院経営に全力で取り組んでまいり所存でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その外来の患者の方、入院患者の方が戻りつつあるという中で、緊急事態宣言も発出されるこういった事態ということ、非常に厳しい先行きも予想はされるということであったと思います。ただし、地域医療の役割ということの中では、発熱外来の設置でありますとかPCR検査センターの設置、そこは的確に迅速に対応いただいたものだと思います。そういった中で、この国の補助金等も活用いただいたという認識をしておりますけれども、そういった観点からも、令和2年度についてはそういった補助金も活用しながら事業という形ではうまく対応いただいたなというふうに思っています。

ただし、やはり先ほど統括官に答弁いただいたとおり、非常に先行き不透明で非常に厳しい状況も予想されますので、今後もそういった国からの支援等もしっかり活用いただきながら、情報をつぶさに収集しながら対応いただきたいというふうに思います。こちらの質問は以上とさせていただきます。

続いて、議案第70号令和3年度一般会計補正予算（第5号）についてということで2つ質問させていただきます。

第3款民生費の生活保護費、生活保護総務費の一般管理費の増額補正についてであります。こちらについては、RPAの導入をされるということを知っております。このRPAの導入の目的とその経緯、それからその効果について確認させていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

生活保護事業へのRPA、いわゆるロボティック・プロセス・オートメーションでございます。この導入の目的でございますけれども、従来、生活保護業務におきましては、訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など、数多くの事務処理作業が必要でございます。支援が必要な被保護者に対するきめ細やかなケースワークを実施するためにも、この事務処理作業の効率化や、担当ケースワーカーの負担の軽減を図ることが重要であることから、このRPAを導入するものでございます。また、このRPAを導入する具体的な業務につきましては、被保護者が医療機関へ通院する場合に交付をしております医療券や調剤券、こういったものの発行業務でございます。

なお、本事業の財源につきましては、自治体の生活保護業務の多忙化に伴い創設をされました国

の補助事業であります生活保護業務デジタル化による効率化手法開発検証事業、補助率は10分の10でございますが、こちらを積極的に活用するものでございます。

それから、RPAの導入の効果でございますが、現在医療券や調剤券、これが大体月に約1,200枚ほど発行させていただいておる業務になります。この発行業務におきまして、1か月当たりおおよそ36時間を現在のところ要しておりますが、このRPAの導入によりまして、本業務の所要時間はほぼなくなり、省力化が図れるものでございます。

午前中の質疑でも少し触れていただきましたが、このコロナ禍におきまして生活保護業務については生活困窮者の方の最後のセーフティーネット、こういった業務の中で非常にその重要度も高まっておるところでございますので、その役割を果たすべく、多様な課題を抱え、支援が必要な被保護者に対するきめ細やかなケースワークの実施につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

こちらは補正額475万9,000円ということかと思えます。今ご答弁いただいたとおり補助率が10分の10、これは国の補助金等で賄えることができるということでありました。生活保護を受けられる方の医療券、あるいは調剤券の発行を自動入力によって対応するということでありました。このRPA、RPAと言いますけれども、今部長の答弁は早口だったんですけど、英語でロボティック・プロセス・オートメーションと言いますよね。そういった形でロボットというと、あたかも人みたいな動きをするようなロボットという意味合い、そういうふうに表現されると思いますが、人に代わって自動入力等で活用できるものということで認識しています。

そういった国の補助というものもありますので、そういった活用をさせていただいて、今時間数でいうと36時間ということでありました。これを削減できることによって、事務の処理の負担ですとか、ケースワーカーの方の負担を減らすというようなことにも活用できるということでありました。今日の午前中の答弁でも、令和2年度では6業務のRPAの導入をされたというふうに、たしか聞かせていただきました。こういったものは十分活用させていただいて、先ほども言いましたとおり、そういった市民の方への対面の対応とか、寄り添った丁寧な対応の時間に活用いただくとか、そういったことで十分活用いただきたいなあというふうに思います。

続いて、第4款衛生費の予防費、予防衛生事業の増額補正についてであります。これ7,500万強の増額補正ということかと認識しています。その中の、業務委託料及び時間外勤務手当についてということの項目、内容と目的ですね、聞かせていただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ワクチン接種でございますが、亀山市新型コロナウイルスワクチン接種計画に基づき、接種のほうを進めておりますが、何分過去に例のない事業でもありますことから、当初見込めなかった予約受付コールセンターの業務の強化に係る経費及び接種の看護師派遣業務委託費が必要になったこと、また、集団接種会場では、平日、休日を問わず、毎日接種を実施し、夜間帯においてもほぼ毎日接

種を実施しておりますことから、当初見込めなかった業務委託を含め、人件費等が増加をしております。今後におきまして、さらにワクチン接種の対象年齢が16歳以上から12歳以上に引き下げられたことにより、接種対象につきましても亀山医師会と協議をし、接種時や接種後の経過観察時に看護師を増員して体制の強化を図る必要もあり、今後の予算が不足するために補正をお願いするものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今、亀山市においても、この新型コロナウイルスの感染症対策として、このワクチンの接種を進めていただいています。かなりのところまで進んできておりますけれども、先ほど部長から答弁あったとおり、これからさらに若年層の方、それと12歳以上の方への接種も進んでいくものというふうに思います。そういった中で、増額が必要になったということになるんですけども、亀山の特徴としまして、夜間での対応をいただいているということの中で、働く側の皆さん、労働者の方からは非常に好評をいただいております。評価をいただいております。そういったところからも、これから議論をされる12歳以上の小・中学生に当たるところも、当然日中、平日ではなかなか難しいということの中から土・日等の対応が、対応されるのではないかとというふうに推測されているところであります。したがって、その人件費の対応といいますか、その予算の枠取りが必要じゃないかというふうに推察させていただいているところであります。

ただし、やはりこの人件費の確保というところでは大切なことかと思いますが、毎日のように対応されているということであります。負担も非常に大きいかと思しますので、そのワクチン接種の進捗を見ながら職員の方への負担軽減についてももしっかり取り組んでいただきたいということを申し上げて質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時49分 休憩）

---

（午後 1時58分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

5番 新でございます。公明党を代表して代表質疑させていただきます。

今朝から令和2年度の決算の評価について、るる質疑を進めていただいております。

その中でも、私も同じく議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてより、決算の評価についてお伺いしたいと思います。

この第2次総合計画の前期基本計画の4年目となる令和2年度は、第2次実施計画の着実な推進と、新たに策定した第3次行財政改革大綱による財政健全の確保の両立を図る大事な決算でもござ

います。こちらにおきまして、今回は新型コロナという前代未聞のような大変な事態にあった令和2年度でございました。この新型コロナウイルスの感染症に関する緊急対策を踏まえ、市のほうでは先ほどからおっしゃっております、1つに市民生活の支援、そして地域経済の支援、最後に感染拡大の防止と、ウイズコロナの対策のこの3本柱から、様々な予算を執行されてまいりました。

このことについて、令和2年度の決算の総括的な評価をお伺いしたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

令和2年度の決算の総括的な評価をということでございました。

令和2年度の一般会計決算につきましては、歳入合計が276億2,332万円、歳出合計が266億5,611万1,000円で、実質収支が8億9,691万8,000円の黒字となりました。

そうした中で、この令和2年度の主な成果といたしましては、亀山駅周辺整備事業によりまして、中心的都市拠点の求心力向上に向けた着実な事業推進が図れましたほか、教育分野においては1人1台タブレット端末の整備とか、井田川小学校の校舎増築、給食室の改修工事が完成するなど、学びの環境の充実を図ることができました。

さらには、長年にわたりまして発掘調査等を続けてまいりました鈴鹿関跡の遺構の一部が国史跡に指定をいただいたりとか、また長年のリニア誘致につきましても、県期成同盟会におきましてリニア県内駅誘致候補に決定をいただくと、リニア誘致が新たな局面へと進展をいたしました。

このほかには、亀山文化年の開催、それから中止となりましたが三重とこわか国体の、それに備えた施設整備など、様々な事業に取り組んで、施策の推進へつなげてまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中におきまして、今、議員お触れいただきました3本の柱から成ります47の事業、総額約59億円の新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージを取りまとめ、迅速かつ効果的な総合対策を実施いたしてまいりました。

また、歳入におきましては、臨時財政対策債、これは4億2,000万、減収傾向にあります市税においては個人市民税約3,000万が増収となり、財源調整のための財政調整基金約7億6,000万円の取崩し等を反映した実質単年度収支につきましては、前年度の約10億4,000万円のマイナスから約5億1,000万円のマイナスに減少いたしました。

そのほか、経常収支比率は前年度比で2.6ポイント好転した85.5%、公債費負担比率は0.2ポイント好転した12.0%となり良好な比率を維持するほか、実質公債費比率などの健全化判断比率につきましても、国の定める基準に対して下回っている状況でございます。

また、財調の残高につきましては、約23億8,000万円と長期財政見通しに比べて約4億円の上振れとなったところでございます。

このように、各指標が前年度に比べて好転傾向にあることから、事業の伸展の一方、おおむね財政の健全性との両立を確保することができたと考えてございます。

しかしながら、今後の市税収入及び地方交付税の見込みは、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が大いに危惧される状況にございますので、当面の間は減収が続くものと見込まれるところでございます。

したがいまして、単年度の結果に一喜一憂することなく、中長期を見据えた展望の中で、亀山市行財政改革大綱の着実な実践によりまして、今後も持続可能な行財政運営の確立を徹底していくという必要があるかというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今年度というのは2年度、令和2年度につきましては、今回経常収支比率も前年度より2.6%好転し85.5%だと、目標としております85%に近づいておると。そしてまた公債費の負担比率も前年度より0.2ポイント好転したと。先ほど市長のほうから説明がありましように、至って健全な運営であるということでございます。その結果につきましては、やはり今回の実質の収支で8億9,692万円の黒字であったというふうなことであります。

いろいろ事業としては、このコロナ禍を踏まえて、朝からもずっと申しておりました亀山市のエール飯とか、タブレットを子供たちに、小・中学校にGIGAスクール構想が実現してきたということは、非常にこのコロナ禍の中では高く評価したいなと思います。

次に、市税の収入についてでございますが、今回、財政力指数が3か年平均で0.9ポイント、前年度比でいくと0.01ポイントの減少と。単年度につきましてはの指数としては0.87、前年度に比べて0.3ポイントの減少をしていると。この要因としても、これからお伺いしたいんですけど、やはり先ほど森議員も言っておりましたが、自主財源と依存財源のところでございますが、今回遡って10年からずっと見ますと、自主財源と依存財源の比率が逆転したといえますか、これはコロナに関する様々な特別定額給付金とかそういうものも大きな金額で、実際のところ過去2番目に大きな予算であったということでございます。

そこにつきまして、自主財源のところではございますんですけど、これを細かくまた見てみますと、市税のところでございますが、市民税のところでございますが、今回は非常に収納率が下がっております。その要因として、いろいろ今からお伺いしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度の市税の収入状況でございますが、市税の調定額106億4,689万円に対して、収入済額は101億4,264万円で収納率は95.24%となり、前年度収入済額より1.9%、1億9,820万円の減収、収納率につきましては0.89ポイント低下したところでございます。減収の主な要因としましては、法人市民税が1億2,319万円と固定資産税が1億821万円の減収となったものでございます。

法人市民税におきましては、税率改正9.7%から6%への改正や、一部企業におけるコロナ禍の影響に伴う業績の悪化などから減収となり、固定資産税の償却資産におきましては、大手企業において大規模な設備投資がなかったことから減収となったものでございます。

令和2年度の特徴といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として徴収猶予の特例が設けられまして、収入が納期限までの一定期間において前年同期でおおむね20%以上の収入減とな

った場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日納期分の税については、申請により担保なしで1年間の納期延長が認められたものです。

これによりまして、1億1,970万円が次年度へ繰越しとなったため、現年収入額、収納率ともに前年度から大きく低下いたしましたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今、次長のほうからも申されましたが、コロナ禍による影響で、今回納付の猶予というのが設けられました。私はこの猶予で個人のほうが件数も金額も多くなってくるのではないかなと思っておったんですけど、今回は企業のほうが多いということで、先ほど森議員のほうからも質問の中で、答弁で、全体で49件というふうなことを伺っておりましたが、この状態というのは亀山だけの特有なことなんでしょうかね。県とか他市と比較した場合、亀山市の今回のこの状況はどのように受け止めたらよろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

今回の猶予の亀山市における特徴でございますが、特例徴収猶予の総額は1億3,858万円でございますが、その約70%、9,628万円を鉄道関連会社が占めております。猶予審査を行った法人18社のうち12社は緊急事態宣言等による移動自粛の影響で経営状況が悪化した企業で、業務内容はホテル、鉄道、ゴルフ場などとなっております。残りの6社は景気低迷により業績が悪化した企業で、業務内容は建築、建設、小売業などとなっております。また、個人についてはほとんどが個人事業主であり、事業の経営悪化が原因でございました。

以上のことから、本市は交通の要衝でありますことから、これに関連した企業が多数ございますが、新型コロナウイルス感染症対策として移動自粛がなされたため、これらの企業の業績悪化につながったものと考えております。

また、他市との比較でございますが、徴収猶予の総件数、県下の件数でございますが1,929件、総額が13億834万円、うち繰越しが9億8,448万円となっております。他市町との比較といたしましては、件数は県下29市町中11番目でございますが、猶予金額、繰越し金額は、ともに津市、四日市に続く3番目と高額となっております。これは、大企業の高額な猶予申請があったことが大きく影響を及ぼしているところと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

県下でもいろいろ猶予が出て、市町村の中では11番目ですが、件数というよりやっぱり金額が大きな問題かなと、これが県下3番目というのが。先ほど次長のほうから説明がありました18社のうちの12社の、その中でも大きな会社に対しては70%ぐらいを占めていたというのが現状ではないかなということで、ご報告ありがとうございます。

それでは、こういうことが起きて、回収が一番大切なことなんですけど、今回の不納欠損の処分

の推移を見ましても、今回は結構例年に比べると大分低い数字が出てきております。これにつきまして、この令和2年度に対しまして、税収の回収をどのような形で努力されてみえたか、また新たなことがこの令和2年度で実施されたことがあればご報告いただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

税の徴収の内容でございますけれども、まずもって三重地方税管理回収機構につきましては、これまで同様高額案件を取り扱います徴収第一課には28件の案件を移管してございまして、徴収実績につきましては4,802万円となっております。

また、滞納本税50万円未満の少額案件を取り扱います徴収第二課につきましては、移管件数241件、徴収実績が2,354万円となっております。

これ以外に、市独自の取組といたしましては、他市において比較的少ない取組でありますクレジット収納につきましては、市県民税、固定資産税、軽自動車税、合計で2,000万円ほどの納付をいただいております。これについては、今回のコロナ禍において非接触型で納付できる有効な納付方法であるため今後も継続してまいりたいと思っております。

また、令和2年4月からは、コンビニ収納システムを活用したスマートフォンアプリの収納を開始いたしております。コロナ禍における新しい生活様式やICT技術革新に伴うキャッシュレス社会に対応した納税環境づくりを目指しております。

また、当市で実施いたしました差押え件数でございますが、不動産6件、預金26件、生命保険、損害保険が2件、給与その他債権が5件、またその他について1件の計40件を差し押さえたところでございます。現金化が容易な預金や給与等を優先して差し押さえてございまして、公売は行っておりませんが、納付を促すために不動産や自動車の差押えも行ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

県の回収機構一課、二課ともに成果を上げておられるということでございます。それと何よりもこのコロナ禍の中でコンビニの収納、これも2,000万円という高額な金額、それよりも今はコロナ禍の下でございまして、田中次長がおっしゃられたように接触というのを極力避けて、お金も手から手へというのが窓口になってきますので、そういうのが避けられていくというのは結構なことだと、また今度スマートフォンで回収が可能なような形にということも考えておられると、今のIT社会におきましては、確かに使いにくい方も見えるか分かりませんが、徐々に我々世代もだんだん年を食っていきますので、その感覚が広がっていくことを期待しております。

また、市独自でも、非常に40件の様々な差押えにより回収してきたというのが非常に頑張っておられると思っております。以前も聞いておりましたが、封筒の色を変えたりとか、文字の色を変えたりとか、いろいろ努力もされて工夫もされてきたということでございますが、その点も先ほど出ておりましたRPAの導入によって働き方改革で、そういう面にもしっかりと力を回せるようなことを期待しております。

次に移らせていただきます。

今回の令和2年度の決算の予算との比較でございますが、この点をどのように考えておられるかお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度の予算の執行でございますが、予算現額、最終の補正後でございますが、286億9,589万円に対しまして、歳出決算額が266億5,611万1,000円で、執行率については92.9%、前年度の93.3%と比較し0.4ポイント減となったところでございます。

令和2年度につきましては、図書館整備事業が8億1,086万5,000円、亀山駅周辺整備事業が6億3,291万9,000円、そして小・中学校におきます情報教育推進事業4億1,813万8,000円、井田川小学校教室増設等事業で2億1,883万8,000円などを進めた一方で、事業進捗等により年度内完成ができないことから、次年度へ14の事業を予算繰越しいたしております。

その主なものといたしましては、和賀白川線整備事業が3,300万円、関文化交流センター費5,527万9,000円、舗装老朽化対策事業5,531万9,000円や、亀山駅周辺整備事業7億2,247万5,000円などございまして、現在その事業進捗を図っているところでございます。

なお、執行率が減となった主な要因でございますが、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」の経済支援対策事業が未執行分として8,275万円があります。また、病院事業における繰出金については未執行額が6,817万5,000円ということで、病院につきましては新型コロナウイルス感染症対策事業に係る国・県補助金等を有効活用したことにより減となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

先ほどのような報告でも、かなり大きな事業が遅れたというのもコロナの加減かも分かりませんが、前年に比べ0.4%減ということで、92.9%の執行率ということを理解いたしました。

以上のことから、決算を終えて見えてきた課題と申しますか、次年度に向けての課題が明確になっていたのかどうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

決算から見えてきた課題についてでございますが、令和2年度の一般会計決算につきましては、歳入総額は276億2,332万円となっております。歳入のうち、市税収入については101億4,263万6,000円となり、前年度の103億4,083万1,000円と比べて、1億9,819万5,000円減となり、今後も減少傾向であることから課題の一つと考えております。

また、財政調整基金残高につきましては、平成28年度決算まで40億円を維持してまいりましたが、川崎小学校改築事業における財源として活用したことなどから、令和2年度末では約16億

円減少した約23億8,000万円となったところでございます。

現状においては、長期財政見通しに対して4億円上振れしているものの、年々減少傾向にあることも課題の一つとして考えているところでございます。

このような令和2年度の課題を踏まえまして、現行の長期財政見通しについて、第2次総合計画後期基本計画の策定に合わせて改定するとともに、積極的な企業誘致活動等により税収の確保を図ることや将来にわたって持続可能な行財政運営を行うためには、歳入に見合った歳出という財政運営の基本に立ち、第3次行財政改革大綱に掲げる取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはり本年度の財政の問題として、これはやはり税収の減、これによって財調のほうも、40億あったものが16億減ってしまったというところを課題に、しっかりとした財政運営をするためにも税収アップというところに力を置いておるということを了解いたしました。

そういう中におきましても、今回、大きな2つ目でございますが、コロナ禍における決算への影響というところでございますが、この（1）ですが、新型コロナウイルス感染症対策で亀山市独自で実施してきたものというのが、朝から再三質疑の中でも答弁いただいておりますので、ここについては割愛させていただきまして、この（2）のところですが、感染拡大防止のために様々なイベントも中止されてまいりました。これによって、楽しみにしていることもたくさん中止になってきましたが、これがどのような状況、そしてその結果、影響はどんなものだったんでしょうか。お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度につきましては、亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定いたしました開催基準等に基づきまして、各種イベントの中止や延期などを行ってきたところでございます。

また、参考といたしまして、各種イベントを中止した件数でございますが、予算上での換算となりますが、83件中51件であると認識しているところでございます。

また、イベント関連の減額補正につきましては、三重とこわか国体リハーサル大会6,956万8,000円、亀山市納涼大会885万円、市制施行15周年記念事業亀山薪能780万円、亀山市関宿納涼花火大会690万円など、総額約1億1,000万円の減額があったものでございます。

この減額補正分につきましては、9月補正におきまして4,798万3,000円を減額しておりますけれども、季節性のインフルエンザとの重複感染、重篤化を予防するための予防接種事業の強化、こちらに5,701万2,000円分など、また11月補正で2,710万円を減額しておりますが、これにおきましては小・中学校等における手洗い場の水栓改善1,940万円や小児にも対応できる亀山発熱検査外来の創設369万4,000円など、新型コロナウイルス感染症に対応するための事業の財源として充当させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

83件中の51件の中止と、半分以上が中止されたということで、金額的にも1億1,000万という金額で、この9月補正でも出ておりますが、そういう中でまたコロナ感染の予防対策にもその不用予算を回していくような健全な形で、亀山市民の皆さんが安心できるような方向性に進んでいただけたらと思っております。

大きな3番、最後ではございますが、第2款の総務費、第3項戸籍住民基本台帳費の第1目戸籍住民基本台帳費、個人番号カードの交付事業の内容と成果についてでございますが、これについて岡本議員のほうからも数件の質問がございましたんですけど、私のほうから、まずこの交付と促進の取組をもう一度確認したいと思っておりますがよろしく申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

令和2年度のマイナンバーカード交付促進の取組といたしましては、行政専門員3名増員によります体制の充実や、市庁舎1階の西入り口にマイナンバーカードの専用窓口を新設するとともに、円滑に交付を行うことのできるよう交付予約システムを導入いたしました。

また、平日の開庁時間内に窓口にお越しいただくことができない方のために、予約された方に対してマイナンバーカードの交付の時間延長を行い、毎月第2・第4日曜日には午前中の日曜窓口を引き続き、午後も延長してマイナンバーカードの交付を行っております。

さらに、毎週木曜日は午後8時まで交付時間を延長し、マイナンバーカードの交付促進に努めているところでございます。また、昨年10月でございますが、市内ショッピングセンターにおきましてマイナンバーカードの申請キャンペーンを行ったところでございます。会場におきましては、タブレット端末によるオンライン申請や申請に必要な顔写真を無料で撮影するなど、申請のための支援を行ったところでございます。

このように、マイナンバーカードの交付促進のために様々な取組を行いますとともに、広報、ホームページ、行政情報番組などを通じまして情報発信を行い、マイナンバーカードの取得促進の周知にも取り組んだところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

こういう働き方改革の中で、営業時間を延ばすとか、また木曜日だけは半分長い時間してもらおうとか、本当にご苦労をかけておりますが、こういう中におきまして、かなり実績も上がってきたんではないかということで、岡本議員の折にも報告いただいておりますが、この実際の取組について、数字的な部分ももう一度確認したいんですけど、他市とか県・国の実績、それと比べると亀山市は一体どの辺にいるのかなという確認をさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

令和2年度の取組の成果、結果といたしまして、本市のマイナンバーカードの交付率につきましては、令和2年度末現在で27.97%、交付枚数は1万3,909枚となっております。

令和2年度末現在の交付率につきましては、全国平均が28.23%、三重県が27.53%でございますので、亀山市と比較いたしますとほぼ同じ交付率となっているところでございます。また、三重県内におきましては、14市中本市は第6位であったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

頑張ってくださいまして、27.97%ということで、全国平均よりはちょっと少ないけど三重県の平均よりは少し上であるということで、三重県の14市中の本市は6位とちょうど真ん中辺かなというところで理解させていただきました。

それでは、この実施してきた事項によって、この取組で様々な波及効果というのがあると思うんです。その点につきまして、どのような好転している結果が出ておるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

令和2年度の取組によります波及効果といたしましては、マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書や住民票等の証明書が交付できるコンビニ交付サービス事業の利用件数が増加しており、令和2年度の実績といたしまして2,530件、手数料といたしまして56万1,750円の利用があったところでございます。

また、マイナンバーカードを多くの市民の皆様にご取得いただき、コンビニ交付サービス事業をご利用いただきますことで、市の窓口におきます各種証明書交付にかかる待ち時間の短縮や混雑の緩和など、市民サービスの向上にもつながったものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

とにかく、コロナ絡みでお話しさせていただいて申し訳ないんですけど、やはり今回のマイナンバーのカードがあることによって、窓口に押しかけることもなくできると。特に昨年は2月からマイナンバーカードでコンビニで印鑑証明とかそういうものが出せると。全国どこでも出せるというのが本当にメリットだと思いますし、身近なコンビニに足を運ぶだけで出せるというのが何よりの、今のIT社会に本当に適してきたかなと、亀山市も乗ってきたかなと思います。

それでは、最後になりますんですけど、交付事業につきまして、今後のことということで、向けての2年度としてのどのような課題があったかということですが、今回、この9月1日よりデジタル庁というのが動き出しまして、今年の12月末にはコロナウイルスワクチンの接種証明を電子化とか、22年度末には子育て、介護などの自治体で行う31の行政手続をオンライン化、そして24年にはマイナンバーカードと運転免許証の一体化と、保険証の一体化もあったんですけど、国民

保険ならいいんですけど、社会保険は様々な保険者となっておりますのでちょっと難しいかなと思います。ですが、こういう中で、最終的に25年度末では自治体の情報システムを統一というふうな、こういうふうな打ち出しが出てきておりますが、亀山市におきまして、この令和2年度で何が課題となつて次の年度への課題事項となったか、最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今後の課題といたしましては、国の計画では令和4年度末にほぼ全ての住民がマイナンバーカードを取得することを目指しており、また本市の第3次行財政改革大綱前期実施計画の令和4年度末の交付率80%という目標指標に対しましても、まだまだ交付率が低い状況にありますことから、さらなる交付率の向上に取り組む必要があるものと考えております。

今後につきましては、これまでも取り組んでおりますマイナンバーカードの出張申請による申請機会の拡大や写真撮影などの申請支援を強化しますとともに、円滑な交付予約を行うための予約システムの活用を行い、一層のマイナンバーカードの普及促進と交付事業が円滑に進められますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

また、本議会予算補正を計上しております国の補助金を活用いたしましたクオカードの配付や消耗品グッズを活用しました宣伝集客などにも取組を行い、マイナンバーカードの交付促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

様々な画期的な形でアイデアを出していただき、また国のほうの予算がしっかりとついてくると思いますが、今回も今年度の今予算のほうでもクオカードをつけるというふうな、何かもらえとちょっとやっぱり得になるということで増えるかと予想されるのではないかと思います。これにおいて私自身も身近な方にしっかりと勧めていきたいなと思っております。

以上で、質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時41分 休憩）

---

（午後 2時50分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

私からも、コロナ感染症で苦しんでいる方々へのお見舞い、併せて医療関係者への感謝、お礼、そして一日も早くこの感染症がなく元気な地域、まちの風景を早く見られるような思いでいっぱいです。

あわせて、最近まで行われていましたパラリンピック、私も終わっちゃってパラリンピックロスになっているんですけども、いろんな背景の中で競技を終えた方々の一言で何度も込み上げてくる思いをさせていただきました。健常者の一人として一日一日、いつときいつとき、今やるべきことをしっかりとやる、快活に行っていく、そんな思いをさせられました。

今やるべきこと、代表質疑をさせていただきます。

午前中、午後と、様々に令和2年度の決算評価を聞かせていただきました。2つコロナウイルス感染症対策の影響と、そして第3次行財政改革大綱の初年度の成果について聞くんですけども、答弁を午前中からいただいていますので、私なりに整理をしていきながら質疑をさせていただきます。

まず、令和2年度は第2次実施計画に基づいて駅前整備、併せて図書館整備、井田川小学校の増築、GIGAスクールの前倒し的な遂行、市長は学びの環境を整えたと評されました。コロナ禍であっても事業は計画に基づいて一定の推進を図れたと、知新の年として一定の成果を上げたという答弁をいただきました。

そして一方、何と言っても新型コロナウイルス対応に特別給付金約50億、その他補正対応の中で、「けいぞく」やら、プレミアム商品券、エール飯等、あるいはPCRの外来センター、9億を超える対策が費やされた。私はこの質疑の中で、これだけのコロナという大惨事の中で、日本が、あるいは世界中が、財政的には総出動している中で、いざ今回提出された亀山市の決算を見ますと、単年度の収支は約3億円の黒字、経常収支比率は85.5と上がっていると、そして公債費負担比率も好転してきたんだと、この決算内容と、私自身が肌で感じる財政の危機感というのか、緊迫感というのか、これには非常に大きな乖離があるんですね。

当然、決算指数を冷静に考えれば、経常収支比率にしても、コロナ対策というのは臨時的経費のために比率には影響がないわけです。でもあえて言うなら、臨時財政対策債を前年度より4億1,830万ですか、合計9億1,150万増えた。これは予算時にも想定はしていたんですけども。この指数が臨時財政対策債がこれだけ増えたからこの指数が上がったこと、これをどう見るのかという、私は心配もあるんです。

一方、公債費負担比率も、これも公債費に充当した一般財源ですから、当然、全体の予算が当初217億幾らのものが、結果的に歳出歳入が270億ぐらい上がっても、これは特に指数がないと。

私の質疑は、この指数が健全であるから、各種財政指数が好転しているから、おおむね財政の健全化は進んでいると、これを評価していいのかということを知りたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中総合政策部次長。

#### ○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

午前中から、令和2年度の決算の評価としまして経常収支比率や公債費負担比率、健全化判断比率などの各種財政指標が良好な比率であったとの答弁をさせていただきます。この各種財政

指標につきましては、財政の健全化を判断する指標でありますので、この結果に基づきおおむね財政の健全性が進んでいるとの評価をいたしましたものでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響など、財政指標との関連性も分析しながら、総合的に判断をする必要があると考えているところでございます。

また、臨時財政対策債につきましても、普通交付税の振替分であり、貴重な財源であることから借入れを行っております。しかしながら、市の借金となります市債であるため、後年度の公債費が増加する要因でもあり、各種財政指標等に今後影響があるものでございますから、可能な限り借入れを抑制する方向において、財政調整基金の繰入れなど全体財源を考慮しながら慎重に判断していきたいと考えております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

#### ○11番（鈴木達夫君登壇）

今も答弁にありましたけれども、臨時財政対策債にしても、財政調整基金の繰入れがどちらかという困難なために、私はやむなく発行していると思うんです。基本的には借金なんですね。そういう意味では、亀山市に限らず地方財政の課題みたいなもの、先ほども課題は何かという質疑がありました。課題は税収が下がっていること、これからも下がっていくであろう財政調整基金が40億あったのが23億8,000万になってしまったこと。そして、結果的には歳入に合った歳出の財政運営をしていかなければいけないという答弁があったんですけどもね。これは質疑にもなりませんけれども、やはり明らかに次世代へ大きな負担、借金を残していく。

だから地方自治体の会計決算、やはりこれは新手法によるシステムみたいなものを、本質的な財政を示せる何かシステムみたいなものを、やっぱり地方で考えていかにやいけないと思うんです。結局のところ、勘定あって銭足らずの財政に陥ってしまう、これは次世代に対して非常に、甚だこれは失礼だというふうな思いでこの項を終わります。

それで、その次に、コロナの影響で事業や予算の執行が滞った主要事業施策についてということ。これは午前中に岡本議員か誰かがされまして、答弁を見ますと、三重とこわか国体のリハーサルに7,300万、新庁舎計画策定事業816万、薪能780万、納涼大会等中止等で約1億1,000万ぐらいの予算的にはどちらかという、削ったわけじゃないんですけども、ということ。これを答弁をいただきましたので、この部分は割愛をさせていただきます。

それで、私令和2年度を振り返ってみますと、もう年明けから徐々にコロナが拡大して4月に緊急事態宣言が都市部で出ました。当時G o T oトラベルとか3密回避、何とかマスクとか、話題になりました。およそ冬になるまで日常生活、あるいは外出、地域のコミュニケーション等々非常に制約された1年であったかと。今はもっと深刻なのかもしれませんが、令和2年度というのはそういう年であった。

それで、そんな中、今回提出いただきましたこの主要事業成果報告書を見せていただいたんです。私はこのような状況だから、当然施策によっては大幅に評価が下がってくる、評価が悪くなるという施策があってもよかったと思うんですね。例えば2つ例を挙げてみたいと思います。

例えば、自立した地域まちづくり活動の促進、まちづくり活動の活性化というのがあるんです。この評価が、まずまず進んでいるとなっているんですね。それから、もう一つはまちづくり観光の

推進とあるんですね。来訪者が地域の魅力に共感し、活気にあふれた交流が行われています。評価、まずまず進んでいる。

私は、これって本当の評価かなと思って仕方がないんです。先ほども言ったように、地域によって違いはありますが、コロナによって地域が人流を避けて一斉清掃をやめたり、あるいは少人数に限ったり、それから地域の様々なサロン活動もほとんどやっていません。会合なんかもなかったんです、地域によって。もちろん夏祭り、秋祭りも中止のところが多い。地域の拠点であるコミュニティセンターも閉じられた期間も長かった。こんな中で、まずまず進んでいる、自立したまちづくりの活動が活性化し、まずまず進んでいるという評価って何なんだろうと思うのが1つ。

もう一つは、観光にしてもそうですよ。平成27年には関宿に30万人訪れていたのが、令和2年はその6割なんです。それで28年、29年と、コロナに関係ないんですけども、1万5,000人から2万人ずつ減っているんです。令和3年の目標は36万8,000人、今この半分ですよ。そんな中で、あるいは観光振興ビジョンなんか長いことできていないじゃない、ほったらかしじゃないですか。そんな中で、まずまず進んでいるって、まずまず進んでいませんよ、これ。

ここでのおのの施策評価については予算決算委員会の中で質疑しますが、もちろん、施策を実現するためには長年の積み重ねで予算を使いながら、いろんな関係者と積み上げていくというのは、私十分理解しているんです。

ただ、施策評価というのは、総合政策部長、昔からあれをした、これを遂行したということよりも、それをもってどれだけ支援活動や市民の満足度を上げたかという、本質的な成果を評価するという約束ではなかったんですか、確認します。

#### ○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

#### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、主要施策の成果報告書の中で、地域まちづくり活動やまちづくり観光の分野において、まずまず進んでいるという評価が、このコロナ禍を踏まえまして、本質的な成果に対する評価になっていないのではないかとのご指摘だというふうに思っております。

その中で、まず基本施策の自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、コロナ禍におきましても、オンライン開催を含めた地域担い手研修の開催をはじめ、地域まちづくり推進アドバイザーの派遣、全ての地域まちづくり協議会におけるホームページの開設など、様々な取組を行っていただいております。

また、もう一つの基本施策であるまちづくり観光の推進につきましても、コロナ禍で活動も制約される中ではございますが、メモリアルフォトサポート事業や全国発信をするラッピングトラック企画の展開、亀山産ミツマタ和紙のPR、亀山7座トレイルの講習会、登山イベントの開催など、エコツーリズムにつながる取組も実践をいただいております。

一般的に、基本施策の総合評価につきましては、新型コロナウイルス対応など想定外の外部環境の変化があった場合であっても、それらにどのように対応し取組を進められたかということが重要な評価の視点であり、それはただいま議員ご指摘いただきました本質的成果にもつながるものと考えております。

したがって、ただいまご指摘のあった施策評価につきましては、コロナ禍の影響を受けなが

らも、その環境下で実施可能な取組を一定程度進めることができたとの評価担当部長の総合評価の結果であるものと、私は認識をいたしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。

コロナ禍であっても、行政はこれをやった、あれをやった、こういう取組をした、予算を消化した、これが施策評価の視点だというようなポイントだということですね。それじゃあ、そのことで、私は違うと思うんですよ。こういうことをやったけれども、実際は結びつかなかったんだという評価をしにゃいけない。本質的な評価というのは私はそうであってほしいと思います。

これは予算決算委員会でやらせていただくんですけれども、私はこの項であえて、なじまないようすけれども教育委員会にも通告を出させていただいたんです。今、同じ論調でいくなら、予算的にも先ほども言いましたけれども、小・中学校のGIGAスクール対応、大体4億二、三千万、井田川小学校の改修2億1,900万、英語教育推進3,000万等々、非常にコロナ禍であってもやってくれた。学識経験者による外部評価についても、今できることを最大限に考え対応したことは評価できるというような書き込みもあります。

そこで、コロナ対応により授業やあるいは行事、学校生活、学校活動にどのような影響があり、子供たちは令和2年ではどのような環境、影響があったか、総括をしていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、昨年度の臨時休業、これによりまして授業時間というものに影響もございました。これについては夏休みを短縮して授業時間を確保していく、こういったことを行っております。

一方、学びのスタイルということにつきましては、新しい新学習指導要領施行の初年度に当たりますことから、主体的、対話的で深い学びが求められております。これに対して、この対話的な授業というものは、臨時休業等、また制約があるクラスの中では非常に難しくなるということなどで、想定していた授業ができたとは言い難い面がございます。

しかし8月31日、今年度でございますが、文部科学省から発表されました令和3年度学力・学習状況調査の質問用紙、子供たちへの質問でございますが、その結果から児童・生徒の姿を見たとき、学校が楽しい、課題解決に向けて自ら考えて取り組む、そして友達との話し合い活動などの面で、例年よりも高い肯定的回答が得られております。ここからは、コロナ禍にあっても、その学校再開時、そういった制約の中で主体的で対話的な授業が行うことができたというふうに捉えているところでございます。

次に、学校行事での影響といたしましては、例えば社会見学や職場体験、そして宿泊体験学習など、児童・生徒にとっては楽しみな行事が中止や規模の縮小などを余儀なくされております。幸いなことに、修学旅行につきましては、全て小・中学校において、県内を中心に行き先を変えて実施することができました。

一方、部活動については大会やコンクールなども中止となり、培ってきた成果を発揮する場が失

われたという、この影響は否めないと考えております。

しかしながら、この制約された活動、さらには体験したことのない学校生活ながらも、そこに参加して全力を尽くすということ子供たちなりの手応えや新たな発見を感じ取ったことが、先ほど申し上げましたような学校生活に対しての肯定的な捉えにつながっていると考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

実は、この前私の家で、高校生3年生と中学校2年生の孫と座談会をしたんですけれどもね。社会見学が中止に、宿泊研修もなかった。体育祭も学年別でやったと。その後また2時間授業をやったと。

部活の停止期間があったり、うちの孫は吹奏楽をやっていたんだけど、一度も高校時代、発表の機会がなかったと。私の青春を返してと言っていたんですけれども。給食にしても、しゃべったらあかんとか、それから冬は寒くても窓を開けちゃうとか、そのぐらい我慢しておけと言ったんですけれどもね。

今、新聞紙上にも、このコロナによって子供たちの、もちろん活動以外のいわゆる心にも様々な影響が出ているんだというのが、最近よく出ているんですね。コミュニケーション不足、外出不足、あるいはそんな中で友達不足、あるいは元気不足、もやもや感充満とかね。これは誰しもなっちゃうかもしれないですが、今年度、令和2年度だけで、今年度も含めていわゆるアフターコロナというのはここ2年そこらはできない。いわゆるウイズコロナの中で、教育委員会として、この状況に対してどう対応していきたいか、簡単に概略だけでいいですから、お答えしていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回のコロナ禍につきましては、現在におきましても学校教育全般に対して大変大きな影響を及ぼしております。

ただ一方で、それが学校が変わっていく契機ともなっております。学校の教育活動でICTの活用範囲が広がっていく、授業のスタイルが大きく変わっていくなど、今回のコロナ禍で工夫をした取組が日常のものとして定着しつつあります。また、行事の在り方につきましても、今までのやり方が当たり前と思われていたことを再考するきっかけともなっております。

さらに、地域との関わりでは、交流の機会が減少した一方で、地域のボランティアが新たに学校の消毒を行っていただく、そういった支援を行っていただくなど、新しい連携も生まれております。

このように、コロナ禍における工夫や連携は、ウイズコロナ、アフターコロナの観点において学校がよりよくなるためのヒントが数多く残されていると考えております。

今後におきましても、ICTの活用や授業改善の工夫、地域との連携といった学校運営の取組を進め、学びを継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今お答えをしていただいたことを、ぜひ生徒たちにも伝えてほしいんです。新しいICT環境へのいいきっかけなんだよと。そして今まで慣例的にやった行事に対しても、これ見直そうよ、見直してもいいんじゃないのとかね。あるいは、ボランティアを含めた地域との関係も含めて、これは大きなヒントをもらっているんだということを、ぜひ子供たちにも伝えていただきたい、そんな思いがします。

2番目の大きな項に入ります。

第3次行財政改革大綱の初年度として、令和2年度決算における成果ということなんですけど、これも午前中、これはどなたかな。これはずうっと答弁をまとめますと、成果として普通財産の売却2,330万、市債権のこれが1,240万、去年は1億55万ぐらいあったんですけどね。それから、全部で7,450万ということなんですけれども、この中で一番初めの質問に書いてあります経常経費についてどんな、この中の大体1,330万ということの答弁だったと思うんですけど、この内容について教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

午前中、岡本議員にもご答弁させていただいたところですけども、令和2年度の行革の取組の効果額といたしまして、全体で7,450万と言わせていただきました。そのうち、経常経費の抑制につきましては、鈴木議員ご指摘のとおり1,330万円でございます。

内容でございますが、まず消防関係におきまして、亀山市単独ではしご自動車を整備・運用した場合とはしご自動車の共同整備・共同運用を比較して、昨年度、鈴鹿市と共同で購入いたしたはしご自動車でございますが、これについては17年間運用するというめどの中で、年間にしますと1,250万円の削減ができたというふうに考えております。

また、地域特産品発掘等事業を見直しまして、地域ブランド認定事業へと移行いたしております。この関係で、補助金の支出抑制を図りまして75万円の効果があったところでありまして、2つ合わせまして1,330万円の効果額ということで決算をまとめさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

午前中の答弁にもありました15の重点方針、82の取組ですね。

着実に実践に努めたということの答弁だったんですけども、82の具体的な取組の中で実際に取り組んだのがどれぐらいかなという、確かに一朝一夕にはできない。行革というのは何も経費を下げるための取組でなくて、市民サービスを上げるための取組もあるんですね。

例えば、多言語で相談体制を充実するとか、あるいは経費、コストダウンをするだけでなく、方向性を決定するんだと。例えば、次期の一般廃棄物の処理施設の在り方とか、あるいはもっと言うなら事業の見直し、小学校プール施設の統廃合の問題とか、こういうのも上がっているんですが、午前中の福祉のもありました。福祉医療費助成の見直しとか、介護手当の廃止とかね。非常に重た

い部分もあって大変な作業だと思うんですけども、ただ、第3次の行財政改革大綱の目玉はICTを活用したスマート自治体への転換というの、これが一番なんですね。そういう意味で、これはまだ結果が出ないんですかね、RPAのとか、こういうのはまだ出ていない。これはやっぱり初年度からどんどん積極的にやるべき、スマート自治体への転換ですから、この辺の実績について、メインのICTを活用したスマート自治体への転換についての進捗を聞きたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度に導入しましたRPAでございますが、これも午前中ご説明させていただいたところですけども、個人住民税関係の4業務と固定資産税関係1業務、軽自動車税関係の業務の計6業務を導入いたしております。

個人住民税につきましては、事業所の宛名新規登録、軽自動車税につきましては廃車登録など、コンピューターへの入力業務のRPA導入というのが主なものでございます。これについては年間の削減時間でございますが、6業務合わせまして9,600分の削減が見込めるものでございます。

また、これとは別ですけども、総務省の支援事業によりまして導入いたしております業務でございますが、こちらは本市を含む4市町、亀山市、松阪市、明和町、玉城町が業務プロセスの構築ということで、これは自治体の支援を行います令和2年度の自治体行政スマートプロジェクトに選定されたことから、その中で固定資産税の登記済通知書の入力にRPAを、これは先ほどの6業務と別途でございますが、導入しております。

これにつきましては、登記済みの通知書の入力業務ということで、年間で1万7,640分削減できるということで、合わせますと約2万7,000分、年間で時間の削減ができるというような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

最後の質疑です。

成果について検証はなされたかということです。表題どおりの質問をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

行財政改革を推進する上で、庁内の各組織、また外部委員会がございます。

その中で、庁内会議でございますが、行財政改革推進本部規程におきまして、行財政改革推進本部会議などを開催いたしますが、この前期実施計画の進捗につきましてはその所掌事務には当たっておりませんので、検証ではなくて庁内の情報共有を進める中で進捗に問題がある場合、そういった問題を解決するための会議を進めていくところでございます。

令和2年度分の内容につきましては、そちらの会議のほうには今のところかけていない状況でございますが、外部推進委員会につきましては次回会議で報告をさせていただき、内容、進捗についてご意見をいただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと分らないです。今、検証ではなく情報共有をしたということですね。この令和2年度の行財政改革に基づいた初年度の成果については検証ではなく情報共有をしたということなんですけれどもね。この大綱には、毎年度の取組の進捗を計画的に管理するというふうになっているんですよ。それで、行財政改革の推進に当たっては、市民を中心に構成された行革推進委員会の意見を反映させP D C Aのサイクル、そのやり方で目標を達成していくんだということを書いてあるんです。

それでは、令和2年度の行財政改革の実績報告、今情報共有した部分を議会に報告する予定はなかったのかという質問をしたい。あわせて、行革推進委員会にも報告したかどうか確認したい。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

行財政改革の実績報告でございますけれども、第2次行財政改革大綱では、前期3か年、後期2か年の各実施期間が終了した段階で報告させていただいたところであります。

このことから、第3次大綱につきましても同様の形で報告を予定しておりましたが、今回、年度ごとの報告が必要であると判断いたしましたことから、令和2年度実績について予算決算委員会資料として提出するよう現在準備を進めておるところでございます。

また、外部委員会であります行政改革推進委員会でございますが、昨年度もそうでしたが、コロナの関係で会議を開くことができておりません。昨年度については、取りまとめた実績を各委員さんにお送りさせていただいて、内容のほうは確認させていただいております。今年度につきましては、会議のほうは開催する予定で準備しておりますけれども、会議の時期についてはちょっとまだ未定でございます。当然、今回の実績報告についても、皆さんからご意見をいただく予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

コロナ禍であっても様々な会議等、本当に工夫を、オンラインがいいか悪いかは分かりませんが、工夫によって市の事業が頓挫あるいは中断するようなことは避けてくださいよ。それから、なぜ僕この質疑をしたかという、議会での答弁、いわゆる財政の答弁というのは決まって最後は行財政改革に基づいて着実に推進していきますよと、おうむ返しのように返ってくるんです。その意味では、この1年のスタートしたばかりの第3次の行財政改革大綱の進捗は、議会としてもしっかりチェックをする義務があるしということで、予算決算委員会に出してくれるわけですね。分かりました。そうしたら、私は予算決算委員会の中で先ほども言いましたスマート自治体への転換あるいは既成概念からの脱却、この辺りについて質問をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 3時28分 散会)



令和 3 年 9 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和3年9月8日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について

議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

議案第69号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第70号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第71号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第73号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第74号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第77号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第78号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第79号 令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第80号 専決処分した事件の承認について

報告第7号 決算に関する附属書類の提出について

報告第8号 健全化判断比率の報告について

報告第9号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第10号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第11号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第12号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

第 2 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

第 3 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

第 4 請願第 3号 防災対策の充実を求める請願書

第 5 請願第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

---

●欠席議員（1名）

16番	服部孝規君
-----	-------

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	議事調査課長	大泉明彦
書記	新山さおり	書記	西口幸伸

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

本日は17人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場への出席議員を調整しています。

ただいまの出席議員数は11人です。他の議員は別室にて視聴しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

昨日やっと百姓も終わりました、大変疲れていますけれども、今日は冒頭からの質問で、とんちんかんな質問をするか分かりませんが、行政側はえらい申し訳ないですけれども、的確なご答弁をいただければありがたいと思います。

まずもって、このコロナ禍において、行政職員の市民に対するいろんな手当て、市民の一人として感謝申し上げたいと思います。このコロナが一日も早く終息するように、より一層のご努力をお願いしたいと思います。

その中で、今回提案されております議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、市長も再選をされて、この決算議会に臨まれるわけですが、基本的に令和2年度の当初予算は217億が基本として編成されました。コロナ関係で58億強の国からの交付金で、それぞれの諸手当てがされましたけれども、その中でまず市長にお聞きしたいと思いますけれども、福沢君も質問されましたけれども、今回の予算において、歳入歳出における単年度収支は2億4,317万円の黒字となり、実質単年度収支は赤字額が前年度の10億3,990万から5億1,175万円に減少したということになったと。いろんな要因があると思うんですけども、後に不用額、不納欠損等についてもお聞きしたいと思いますけれども、まずもってこの令和2年度の予算全体の状況について、監査委員の皆さんからいろんなご指摘もありましたけれども、市長としてどのように令和2年度の予算執行についての思いを、その決算結果を見据えてどのように思ってみえるのか、考えてみえるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

この令和2年度の決算について市長はどのように思っておられるのかというお尋ねでございました。

昨日も少し触れさせていただいたんですが、改めて所感を申し上げたいと思います。

令和2年度のこの一般会計決算につきましては、歳入合計で276億、歳出で267億、実質収

支が約9億円の黒字となりました。主な事業といたしましては、まさにコロナ禍の中であって、この対応に大変苦勞したわけでありますが、新型コロナウイルス感染症の総合対策として3つの柱の47の事業、総額にしまして約59億円の緊急政策パッケージの事業展開をはじめ、あと主な事業としては、ご案内の亀山駅周辺整備事業や図書館整備事業、井田川小学校教室の増築事業、子育て世代包括支援事業、総合防災マップ作成・配布事業、はしご自動車の広域配備など、前期基本計画に基づく各事業を実施いたしましたところであります。

歳入につきましては、前年度比で市税が約2億円、地方特例交付金が約1億1,000万円の減収となりましたけれども、臨時財政対策債が約4億2,000万、地方消費税の交付金が約2億円の増額などから一般財源が増収となったことなどから、その財源調整のための財政調整基金約7億6,000万円の取崩し等を反映した実質単年度収支におきましては、前年度の約10億4,000万円のマイナスから約5億1,000万円に減少をいたしましたものであります。

そのほかにも、経常収支比率では前年度比で2.6ポイント好転した85.5%、公債費負担比率は0.2ポイント好転した12.0%となって基準内の比率を維持するほか、実質公債費比率、将来負担比率などの健全化判断比率につきましては、国が定める早期財政健全化や財政再生を図るべき基準に対して大幅に下回っているところであります。

なお、これも昨日ありましたが、財政調整基金の残高につきましては約23億8,000万円と、長期財政見通しに比べまして約4億円の上振れとなっております。

これらのように、各指標が前年度に比べて好転傾向にあることから、事業の伸展と併せまして、おおむね財政の健全化との両立を確保することができたものと考えております。しかし、今後の市税収入と、あと国の地方交付税の見込みにつきましては、これは当市だけではありませんが、全国の自治体も同様でありますけれども、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が大いに危惧される状況でございますので、当面の間は減収が続くものと見込んでおります。

したがって、単年度で一喜一憂することなく、持続可能な行財政運営の確立に向けてさらに努力をしていく必要があると認識いたしておるところであります。

#### ○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

その中で、基本的に各議員が今まで質問された中で、自主財源と依存財源の比率が、当然依存財源のほうが多くなっておるんですけれども、財政力指数が年々低下しておると。資料によりますと、以前は1を超えておったんですけれども、年々減少して行って財政力指数が0.9、大方いいときよりも0.1ぐらい減少しておるといような……。国も来年度予算、111兆円強の予算をやると。国債も、30兆円を超える国債を発行するような状況と。恐らく経済は冷え込んでおるもので、どうしても日本国として国債に依存せんことには税収が見込めんと。

いろいろ当亀山市においても臨時財政対策債と交付税ということで、そういうふうな形で賄っておるんですけれども、基金取崩しをやっても、9億ぐらいの話で基金繰戻しが4億5,000万ぐらいは、今回、決算で見込んでおるらしいですけれども、財調でも、体力のある財政をつくっていくためには、以前、当亀山市では45億円以上の財調を保有しておったと。それが現在で二十数億

に減少しておると。財調を積み増すためには、税収を上げやんことには将来のいろんな、市長は今、駅前、井田川小学校、はしご車の購入等々のいろんな形のことをやってみえたと言いますけれども、まだまだ当亀山市も10年後を普通に見据えた場合いろんな事業を抱えておると。私どもの委員会でもいろんな協議する溶融炉のことでも、建設に向けていろんな形でお金は必要になってくるという中で、どのように税収を上げる努力をしていくのかと。確かに企業誘致も必要やと。企業誘致、テクノヒルズでかなり企業も進出していただいて、恐らく企業からの税も入ってくると思いますけれども、税収を上げるのには税を納めていっていただける市民を増やす努力をせないかんと。そのためにはいろんな施策を考えていかんことには、ただ単に税収が増えるわけやないですから、地元企業、地元商店等々、いろんな事業展開をされていますけれども、税収を増やす手法、それは見据えていかんならんとしたいと思いますけれども、市長は今後、この税収を増やすための方策、それはどのように考えてみえるか。自主財源の増加をしていかんことにはあかんと思うんです。私は不交付団体になれとは、なったらいいと思っておるんですけれども、今の状況では望めませんけれども、財政力指数をたとえ0.02でも上げる努力、少しでも上げる努力というのは、何かの手だてをせんらんとと思うんです。そうせんことには毎年、たまたま今年は、今回の2年度は前年度10億の赤字やったんが5億になったと言いますけれども、どのような努力をしていくつもりなのかというのは、それも一遍、お聞かせ願えるとありがたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、市税収入の減少などによる、例えば市民の暮らしとか、まちの勢いとか、こういうものに対してはしっかり対応していく、税収を上げていく努力はしっかり今後も取っていく、これは当然のことです。ちょうど平成20年度の税収が146億でございました。それがリーマンショックによりまして3年後には103億まで、僅か3年、4年で40億下がった。あの時期が、それが24年が103億やったと思いますけれども、それを思いますと、この10年間の中で本当に税収というのは、今、決算で101億ということでございますので、何とかそれを維持してくる努力を、厳しい中でしたが、してきたというふうには思っておりますが、議員ご指摘のように、今後を考えますときに、この税収をいかに確保していくのか、また暮らしの質を高めていく、あるいは未来へ持続的に発展するためには、今、本市が取り組んでおります若者の定住促進とか、あるいは企業誘致等々、しっかり働く場所をつくっていくということについては、今後も大事なことであろうと思っておるところであります。

また、たまたま令和2年度の決算、たまたまというか、国の地方創生の臨時交付金がコロナ対策でかなり入りましたので、自主財源の比率は下がりましたがけれども、今後におきましても、国の施策との関係も当然出てきますので、しっかりそれも見極めながら、本市として最適な施策の推進と財政の運用を両面しっかり考えて展開していく必要があると思っております。企業誘致等々、今後もしっかり取り組んでいくことが基本になろうかと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、私は借金と貯金という形で考えていくと、借金するのは男のかい性やと思っていますのや。一つの家族というか、一つの、何と表現したらいいかな。私の家として、家族として借金するのは、その家族のかい性やと思っています。貯金するのも、その家族の努力やと思っています。貯金することによって、緊急なときに、それを取り崩して、何とか今の急場をしのごうかというですな。そういうのは、別に私は借金をようけせえと言うてませんで。借金しても返すめどができる貯金もしておくという事業を遂行していくのが一つの家族であり、企業であり、自治体であると私は思っています。だから、そういうようなことを踏まえて、しっかり行政運営をしていただきたいと思います。

1点、嫌なことを聞きますけれども、不用額についてお聞きしたいんですけれども、ちょっと嫌みになりますけれども、令和元年度、2年度の比較表を資料としていただいています。第1款の議会費から第14款の災害復旧費まで14款あります。その中で不用額が、私が言うよりも、一体幾ら出ているのか。トータルですね、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度決算における不用額につきましては11億1,472万8,000円で、前年度8億4,334万5,000円と比べまして、2億7,138万3,000円の増加となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

各款を見せてもらうと、ずっと皆述べるとややこしくなりますもんで、90%以上、私は95%以上と思っておるんですけれども、95%をクリアしておるのは、議会費、それから民生費、それから労働費、農林水産業費、それから消防費、教育費、公債費、それから諸支出金、予備費はゼロですけれども、この9項目。95%以下は、その他の中で。特に商工費83.9%、前年度は87%やったと思う。それから、土木費72.3%で、元年度は85%だったんです。それで災害復旧費は34%ですけれども、これは除いて、商工費と土木費の不用額の原因ですね。例えば商工費は、5億4,628万4,377円で不用額が5,094万8,260円増。土木費が、23億9,286万8,599円で、減額で5,402万8,974円となっておりますけれども、この執行率が商工費で前年度は87%でしたけれども、83.9%、土木費が前年度が85%が72.3%ですか。この要因、総合政策部長、当然そこら辺の数字もつかんでみえると思うんですけれども、これをどうふうに分析してみえるのか、不用額の中で、ちょっと教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

特に商工費と土木費につきましては執行率が悪い状況になっておりまして、このまず要因といたしましては、さきのコロナ対策で行いました亀山版／持続化給付金の「けいぞく」、これの執行率が悪くて未執行額が8,275万円ございまして、これが大きな要因と考えております。

また、土木費につきましては、亀山駅の整備事業に伴う事業費、これにつきましても未執行額がございまして、そういったことが要因というふうになっております。

ただ、この中で一番大きな要素としては、今申し上げた亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」のところが大きな要因と考えてございまして、これにつきましては、制度設計等につきましても一部問題があったものと認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに亀山版の持続化給付金、低調やったと。市内店舗が、今日も朝のテレビを見ておったんですけども、東京で緊急事態宣言が発出されておるのに、午後8時以降も、商売が何ともならんと、これ以上閉店しておると。そうすると開けざるを得んと。私は酒も飲みますけれども、別に家で安い酒を飲んでおったほうがいいのかと思いますけれども、それは事業者協力のために行ったらなあかんのと。それぞれの思いがあると思うんですけども、執行率について十分チェックせなあかん。果たしてこの事業がいいのかどうか、令和2年度も当然、当初予算を編成される前に、各事業課からいろんな市民の要望、提案が上がってくると。その中で主たる事業を市長の考えで推進したいもんで、次年度に送るという事業がたくさんあると思うんですよ、予算査定の段階において。あまりにも総額で、今述べていただいたように、不用額が前年度が8億4,000万で今年度が11億1,472万7,571円という、こういうような数字が出てくるということは、もう少し財政として工夫はする必要はないかと。また、査定の段階で何らかの工夫が必要やと私は思うんです。

議会からも、あれをしてくれ、これをしてくれと、あれをするべきや、これをするべきやないかと、これを先行すべきやと。特によく言う保育園の建て替えも順次やらなあかんやろうと。確かに今年は和田保育園の増築工事をやっていますけれども、いろんな提案がされておると。そういうような中で、不用額がこんに11億も出てくるということは、予算編成上に何か欠点があるんじゃないかと私は思うんですけども、欠点を認めよというわけじゃないですよ。何らか、この不用額を極力少なくするという方策があるのかないのか、また方策があればどのようにすべきかということを検討してもらわなあかんと思うんですけども。例えば議会費なんかでも97.9%ですよ。前年度は98.2%。全て予算執行内で、要望書の中でもかなり削られた分もあると思うんですけども、それなりに執行しておると。

民生費においても、去年が95%やったんが今年は97%やったと。それなりの予算執行において、民生費でもまだようけいろんなことをしたいと思うんですけども。農林水産業費は、今年が95.8%で、前年度が87.8%ですよ。これも市民要望に応えた事業の展開をされておると思うんですよ。教育予算もそうですけれども。だから、こういうような不用額の決算結果で11億1,000万、前年度よりも2億7,000万増えたということで、何かその方策、そういうようなもののお考えがあるのか。こうすべきやないかという自助努力ですな。これはあかん、もう少し不用額をせめて、私は年間不用額はどれだけ見ても5億から6億やと思うんですよ。そこら辺の、そこまで不用額を圧縮する方策を考えなあかんと思っておりますけれども、何かお考えがあったら、それもちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、令和2年度につきましては、先ほど私申し上げましたように、コロナ対策におきまして「けいぞく」の事業が8,200万ほど執行ができなかったというのが大きな要因やと考えております。それと、過去の執行率を見させていただきますと全体で92%、今年も92%程度で、8%程度が執行できていないという状況でございます。

これにつきましては、私といたしましては、まず不用になった額につきましては、速やかに補正予算等で予算を減額いたしまして、その不用額をつくらないという、そういった取組というのも重要になってくるかと思っておりますので、段階、段階におきまして事業の見極めを行いまして、これは議員からも時々ご指摘をいただきますが、不用になった段階で補正予算に計上して減額をしていくということによって、様々な他の使い道ということも考えられますので、そういったことを行っていくということも手法としてあるものと認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かにそうですね。結局、入札が恐らく、事業入札で、大体早いものは4月ぐらいに入札をして、当然入札差金とか、事業内容によっては、これは無理やという事業がありますんで。その段階で、今言われたように、ただ減額して予備費に積むじゃなしに、当初予算のときに予算査定した中で拾えなかった事業があると思うんですよ。それを拾い上げて、そして補正で振り替えるという手法はできますやろう。できませんかな。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

昨年度、令和2年度もそうでありましたんですが、例えばコロナ関係でイベント等でたくさんの事業が中止になりまして、昨年9月には約5,000万ほど減額をさせていただきまして、減額した予算を基に新型コロナウイルスの事業に充当させていただいたといったことで、その都度、減額させていただいた予算に対して、緊急等の必要な場合には、そのような対策についても以前から講じてまいっておりますし、今後もそのような形で検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

できましたら、土木費ですね。特に土木費は、私はよく道を通っておると、道路がへこんでとか、雨がどっと降ったときに池のように冠水した状況、あるんですよ、草はぼうぼう生えておるし。それも手が回らんのか分かりませんが、何せ土木費の不用額、せめて上半期って4月から始まるな。4、5、6、7、8、9ですよんか。上半期で、恐らく予算の執行に当たっては、大体6、7、8ぐらいから年度内予算の執行のめどがつくと思うんです。そうすると、9月議会に減額補正して、事業の。そして当初予算の予算査定のときに拾い上げられなかった事業を組み入れて、そして不用額の減少をぜひとも次年度は行っていただきたいと思っておりますけれども、よろしくご検討のほ

う、今の答弁をしっかりと聞かせていただきましたもので、そのようにやっていただきたいと思いますとおっております。

次に移りたいんですけども、不納欠損について見させてもらいました。不納欠損の中で、市民税関係で個人・法人、それから固定資産税、軽自動車税、都市計画税、児童福祉費負担金（保育所利用者負担金）の6項目、各項目があって、その下に国民健康保険税の不納欠損、それから後期高齢者医療保険料の不納欠損、それから農業集落排水施設使用料の不納欠損、この項目で、上から順番に6つ目、保育所の利用者負担金まで1,391万2,936円。それから、国保と後期高齢者で1,473万7,671円という、こういうような数字が出ておるんですけども、これはどういうもの。不納欠損ですから、よく言われるのは、住所不定とか、市外転出とか、いろんな要因があると思うんですけども、特に市民税、それから固定資産税、これの分、市民税の場合は住所がもう分からんで徴収ができないと言うけれども、固定資産税の場合は、ある程度物件が残っておるんですから、物は。これをどのような形で処理されるのか、それについてお聞かせ願いたいです。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度の市税の不納欠損処分状況について、まず全体的なお話をさせていただきたいと思います。

不納欠損処分でございますが、全部で530件、金額にして1,333万円となっております。前年度と比較いたしますと8件の減、1,784万円の減と件数はほぼ横ばいでございますが、1件当たりの金額が大きい固定資産税の不納欠損が減少したことから、金額は大幅に減少となっております。

まず、個人市民税でございますが、こちらにつきましては特に生活困窮、また所在及び財産不明という件数が多かったことから欠損をしたところでございます。

また、固定資産税につきましても、こちらについては行方不明とか、そういったことで追跡が不能となったことから、平成29年度に滞納処分の執行停止を行っております。3か年たちまして、状況が変わらないということで欠損させていただいたものでございます。

固定資産税の処分につきましては、公売とかということもやらせていただいておりますけれども、公売する相手がいなかったりとか、換価する価値がなかったとか、そういった理由で処分ができなかったということで欠損した事例でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

次に、税別の滞納額の調書が添付されております。確かに今お答えいただいた不納欠損の内容については、市外転出等々のいろんな形で徴収ができないので不納欠損したんですけども、税別滞納額の割合、これは個人でも2,932件、1億5,205万8,358円。法人税についても56件、8,050万8,900円。固定資産税においては、2,058件で2億340万959円。軽自動車税も、2,922件で2,000万強の物件があると。都市計画税と固定資産税、これはリンクするものやと思うんですけども、都市計画税といっても2,058件で2,724万2,783

円ですか。市税においては、1万31件で4億9,347万5,605円あると。国民健康保険税については、3,253件で税額で2億2,979万2,547円という数字がこの資料にあります。

この中で、今お答えいただいた不納欠損とすることで、また次年度も未納となられ、さっきお答えいただいたように、同じような不納欠損が出てくると思うんですけれども、固定資産税、軽自動車税というのは、この数字を早いところ消せばいいんですけれどね。これは取れんと思うんですよ。不納欠損の額が増えるのは、決して税を納めんだら不納欠損で徴収猶予してもらえるのやというような考えでは……。軽自動車税のこの2,000万は、いつまでも数字として上げておくのはおかしいと思うんですよ。ええ頃に処理するべきものは処理していかなあかん。

この特別土地保有税、5件で1,000万という数字があるんですけれども、テクノのときに猶予というか免除したと思うんですよ、1億5,000万ぐらい。それがまだ1,000万が残って、この物件、どのような状況になっておるのか。

それから、市税のここも1万件あるんですけれども、はっきり3年と言うておらんでも、この数字が出てくる、4億9,000万も滞納があるよといった場合、税は納めてもうて税収が増収するんですから。1万件で5億近い滞納徴収を、徴収機構に徴収をお願いしておるか分かりませんが、この数字もある程度抑えやんことには、きちっと税を納めておる市民に対して行政として申し訳ないと思うんですよ。何らかの方法を取らなあかんと思うんですけれども、それに対して対策はどういうふうに考えてみえるのか、山本部長が答えてくれるかな。それか市長か。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今ご指摘をいただいたところは、税額滞納額の中でも大きな問題になっているところだと認識しております。

まず、軽自動車税につきましては、議員ご指摘のように、例えば外国人の方、外国人に限らないんですけれども、ナンバーを取得されてから、そのまま住所を置いたまま転出したり海外へ戻られたりということの中で、実態はない中での滞納というのが数多くあるものと認識をしておりますので、こういったものにつきましては、一応3年という一つの基準がございますので、それを待って不納欠損処分を行っておるわけですが、今、議員にいただいたご趣旨の中で、軽自動車税については速やかに処分をしていくべきものというふうな認識を持っておるところでございます。

あと、この特別土地保有税につきましても、この制度自体は既に制度としてはなくなっております。過去に5,000平米以上取得した方について、その土地を所有しておる者について税がかかってきておったわけですが、この制度自体はなくなりまして、過去の制度の中で取得した者がまだ残っておるというところで、その5,000平米以上の広大な土地を、これも市外の方でございまして取得しておって、その土地を持っておることによってかかっておる税でございまして。これにつきましても、収納対策グループにつきましては納税をしっかりと促すような取組もしておりますが、いかんせんなかなか進んでおらんということでございます。

そういったことも総合的に考えながら、また滞納処分等につきましてはしっかりと取り組みながら、落とすべきものは落としていくと、そのような考えで進めていきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

軽自動車税については、今おっしゃったように、今年も135件ですよ。こっち側へ行くと2,922件と。3年猶予があると。これは速やかにやるべきやと思います、もう少し絞って。3年という区切りはあるけれども、それは絞ってやるべきやと思う。だけど、この特別土地保有税については、これは絶対に徴収せないかん。このままではあかんと思はる。バブル崩壊する前に、ようけ土地を買った人もおるし、それに対して特別保有税がかかってきておるんですけども、これは何が何でも、こんなことを言うたらこの所有者に怒られますけれども、これを聞いてござったら。それは徴収努力をすべきやと思う。これは減額すべきものではないと思はる、不納欠損に。そういうような形で、それから市民税についても精いっぱい徴収努力をしていただいて、市民の納税意識の向上のための一助をやっていただきたいと思っております。

もう時間も迫りますもんで、今回提案されております議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、第2表の債務負担行為補正、追加で図書館展示製作業務委託料3,900万円について、補正内容についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（櫻井伸仁君登壇）

今回の債務負担行為補正で追加いたしました図書館展示製作業務委託料3,900万円につきましての内容でございますけれども、新図書館開館に合わせまして1階及び2階に整備いたします文化情報プラザの展示製作を進めるに当たり、本年度、契約事業者の選定などを行う必要があるため計上いたしましたものでございます。

業務内容といたしましては、文化情報プラザにおけます展示什器、グラフィック、映像・音響設備、情報コンテンツ、あと電気設備、備品等に係る展示製作及び設置並びに空間演出を行うものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その中で、この1・2階の文化情報プラザ、これは確かに図書館の中にプラザを設けるのは結構なことなんですけれども、亀山駅周辺整備事業特別委員会に私も参加をさせてもうておるんですけども、委員としておるんですけども、パネルとかいろんな彫刻、彫刻というんですか、いろいろあるんですけども、ただ展示をするための設備のための費用というふうに理解させてもうてよろしいか。今、8項目ぐらい言われたんですけども、それでよろしいんですかね。展示をするための図書館の書棚というんですかね、あれは2億ばか補正されたと思うんです、以前に。今回また展示の製作業務委託で3,900万、追加されるわけですね、この場合。私もこれ、何やらなと思ったんですけども。今、8つばか言われたけれども、主に何の情報を発信するんですかね、その中で。その意味が分からん。

そして、これは市長に聞かないかんけれども、あの絵を見せてもうておると、中村晋也先生の彫刻があるんですけども、あれは別物ですやろね。資料を見せてもらうと、そこに先生が作られ

た彫刻が、最初は5体やったんですけど、次は4体、次は3体になったんですけどでも、あの場所もこの中に含まれておるんですかね。品物、制作品を展示する場所もここに入っておるんですかね。それをちょっと一遍、入っておるんか。展示をする場所も設置するのか。その品物はどうするのか、中村先生の品物は。そのことも踏まえてお聞かせ願いたいと思っています。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

今回の整備いたします文化情報プラザでございますけれども、新しい図書館につきましては、本来の図書館機能に加えて、様々な機能を加える多機能型の図書館を目指しておるところでございます。その中で、このプラザにつきましては、地域の情報・文化発信の機能を担う拠点であるというふうな認識をいたしております。

今回、補正で計上させていただきました委託料につきましては、そこにおけます展示に係る費用について経費を計上させていただいております。その中には、一応展示プランとして、昨年度、議会のほうへもお示しをさせていただいておりますけれども、亀山ゆかりの人物の方を紹介するタペストリーとか、あとショーケース、それと先ほど議員言われましたけれども、中村晋也氏の作品の展示も想定をしております。その中で作品の展示台等につきましては、こういった経費、今回計上しております委託料の中に展示台については含まれておるものでございます。ただ、作品につきましては、現在、どのような形で展示するかということの中村美術館と協議中でございますので、その辺の費用につきましては含まれていないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

桜井議員。

○18番（桜井清蔵君登壇）

これは市長さんか教育長か、どっちが担当か分からんけれども、今、ご答弁いただいた中に、中村先生の作品の展示のための台というんですかね、それも含まれておると。以前に文化会館に中村先生の名誉市民になられたときの記念として、女の子のかわいらしい像というんですかね、あれを寄贈していただいたんですけども、今中村先生とどういような立ち位置でお話してみえるのか。中村先生が、分かったと。わしがほんなら、私の自信作を、3つありましたが、5つが4つになって今3つになっておるんですけども、ちゃんとあれしますよと、記念にね。亀山市が駅前再開発で、にぎわい事業としてきばって、マンションを入れて、道路を造って、広場も造って、プラザも造って、図書館も造って、そんなら私が寄贈しましょにという確約を得ているのか。いやいやまだこれからの協議ですわと。それで、その情報を発信するんやったら、もう少し市民の皆さんがあそこで図書館運営を協力していただく、そのご意見をきちっと踏まえた中で、いろんな文化情報プラザというものを活用していくという方向で考えていくべきではないかと私は思っておる。

当然、新図書館ができれば、図書館運営の委員会、市民の参加した委員会ができると思うんですけども、その方々の意見を十分聞いた中で、この情報プラザの設計はやるべきだと思う。晋也さんの銅像の台を造るというようなことを今答弁いただいたんですけども、晋也さんの銅像ありきの方向は、一部か分からんけれども、それありきではなしに、市民の運営委員会の皆さん方のご意見を十分踏まえた中で情報プラザを活用していくと、それで市民が自由に使う。今、市民協働セン

ターとか博物館でいろんな行事をやってみえると思うけれども、中村先生の作品は、あそこへ設置する確約を得ておるのかどうか。そうか、それ以外に今後も市民の皆さんの、新図書館運営委員の皆さんたちとの協議の下でいろんな協議をしていくのか、それをお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長、簡潔に。

○教育長（服部 裕君登壇）

これまでも展示設計図案等を提示させていただいておりますが、整備推進委員会にもお示ししながら幅広くご意見を聞かせていただいたところです。その結果、5体が、3体が、1体がとか数も減ってきたと思うんですが、参事が申しましたように、音響施設も照明施設も整えまして、かつ市民の展示も含めまして幅広く多様に使っていただく、無料でというふうなことを前提に考えておりますが、単なる貸しホール、多目的ホールではないと。隣に多目的の部屋がありますし、一種、亀山の文化情報の発信をする、そこでミニコンサートをするにしても、あそこで発表とかコンサートとかしたい、一つのステータスとなるような空間にしたいと。そういう流れで音響も照明も含めまして、その中に中村先生の作品も展示させていただく方向で話を進めさせていただいております。協議中でございます。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時01分 休憩）

---

（午前11時11分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

スクラムの前田でございます。

議案第72号、令和2年度決算の内容について質疑をさせていただきます。

まず、令和2年度なんですけど、コロナ禍での決算ということで、総括についてどのように考えてみえるのか、納得できる決算であったのか、そうでなかったのか、まずそのことについてお答えをいただきたいと思います。市長、お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

コロナ禍での令和2年度の決算についての総括をということでございました。

令和2年度の一般会計の決算につきましては、歳入合計が276億円、歳出合計が約266億で、実質収支が約9億円の黒字となったところでございます。そうした中で、この令和2年度の主な成果といたしましては、亀山駅周辺整備事業によって中心的都市拠点の求心力向上に向けた着実な事

業推進が図れましたほか、教育分野において1人1台タブレット端末の整備や井田川小学校の校舎増築、給食室の改修工事が完成するなど、学びの環境の充実を図ることができました。さらには、長年にわたり発掘調査等を続けてまいりました鈴鹿関跡の遺構の一部が国史跡に指定をされたことでもありますとか、またリニアに関しては、本市が県下で唯一、県期成同盟会においてリニア県内駅位置候補に決定をいただくという意味で新たな局面へ入った、いわゆる進展をした年でもあったかと思っております。

このほか、かめやま文化年の開催でありますとか、三重とこわか国体に備えた施設環境の整備、子育て世代の包括支援事業、あるいは広域の消防のはしご車の配備でありますとか、このような各種の事業を展開した施策の推進へつながってまいったと思っております。

その一方で、新型コロナウイルス感染拡大が続く中におきまして、子供と生活の支援、地域経済の支援、感染拡大の防止等の3本柱、47事業から成ります総額約59億円の新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージを取りまとめ、迅速かつ効果的な総合対策を実施いたしたところでございます。

これらを踏まえまして、歳入においては、臨時財政対策債約4億2,000万円、減収傾向にある市税においては個人市民税約3,000万円が増収となり、財源調整のための財政調整基金約7億6,000万円の取崩し等を反映した実質単年度収支は、前年度の約10億4,000万円のマイナスから約5億1,000万のマイナスに減少いたしたところであります。そのほかにも、経常収支比率で前年度比で2.6ポイント好転した85.5%、公債費負担比率は0.2ポイント好転した12.0%となり、良好な比率を維持するほか、実質公債費比率などの健全化判断比率につきましても、国が定める基準に対して下回っている状況でございます。

また、財政調整基金残高につきましては約23億8,000万円と、長期財政見通しに比べまして約4億円の上振れとなったところでございます。

このように、各指標が前年度に比べ好転傾向にあることから、事業の進展の一方で、おおむね財政の健全性との両立を確保することができたと考えております。

しかしながら、今後の市税収入及び地方交付税の見込みにつきましては、先ほども申し上げましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が大いに危惧される状況にございます。これは本市だけではなくて、全国の地方自治体が同様であろうかと思っておりますが、そういう中で当面の間は減収が続くものと見込まれるところでございます。

令和2年度、この単年度の結果に一喜一憂することなく、中長期を見据えた展望の中で、亀山市行財政改革大綱の実践など、今後も持続可能な行財政運営の確立に向けた取組を徹底していく必要があると認識をいたしておるところであります。

#### ○議長（中崎孝彦君）

前田 稔議員。

#### ○15番（前田 稔君登壇）

市長の答弁ですけれども、このコロナ禍における決算でありますけれども、今の答弁ですと、コロナに関しての影響があったというわけではなく、どちらかというと良好な決算であったというような答弁であったと思います。

他市の状況っていうのは分かりませんが、他市ではもうちょっと厳しい状況ではないかと

思いますけれども、他市の状況についてはどうか、そこら辺、もし分かっておれば、お答えいただきたいなと思うんですけど。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま決算の全般につきましては市長が申し上げたとおりでございますが、歳入におきましては、全国的に見てほとんどの自治体が減収傾向にあったと考えております。その中で他市と比較するわけではございませんが、減収率につきましては1.9%ということで、全国的な自治体の減収幅を鑑みますと、本市におきましては、コロナの影響もありながら最低限度の減収でとどまっておると、そのような認識を持っておりますし、今後もこのような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

確かに市税収入については1.9%の減少ということで、ほとんど前年度と同じようなことでございます。101億4,000万、他の市の状況は亀山市よりは厳しい状況にあったのではないかとというようなことでございます。

黒字額が9億円ということでございまして、このコロナ禍の中ではかなり今の現状としては健闘しておるなという、影響が出なかったのかなあと感じております。この差引きが9億6,721万円の黒字決算でありました。市債についてお聞きしたいんですけども、2年度は増加しておりますけれども、この要因については何かお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和2年度の市債の決算額でございますが、合計借入金額が19億1,310万円で、前年度比で3億9,980万円、26.4%の増となっております。

増加の主な要因でございますが、事業終了により野村布気線整備事業が1億6,650万円減となった一方で、臨時財政対策債が9億1,150万円で前年度比4億1,830万円の増、図書館整備事業が前年度、借入れがなかったわけですが、令和2年度につきましては3億7,640万円ということで皆増となったことが主な要因でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、歳入歳出で9億6,721万円の黒字決算であったということですが、市債について、2年度は増加の要因は何か、お答えください。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

市債の残高のほうでございますが、こちら前年度に比べて増加しております。令和2年度末の市債残高につきましては、前年度比で1億1,191万8,000円の増の157億7,067万8,000円となったところでございます。令和元年度末の市債残高が156億5,876万円であったところ、令和2年度の元金の償還額が18億118万円に対しまして借入額が19億1,310万円であったことから増額となったところでございます。これにつきましては、昨年度まで11年間、市債残高は毎年減少しておりましたけれども、12年ぶりに残高が増加したという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうしたらもう一つ、地方交付税についてお聞きしたいんですけれども、この地方交付税についてはどのように考えておられますか。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

地方交付税につきましては、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方自治体が一定の水準を維持し得る財源を保障する見地から、一定の基準に基づき国から交付されており、普通交付税と特別交付税がございます。

まず、普通交付税でございますが、12億5,258万1,000円の決算額でございまして、前年度の12億3,840万3,000円と比較いたしますと、約1,418万円の増となっております。

内訳としましては、基準財政収入額において消費税交付金の増などによりまして約1億円の増となったものの、基準財政需要額において幼児教育・保育の無償化の措置などによりまして約1億2,000万円の増となったことにより、その差額が1,418万円、普通交付税として増収となっております。

また、特別交付税でございますが、普通交付税で措置されない個別、緊急、地震とか台風の被害などの財政需要に対する財源不足額に見合う額として算定され、交付されるものでございまして、令和2年度におきましては3億7,959万4,000円が交付されております。前年度と比較しまして普通交付税が1,418万円の増となっておりますが、特別交付税については912万9,000円前年度より減額となっており、地方交付税全体では504万9,000円の増となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

地方交付税では504万の増ということであったということですが、その次に、義務的経費なんですけど、この義務的経費の件費が増加をしておるんですけれども、この要因についてお聞かせ願いたい。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

まず、義務的経費でございますが、歳出のうち人件費、扶助費、公債費を示しまして、極めて硬直性が高い経費ということでございます。

令和2年度におきましては、制度改正によりまして、従来の臨時職員、非常勤職員が新しく会計年度任用職員となったことから、それに伴いまして性質別で物件費と扶助費に分類されていた賃金が、人件費である報酬へ移行したことなどによりまして、性質別の決算額が前年度と比べて大きく増減いたしております。

この中で人件費の増加でございますが、人件費については48億3,335万円となっております。先ほど申しました会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、賃金であります物件費、扶助費から、人件費であります報酬へ移行したことによりまして、10億2,953万円の増加、21.7%の増となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

かなり増額をされておるといことなんですけれども、私はちょっと思っておったのは、コロナに関しての対策で人件費が増えたんじゃないかなと思っておったんですけれども、そういうことではない、コロナ関係ではないということですか。確認をしたい。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

コロナ対策につきましては、年度後半におきましてワクチン接種とか、そういった事業費は計上させていただいておりますけれども、実際にはワクチン接種については令和3年度が本格実施ということでありまして、人件費を伴うものは少ないものでございます。

また、正規職員というよりも会計年度任用職員の制度により増額しているということで、コロナとはあまり関係がないと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

令和2年度ですので、そういう形になるのかなと思いますけれども。

次に、財政力指数についてお聞きしたいんですけれども、財政力指数が令和2年度は0.87で、令和元年度が0.9だったんですよね。平成21年には1.39という財政力指数でこれが一番高かったかと思うんですけれど、このことについて、今、かなり財政力指数が亀山市、減ってきているというかですね。このことについて市長、どのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども櫻井議員にお答えをさせていただいたんですが、今、ご指摘のように、平成21年度の

当時の市税収入が146億、それがリーマンショックの直後から約3か年かけて106億まで、3か年で40億ぐらいが市税収入ががさっと落ちるといことになりました。この潮目が変わる中で、いかに対応していくかということが、まさに市政の大きな課題であったわけですが、当時の21年度の財政力指数は、今お話がありました1.39ということを持っておったということでもあります。

現在の令和2年度、単年度で0.87まで徐々に下がってきたということで、平成23年からは不交付団体から交付団体に変わってきたという経過をたどってまいりました。

いずれにいたしましても、この財政力指数は、ご案内のように基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値でありますことから、基準財政収入額の増加を図るということで財政力指数は高められるものではありますけれども、それを上げるというのが目的ではない。当然高いにこしたことはないわけですが、しかし市税収入が平成20年度のピーク時から年々減少してきたと、平成24年度で106億が、この令和2年度で101億という決算になりました。

そういう意味では、当時の平成21年、22年ぐらいの中期財政の見通しでは、例えば二十四、五年をピークに100億を割り込んで90億ぐらいになるというのが当時の中期的な見通しをお示しさせていただいておりましたが、そのことを思いますと、税収の確保、特に平成24年度の大型、1,000億のアップルのいわゆるシャープさんの投資が25年度以降の下支えをしてくれたものと今は感じております。

いずれにいたしましても、財政力指数が下がってきておるとい中で、今もお話しさせていただきました、この状況を打開していくためには、積極的な企業立地を進めていったり、若者がこのまちで働く、そして定住をしていってくれる、こういう持続的な発展に向けた環境を政策的にしっかり取っていくということによりまして、税収の確保を図っていくということが極めて重要な政策であろうと思っておりますので、しっかりそういう取組を努めていく必要があるかと思っております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

#### ○15番（前田 稔君登壇）

確かに当時、工業団地にシャープが立地して、それでぐっと税収が増えたわけなんですけれども、今も工業団地を走っていると土地がいっぱい空いておるんですね。だから、そういう中で企業誘致、立地、三重県の知事さんも替わりますので、亀山市の人が候補に上がっていますけれども、そういう中で例えば今、コストコとか、ああいった商業施設というか、ああいうなんも、大渋滞を起こしますけれども、そういう企業があそこに誘致できたというふうに私も個人的に考えておるわけなんですけれども、市長として誘致活動をしていただけたらなと思っていますので、そういうことも考えながらしていただいて、財政力を上げていくということも、たくさんまだ空いていますのでね。今、厳しい状況でありますけれども、それでも優良な企業もいっぱいありますので、そういうことを積極的にやっていただきたいなと思います。

それじゃあ、次に行きます。

長期財政見通しについてお伺いしたいと思うんですけれども、4億円の上振れがありますけれども、この長期財政見通しについて見解をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

長期財政見通しでございますが、昨日も少しご答弁させていただいております。長期財政見通しについては、予算ベースで一応作成させていただいておりますので、令和2年度の決算と比較いたしますと、少し差が出てきているところでございます。特に今回、新型コロナウイルス感染症としまして約59億円の事業費を行ったことから、例年と比べて大きく決算額が増額となっております。

まず、令和2年度との長期財政見通しの比較でございますが、歳入については、一般財源となる市税収入、地方交付税等が約2億4,000万円の増となったものの、臨時財政対策債を除いた市債発行が約6,000万円の増となることなどによりまして、歳入総額から財政調整基金繰入金と前年度繰越金を除いた額としまして、長期財政見通しが200億7,000万円と比較し、約63億8,000万円の増の約264億5,000万円となっております。

一方、歳出につきましては、人件費等の増により義務的経費が約12億1,000万円増、投資的経費が約1億3,000万円の増となったことにより、長期財政見通しの211億7,000万円と比較しまして、約54億9,000万円の増の約266億6,000万円となっております。

また、財政調整基金の残額につきましては、長期財政見通しで11億円の取崩しを見込んでおりましたが、決算では約7億6,000万円の取崩しにとどめたことから、約4億1,000万円の上振れした23億9,000万円となっております。

なお、現行の長期財政見通しにつきましては、第2次総合計画後期基本計画の策定に合わせまして改定する予定でございますが、将来の亀山市を見据えた上で、第3次亀山市行財政改革大綱の取組項目を着実に実践することによりまして、今後につきましても持続可能な行財政運営の確立に努める必要があると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

分かりました。

そうしたら次に、新型コロナワクチンの接種の状況についてお伺いしたいと思います。

亀山市の現在の新型コロナウイルスワクチンの接種の状況なんですけど、まずどのぐらい接種されているのか、その辺りのことと、それから今後の予定があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

ワクチン接種のご質問ですが、昨日の全員協議会でもご説明させていただいたように、25歳以上の接種対象者には既に接種券を送付して予約を受け付け、接種が始まっております。昨日、16歳から24歳の約4,000人の方の接種券を発送させていただきました。しかしながら、その方のワクチンが確保できておりませんので、まずは近く接種が行われる県営のモデルナ社製ワクチンの集団接種でまずは予約接種していただいで……。

(発言する者あり)

○副市長（西口昌利君登壇）

全体の接種率としては、接種対象者が4万4,500人ですので、その2回接種で8万9,000を分母といたしますと、55.9%でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

全体の接種が終わるのはいつ頃になるのかな。

○議長（中崎孝彦君）

答弁の前に前田議員に申し上げます。

今の質疑の内容でございますけど、通告外の質問となっておりますので、ご注意をお願いしたいと思います。今、前田議員が質疑をされるのは、2番目の新型コロナウイルス感染症による決算への影響についてという項目で通告をされておると思いますので、その辺をよろしく願い申し上げます。

今の西口副市長、答弁を続けて。

○副市長（西口昌利君登壇）

反問権で、もう一度質問をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

今、西口副市長から反問権の行使をしたいというので申出がありましたので、議長においてこれを許可します。

前田議員、もう一度質問のほうをお願いします。

○15番（前田 稔君登壇）

今の亀山市でのワクチン接種の状況、どれぐらいまで進んでいるかということだけ確認します。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

先ほども申し上げましたように、接種対象者の55.9%の方が接種を終わっております。ご質問のいつ頃終わるのかということですが、ワクチン確保が前提となりますが、何とか11月中ぐらいには終わらせたい。国のほうも、10月、あるいは11月の早い時期に接種対象者、希望する全員の接種を終えたいというようなことになっておりますが、亀山市としても、ワクチン確保が前提となりますが、それに準じた期間を考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員、2番の決算への影響という通告が出ておりますが、これについては質疑はいいですか。

○15番（前田 稔君登壇）

もうよろしいです。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前 11時45分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長 (中崎孝彦君)

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は12人です。

他の議員は、別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番 (伊藤彦太郎君登壇)

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回、議案第67号の亀山市立図書館条例の全部改正についてと、議案第79号の令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定についての2点を質疑させていただこうと思います。

通告書の順に従いまして質疑をさせていただきます。

まず、議案第79号の令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定についてお聞きします。

通告ではコロナ禍が及ぼす病院経営への影響についてということで通告させていただいておりますけれども、令和2年度は最初から最後までコロナ禍の中で行われた病院事業経営だったと思います。この中でコロナ禍が病院経営にどのような影響を及ぼしたのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 (中崎孝彦君)

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

草川地域医療部長。

○地域医療部長 (草川吉次君登壇)

令和2年度の状況でございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因した受診控え等による患者数の減少に伴いまして、入院及び外来収益が減少いたしました。そのような厳しい状況の中で、当医療センターでは新型コロナウイルス感染症に不安を抱く患者様が安全に安心して受診していただくことと病院内への感染を防ぐことを目的として新たにオンライン診療を導入して、令和2年度は発熱検査外来などを中心に468件の電話による診察を行っております。

また、三重県と業務委託契約をいたしました亀山地域外来検査センターの運営と宿泊療養施設への看護師派遣、そのほかにも新型コロナウイルス感染症疑い患者の受入れに係る空床確保など、公立病院としての役割を果たすべく積極的に新型コロナへの感染防止対策に取り組んだことで、委託料や県・国からの補助金によりまして一定の収入を確保しまして財政の安定に努めたところでございます。

その結果、法定外繰入金である一般会計補助金の交付額を当初予算額9,030万6,000円から3,507万7,500円に減少することができまして、それに伴いまして平成20年度以来12年ぶりに当年度純損失を計上せずに済みましたことが令和2年度の決算の大きな特徴でございます。

○議長 (中崎孝彦君)

伊藤議員。

○13番 (伊藤彦太郎君登壇)

様々なコロナ関係の話があつて、それなりに対応されていた結果やと思っております。

その中で、もう一度確認の意味でなんですけれども、今回、コロナ関連の業務が増えたということではあるんですけれども、それで経常収支は好転したということではあるんですけれども、実際、コロナ関連以外の従来の医療業務というのはどういう状況であったのか。患者数が減ったということではありますけれども、医師、看護師、薬剤師とか、技師とか、医療従事者の業務量というのは一体どんな感じであったのか、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

先ほどもご答弁いたしましたけれども、新型コロナウイルス関連の対策としまして、様々な新たな業務に取り組む一方で、入院業務であるとか外来診療、救急患者の受入れ等、通常の医療業務についても、地域医療を担う公立病院としての使命を果たすべく取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、入院・外来患者数とも減少しており、中でも内科については入院患者が前年度比4,078人減の1万2,712人、外来患者が前年度比432人減の2万2,404人と大幅に減少しております。

また、手術件数も、昨年春の眼科手術の一時中止等により前年度比25件減の442件に、救急車の受入れにつきましても前年度比132件減の771件に減少している状況でございます。

医師、看護師、薬剤師、医療従事者の業務量でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の対策としまして様々な対策に取り組んできた中で、新たな業務に取り組んでまいりました。その一方で、本来の業務であります外来診療や入院業務、救急患者の受入れ等も従来どおり行ってまいりました。従来の医療業務に加え、心労が絶えない新型コロナウイルス感染症に係る業務、また医療センターの限られた人員での取組を考慮いたしますと、医師をはじめとする医療従事者への負担は相当なものであったと思われまじ、現在も相当な負担をかけております。

いまだ終息の見通しが立たない状況の中ではありますが、診療体制や業務の見直しを行い、限られた医療資源を生かしつつ安全・安心な医療を提供できるよう努めてまいります。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

特に医療従事者の業務量についてお聞かせ願ったんですけれども、決算が一応収支の上では好転しておるという中で、国とかからの補助が来たみたいな話があって、言い方は悪いですが、収支の上では幸運な状況やったみたいな話になってしまうのかも分からないんですけれども、確かに業務量の減った部分はあるけれども、その分、コロナ対策で相当な業務量がまた増えた部分もあって、要は何かというと、決して国からの補助金とかで収支が好転したのではなくて、それなりにかなり業務をこなしてもうておる結果やと思うんですね。実際、きちっと仕事をこなしてもうてたから、こんだけの黒になってきたというような部分もあると思います。黒、赤で言うべきことではないんですけれども。

ただ、コロナ禍の終息が見通せない状況ですもので、今年度も含めまして同様の状況が継続すると考えられますので、そんな中で長年の課題である経営状況の改善というのが一体どうなっていく

んだらうかというふうなことを考えた中で、今回の決算を総括する中で、その辺の経営状況の改善とか、こういったことをどうなっていくんやろうとか、そういうふうな見解を持てたのかどうか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

先ほど地域医療部長が申したように、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響による患者の減少に伴い、入院収益、外来収益が大幅に減少する非常に厳しい状況でありましたが、公立病院の役目を果たすべく、職員が一丸となって新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に積極的に取り組みました結果、県や国からの補助金等の交付を受けることで病院事業の安定に努めたところでございます。今年度も、その業務については引き続きやっておりますし、またPCR検査センターについては、医師会からの派遣も受けておりましたけれども、今年度からは自分のところだけで回すような運営もしておるところでございます。

令和3年度に入り患者数も少し戻りつつあり、入院収益及び外来収益も増加の傾向ではございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みますと予断を許さない状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金についても一時的な措置でございますことから、補助金の打切り後の財政状況を懸念するところでもございます。

地域医療を担う公立病院として良質な医療の提供を継続するためにも、うちの病院としては国の医療政策の方向に沿った運営を行っていく。国のほうは、入院から在宅へ、一つの病院だけじゃなくて連携してやっていきなさい、福祉や介護と連携する中で病院運営をやっていきなさいとかいろんな方向性が示されています。その方向に沿った病院運営をしないと、なかなかうまくいかないんだらうと思っています。

それと、地域の実情や地域の医療資源の中での病院の役割を認識した運営を行っていく必要があると。亀山の医師会の状況、関連の回生病院とか中央病院とどのように連携を保ってやっていくのか、役割分担をやっていくのかがとても大事なんだらうと思っています。

それと公立病院ですから、公共性と経済性の両面からいろんなものを見据えて、いろんな投資をやっていく。昨年も、乳がん検診のマンモグラフィというのがあるんですけども、新しい機械を入れました。乳がんが増えてきておる。今、女性の医師に乳がん検診をやっていただいていますけれども、あれはすごく痛いそうで、その新しい機械は圧迫するのを少し戻した上でできるという画期的な機械であります。そういうのを入れていく。今年度も、また内視鏡の装置を新しく購入するというのも考えています。そういう中で、市民に医療を提供する上で、設備等にも更新をやっていく。その面においても、公共性と経済性を考えた上で取り組んでいくことが重要だと思っています。

昨今のコロナ禍で、病院を取り巻く状況も目まぐるしく変化が起こっていますので、その変化を見極め、柔軟かつ機動的に病院経営の運営に取り組んでまいりたいと思っています。そんな中で病院の経営改善が図られるものだという認識を持っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

特に最後のほうで、変化を見極め柔軟にというようなこと、これにつながっていくんだということで、その中で2番目の通告の話につなげていきたいと思うんですけども、今回のこの決算は、コロナ禍というのもそうなんですけれども、病院事業管理者と顧問を同時に設置したということですね。この両方を設置したことによる初めての決算やったと思います。この効果について、それぞれどうであったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

病院事業管理者と特別顧問設置の効果でございますが、医療センターでは平成28年4月1日の地方公営企業法の全部適用によりまして病院事業管理者を設置いたしました。病院事業管理者には、法によりまして病院事業の遂行に係る権限と責任が直接付与されますことから、経営方針に基づき柔軟かつ迅速な業務執行が可能となっております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による患者の減少により非常に厳しい事業運営を強いられる中で、6月には県下でいち早く亀山地域外来検査センターを立ち上げ、11月には亀山発熱検査外来を設置、また宿泊療養施設への看護師派遣など、県や亀山医師会をはじめとする関係機関と連携を図りつつ、病院事業管理者のリーダーシップの下、職員一丸となって新型コロナウイルス感染対策に取り組み、公立病院としての役目を果たしてまいったところでございます。

コロナ禍のような迅速かつ難しい判断が求められる状況におきましては、市長部局とは独立した権限と責任を付与された病院事業管理者の存在は、病院事業の運営に大きな意義があるものと考えております。

続いて、特別顧問の設置の効果でございます。

特別顧問につきましては、医療センターの慢性的な医師不足を解消し、医師の充足を目指すため、医師確保に特化した職として、令和2年4月に新たに設置したものでございます。その職には、病院経営のみならず、福祉行政にも精通している前地域医療統括官を任用したところでございます。

医療センターの医師につきましては、そのほとんどを三重大学からの医師派遣に頼っている状況でございます。医療センターが安全で質の高い医療を持続的に提供するためには、三重大学の支援は欠かせないものでありますことから、特別顧問には、その経験と人脈を生かし、三重大学への積極的な訪問により良好な関係を築きつつ医師確保に努めることとしておりました。しかしながら、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、特に医療機関の間におきましては、病院内クラスターとか、医療従事者の多忙化とか、いろいろ医療機関における特殊事情もございまして、このような行動の制限を余儀なくされましたことから、現状の医師体制を維持することはできませんでしたものの、新たな医師確保につながるような効果を上げることができなかつたというような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

まず、顧問からなんですけれども、現状のコロナ禍で、どうしても制限がかかる部分があって、なかなかそれで結果が残せなかった部分があるということなんですけれども、コロナ禍だからこそやれることというのもあるって、もちろんそういうふうなことで動いてもうておった部分もあるとは思いますが、動けないなら動けないなりの仕事というのを期待したいと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

あと、地域医療統括官も、先ほど、こういうときだからこそというようなことをまさしく言われましたけれども、その辺が一番期待されておった部分やと思うんですね。昨日も全員協議会で、私もちょっとびっくりしたんですけれども、この医療センターで抗体カクテル療法を外来で行う方向に決めたということで。この抗体カクテル療法、私も聞いてはおったんですけれども、まだまだ実現は先なのかなというふうに漠然と思っていたりしまして、草川議員が今回、提言されようと思っていたということで、私も全然不勉強やなどと思って反省したところであったんですけれども。

やはり、こういったこともふだんからアンテナをきちっと立てておらん部分もあるでしょうし、この判断ができたというのは、地域医療統括官なり病院経営という別の立場というのものもあったかも分からない。もちろん市長の決断も評価したいなと思うんですけれども、何かこういった部分で、こういう部分での評価というか検証も必要になってくると思いますので、その辺はしっかりお願ひしたいと思います。

次の項目に移らせていただきたいと思います。

議案第67号の亀山市立図書館条例の全部改正について通告させていただいております。

項目としては、なぜ一部改正ではなく全部改正なのかということで通告させていただいております。

通常、既存の条例については一部改正という形を取ることが多いんですけれども、今回はなぜ一部改正でなく全部改正であったのか。前の条例を見ますと、福沢議員も昨日言われていましたけれども、至極簡単なものに条例はしておいて、残りは規則でカバーするというような形が多かって、今回はそれも可能だったと思うんですけれども、なぜ今回大幅な全部改正という形を取られたのか、その点をお聞かせ願ひたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

#### ○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

現図書館を亀山駅前に移転整備するに伴う条例整備の方式といたしましては、議員先ほど言われましたように、一部改正、あと全部改正、また現条例の廃止・新規制定の3つの方式が考えられるところでございます。今回の条例改正につきましては、現図書館で培ってきました図書館の管理運営を継承しつつ、図書館本来の機能に、地域情報・文化発信機能、展示・発表活動機能及び市民交流機能を併せ持った多機能型図書館として新しい図書館を駅前にて整備しますことから、全部改正の方式によることといたしたものでございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

#### ○13番（伊藤彦太郎君登壇）

多機能型ということで新しい図書館を目指すということではあったんですけれども、そもそもこ

の図書館の条例、これを設置するのは法で決められておるんですけども、図書館法によると、あくまでも設置をするための設置条例みたいなような感じの雰囲気として、図書館法の目的によれば、社会教育法の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関し必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。そういった目的が国民の教育と文化の発展に寄与なんですね。今回の新条例に関しましては、目的で「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人とが会い人と人とがつながる場を提供し、もって市民の学びと、あとまちづくりに寄与するためにと書いてあるんですね。

はっきり言って、図書館法の趣旨から、さらに拡大されるような、そういうふうな新しい条例なんですけども、この辺は私もあまり不勉強なんですけども、条例というのはもともと法を超えるものであってはならんみたいな話も聞いたことがあるんですけども、目的が根拠法令である図書館法よりも、より広く増えているんですけどもね。こういうふうなことは条例を作成する上でどうなのか、これは法制執務部門の見解をお聞きしたいんですけども。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

法務上の解釈ということでございますので、総合政策部のほうからお答えをさせていただきます。

図書館法第1条で定める法律の目的、これは今、議員がおっしゃっていただきましたが、社会教育法の精神に基づき、ちょっと割愛いたしますが、国民の教育と文化の発展に寄与する、これが前提としてございます。改正後の条例につきましては、これも議員お触れいただきましたが、「学びの場からつながる場へ」、これを基本理念として、本と人が会い、人と人がつながる場を提供して、もって市民の学びとまちづくりに寄与すると。このまちづくりに寄与するということが、少し目的から外れておるといような解釈であったかと思いますが、私どもからいたしますと、この図書館法第1条に関わる教育と文化の発展ということと、学びとまちづくりの寄与ということにつきましては、図書館法と同趣旨の内容だということで、合致しておるといふような認識を持っておるところでございます。

このようなことから、改正条例は法令の範囲内であり、法務的には問題はないものと、そのような認識をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

法務上、問題はないんじゃないかと。私も別に問題があるんじゃないかというふうなことではなくて、ちょっとどうなのかという表現をさせてもうたんですけども、先ほどちらっと言われたんですけど、学びへの寄与じゃなくて、まちづくりへの寄与。こっちの目的が図書館よりも広がっていいですかということなんですね。これがいいか悪いかというよりも、まちづくりのための部分があるんだったら、これは所管が生涯学習課社会教育グループとか図書館なんですけども、ここだけでいいのかということなんですよ。

新図書館の運営に関しては、恐らくかなりのマンパワーもかかってくるやろうということで、さらにまちづくりの部分とかも新図書館に入れ込んでいくということは、相当なマンパワーが必要に

なってくるんじゃないかなど。これに関しては図書館だけで済む話じゃないというかね。

これに対して、それなりのマンパワーを入れるぐらいのつもりで、この条例を提案されているのかどうかという、そこなんです。その点については、マンパワーの確保という意味では、総合政策部としてどれぐらいの考えで見えるのか。人事も担っていますので、その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに今回の新図書館につきましては、多機能型の図書館ということを銘打っておりまして、特に現在の図書館よりも文化発信機能でありますとか、様々な機能を備えておると認識しております。そのような中で、令和5年の開館後に図書館が運営されていくわけですが、そういった開館後の運営そのものが適切に運営されておるかということのをしっかり検証させていただいて、適宜適切な人員配置に努めていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そんな話の中、今回の条例のもう一つ大幅な改正点というか、図書館協議会の設置。従来、図書館運営協議会というものがありましたけれども、これが図書館協議会という条例上の協議会を設置されるということなんですけれども、従来の運営協議会というものと何が違うのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館協議会につきましては、図書館法第14条第1項の規定に基づき設置される協議会でありまして、同条第2項におきまして、図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に必ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とすると規定される法律に基づいて設置される機関でございます。

一方、現図書館に設置されます図書館運営委員会につきましては、亀山市立図書館運営委員会要綱により図書館の運営について検討するため設置される任意の委員会である点が大きな違いでございます。

また、図書館協議会につきましては、条例案の第9条第2項及び第3項で委嘱の基準と定数を規定しておりますが、学識経験を有する者、学校教育・社会教育の関係者、あと公共団体等の代表者、読書活動に関する団体の代表者、あと公募により選出されたものから委嘱された委員10人以内で組織するのに対しまして、現図書館運営委員会につきましては、学識経験を有する者、図書館利用者、図書館ボランティア関係者、その他教育委員会が必要と認める者から委嘱された委員5人で組織しており、委員の構成及び定数も違うところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それは読めば分かるんですけども、実際、今までの運営協議会から図書館協議会に変わって何が変わるのか。新たにこれによってメリットがあるのか。そもそもそれが必要やったら、これまでも図書館運営協議会の設置が現条例でもできたはずなのに、なぜしなかったのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

違いにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、規定を読めば分かるということですが、法律に基づいての正式な機関ということですので、権限とかそういったものが違って来るものと思っております。

図書館協議会が必要であったら、なぜこれまで運営協議会のままにしておかずに、協議会を設置しなかったかということですが、今回の図書館の移転整備の推進を図るために、亀山市図書館整備推進委員会というものを設置して、亀山市図書館整備基本計画の策定に関する事柄などの事項について検討していただいて、新図書館の整備を進めてまいったところでございます。今回設置いたします図書館協議会につきましては、図書館整備推進委員会におけます新図書館の整備に関する検討を新図書館開館後に生かすため、同委員会の外部委員の構成を参考に設置を検討したものでありますことから、本条例改正を機に設置することとしたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そうなんですよね。今回の図書館新設を機にという。これを機にというのがあってね。その点なんですよね、一番懸念されておるところというのは。これを機に新たにリニューアルして心機一転というような感じ、これは分かるんですけども、ただ逆に、権限が違うと言われましたけれども、法的根拠とかそういうふうなことについては、これまではそこまで、それを変えるだけの体制にはなっていなかったわけですよ。その体制になっていなかったところに、幾ら新しいものができるからといって、果たしてそれで新しい図書館の運営がどうなんだろうかというのが出てくるので、先ほど言ったマンパワーの問題、山本部長からも答弁いただきましたけれども、その辺の確保というのが急務になってくるだろうと。ええことやと思うんですよ、新しい条例に変えて。もっともええものに、条例も新しいものにしていくんや、図書館の体制もいいものにしていくんやというのは。ただ、それに対して、どういうものが必要になってくるんやというのは根拠として要るなとは思いますが。

あと、この条例に関しては、明日の一般質問の内容とも絡んで判断したいと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 1時32分 休憩)

(午後 1時41分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

質問に入ります前に、今、コロナ禍で大変厳しい状況になっています。当市におきましても、医療関係者、また幼児、学校教育関係者の皆さん、また市職員の皆さん方に多大なるご尽力を賜っておりますことに心から敬意を表するとともに、なお一層、まだ続くと思いますので引き続きご尽力を願いたいと思っております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正についてですが、先ほど伊藤議員が述べられたように、なぜ全面改正するのかという趣旨は再度聞かせていただいたんですけども、今の状況の中で追加条文で十分対応できるんじゃないかと。今の現行の条例から見ると、今の条例で5条、9条、10条は追加になったということであって、大筋では今の現行法に、1条、2条、3条、6条、7条、8条、11条、基本的にはほぼ前条例と同じなんですよ、表現が若干違うだけで。なのに、5条、9条、10条が増えたということに対して、なぜ全て全部変えなければならんのかと。図書館法には、何ら趣旨は変わっていないわけです、法に基づく条例であるのに。中を見ると、全条例が大半現行のままのところ、条が増えたということだけで、なぜ全部改正をしなければならないのかと。その必要性和根拠について、まずお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

なぜ今回、全部改正の方式をとということの再度のご質疑でございます。

先ほども伊藤議員の質疑に対してご答弁申し上げましたけれども、確かに条例の改正方式といたしましては、この内容であれば一部改正の方式も可能であったというふうには考えております。しかしながら、先ほどご答弁申し上げましたけれども、今回の条例改正につきましては、現図書館で培ってきました図書館の管理運営を継承しつつ、多機能型の図書館として新図書館を駅前に移転整備しますことから、全部改正の方式にしたということでございますので、ご理解賜りたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは見解の相違だろうと思うんですけど、私は条例というものは、前日も審議したように、大半が現行法をそのまま移行して、今度の全面改正には、部分改正で対応できるというのでないかと。少なくともこれであれば、今の条例を廃止して、そして新規条例をつくるべきです、今のあなたの

見解ですと。だから、今の条例を廃止すると、そして新規条例をつくるというのが普通ですよ、その考え方であれば。それを全部改正ということ自体に問題があるんです。全部改正するんであれば、今の現行法を否定するんであって、条文は生きておるといふんやったら廃止して新規条例を制定すると。だから、新図書館に対して新規条例をつくるというのが、それであればあなたが言う中身の問題は解決できて、新しい図書館に移るといふイメージは市民にも分かりやすい。であるならば、これは廃止して、新規条例をつくるといふべきではなかろうかと思いますが。

それと、なぜ今、この条例を制定しなければならないのか。まだ今、影も形も何も見えていないですよ。それを令和5年の2月か3月に開館するのを、今から1年6か月あるのに、なぜ今、この条例をここで提案されたのか。まだ影も形も決まっていない。先ほども債務負担行為で何をするかも分からない。それから、施設の管理についても、床面積は確保されていますけど、駐車場の問題、階段、エレベーター、あらゆる共益、公営施設の管理についても何ら私は聞いていないですよ。今後、今から組合と協議されると思うんですよ。図書館だけならいいですよ。あそこに行くには、駐車場も、エレベーターも、エスカレーターも、何もかも管理組合と今後話を詰めていかんならん。それなのになぜ今、影も形もない図書館の条例を全面改正してまで、この議会で審議しなければならないのか。その辺についてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

平成29年7月策定の亀山市立図書館整備基本構想において、図書館を亀山駅へ移転整備することを決定し、この基本構想を踏まえて平成30年5月に亀山市立図書館整備基本計画を策定し、図書館本来の機能に地域情報・文化発信機能、展示・発表活動機能、市民交流機能を併せ持った多機能型図書館を目指し、新図書館の整備を進めてきたところでございます。令和5年開館に向けて新図書館整備を着実に進めるためには、まず図書館の管理運営の基本となります条例整備を行うことが重要であるとの認識から、本議会に議案として提出いたしましたものでございます。本議案が可決されましたら、新図書館開館準備に向けて必要となります図書館の管理運営業務とか、あと図書館の移転作業業務、図書館情報システム管理などに係る債務負担行為の補正の追加を行う予算補正を12月議会に提案し、令和5年開館に向けて新図書館の整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

今回、条例を整備することによって、着実に新図書館の整備に努めてまいりたいという思いで、今議会に条例の議案を提出させていただいたということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから、問題はその管理運営なんですよ。どこが管理するのか。運営するのは、今の協議会等で内部のことやけど、管理が何も決まっていないですよ。どのような管理をするのか、建物が分からんかったら、管理の仕方も分からんですよ。だから、そこらが整理ができたらという話ですけど、この条文の中には教育委員会が決めることと、それから教育委員会規則で決めることとある。規則はこれからつくられる。普通なら条例と一緒に規則を出してもらいたいんですけど、規則も全面改

正するんですか。今の条例を否定して全面改正するのであれば、規則も全面改正をするのか。今の規則は生かすのか。全て規則に逃げてあるわけですよ。だけど、規則に市民が一番関心があって、一番利便性をうたっているのは規則なんです。規則も示さんと、我々分らんと条例だけ決めても何の意味もないでしょう。規則はどうするのかということ。

それから、この中身についてはまたしますけど、その辺が管理運営、管理運営会社と業務とどうするのかということ。地下駐車場についても、全て図書館の職員が管理運営するのか。そこで取った料金は一体どこへ納めるのか。そこらについても明確には分からない。金は取るだけで、どこへどうするのか。

それから、条文を一つずついくと、3条についても教育委員会規則で定める。ここで教育委員会規則で定めたいのであれば、教育委員会規則を出してもらわなければ、この3条は分らんわけですよ。3条で書いてある開館と休館については、参考資料をもうてますよ。教育委員会規則で定めるのであれば、教育委員会規則を出してもらわんと、この3条の条例の中身は分らんでしょう。この3条を認めようと思ったら、教育委員会規則を出してくださいよ。そうでなければ、この条文が何を意味するのか分らん。認めていいものか悪いものか分らんです。だから規則を出してくださいと言うんです。

それから、11条にも、この条例の施行に必要なことは教育委員会規則で決めると。通常、条例は、議会で決まったら、公布の日から決める。けど今回は教育委員会規則で、施行については今から1年6か月先の令和5年2月に施行すると。議会は関与せんわけですから、教育委員会規則で勝手に決める。法的には別に違法とは言えないですけど。だから、それであれば、一体この議会は何を審議するんですか。わざわざ規則で決めんでも、もっとこの条例が真実味を帯びる来年に出しても何も遅くはないですよ。なぜ今決めなければならないか。そして、また11条で、この条例の施行期日をわざわざ1年6か月延ばして、そして教育委員会規則で決めると。規則で決める規則はどんな規則なのか、それもない。そして、この条例を認めよということは、非常に矛盾しておる。その教育委員会規則と、それからこの中身のことについても、教育委員会が決めるということと、権限が教育委員会の権限と教育委員会規則で制限するのと、金銭については市長ですな。市長の権限でただにすることもできる。減免することもできると。一体この条例は誰が責任を持って、誰がこの条例を管理して運営するのかということが明確でない。それについて併せてご説明願います。

**○議長（中崎孝彦君）**

桜井参事。

**○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）**

まず、教育委員会規則、条例施行規則のことでございますけれども、今回の条例の中で開館時間、あと休館日につきましては教育委員会規則で定めるというふうな規定をさせていただいています。これは福沢議員の答弁で申し上げましたけれども、今分かっている範囲内での規則で定めることにつきましては資料として提出させていただいてお示しさせていただいたところでございます。

あと管理運営のこととか、あと職員配置、そういった組織体制につきましては、今現在、関係部局と協議をしておりますところございまして、協議中ということもありまして、まだ決まっていないところがございますので、全て規則が整備されているということではございませんので、そういったところが決まってきましたら、規則の整備を進めていきたいと考えております。

教育委員会規則と、あと教育委員会の権限についてのことでございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、教育委員会規則の制定につきましては、第15条で、教育委員会は、法令または条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができることとされております。

また、教育委員会の職務権限として、第21条第2号で、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産、いわゆる教育財産の管理にすることが規定されております。図書館は教育財産でありますことから、第3条の開館時間等につきましては教育委員会規則で定めるとし、第6条の利用者に対する指示及び第8条の入館の制限につきましては、教育委員会が行うことができると規定しているものでございます。

第7条の損害賠償の義務につきましては、予算の執行につきましては市長の権限でありますことから、同条ただし書では、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りではないと規定しているものでございます。

あと施行期日でございますけれども、これにつきましては、令和5年開館に向けて新しい図書館の整備を進めているところでございますけれども、現時点では議員がご指摘のように開館日が決定していないところでございますので、条例の施行期日につきましては公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるといたしたものでございます。開館日が決定いたしましたら、亀山市立図書館条例の施行期日を定める規則を制定し、速やかに議会へ報告したいと考えているところでございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

#### ○17番（小坂直親君登壇）

それは、都合のいい自分のところだけの条例やと。今までの条例で、こんな条例はないですよ、こんなことをしてみえるのは。管理についても、まだは今、影も形も見えていない状態で、何をこの条文はと。今までのやつを踏襲するのであれば、私も聞くつもりはないですよ。新しく全面改正して、中身があまりにも不透明。責任の所在がはっきりしておらん。金銭については市長やと。全ての公共施設に全部あるんですか、市長なんですか。そんな条文書いていないですよ、損害した場合は。全ての公共施設の損害賠償は、全て市長がただにすることができると。市長の権限でできると。そんなこと書いてあるのもあれば、書いていないのもありますよ。そんなら公共施設は全部、破損した場合は、市長の判断でただにしますよ、減免しますよということが書いてあるんですか。なぜこだけこんなことが書いてあるのか。

それから、教育委員会が決めるというのは、今まで言われた、分かりますけど、教育委員会はあくまで合議体ですよ。あくまでも合議体。合議体の下に教育委員会というのが制限を加えたり助言するということができるんだから。今回についても、教育委員会が許可をすると。この人は入ってもよろしいですよ、入ってはあきませんよ、この人は出ていきなさいということを教育委員会がすると書いてあるんですよ。教育委員会は合議体ですよ。単純に言えば、法律を読めば分かる。一々、この人はいいか悪いかという判断を、教育委員会を開いて合議体の結果であかんよ、いいということを決めるのかということになるわけですよ、この条文だけ見ておると。法的解釈は別ですよ。そこらについても、もう少し市民に分かりやすい条例でなければんかと思うんですよ。その辺につい

でも十分でないと思うんですけど。

それから、その次の4条の館長、司書、事務職員その他必要な職員を置くところがあるが、任命権者は誰になるんですか。それから、第5条で事業内容には委託業務があると書いてあるんです。業務内容に委託業務とは一体、第5条でどういう内容を業務委託契約するのか。第4条の任命権者は誰なのか。管理責任者は誰なのかということについてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

まず、第4条の職員の任命権者でございますけれども、これにつきましては教育委員会の所管の施設ということでございますので、教育委員会が任命権者ということでございます。

あと、委託についてのお尋ねがございました。委託につきましては、現在、関係部局と協議を進めているところでございますけれども、昨年の3月に教育委員会におきまして管理運営の方針というものを定めております。その中で、市の図書館として行政が責任を持って運営していくため、企画立案、制度設計、関係機関との調整などの業務や公立図書館が担う地域文化の継承等を市の行政職員として直営で行うこととするとし、それ以外の図書館サービスの向上に係るイベントの開催や開架・配架などの作業を主体とした図書館運営に関する業務を委託することを検討しております。こういった方針を基本にして、今現在関係部局と協議を進めているところでございます。

先ほどご答弁で申し上げましたけれども、その関連の予算につきましては、12月議会で補正予算を計上する予定をしておりますので、その中でまた議会のほうへお示しさせていただきたいと考えております。

失礼しました。あともう一点、管理責任者ということでございますけれども、先ほどからご答弁申し上げておりますが、図書館につきましては教育財産ということでございますので、その管理の権限につきましては教育委員会にあるということで、教育委員会だと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

管理責任者は教育委員会。委員会。委員会の合議体である教育委員会が管理者ですか。教育委員会は合議体ですよ。管理責任者は教育長になるのか、図書館長になるのか。教育委員会がどうやって管理するんですか、合議体が。

それと任命権者は教育委員会ですか。定数を決めるのは総務ですやろ。定数管理は総務がして、中の任命権者は教育長にするんですか、辞令交付は。その辺も再度確認します。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

管理責任者につきましては、学校と同じく教育財産と図書館は位置づくということから、学校の管理責任者は誰かと申しますと学校長でありますことから、図書館は館長が監督者になるという認識でございます。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、任命権者につきましては、あくまでも教育委員会ということになる。これはあくまでも任命をする責任という形でありますので、教育委員会の合議体で問題はないということでございます。

あと、職員の配置等につきましては、定数条例の関係がございまして、これにつきましては全般的に職員配置を行うのは市長部局の中で配置させていただきまして、その中で教育委員会が詳細な配置をすると、そのような形で定められているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

教育委員会の中の館長ですと、それであれば、この教育委員会がという表現は全部館長になればいいんですよ、館長が制限を加えることもするとか。教育委員会がと書いてあると、合議体で文面としてはおかしい。館長がこの施設の管理を全てするのであれば、館長はこの人が入館してもいいかと、その場で判断できるわけですよ。一々教育委員会へ出していただくんでも、館長で全ての入館していいか、この人は許可できるかできんかということをして。だから、ここで書いてある、教育委員会がと書いてあることについて私は疑問を持っておるわけですね。であれば、管理者である館長が全てのことを決めればいいのではないかと思うんですよ。

そういう意味において、この文面についても教育委員会と書いてある、教育委員会がというやつを、委員会が管理上の必要な事項を定めると書いてあるのは、これは館長の判断でいいんじゃないかというふうに思いますが、その辺もまた後刻、この条例についてはあまり認められにくいところはあるんですけど、あまりに突発的に今出さんならん条例ではないと。今ここで出さんならん条例ではないし、そしてその施行については、この議会で議決しても施行は教育委員会規則で決めるという、この決め方がいいのか悪いのか。一体我々は何を審議しておるのかということやけど。それであれば、もっとスムーズに、もう少し中身の検討する材料がようけあるわけですよ、まだ。検討することが。検討した結果、規則ができて、市民が使いやすい、規則があるから、この条例を議会として認めるという、これが手順やと思うんですよ。規則は全然できていません。規則も改正するのさせんのか、それも今は分からん。そのような規則で改正するというのでは、なかなかこの条例を認めるということは非常に難しいんじゃないかと思うんですけど、その辺についてももう少し権限を、市長の権限と、教育委員会の権限と、規則で縛る権限がそれぞれ、最後には館長が全てであるなら、館長が全て物事について委任して、教育委員会はその上にあるわけで、学校のその上に教育委員会があるように、館長の上に教育委員会があるんです。だから、それはそれで分担して管理運営をしていったらいいのやないかと思うんですけど。

いずれにしても、この責任の所在が非常に不明確であるということと、1点、分からんのが駐車場。この管理を、料金は書いてあります。1時間200円、2時間までは申出によってただにすると。これは近隣の駐車場を見ると非常に安いと言うけど、そんな安いことはないですよ。津駅前はやつは時間100円ですよ。それが200円は安いほうやと言うておるけど、もっと安い。図書館を利用するのに、そんな図書館を利用しておるのかしておらんのか、それは誰が判断して、何をもって、今のロビーへ来る人、図書館へ来る人、ロビーに入った人まで全て図書館を利用した人の時

間帯に入るのかね。誰が時間を計っておるのか。その辺の駐車場の管理は、保留床の中に入っておるんで図書館の範囲やと思うんやけど。自動販売機で自動駐車券を出すんだろうと思うんやけど、誰がどのように管理してやるのか。一般の駐車場もあるわけでしょう。50台かな。90台やったかな、言われたけど。これを一体誰が管理するのか。そして、今言いました徴収した使用料はどこへ納めるのか。どれぐらい予定しておるのかも併せて、この条例が出ておる以上は試算されておると思うんで、分かる範囲内をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

地下駐車場の管理でございますけれども、管理につきましては、入り口に発券機、それと出口に精算機を設置して、機械によって管理をしようと考えております。

あと料金の無料の処理につきましては、利用者の方が図書館の受付に申し出ていただいて、そして精算機にかけた上で無料の処理をするというふうな形を考えておるところでございます。

あと、この使用料についてでございますけれども、市が設置する条例に基づいての図書館の地下駐車場ということでございますので、使用料につきましては市の歳入になると認識はいたしております。

どれぐらいの歳入を予定しておるのかということでございますけれども、基本、図書館利用者のための地下駐車場というところの中で、基本的には無料と考えておりますので、今のところそのところについては試算はしていないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても回答が不十分。まだまだこれから検討し、調査をしながら、出来上がったのを見据えて、いろんな問題点があるかと思うんです。それを早々に決めるということについて、今の協議会についても、この条文でいくと6年3月31日をもって、9条の4項の規定に関わらずと書いてあるけど、6年3月31日ということは、4年の4月1日にするということですよ。4年の4月1日に任命するのは2年以内ですよ。これも2年と書いてあるんです、任期は。規定にかかわらず、令和6年3月31日までとするというのであれば、令和4年の4月1日に協議会を立ち上げるのかと、人員を決めるのかということですよ、逆算すると。そんなことしないでしょう。この条例が施行されるのは5年の2月ですよ、完成して施行するのは。だけど4年の4月1日には協議会のメンバーを委嘱するということになるわけです。任期が2年で、最終の任期を。協議会の委員の任期は9条4項の規定にかかわらず6年3月31日と書いてある。任期が2年となれば、令和4年4月1日に任命するんですか。まだこの条例は施行されていないですよ。この条例が施行されるのは、令和5年2月か3月ですよ。この条例に基づく協議会のメンバーは何の根拠で任命するんですか。この条例に書いておることはおかしいですよ。それはどういうことですか。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館協議会の委員の任期についての経過措置については、本文の規定とは異なる取扱いになりますことから、こういった形での経過措置を設けておるところでございます。

図書館協議会についての任命行為についての準備期間については、条例の施行がなくても進めることができるというような解釈もしておりますので、そういった中で開館に合わせて任命の手続を進めていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それはおかしいですよ。それだけが先行して条例に規定もない。条例は勝手に、私はもっと遅らせてと言うけど、それを1年6か月後に教育委員会規則を決めると。それが令和5年やというのに、もう既に来年の4月には任命すると。根拠がないですよんか、条例が通っておらんのに。そんな矛盾した条例ですよ、これは。それはちょっと内容を変更するか変えていただかんと、なかなかこれは了解できませんよ、今の状態では。その説明では。この条文を解釈すると、そうはいかないです。

それについては時間も無いんで、再度また予算決算委員会ではないか、また何かで、これは教育民生委員会で、条例をしっかり審議してもらおうということにします。

それと、あともう一点、議案第68号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、これは亀山市には予定はないということは聞いておりますけど、しかし歩行者の利便増進道路については、今、現行でされている道路改良とか横断歩道とかする場合に、交通弱者のバリアフリー化は、この条例に基づかなくても市として交通弱者の年寄りとか子供さんに、交通弱者のための歩行者の利便性を図っていただくということをお願いして質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第67号から議案第80号までの14件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第7号から報告第13号までの7件については関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

教育民生委員会

議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について

産業建設委員会

- 議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について  
 議案第69号 亀山市営住宅条例の一部改正について

予算決算委員会

- 議案第70号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について  
 議案第71号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
 議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第73号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第74号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第76号 令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
 議案第77号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
 議案第78号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
 議案第79号 令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について  
 議案第80号 専決処分した事件の承認について

○議長（中崎孝彦君）

次に、日程第2、請願第1号から日程第5、請願第4号までの4件を一括議題とします。

請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号防災対策の充実を求める請願書、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の審査については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和3年8月27日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町1丁目9-9 亀山市PTA連合会 会長 下重智子 他2名
要 旨	義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。

紹介議員氏名	前田 稔、前田耕一、伊藤彦太郎、福沢美由紀、草川卓也、岡本公秀
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 2
受理年月日	令和3年8月27日
件名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町1丁目9-9 亀山市PTA連合会 会長 下重智子 他2名
要旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	前田 稔、前田耕一、伊藤彦太郎、福沢美由紀、草川卓也、岡本公秀
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 3
受理年月日	令和3年8月27日
件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町1丁目9-9 亀山市PTA連合会 会長 下重智子 他2名
要旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	前田 稔、前田耕一、伊藤彦太郎、福沢美由紀、草川卓也、岡本公秀

付 託 委 員 会	教育民生委員会
-----------	---------

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	令和3年8月27日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町1丁目9-9 亀山市PTA連合会 会長 下重智子 他2名
要 旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	前田 稔、前田耕一、伊藤彦太郎、福沢美由紀、草川卓也、岡本公秀
付 託 委 員 会	教育民生委員会

○議長（中崎孝彦君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時14分 散会）



令和 3 年 9 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

令和3年9月9日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文  
書 記 大 川 真 梨 子

議事調査課長 大 泉 明 彦  
書 記 廣 森 健 一

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

本日は18人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場への出席議員を調整しております。

ただいまの出席議員数は12人です。他の議員は別室にて視聴しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

おはようございます。

通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回は新型コロナウイルス感染症対策についてということと、新図書館の整備についてということと、通学路の安全対策についてという大きな3項目を上げさせていただきますいております。

それでは、順番に従ってお聞きしたいと思います。

まず新型コロナウイルス感染症対策についてということで2点、PCR簡易検査キットの配布について、もう一つ、新型コロナウイルス感染症対策の情報発信についてという2点を通告させていただきます。

まず1番のPCR簡易検査キットの配布についてなんですけれども、この辺は市長の定例記者会見で明らかにされたことですのでけれども、現在のこの感染症の拡大に伴いまして感染者、基本的にPCR検査陽性者ということですのでけれども、厳密に言うと若干違うような話もあったんですけれども、ほぼ同じだということでもう同義で言わせていただきますけれども、この感染者、つまりPCR検査陽性者の濃厚接触者の方については、実情としてPCR検査が追いついていないということで、濃厚接触者であっても実際PCR検査がなかなか行えないとか、実際その濃厚接触者だよという特定もなかなかままならないとかいうこともあるらしいんですけれども、とにかくこういったケースに対して検査キットを配布するということであります。以前から、PCR検査キットを配ったらどうかというような話もありまして、やはりこのことを英断とされる同僚議員もおられますけれども、私もこれは非常に評価できることではないかと思っております。

ただ、その中で、本来この陽性者の特定をするのは保健所の仕事ということになっておりまして、その特定をするためにPCR検査もするわけなんですけれども、まずこの今回の配布するPCR検査のキットですね。このPCR検査なんですけれども、これは保健所が本来行う、陽性かどうかを

特定するためのPCR検査と同じ効力を持つと考えていいのかどうか、つまりこの配布したキットの結果をもって陽性者であるかの判断というふうにしていいのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

新型コロナウイルスが先月8月には爆発的な勢いで感染拡大したため、亀山市におきましても感染者が急増しているというふうと考えられるところでございます。そんな中、鈴鹿保健所では、現在濃厚接触者であっても無症状の場合はPCR検査を実施していないという状況でございます。

このような状況を受けまして、市としましては市民の不安解消と迅速な医療支援につなげるため、無症状の濃厚接触者等の希望者、これも保健所の検査が行き届かない部分でございますが、こういった方にPCRの検査キット配布を行うべく、今日下準備を進めておるところでございます。

議員ご質問の中の、世の中には様々な検査キットが存在するところでございますが、市が今から主に使用しようとしております検査キットにつきましては、厚生労働省健康局結核感染症課、それから国立感染症研究所、こちらが発出しております2020年8月18日版臨床検体を用いた評価結果が取得された遺伝子検査法について、こういった発行文書があるんですが、そちらに収載をされているものでございます。

取り扱う医療機関につきましては、厚生労働省と経済産業省が運営するセンターに登録されております医療機関でもございます。医療機関での検査となるために、こちらで陽性と判定された場合、再度の保健所での検査は不要となるというふう聞き及んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

保健所の検査と同じ公の陽性という、言い方はおかしいですけども、正式な陽性検査と同等というふうなことを確認させていただきました。

そういう話ではあるんですけど、ただこれキットを配布しましたと、その配布をされて検査をしたはええけれども、それ実は陽性であったのであまり報告したくないとか、そういうのも出てくるかもしれませんし、もらったはええんやけどやっぱり逆に陽性って判定されたくないのをやめておこうとか、そういう話も出てくるかもしれないんですけどもね、思い直すとか。

そういったことに対しまして、これどうでしたかというふうなことを確認する、要は市への報告義務があるのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

検査結果が陽性となった場合には、検査を行う医療機関から、ご本人とそれから保健所のほうへ報告がなされることになってございます。

なお、検査結果につきましては、ご本人から市へ報告をいただくよう申込時に案内をさせていただき予定としておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

報告のお願いということで、ただそうすると義務はないということにはなりますけれどもね。

出していただかない場合、言い方は悪いですが、もらってそれを横流しというか、そういうふうなことをする方もいらっしゃるかもしれない、別のところで実はもっと安いキットで確認するとか、そんな人もいらっしゃるかも分からへんし、いろいろ疑ったら切りはないんですけれども、その話はさておき、これは報告してもらえなかった場合、何らかの対処をされるのかどうか、その点をもう一回確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

報告がなかったときの対処ということでございますが、基本的に申込みをされたときにはどういうふうな形で接触、おそれがあるかということも詳しく聞き取りもさせていただいて、数も限りのある検査キットでございますので、当然これを使用させていただくという旨でお願いもさせていただいて、極力というか必ず市に報告してくださいという旨でお願いをするつもりでございますので、それで連絡がないような場合は、改めて再度その検査結果については市のほうから問合せをさせていただくというような対処を取っていきたくと考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

義務という罰則云々の話も出てくるんでしょうけど、ただこれに関してはやはりもうそんなこととしている場合でもないと思いますので、やはりそういった形ででも、もう報告がないからほったらかしというわけじゃなくて、きちっとしていただきたいなと思います。

そんな中で、県も一応配布を考えているというそういう情報もありました、報道で。それに関しましてやはり重複ですね。県とのそういったことも起こるのかなとふと思ったりもしたんですけれども、その辺県とはどういう話になっているのか、調整を図られているのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今三重県のほうも例えばショッピングセンターでありますとか主要な鉄道駅などで同様の検査キットを無症状の方に限って配布をするというふうに聞き及んでおります。これは実際私も県庁のほうの担当者と協議もさせていただいたところですが、ただ現段階で具体的な内容がまだ示されていない、まだ決まっていないというような報告を受けておるところでございます。今後県の実施内容を見極めながら、市の事業と重複がないような調整はしてまいりたいというふうに考えておりま

す。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほどちょっと後ろから新さんがこれからやなと言われましたけれども、本当にこれからなんやなという感じがしております。

実際確かに、冒頭に言いましたように本来保健所がすべきことで、やはり県としてもその役割を果たさなあかんという中で、やっぱり在り方というのもまだ決定していない部分もあるとは思いますが、市もなかなかすぐにといいわけにはいかない部分もあるとは思いますが、やはりこういうふうな姿勢を見せられたということ自体は非常に重要なことだと思いますので、粛々と事業は進めさせていただきたいなというふうには思います。

そんな中で、2番目の項目に移りますけれども、新型コロナウイルス感染症対策の情報発信についてということなんですけれども、先ほどのいろんな話も含みまして、まず前々回の7月の全員協議会のほうで小坂議員からもあったんですけれども、毎日のように市内の感染者が発生している中で、当然ワクチン接種云々の話があるとき出されておったんですけれども、やはりこの感染者数がどんどん累積しておるんやけれども、実際重症者が何人おるとか、退院された方が何人見えるんやとか、そういう話のほうやっぱり重要なんじゃないかというような話がありまして、私も全く同感であったというふうなことではあるんですけれども、そんな中で、ちょっとお手元に資料を配付させていただいておりますけれども、三重県のホームページで新型コロナウイルス感染症の発生状況というのが出ております。

この情報とか見ますとやはり入院者が、これは9月7日時点の情報なんですけれども、入院者数がこれだけあって、そのうちの軽症から中等症、あと重症がこれだけ、あと宿泊療養の数、あと入院調整中と自宅療養者がこれだけ、死亡、退院等とかこういうふうにあるんですけれども、やはりこういうふうなことが亀山市内の状況でも分かると多分ええんやろうかと、実はこの内訳を見れば分かる話なんですけれども、こういうことをやはり私はちょっと想像して、こんなものを亀山市として出したらいんじゃないのかなと。実際、他県ではありますけれども、こういうのを出している基礎自治体もありましたもので、ちょっとそこでお聞きしたいんですけれども、まずこういった三重県の出している情報の、特に亀山の実態というのを亀山市としては把握しているのかどうか、その点を確認させていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員のほうからご紹介をいただいた三重県の公表資料、こちらについては県全体での数字ということでございまして、市のほうにはこういったその市町別の具体的な数字というのは教えていただけない状況でございます。そういったことから、例えば自宅療養者の症状などの実態把握でございますが、こういった症状の経過などについての情報は提供いただいておりますので、市では把握できない状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

やはり県からその情報自体が来ていないということでもあります。実際はそれなりに調べることもできるんでしょうけれども、やはり今回私もいろいろ見ていて分かってきたんですけれども、もう一枚、新型コロナウイルス感染症診療の手引というの、厚労省から出しておるやつですけど、これもちょっと添付させてもらったんですけれども、ここに重症度分類とマネジメントとか、実際、重症、中等症、軽症とかこういった定義がどういうふうなものなのかというのをちょっといろいろ県とかにもお聞きしておったんですけれども、一応こういうふうな定義はあるものの、これはそれぞれ日々刻々と変わる部分もあって、なかなかもうそれを追いかけるのもやはり難しいというのがだんだん分かってきて、それでもやはり、実態として亀山市としてその瞬間で分かったとしてもそれをじゃあどういふふうに見ていくのかがなかなか難しい部分もあるし、直接亀山市で調べるんじゃなくてやはり間に県を通しておるということで、実際分かったとしても非常に不確定な情報、日々刻々と変わるというのでなかなか分かりにくい部分があるということでしたので、その辺、この辺の、何と言うのかな、県のこの数字、これぐらいが限界ではあるのかもしれないなどは思ったんですけれども。

一方で、やはり保健所という意味では鈴鹿管内ということですね。鈴鹿・亀山というのに限れば可能かもしれないというふうになるようになってきたんですけれども、そこで、鈴鹿市でも先日新聞記事にも載っていましたが、議会の一般質問の中で、情報発信をもっとやっていくべきやという話の中で、極力分かりやすいようにしていくというふうな鈴鹿市の姿勢もあったということで、市長もこのコロナの発生当初、教育面で鈴鹿と連携していくようなことを言われていた部分もありましたので、やはりこの情報発信とかについても同じ鈴鹿保健所管内で非常に、関連の深い鈴鹿市ともっと連携するなりして、情報発信とかも図っていく必要があるんじゃないのかなと思いますけれども、その点どういうふうにお考えなのか、市長の考え方を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

この陽性者の情報の取扱いも含めまして、県と市町との情報の共有について、これは各自治体の長の立場からも、あるいは市長会を通じてかなり県には要請というかそういう協議を重ねてまいりました。最終的には今ご指摘のような、県内の県の方針の中で、なかなかこの情報の伝達なり共有ということについては見解が相違しておるといのが現状だというふうに思っております。

その上で、いわゆる鈴鹿保健所管内での連携を取っていけないかということですが、可能なことはしっかり連携を今も実は取らせていただいて、情報共有だけのみならず、保健所の機能が非常に低下をしております中で、何とかこれを市独自に連携しようということで、この4月5月の厳しい局面、そして今回の7月8月のいわゆるもう追跡調査もできないこういう状態の中で、鈴鹿市と亀山市は連携しながら保健所に保健師を派遣をいたしてまいっておりますが、この情報の取扱いにつきましては、いわゆる本人同意というか、保健所が本人同意を得た上で必要

な情報のみが提供されておりますので、どのような伝え方がいいのか、かえってそれが中途半端な出し方というのは、またかえって市民の皆さんに不安であったりいろんな要素もありますので、そこはしっかり検証した上で、より適切な情報の提供の仕方については、少し鈴鹿市の動きもあろうかと思えますし保健所の考え方もあろうかと思えますが、見届けながら対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

一定の前向きな答弁と捉えさせていただきます。どっちにしても、今回実際、情報が出る出やんというのに関わらず、情報が出ていないのでかえって不安に思う方もいらっしゃるれば、情報が出ていないけれども実は症状って大したことないみたいやぞみたいな話も独り歩きしまして、それを怖いという人もいれば怖くない人というのもいらっしゃるって、思っていたよりも怖かったとか、思っていたよりも怖くなかったとか、実際はそういうふうなことが交錯していて、実はやはりそういうふうな状況に対してやっぱり重要なのは具体的な数を出すということやと思えますので、少なくとも鈴鹿市が一応前向きに考えるような、この情報を出すというよりももっと分かりやすい情報を出すということを鈴鹿市は言われていましたもので、その部分はやはり連携できる部分は連携していただきたいと思えます。

それでは次の項目に移らせていただきます。

新図書館の整備についてということで、まず1点目、文化情報プラザの展示製作についてということで通告させていただいております。

まず今回の教育長の現況報告の中に、新図書館の部分で文化情報プラザという言葉が出てきたんですけど、この文化情報プラザというのはそもそも何であるのか、まずその点を確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

文化情報プラザでございますが、整備基本計画におけます郷土資料コーナーに当たるものでございまして、整備基本計画の位置づけから亀山文化を人・もの・情報が行き交い発展してきた街道文化として捉え、新しい文化や情報との出会いで育まれた亀山にゆかりのある人物と、その人物を育んだ亀山の風土・歴史・文化を発見することで知への出会いを創出する文化発信拠点としておりまして、このコーナーの名称を亀山文化情報プラザといたしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

何でお聞きしましたかと言うと、これ文化情報プラザという言葉が出てきたのが、資料としては議会に対しては恐らく初めてやと思うんですね。要はこれはもともとの構想にあった郷土資料展示コーナーということなんですねということを確認させていただいたんですけども、ちょっといろいろ情報発信云々の話もあったんですけども、まずこの文化情報プラザとは図書館の一部なのか、

ーコーナーなのか、あるいはそれを超えるものなのか、その点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

多機能型の図書館ということでございまして、文化情報プラザにつきましては図書館の一部ということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

あくまでも図書館の一部、一つのコーナー、郷土資料コーナーが名前を変えただけのものというふうに一応確認をさせていただきました。

その中でちょっと議案質疑で話が出るかなと思ったもので、これは待っておったんですけれども、実際出なかったものでお聞きしたいんですけれども、債務負担行為補正で今回その文化情報プラザの展示製作の費用が出てきています。3,900万円なんですけれども、この3,900万円の内容について、展示台、音響照明、映像コンテンツとかこういった具体的な言葉が出てきましたけれども、大体それぞれに幾らぐらいかかるのか、この3,900万円の内訳ですね。その辺、3,900万円の根拠、内訳、この点について確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

展示製作業務委託料の内訳でございますが、文化情報プラザ1階に整備いたします亀山ゆかりの人物を紹介するグラフィックや展示ショーケース、あと中村晋也氏の作品を展示する作品台などの製作に係る経費や、2階に整備いたします亀山に関する様々なトピックを取り上げて紹介する亀山の風景における展示造作や、亀山について学びながら本に結びつけますミニジオラマなどの作製に係る経費、あとサイングラフィックなどのデザインデータ作成費、映像音響設備、展示照明の設置に係る経費などを積み上げたものでございます。

なお、金額につきましては、今後本議案が可決されましたら指名競争入札の方法により業者選定を行う予定でありますことから、答弁は控えさせていただきたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

大体こんな感じの内容なんやなというのは分かりましたけど、ただその額についてなぜ出せないんですか。競争入札をするからって別にこれは出て困るようなもんじゃないと思いますけれども、なぜ額が出せないんですか。どう影響するんですか、指名競争入札に。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

あくまでも今後指名競争入札をするという中で、詳細な金額については差し控えたほうが良いという判断の下で、答弁を差し控えさせていただきたいということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

だから、なぜ差し控えたほうが良いのか、どう問題があるのかがよく分からないんですよ。例えばその幾ら幾らぐらいですって、3,900万円の中で展示台作製費に大体1,000万円ぐらい見ておるんやというんやったら、大体相場が1,000万円ぐらいなんやったら大体1,000万円を基軸に業者さんを入れますよね、それで。でも、それがそこであくまでも予算が100万円というんやったら、そんなもんはそれで予想できる予定価格なんてこれはちょっとさすがに無理やわというので、それで業者さんが入ってこないかも分からないじゃないですか。実際、そこで額がよう分からんのやったら、入札不調が起こる可能性だってあるわけですからね。だから、それを思ったら、これ詳細、ある程度の大体の額が分かったほうが入札には、市にとっても都合が良いんじゃないですか。それでもう一回聞かせてください、それを。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

入札に関しまして、情報公開条例におきまして非公開情報というところの中で、市が執行します事務事業に支障がある場合については非公開情報ということになっておりますので、そのように該当するという判断の下で、答弁を差し控えさせていただきたいということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

具体的な、じゃあ内容はあれですけど、費目ぐらいいは言えるんじゃないですか。費目はどうなっていますか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

先ほどから同じ答弁になりますが、費目につきましても非公開情報に該当するという判断の下で、答弁を差し控えさせていただきたいということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

全く理解できませんけれども、ここをお聞きしたいわけじゃないので、次に移らせていただきますけれども、その内容の中で、展示台とかいろいろつくっているというふうなことで、その3月の教民の資料に出てきた、郷土資料展示コーナーですかね。その内容にはやはり中村晋也さんの彫刻が置かれているというのがありました。いろいろお聞きしてましたら、レンタルを考えているということではあったんですけども、そもそもこの中村晋也さんの彫刻、そもそも市には何体あ

って何体が展示可能なのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

中村晋也氏の作品でございますが、現在市には2体ございますが、図書館への展示につきましては現在のところ考えていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今あるけれども考えていないと、市の応接室にもあるってお聞きしたんですけどね、たしかあったと思います。それぐらいは当然出さなあかんのじゃないですかね。当然、中村晋也さんの彫刻、非常に貴重なものというか、それこそまさに市民も含めて、市への来訪者も含めて、ぜひ見せていただきたいと、全く同じものじゃないですからね、一つ一つの彫刻にそれぞれよさなり特徴もあるはずなんで、可能な限り市にある彫刻、それはそこに飾るべきじゃないのかなと思いますけどね。

もちろんその中村晋也さんのところが、いやいや、そんな応接室に来ていただく方にも見たいんやからその分お貸ししますよというふうなことやったらそれはまた話は別ですけども、やはりいろんな人にいろんな彫刻を見ていただくという意味では、これは極力そこに飾るべきじゃないのかなと、飾るといってか展示するべきじゃないのかと思いますけど、この点は市長、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井市長。

○市長（桜井義之君登壇）

今のように名誉市民の中村晋也先生の作品が亀山市には2体ございます。1つは文化会館の正面ロビー、それから今の応接室という2体であります。いずれも先生のご厚意によってご寄贈いただいたものでございまして、大事にこれは取り扱ってまいりたいと思っております。

さらに、中村晋也美術館さんのほうからは、毎年行っております亀山市の市展へのご協力をいただいて、本当に今議員おっしゃっていただいた様々な時代の先生の作品、いろんなメッセージが込められたものを毎年展示をいただいて協力をいただいてまいりました。これも本当に多くの市民の皆さんに見ていただいてよかったなあと思うので、今後も可能な限り続けてまいりたいと思っております。

ただ、今の図書館の取扱いでの今教育委員会が考えております中で、そういう経過も踏まえ、今後も本当に文化勲章、日本の彫刻界の第一人者と言われる名誉市民の中村先生の作品が、本当に今後も広く市民の皆さんの目に触れられて、その何か精神や感じていただけるような機会がより広く持てたらすばらしいことだと思っておりますので、それは今先方と協議を教育委員会で進めてもらっていますので、そこはそのように期待をしたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

協議次第やというようなことと受け取りました。

その中で、このお借りするということになったときに、このレンタルさせてもらう、レンタル料という言い方はあかんか分かりませんが、この費用は発生するのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

借用するに当たっての費用を含めて、今後中村晋也美術館と協議の上、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは2番目の項目に移らせていただきます。

現図書館の跡地利用についてということで通告させていただいております。

ちょっとこれは昨日の質疑にも絡む話ではあるんですけども、そもそもこの現図書館を駅前に移転することに関しまして、駅前がどうかという議論と同時に、今の場所、これが非常にいいところなんだという話もあったと思います。そもそも市としては今の図書館のある辺り、歴博もあるし公園もあるし社会教育機関もあるしと、まさに文化と知の拠点、文教の拠点というふうなところの位置づけやったと思います。

ここから図書館が外に出て行くということで、その跡地利用、これが非常に重要な話やと思うんですけども、その後の現図書館の跡地利用についての検討についてどういう状況になっているのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

現図書館の跡地利用につきましては、平成29年7月に教育委員会が策定いたしました亀山市立図書館整備基本構想におきまして、適応指導教室、青少年総合支援センター、中央公民館を統合した総合教育研究センター、これは仮称でございますが、のような、現在の図書館所在地の文教エリア的な雰囲気を損なわないように配慮した再利用を同時に検討する必要がありますというふうにいたしておりますが、現時点では未定ということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

未定ということですね。やはりとにかくまず新しい図書館をどうしていくかというのが一番懸念事項やったとは思いますが、後回しという言い方はおかしいですけども、なってしまったんやなあというのは分かるんですけども。やはりもうここは文教の拠点ということで、さっきそれらを統合したようなのが必要やと、ただ必要やという話だけで実際どうしていくかというのは話がないんですね。話というか、実際まだ具体的にじゃあどうしていくのかというような話がないわけ

で、これにつきまして、やはりこれをどうしていくかという部分で、そもそも移転後、この現図書館の建物の管理がどうなるのか、普通財産なのか行政財産なのかとか、あとどこの部門が検討をしていくかという部分で一体それはどうされるのか。

この辺、ちょっともう教育委員会というよりも総合政策部の見解を聞きたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず1つ目にございました図書館移転後の図書館でなくなった後の財産をどのように管理するのかというご質問につきましては、まず移転後につきましては図書館という用途がなくなりますので、一旦は普通財産として管理するものになるものというふうに考えております。

それと、先ほど教育委員会からもご答弁がございましたが、跡地利用の詳細については現時点においては決定をいたしておりませんが、この現図書館の場所は第2次総合計画における都市空間形成方針上、中心的都市拠点に位置づけられておりまして、現状も亀山公園内の静閑なたたずまいにありますことから、そうした立地環境にふさわしい施設が望まれるものと認識をしております。そのような中で、どのような施設が最適であるかにつきましては、今後全庁的な議論を重ねて方向性を整理してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

全庁的な議論でということであります。本当に文教の拠点、静閑なたたずまい、いろんなことが出ましたけど、全くそのとおりやと思っております。

私は個人的には、やはりもう四の五の言わんと、もう教育委員会そのものをあそこに移転してもええぐらいやと思っております。昔はあそこに教育委員会があったということではあるんですけども、ちょっと庁舎問題とも絡みますけれども、服部議員とかが言われていますけれども、私ももともと庁舎分散型が必要、もうこれからの時代は分散型やというふうな考え方でございましたもので、まずあそこに教育委員会を移転させて、今の教育委員会のある西庁舎は耐震の問題もあるし、周辺に配慮した、駐車場にするなり、何らかの建物を建てるのもいいんですけども、そういうふうなことをして庁舎の利用を図っていかなあかんのと違うかとか。

あと、あるいは元図書館ですから、図書館自体は駅前に移転しても今公園に遊びに見えるご家族連れとかを想定して、あそこを児童書を中心にした図書室にすると、公の図書館としての位置づけはないにしても、そういったやはり文教の拠点での活動にふさわしいような、実際に図書、本を見るという行動は非常に文化とかそういうふうな教育の面では非常に重要なことですので、図書館という位置づけでなくても図書室というようなものをあそこに残すとか、そういったことをやはり考えていくべきじゃないのかなとは思っておりました。

もし、そうやって言うんやったらもうはっきり言って駅前への移転はちょっとどうかと思いますけど、私はあそこを図書室として残すと言うんやったら、この事業に対しては賛成させてもらうぐらいのつもりでおるんですけども、やはりまだその辺の事業がまだ明確でない、跡地利用がまだ見えていないというところで、やはりこの図書館条例についてもなかなか賛成はしにくいなとい

うことはちょっとこの場では申し上げておきます。

その次の項目です。

通学路の安全対策についてに移らせていただきます。

通告で、千葉県八街市において発生した集団下校時の交通事故を受けての市の対策についてということで通告させていただいておりますけれども、この八街市の事故が6月議会のちょうど終わるぐらい、6月末ぐらいに発生しまして、これにつきましては、やはり何らかの形で取り上げやなあかなというふうに思っておったところなんですけれども、今回の教育長の現況報告とかでもこの辺も含めてチェックしていただいたというようなことがありましたけれども、その後の対応についてちょっと聞かせていただきたいんですけれども、従来どおりの調査も行いながらというようなことが書いてありましたが、そもそも従来、亀山市通学路交通安全プログラムに基づいて、危険箇所調査というのが行われていたと思うんですけれども、それとは違った対応が今回あったのかどうか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、亀山市における通学路の交通安全プログラムにつきましては、例年、亀山市通学路交通安全プログラムに基づき実施しております。今年度につきましては、各学校のPTA、自治会長などから、横断歩道、白線の引き直しや新設ガードレールの設置など、63か所の改善要望をいただいております。

一方、議員ご指摘いただきましたように、千葉県八街市のあの痛ましい事故を踏まえ、令和3年7月9日付で国から発出されました通知により、先ほどの改善要望とは別に、例えば見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい場所でありますとか、それから大型車の進入が多い箇所、過去にいわれるヒヤリ・ハットと言われるような事例があった箇所などの危険ということが想定される場所を、各学校を通じて32か所洗い出したところでございます。

これら合わせて95か所の対策状況といたしましては、まず8月上旬に亀山警察署、三重県の鈴鹿建設事務所、市の土木課、市防災安全課などの関係部署とが全ての箇所の合同点検を行い、情報共有を行ったところでございます。

軽微な案件や既に予算確保ができていた案件など、また対策済みの案件もございしますが、基本的には現在、関係部署と連携しつつ対策手法についての検討を行っている段階でございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

国からの通知もあったということですね。特にこの辺を調べろということであったと思います。

当時のマスコミ報道とか見ていましたら、やはりあの事故現場というのが見て、当然事故を起こしたトラックというのが飲酒が常態化しておったようなそんな話もありまして、もうどう考えてもその運転手の責任ではあるんですけれども、あの事故現場とかを見ていますと、やはり歩道もない、農道なのだろうかというようなそんなところで車が通っておるとかいう状況でして、あれを見た瞬

間にやはり行政関係者が歩道を設置しなかったのかなというふうに思った方も多いのではないかなというふうに思います。

その直後に、国の菅総理が、これは何らかの対策をせなあかんというようなことをたしか言われるなり、総理が現地に行かれたとかそんな話も聞いておりますけれども、そんな話の中で出てきた国からの通知ということで、今後そういった、今回の事故を受けてというわけでもないんですけども、通学路対策ということで国からの何らかの補助とかそういうふうなことを考えているとか、そういうふうな雰囲気はあるのか、その点、もし感じられておる部分があるんやったらちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現時点での状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように、国から一定の場所の選定を行い安全対策を取るということについての通知は来ておるところでございますが、それに対して具体として何か補助的な手当てが来るとか、そういった詳細がまだ示されていないという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

もしかしたら来るかも分からんみたいな感じはあるかもしれませんが、ただ、やはりそういったものに頼るようなことでは駄目なんだろうなということではあります。

そんな中で、もう一つ資料で出させてもらっておるんですけども、たまたま娘が関中に行っておりますので、前年度令和2年度に提出した学校要望に対する市の各部署の回答というのが回ってきましたんで、それをちょうど年度初めですかね、4月、5月ぐらいやったと思いますけど回ってきたのでそれを見たら、ちょっとびっくりするような内容やったもんで持ってきたんです。

一部抜粋して、そこに書いて皆さんにお配りしたんですけども、要は通学路の、あまりにも暗いということで、帰りやと思いますけれども、関町の市瀬地内なんですけれども、国道1号線に街灯、防犯灯、通学路灯などの街灯の設置の要望があって、これ土木課、防災安全課とあと亀山市教育委員会の教育総務課に要望をしたらしいんですけども、これに対する回答がちょっとびっくりしまして、市防災安全課と市教育総務課というのはこれはこれで……、これで納得できるようなというふうではないんですけども、市の土木課が、これは所管外やという話を書いてきていたんですよね。何でこんな、道路灯やったら真っ先に土木課所管やないかということで、担当に聞きに行ったら、その担当の方も何でしょうね、これはと、これそもそも国交省の見解がないですよというふうにならざるを得ないというので、ああ、本当や、国道1号線やったらまさに国交省の見解が要るよなというふうなことで、どういうことやというので今度は教育委員会に聞きに行ったら、実はこの要望の中に、その通学路の通学路灯に関しては通学路改善ガイドラインというのがあって、原則新設された道路に設置というのがあるもので従来の道には設置しないということなので、その見直しを求めるといふ要望もあったもんで、その要望に対しては土木課は所管外ですというふうなことを言われただけやと。

ということは、土木課としては別に街灯じゃなくて、その要望に対しての回答やったんやということやったんですけれども、でもどっちにしても、こんなものが回答として回ってくることで自体がちょっとおかしい話やなど、そういうふうに思いました。

そもそも、このPTA要望なり学校要望というのは、ほんまに毎年のように出されていて、でもほとんど改善がないような状態で戻ってくるのも珍しくない、もう慣例のように出しているという。何か雰囲気的に、言っても無駄やけど取りあえず言ってみるという、でも現場での無力感みたいなのも何か感じられてしまうんですね。

そういう意味では、その背景にあるのは、通学路に限ったことでもないかもしれませんが、やはり教育行政における安全対策に対する予算が少な過ぎるんじゃないかと、それも背景にあると思うんですね。今回その八街の事故を受けてという話の中で、やはりこの辺の教育行政における安全対策に対しまして、全市を挙げて安全対策を考えるというような、強化を図る必要があるんじゃないかと思えますけれども、この点について市長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずはこの今年6月の八街の5人死傷された大変痛ましい事故ということで、本当に亡くなられた方に心からご冥福をお祈り申し上げたいと思えます。また、この事例なんかでいう飲酒運転なんというのは論外でありますので、この教育・マナーの徹底、今年も秋の全国交通安全運動がこの24日から始まってまいりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、今議員ご指摘の、教育委員会からも答弁ございましたが、通学路の安全対策については、毎年PTA、自治会の皆さんと、併せて警察、それから三重県、それから亀山市の土木、防災安全課、この連携の下で点検をして、その対策案について検討を行って実施をしていくという仕組みが出来上がっております。

これらの箇所については速やかな解決が行えるよう、また、例えば令和2年度においては33件のご要望をいただきました。23件が対応をさせていただいていますが、要望箇所が次年度以降の継続案件となったものが11件ございます。毎年少しずつ、対応ができるところから取り組んでまいりますけれども、それが早期に改善できますように、全市的にこれはしっかりと通学路の安全対策は取り組ませていただきたいと考えておるところであります。

なお、国・県が所管をいただくようなものについては、これも引き続いて市から要望、あるいは協議をしっかりとまいりたいと思っておりますので、そこは今後も教育委員会や関係機関と連携をして対応してまいりたいと考えておるところであります。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時54分 休憩）

(午前11時03分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

まずもって、新型コロナウイルスに感染され、療養中の皆様の早期回復をお祈り申し上げるとともに、心からお見舞い申し上げたいと思います。市民の命を守るために最前線で対応されている医療従事者の皆様やエッセンシャルワーカーの皆様、そして市職員の皆様に心から敬意を表します。新型コロナウイルスの影響で苦しむ市民の皆様に寄り添う質問に努めたいと思います。

それでは、通告に従い質問を進めたいところですが、まず1の（1）三重とこわか国体・三重とこわか大会について、これを1の（4）の後に、そして、3（2）市立医療センターの対応について、これを一番最後に回したいと思います。それではよろしく願いいたします。

まず、2学期当初の教育活動とオンライン教育についてのところでございます。現状は大きな問題なく、市民、行政、各事業者協力し合ってコロナ禍の緊急事態だからということで児童の感染対策、安全を第一に教育活動、学びを継続できてきているものと考えております。一部やはりどうしても遅れはあるでしょうが、緊急事態の対応として教育委員会事務局はじめ、現場の教職員の皆様にはそのご努力に心から感謝を申し上げたいと思います。

そこで、現状を伺いたいんですけども、登校している児童、オンライン授業を選択した児童、また学校預かりを利用している児童など、それぞれの大まかな人数、割合など、現状を確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この2学期当初の登校、オンライン学習の状況でございます。9月8日昨日の状況で申し上げますと、小学校では約3割、中学校では約2割の生徒がオンライン授業を行っているところでございます。この中で小学校の中規模、大規模校におきましてはオンライン学習が4割ほどの率となっております。学校の規模が大きいほどオンライン学習の率が高いというふうに分えているところでございます。

それから次に、学校での預かりの状況でございますが、学校によって差がございますけれども、おおむね全体で小学校になります。全体で60人ほどというふうにお聞きしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

特に大規模校、中規模校では、オンラインの利用率が高いということを確認させていただきました。そして、昨日発表されました来週13日からその翌週24日までの教育活動、これ特に注目してい

るのは中学校です。午前中は対面授業またはオンライン授業ですが、午後は全員オンライン授業ということでした。一定程度のオンライン希望者がいるということで、よく踏み切ったなど評価しておるんですけども、しかし課題もあると思います。中学生全員がオンライン授業に対応できるのかどうか。全員オンライン授業に踏み切ったその考え方について伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずこのオンライン授業につきましては、小・中学校ともに、このたびのこのオンライン授業ということについては初めての挑戦でございました。そこで、この数日間の状況を見極めた上で中学生であれば通常の学習時間は6限でございますけれども、これに対応できるというふうに判断したところでございます。

また、中学生に関してはカリキュラムをできる限り遅れることなく進め、学びを保障していく必要がありますことから、中学生につきましては、午後にご自宅でのオンライン授業を行うこととしたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

この2学期当初の教育活動を通じてオンライン教育の定着というところにおいては、大きな一歩になったのではないかと思います。一方で、今後の課題というところも少しずつ見えてきたと思います。

そこで、個別最適化されたオンライン教育を確立させていくまでのロードマップというものを教育委員会としてはどのように描いているのかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、このオンライン授業を進めていくために必要なことといたしましては、児童・生徒がオンライン学習で使用するアプリケーションの使い方をよく知り、操作できるということが上げられるかと思えます。また、端末使用のルールを理解し、そのルールに従って守って使うことも求められるというふうに思っております。同時に学校でもこのオンライン授業を行うためのスキルアップが求められているところでございます。

ハード面につきましては、現状でも持ち帰ってZ o o mを使ってのオンライン学習をすることはできます。しかしながら、今回の持ち帰りにつきましては、インターネットに接続をして何か検索することなどの制限がかかっております。学校で使用する機器を家庭でフルに使う状況に持っていくためには、有害サイトに接続できないようにするためにウェブアクセス制限をかけたり、端末のセキュリティーレベルを高めたりすることができるクラウド型のセキュリティーシステムを導入することが必要となっているのが現状でございます。

このような課題に対しての取組を重ねていく中で、ICTを活用した授業のスタイルや個別最適な学びが日常的に進められる状況に至るものと考えているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

確かに、今回上がってきた課題の一つ、市民の声としてもあったんですけど、やっぱり受け手側のオンライン授業慣れ、オンライン授業教育に慣れていないということが克服しなければいけない課題の一つだと認識しています。児童も家庭もご家族の方も、オンライン環境がまず整っていない。また不安がある。こういった理由でオンラインを選びたくても選べなかったという声も届いております。なので、タブレットをもう当たり前の文房具にしていくという、この必要。そのまず一步が家庭に持ち帰る、全員が持ち帰ることができるということ。先ほどおっしゃったような家庭でも学校で使えるように、そういった環境を整えていくことが大切だと思います。

そのためにまず、全員持ち帰りができる。これがいつになったらこれができるようになるのかというところをどのように考えているか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回についても、端末につきましては持ち帰りを希望者に対しては行っているところでございます。そういう意味でも持ち帰りは既に可能とはなっております。また限定した使い方であれば安全な利用もできるところでございます。しかしながら、先ほどご答弁申し上げましたように、インターネットに安全に接続をするというところには至っておりません。この点につきましては、今般の状況から新型コロナウイルス感染症拡大の状況の急変というものも踏まえまして、できるだけ早い時期に接続できるようにするための検討を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

できるだけ早い時期にということですがけれども、今第5波と言われておりますけれども、これまたすぐまた秋から冬にかけて第6波に備えていく必要があると思います。また、こういった状況、今のような緊急事態がまたいつ来るかも分からないという意味で、オンラインをより市民の皆様、児童に定着させていくためにも、これをもうできる限り、できれば年内に持ち帰り可能になるように環境を整えることはできないのかと。そのためにもし経費がかかるというのであれば、その経費もかけるべきではないかと思うんですけれども、教育長、考えとしてどのように考えるか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

ただいま議員からご指摘いただいたことは、私も非常にスピード感を持って対応していく必要があると考えております。したがって、予算が伴うことでもありますので、市長はじめ当局にもしっかり実情を説明して協議を重ね、一日でも早く実現するように努めていきたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

オンライン環境を整えるということ、それが子供たちの安全につながるということで、答弁は求めませんが、市長部局にもぜひこれはお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

子育て支援の課題について。主にコロナ禍の保育に関する質問をしていきたいと思います。

幼い子供が集まる保育施設でありますけれども、これはどれだけ感染対策をしてもやはりゼロリスクというのは難しい場所だと認識しております。その中で保育施設における感染防止のための対応マニュアル、感染者を出さないため、また感染者がいざ出たときにどうするかという、こういったマニュアルが必要だと思います。そして、できる限りこれも開園し続けなければいけないという使命があると思うので、BCP（事業継続計画）、こういったものが必要になってくると思うんですけども、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所の感染防止の取組については、国の示している保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aについてなどの通知文書や保育所における感染症対策ガイドラインなどに沿って適切な感染防止対策に努めているところでございます。また、市としての対応に関する判断基準といたしましては、令和2年3月に新型コロナウイルスの発生に伴う保育所等の臨時休園の判断基準というものを定め、毎月行う園長会議等を通じて周知を図ってきたところでございます。

また、市内での感染の発生が増加してくる中、本年2月には、より具体的な内容を示す新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休園等に関する対応基準として策定したところでございます。放課後児童クラブにおきましては、指定管理者や補助事業者といった運営者がおりますため、公立保育所等とは事情の違いはございますが、基本的には保育所等の対応に準じた対応となります。具体的な市の考え方につきましては、先月20日に放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症に係る対応についてとして、各クラブへ周知を行ったところでございます。

次に、開所を続けるためのシステム、BCPにつきましては、保育所等に感染者が発生した場合の対応といたしましては、まずPCR検査の結果、陽性となった旨を保護者からの連絡を受けることとなり、当該園児の登園状況をまず確認いたします。もし感染可能な期間内に登園していた場合は、速やかに全園児の保護者に状況の報告及び子供を迎えに来ていただくよう連絡を行います。それと並行いたしまして、保健所や園への相談を行い、濃厚接触者の特定や休園の要否の検討を行うこととなります。その結果、休園が必要となった場合は、園児及び職員の濃厚接触者等の特定やPCR検査の実施を進めながら園内の消毒等を実施いたします。これらに要する期間である2日間程度につきましては、園を完全休所することといたしております。こうした対応を経て、園内の感染状況の把握と園児の受入れ体制が整った後に、原則2週間程度の休園を行いつつ、どうしても保育が必要な園児については、当該園において代替保育を実施することとしております。

放課後児童クラブにつきましては、基本的に保育所と同様の対応を取らせていただきますが、ただ夏休みなどの長期休業期間を除き、放課後児童クラブでの感染者の発生は小学校での発生と重な

る状況となるため、こうした対応方針を基本としつつ、小学校の対応との調整を図りながら子供の健康と命を守るために必要な対応を取ってまいりたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

なかなか現場ではいざこういった体調不良者が出たときにどういう対応をすればいいのかとか、一つ一つ細かい状況を判断しながらやっていく非常に大変な状態だと思いますので、そういうところのサポートをぜひお願いしたいと思います。かつ、できる限りの感染防止対策として、例えば愛知県の尾張旭市などでは非常勤の看護師2名が週2日で、それぞれ1園ずつ保育園を巡回して、園児の健康状況や消毒が十分だとか、そういったところを確認して保護者の方が少しでも安心して登園させられるようにしております。こういった亀山市でも保育施設のできる限りの感染防止対策として、看護師の保育施設巡回、こういったものを検討できないのかどうか、ここを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、市内の公立保育所には、医療的なケアを要する子供の支援のために看護師1名が加配職員として配置しております。ただ、その看護師の方は、常時その医療的ケア児の支援を行う必要がありますことから、現在の体制において、そういった対応を直ちに行うことは難しいと考えております。

しかしながら、ご指摘のように看護師などの医療的な専門知識を持つ者が園内の対応に関するアドバイスを行うことにつきましては、よりよい感染対策の実践や職員や利用者への安心感にもつながる面もあると考えますことから、他市の状況も参考としながら本市でこうした対応が可能であるかどうかも含め、検討してまいりたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

もう一つ質問を用意しておりましたけれども、ちょっと時間がないので、次に移ります。

感染症の影響を受けている方への支援について。これは主に事業者支援に関する質問でございます。緊急事態宣言も9月末までの延長が見込まれておまして、市内事業者への影響は計り知れない状態です。そこで、三重県が幅広い事業者を対象に地域経済応援支援金なるものを創設しました。詳細の発表はこれからですけれども、一方で事業者の方からは支援額がこれだけじゃなかなか少ないという声もいただいております。その中で、亀山市といたしましても、長引く厳しいコロナ禍を乗り越えるために、独自で広く市内事業者に対する支援金を検討、ぜひしていただきたいと思いますが、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

長引きます新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、依然として市内の従業者の方は厳しい環境に置かれておりまして、さらに先月27日の緊急事態宣言によりまして経済活動の縮小が余儀なくされている状況であると、まず認識のほうをさせていただいております。このような経済状況の下で、現在本市といたしましては、市独自の制度、亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金としまして、国の業種別ガイドラインに沿って感染防止対策に取り組む事業者に対して5万円を上限に消耗品や備品等の購入経費に対する助成を行い、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう支援をさせていただいております。

また、国におきまして、月次支援金として緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置に伴います飲食店の休業、時短営業や外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中・小法人、個人事業者等に対して給付制度を実施しておりますし、さらに三重県におきましても、同様に三重県飲食店時短要請等協力金や三重県飲食店取引事業者等支援金、さらに先ほど議員からご紹介ありました、新たな三重県地域経済応援支援金、こちらのほうも今後展開をされるということで、飲食店や取引業者等に対しましては、そのような支援が行われておるところでございます。

今後も、そういった国・県の動向、国・県の支援制度、影響を受けた市内経済の状況を考慮しまして、引き続き国や県の支援制度ではカバーできないところに対して状況変化を的確に見極めまして、必要な時期に必要な市独自の支援策を展開してまいることが必要かと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

必要な時期はまさに今だと思いますので、迅速にぜひ対応をお願いしたいと思います。

その中で、それをやるにしても、財源をどうするのかという話もあると思います。そこで、三重とこわか国体・三重とこわか大会についてのところなんですけれども、中止ということは非常に残念でありましたけれども、ここでは、その未執行予算額のところをちょっと伺いたいと思います。

実際、その未執行額というのは総額幾らになる見込みで、かつその使い道に関してはどのような方針であるか。私は、できる限り早期に、先ほど申し上げたように、コロナ対策に関する経費に充当していただきたいと思っておりますけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

三重とこわか国体・三重とこわか大会でございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けまして、先般、中止が決定されたところでございます。開催まで1か月余りといった段階であったことから開催に向けた諸準備が進められております。それらに係る諸経費は支出しているところであり、その精算等につきましては、現在、担当部署及び亀山市実行委員会において進められているところでございます。

この国体関係の予算でございますが、令和3年度当初予算におきまして1億1,716万5,000円を計上いたしております。その不用額ということでございますが、現在のところ精算等につき

まして進めているところでございますので、大体幾らかというのは今の段階では分からないところでございます。

一方、新型コロナウイルスの感染症対策事業等につきましては、現在、総合対策パッケージにおいて鋭意、様々な事業に取り組んでいるところでございます。次なる事業に、この予算の不用額を充当してはとのご提言でございますが、事業費の精算を行った後、これにつきましては、まず減額補正等により適正に処理をさせていただき、その時点における新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等も鑑みまして、その活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

こちらに関してもできる限り早期にお願いできればと思っております。

次に移ります。感染拡大防止対策についてということで、PCR簡易検査キットの配布と検査体制についてのところに移りたいと思います。

以前は行われていた濃厚接触者に対するPCR検査が行われなくなっているという、そういった報道もあり、先ほどの答弁もございました。市民の不安の声が非常に多くなっているのが事実です。そんな不安を解消する非常にタイムリーな対策、PCR簡易検査キットの配布、これは非常にタイムリーだったと思います。これを具体的にどのように運用されていくのかを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、市独自で行いますPCR検査キットの配布につきましては、現在のところ無症状の濃厚接触者等の希望者の方にPCR検査キットを配布し、検査者ご本人で採取した検体のほうを検査した結果、陽性となった場合には、検査を行う医療機関からご本人と保健所のほうへ報告がなされるところでございます。なお、検査結果につきましては、ご本人から市へ報告をいただきますよう申込時に案内を行う予定としてございます。また、医療機関での検査となるために、陽性と判定された場合、再度の保健所での検査は不要となるところでございます。この検査につきましては、健康福祉部長寿健康課健康づくりグループのほうへ電話のほうでお申込みいただく方法を考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

基本的に対象は濃厚接触者等というふうに認識しておるんですけども、例えばこういったキットを、今後、小学校や保育園などでの運用、例えばの児童に急にコロナが疑われる症状が出て、すぐに帰宅できないような場合、緊急時に利用できれば感染拡大防止につながると思いますけれども、そういった運用も検討されているのかどうか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現在、保健所のほうでは、こういった場合にもなかなかちょっと行き届かないという状況もございます中で、保健所が検査を行わない部分の検査のほうをこのPCR検査は想定してございますので、学校や園などについても、検査の対象範囲となると今のところ考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その具体的な運用に関しても、また継続的なそういった検査体制というものもぜひ構築していただきたいなと思っております。

そういった検査キットの一つの活用例としまして、岐阜県飛騨市は、ここ8月上旬なんですけど、新型コロナまちなか簡易検査センターというものを設置しました。無症状者に対して無料のPCR検査を実施して検査証明というものも発行しています。夏の帰省に伴う、人流増加に対して感染していないことを確認してから行動してくださいねという呼びかけをして、市民だけではなくて、市外からの来訪者も対象にして迅速に検査、感染防止対策というものをやっているものです。このように濃厚接触者ではない無症状の方に対しても、二次感染を防止する目的でPCR検査キットを用いた例えばPCR検査場みたいなものを設置ということではできないのか。第6波を見越して期間限定ということも考えられると思いますけれども、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

検査体制についてというご質問でございます。本市におきましては、昨年6月から市立医療センターに亀山地域外来検査センターを設置をし、発熱等の症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる方を対象にPCR検査を行っているところでございます。それで、今回検査キットの配布の事業でございますが、こちらは現在、保健所の検査対象となっていない無症状の濃厚接触者等を対象にすることを想定しております。これについては、本来県のほうが検査を行うべきところをそれを補完的に行うという意味合いと考えておりますところから、現在のところ医療センターのほかに検査場の設置などは考えていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

なぜこういったことを言うかと言いますと、今朝、中日新聞の一面にもなっておりましたけれども、今政府では、接種済証や検査済証を持つ人など二次感染のおそれの少ない人については、感染拡大地域であっても段階的に行動制限を緩和して日常を取り戻すという取組の検討が行われております。

緊急事態宣言の今議論するのは国民感情的に非常にタイミングが悪いなどは思っておりますけれども、慎重論も確かにあります。ただ、諸外国の例や先を見据えれば、いずれこの方向性に落ち着くのではないかと考えております。私は、あくまでワクチン接種が進むことや重症化防止の医療体制というのが整った上での大前提の話だとは考えておりますけれども、政府としては接種済証、検査済証を持つ人には、11月には行動制限を徐々に見直し、具体的には県外移動の緩和や飲食店の

酒類提供、イベント入場などで段階的に導入していく、そういった検討がされております。その中で例えば、健康上の問題でワクチンを接種できないような人、こういった方々が不利益を被らないようにする、そういう視点でPCR検査場を設置して、信頼のおける、そういった検査証、証明書を発行するという、こういうニーズは将来必要になってくるんじゃないかなと思っております。こういう政府の方針に対して、市長はどのように考え、今後どのように対策していくのかというところをちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

日常生活を早期に取り戻す、そのためには国がワクチン接種を踏まえた次のステップに移行する、そういう考えを理解するところなんです、現段階では、これは大きな国レベルの方向性でございますので、今後、国や県の発信する情報や具体的な対策について市としては注視をしてみたいと思っております。諸外国の事例等々では、PCR検査自体の有効性とか、これ自体をもうなくしていくというような国も出てきておるやに伺っておりますが、ニューノーマルやアフターコロナを考えた折の次へ進んでいくような国の考え方、今後いろんな動きが出てこようかと思っておりますけれども、しっかり国の方向を見極めてまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、次に移りたいと思います。

ワクチン接種に関しては、ちょっと全協でも報告がありましたので、これは割愛させていただきたいと思っております。

次、自宅療養者への対応についてでございます。自宅療養者に対する市民の不安もこれもまた広がっています。今月に入ってからも医師の診察で入院が必要ないと判断された自宅で療養されていた60代の女性が、容体が急変して搬送先の病院で亡くなりました。こういった、県も自宅療養フォローアップセンターを設置しましたが、まだまだその効果というのは未知数だと認識しております。

そこでまず確認なんですけれども、人数は分からないということでしたけど、自宅療養者への保健所の対応と市の対応の現状、これを整理したいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

保健所の対応、または市の対応というところでございますが、感染者数が非常に増加しておる中で、感染者や濃厚接触者に対する保健所の対応が以前のようにきめ細やかなものではなくなっているのが現状でございます。

自宅療養者数は、市町別では公表はされておられませんけれども、9月8日現在で県全体で2,357人が入院調整中及び自宅療養者であるというふうに公表されておるところでございます。鈴鹿保健所では陽性者となり、自宅待機となった場合、その陽性者の毎日の健康観察を行っておるとい

うふうに聞いてございます。本市としましては、電話等での健康観察業務として鈴鹿市と連携の上、鈴鹿保健所のほうに市の保健師を派遣し、こういった支援体制を図っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

保健師の派遣、これは大切なことだと思いますけれども、実際のところはただ、しかし直接何かできるかという、それはなかなか現状できていないというところかなと思います。県の業務、保健所の業務だというのは分かるんですけども、やっぱり市民に最も近い基礎自治体として、こういう緊急事態には市民の命、安心を守るためにできる限りの働きかけをお願いしたいと思っています。

例えば、他市の事例でもあります自宅療養者支援チームなるものを亀山市でも結成して、保健所と密に今まで以上に情報を共有しながら自宅療養者に対して可能な、例えば生活支援、買物代行、廃棄物処理など、また可能な限り医療支援についても検討され、実施していくということを検討すべきだと考えておりますけれども、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市独自の支援はないのかというような質問かと思えます。医療的な支援につきましては、各医療機関や保健所の対象となるところでございますが、議員ご紹介の食料品、または生活必需品等の購入代行、それから食事の提供、または廃棄物の排出代行などの生活支援につきましては、先進地の事例もあることを認識しておるところでございます。こういった生活支援につきましては、市民ニーズも踏まえた上で、他市のこういった先進事例を参考にしながら関係機関や団体とともに、検討していく必要があるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

市民ニーズはあると思います。これに関しても、ぜひ前向きに、そして生活支援、医療支援に関してはなかなかというところでしたけれども、生活支援に関しては今までの事例もあるということで、でも生活支援だけでは、仮にやることになってもそれで終わらせずに、できる限り情報を県と共有しながら、そして一人一人の状況もできる限り把握しながら寄り添って、亀山市ができる限りの対応できるように、市民の安心のためにお願いをしたいと思います。

次に移りたいと思います。複合災害への備えというところで、大規模災害時の濃厚接触者や自宅療養者の避難についてでございます。そういった大規模災害が発生したときに、自宅待機している濃厚接触者または自宅療養されている方の避難というのはどのように行われるのかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

現在まで感染拡大によりまして、この濃厚接触者数、それから自宅療養者数も増加してきたという状況にありますため、まず濃厚接触者、これは陰性の方ということになりますが、こうした方につきましては、市の施設を活用して臨時的な避難所を開設して対応していくというふうな予定をしております。

少しこの運用の手順を申しますと、臨時の避難所の施設につきましては、この避難される方のプライバシー、こうしたことへの配慮から公表はしておりませんが、濃厚接触者の情報はこれまで保健所と共有しておりますので、事前に郵送等によりまして対象者に避難の可能性がある場合には、私ども市の防災安全課まで連絡いただくよう案内をしております。そして、その方の住まいが浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに該当するか否か、あるいは避難方法は立ち退き避難なのか、自宅あるいは宿泊施設等、分散避難の可能性も踏まえて必要に応じて先ほどの臨時避難所に避難いただくこととしております。

このような備えをしておりますが、現在のところは保健所の疫学調査の逼迫状況というのもございまして、こうした対象者の報告は受けていないところなんですが、今後、私どもの健康福祉部が行いますPCR検査、これの情報の連携によりまして、そちらも対応していく必要があるというふうに考えております。

次に、自宅療養者につきましては、これは医師の判断により、自宅療養が可能とされた方で、その症状は無症状の方から中等症の方まで様々でございまして、また急変されることもあるなど、医療ケアが必要な方になりますので、入院医療、宿泊医療、自宅医療のいずれであっても県保健所の所管になってくることが基本だというふうに考えております。

しかしながら、この緊急時、災害時の避難の場合、県保健所の対応が必要であることに変わりはありませんが、市民の避難となりますので、市の役割、責任も県と重ねてあるというふうに認識をしております。こうしたことから、避難場所の条件でありますとか、移送の方法、避難中の医療ケアなど県保健所と連携と役割分担の下、適切な対応を取る必要があるというふうに考えております。

具体的には、日頃から保健所と連携しまして自宅療養者の状況が症状など様々でありますことから、一律の対応ではなく、個別に対応することが必要であるというふうに考えております。この個別対応は、その方の症状の有無や家族構成、立ち退き避難の可否などにより、保健所または市が必要に応じて連絡を取るなどし、また場合によっては市が専用スペースを設ける場合も想定をしておるといったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

保健所との連携、様々な想定をしなければいけないことが多々あり大変だと思います。例えば、指定避難所に、実はいざとなったらもう来てしまったみたいな状況も多々考えられると思います。そういったときに避難所に、じゃあ、果たしてそれに対応できるだけの備品があるのか。こういったところもぜひ検討しながら対応していただければなと思います。

ちょっと時間がないので次に行きます。

市立医療センターの対応についてというところで、市立医療センターへの抗体カクテル療法の導

入について伺っていきたいと思います。

県内初となる抗体カクテル療法の外来患者受入れを市立医療センターが実施するということが、一昨日、もう全員協議会で市長から発表されました。私としては、この本会議場で提言しようと通告していた内容だったので正直驚きましたけれども、その後、市民の皆様からたくさん喜びの声が届いております。まさに自宅療養患者の重症化が懸念されている中で、その重症化を防ぐ高い効果があるとされる抗体カクテル療法を亀山市が先陣切って実施するという、大げさではなく、亀山市に住んでいて本当によかったという、そんな声まで届いております。地域医療を担う医療センターにとっても、まさに面目躍如だと認識しております。実現にご尽力いただいた市長、地域医療統括官はじめ、関係者の皆様に心から敬意を表したいと思います。そこで、自宅療養者に対する亀山市の強力な医療支援になると思っているんですけども、ただ実現に向けては準備がこれから大変だと認識しております。

そこで質問したいのは、抗体カクテル療法の概要と期待する効果を確認するとともに、実施に当たっての課題を整理してご答弁いただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

抗体カクテル療法でございますが、新型コロナウイルス感染症の軽症患者に対し、発症後、早期に中和抗体薬を点滴して投与することで新型コロナウイルス感染症の重症化の予防に効果がある治療薬でございます。この中和抗体薬は、本年7月19日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されたもので、あくまでも入院患者に限定した治療とされ、医療機関に対しては厚生労働省が薬を直接配分することとしております。その後、8月25日の厚生労働省通知によりまして、中和抗体薬を活用するケースとして24時間以内の患者の病態の有無を確認できる医療体制が確保されていることなど、一定の要件を満たした場合に医療機関の外来や宿泊療養施設、入院待機施設でも点滴投与をすることが特例的に認められました。これを受けまして、このたび医療センターにおきまして、この抗体カクテル療法の実施に向けて協議を進めているところでございます。

まず、中和抗体薬の確保でございますが、9月2日に、三重県を通じて厚生労働省に中和抗体薬の使用申請を行い、3日に同省の認可が下りた旨の連絡を受けました。昨日、厚生労働省の通達を受け、中和抗体薬の製造販売業者より医療センターに対して本登録の連絡がございました。これによりまして、今後はシステムによる発注が可能となり、医療センターが事前に申請している4バイアル8人分でございますが、これを上限に発注すれば2日後にはその薬剤が配送されるというような薬剤の確保のめどは立ったところでございます。

続いて、カクテル療法の実施に向けての課題とございますか、整理すべき事項でございますが、まず1点目として、抗体カクテル療法に対応する医療スタッフの体制整備が必要となりまして、最低でも医師1名、看護師1名が必要となります。

2点目は、治療室の確保、必要となる医療機器や備品の調達、電子カルテを使用するための環境整備等のハード面の整備でございます。

3点目は、患者受入れ時の対応と動線の確保。

4点目は、治療が終わった患者の帰宅後の経過観察に係る医療体制や異変時の対応等についてな

どで、最後に、場合によっては現在医療センターが行っている診療行為の制限や一部見直しの検討も必要になってまいります。感染対策は当然のことながら、このほかにも細かな運用やルールを定める必要がございます。

また、カクテル療法は2種類の中和抗体薬を組み合わせた点滴薬を約30分間かけ点滴し、点滴終了後1時間の経過観察後、患者は帰宅されるという流れとなっておりますことから、これらを踏まえ1日の受入れ患者数であるとか、治療時間帯についても、三重県や鈴鹿保健所との協議を踏まえて進めてまいります。なお、このカクテル療法を受ける患者は、コロナ軽症患者が対象になりますことから、患者の選定については保健所が行うこととなります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

いろいろと課題もあり、患者の選定は保健所が行うということですがけれども、あまり大きな声では言えませんが、市立医療センターの抗体カクテル療法は亀山市民を優先していただきたいと強くお願いをしたいなど、これは答弁は求めないようにしたいと思います。これは私の意見としてとどめます。

そして、最後に時間がもうないので、統括官と市長に同時に伺いたいと思います。

今回、抗体カクテル療法という新たな可能性を示した医療センターですが、これは経営上の収支の影響も気になります。新型コロナ感染症の影響を受けて、今後地域医療の要として医療センターがどのような役割を果たし、未来を見据えてどういう医療センターであるべきか。また、そういった亀山市の持てる力をもって、どのように市民の命を守っていくか、これを統括官と市長にまとめて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

当医療センターの役割は、鈴鹿・亀山地域における救急患者等の受入れや地域包括ケア病床による在宅復帰を目指した医療の両立を行うとともに、加えて、新型コロナウイルス感染症等に対応するための医療体制を継続して展開することであり、これらの取組により市民及び圏域の地域医療の核となり得るものと認識をいたしております。今後につきましても、現在の急性期病床と回復期病床のバランスの取れた体制で公共性と経済性を考え合わせた上で地域医療に貢献してまいりたいと考えております。

さらに本年8月からの爆発的な感染拡大状況を踏まえ、従来からの発熱検査外来、感染疑い患者受入れ病床の確保、宿泊療養施設への看護師派遣、PCR検査の実施、市民ワクチンの接種や先ほどの抗体カクテル療法などの取組をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応を職員が一丸となって進める必要を考えております。

また先ほど言われましたように、今回取組を進めています外来での抗体カクテル療法は、現在のところ採算性から考えますと採算が合いにくい事業ではございますけれども、市民のことを考えますと公立病院として採算性だけでなく、実施をすべきだと考えて取り組んでおるところでございます。今後も、地域の医療機関として全力で地域医療を守るように努力をいたしていきたいと考え

ておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

皆さんも記憶があるかと思いますが、ちょうど2年前の9月に国は全国424でしたか、公的病院の再編統合のリスト公表をし、私どもも、その県内の7つの病院の一つでございました。その後、様々な取組を当医療センターも含め、働きかけをいたしてまいりましたが、まさにこのようなコロナという非常時において、今私ども、カクテル療法もそうですし、ワクチンの接種もそうなんですが、この医療センターが自治体病院が果たしてきた役割というのは極めて大きいというふうに考えております。したがって、平時の地域医療、それから緊急時での対応、その核として今後も医療センター、もう32年目に入りましたが、今後もしっかりと、今統括官が申しましたが、いわゆる公共性と経済性、このバランスをしっかりと取りながらも医療の質と経営の健全化を両立させながら、今後も市民の命と健康のためにしっかりと切磋琢磨していくと、そのことが大事ではないかというふうに改めて感じております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時55分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は11人です。

他の議員は、別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。

一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

未曾有の大災害とも言えますこのコロナ禍の中で、医療をはじめあらゆるコロナ対策にご尽力をいただいている皆様に心から感謝申し上げます。また、市民もそうですが、日本全体でこのコロナに立ち向かっている全ての皆様に感謝を申し上げたいと思います。そして、冬は必ず春となるように朝の来ない夜はないように、必ずゴールはあると信じて頑張りましょうとの思いを込めて、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、新型コロナ対策についてお伺いをしたいと思います。市内の感染及びワクチン接種の

状況についてお伺いをしたいと思います。

全国各地で新規感染者数の急増が顕著であります。また、新規感染者数のうち、デルタ株の占める割合が全国で9割以上になったと推計をされております。重症者数も連日最多を更新するなど、医療の逼迫具合が深刻化しております。デルタ株の感染力は従来の2倍から3倍と言われており、これまでとは違うレベルのウイルスだとの認識の必要性が指摘されております。

若い世代でも重症化しやすい傾向も明らかになっております。高齢者の重症率が高かった従来と違い、デルタ株は全世代への対策が不可欠となっております。今は何かミュー株というものも出たとかといって、これがまたワクチンの効果が弱まるということも言われていますので、本当に毎日毎日予断のならない状況だと思っております。市内の感染者数も日を追って増えておるといことが言われておりますが、現在の市内感染者数の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市内の感染状況といたしましては、昨年8月に感染者が初めて確認をされてから本年7月末までの1年間で172人となっておりますが、先ほど議員からもご紹介いただきましたとおり、デルタ株の影響もあったかと思いますが、8月につきましては1か月で222名の感染が確認をされ、爆発的に感染者が増えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当にこの8月以降、急激に感染者が増えたということが、もう毎日事務局から送られてくる市内の感染者を見ますと、恐ろしいぐらいの感染力だなということを認識しております。このデルタ株に対しても、ワクチン接種の有効性は明らかになっております。厚生労働省では、10万人当たりの新規感染者数の比較では、接種していない人が67.6人に対して、2回接種した人が4.0人であった。つまり、2回接種していれば感染を17分の1にとどめられることとなります。海外の研究では、重症化予防効果は90%以上と報告されております。

このような中での現在の市内のワクチン接種の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ワクチン接種の状況でございます。先日、全員協議会のほうでもご報告をさせていただきましたとおり、現在、25歳以上の方の予約を受付しながら接種を進めておるところでございますが、急激なワクチン供給不足の折、三重県のほうから9月2日にモデルナ社製ワクチンによる大規模接種会場を設置すると発表がありましたので、9月7日に16歳から24歳の方の接種券を発送し、そういった会場でも少しでも多くの方の接種が進められるようにご案内をしているところでございます。また、12歳から15歳の方につきましては、本日9月9日に接種券を発送いたし、接種体制や必要物品等につきましても、亀山医師会と協議を行っており、あいあいでの集団接種で安全に接

種できるよう調整をしているところでございます。

それで、予約の数でございますけれども、本年5月6日に予約受付を始めて開始をしてから本市の予約システムでの予約数につきましては、9月7日現在で合計2万6,881人の方が2回目の接種の分も含めてご予約をされているという状況でございます、接種率につきましては9月5日時点で55.9%でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

市内の半分の方がもう接種を終わられたということでありました。先日の全協の中で、少し気になったのが25歳以上の既に接種券が渡っている人に対して、もしかしたらワクチンが足りない場合は、予約を止めるというようなそんなお話がありました。これはもう既に1回打っていて2回目の人もそうなるのであれば、少しこの2週間以上空いた場合のワクチンの効果が薄れてくるんじゃないかという懸念があるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

予約を取られた方につきましては、1回目及び2回目分のワクチンは確保できておるところでございますので、そういったご心配のほうは必要ないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

安心しました。ありがとうございます。

とはいえ、このコロナのワクチンに限らず、効果100%の万能ワクチンというのはございませんので、マスクの着用、それから手洗い、換気などの基本的な感染防止対策は、誰もができる対策なので、それぞれが自覚を持って本当にやっていきたいなと思っております。

この緊急事態宣言が出されてから、市のホームページで市長の緊急のメッセージが流されました。ちょっと出していただいているいいですか。非常にショッキングな色でメッセージを出していただいております。本当に市民を挙げて感染防止対策をやっていかなければいけないなって、本当に強く思います。ただ、中々ホームページを見ませんので、一般の市民の方がね。もっと市長のメッセージがあればいいかなと思いますので、そこら辺はよろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。感染拡大の中で支援が必要な方への対応についてお伺いをしたいと思います。

これは午前中に少し草川議員も触れられておりました。もう本当に保健所が手いっぱいな状況というのは誰もが言っていることで、私の元にも相談があり、息子さんが濃厚接触者になったと。自分は介護の仕事をしていて一緒に住んでおりますので、職場には出てくるなど言われたという形で、では保健所からのフォローがあるかといったら何もない状況で、PCR検査をどうしようという、そんなご相談でした。もう本当につらい、その症状が全く出ていないので、何をすることもなく家の中にいないといけないし、じゃあ、いつから、2週間という期間があったとしても、何か本当に行っているのかどうかとかという不安がすごくあったということで、お聞きをしました。

今回、午前中も触れられておりましたが、亀山市ではこのPCR検査のキットを無償配布を行っていただくということで、私の相談者には間に合いませんでしたが、この検査キットはいつ頃配布をいただくのでしょうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

午前中も草川議員のご質問にこのPCR検査のことについては答弁させていただいたところですが、いつもこれをスタートさせるのかというようなところでございます。目下、その物品につきましても、契約も進んでおりました納品を待つところでございますけれども、運用方法については、細かい部分で今詰めておるところもございまして、できる限り一日でも早く早急にというように思っておるところでございますが、できれば今月中旬から下旬にかけてには、なるべくスタートを切りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

やっぱりコロナがこれだけ蔓延をして大変な状況になっていて、部長が言われるようにいろんなことを決めていかなければならないということは、もう非常に理解はできます。でも、この緊急事態で一日も早く、やっぱりもう既に濃厚接触者、また感染者として自宅療養をされている方は、もういっぱい見えますので、その対応が今の答弁ですとやっぱり遅いのかなと私は感じますので、もっとスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

その自宅療養者ですよね。本当に午前中もありましたけど、増えているという中で、私ども公明党のネットワークで、滋賀県の野洲市の取組を伺いました。

野洲市では、一定期間外出自粛の要請を受ける方の増加に伴って、必要となる生活物資等の購入や薬の確保が困難であるとか、また、その方が外出できないことで本来支援をしている家族の世話ができないという、そういった様々な事柄があって、またもう一つは、実際には生活のためにやむを得ずもう外出をしている可能性がある。そんな危険性もあるという様々な課題が確認できたことから、この感染者情報を基に世帯構成や子供の有無などの住民情報を確認して、さっきも少し午前中も触れられていましたけど、緊急生活支援チームによる会議が動いているということをお聞きしました。

本当に保健所でやらなければならないことと亀山市でできること、それがしっかりとあるんではないかって、午前中の答弁もいただいてこれからというような話ではありましたが、これも本当に対策会議ですよ、この資料は。ワクチン接種の対策会議での資料やと思うんです。8月からぐんと感染者が伸びておるといふ状況、それから若い世代が多い状況、これは公表されていますので、私コピーしてあったんですけど、こんな状況があるということは、いち早くやっぱりいろんなことに手を打っていかないと。でも、私本当に現場がもう混乱するぐらいに大変な思いというのはよく分かってます。でも亀山市は職員もたくさんおりますので、この緊急事態をどう乗り越えるかということが、副市長、本当に大事だと私は思っておりますので、いち早い対応をお願いしたいと思います。

もう答弁は結構ですので、それから、この中で一番問題が、午前中もありましたけど県との連携がなかなか、保健所が情報を出してもらえないということが、これは全国的に言われていました。党のほうでも、それがもう一番課題やということが再三出ておりましたけど、これも去年の4月2日に都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供についてという、情報を出しなさいという通知も内閣府から出されております。だから、しっかりと連携を、情報を出してくれと、感染者に同意を求めてくれということさえ、それが取れば、市に対する情報提供はできるわけですから、だからやっぱりこれは早くやらないといけないことだと思うんですけど、この情報提供のスピーディーさ、ちょっともう一回ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

感染者の個人情報につきましては、鈴鹿保健所から市に対して保健所が本人同意を得た上で、災害時や救急での緊急時の対応に必要な情報のみは今提供されておるような状況でございます。県と市のそれぞれの役割の中で相互に協力や補完をし、感染症に関する全般的な情報や対応については、鈴鹿保健所とは日々連絡を取り合っており、連携に努めておるところでございます。

しかしながら、先ほど議員からもご紹介ありました先進市の野洲市の事例もございましたけれども、こういった市独自の自宅療養者の支援をもし考えるのであれば、さらに詳細な情報の共有が必要となりますので、国からの通知もありますことから、必要に応じて鈴鹿保健所等とそういった協議は図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

午前中の答弁で市長が、保健所の対応を見届けながらやっていくというふうに言われましたけど、保健所の対応を待っておったんじゃ、本当に軽症者が重症化していくような状況になっている中では間に合いませんので、やっぱりそこら辺のスピーディーさはしっかりと市長が指揮を執っていただきたいと思います。

それから、私の元にまた外国人の方からのご相談もいただきました。本当に大変で、外国人の支援をしている方からのご相談だったんですけど、たまたま鈴鹿の方だったので、パルスオキシメーターが89から91になって、呼吸困難とか呼吸が苦しい状態やという形で、何とかならないかという話だったんです。私に電話をいただいても何もできないんですけど、その外国人の方は、保健所からの要請がないと救急に行ったらあかんと思われていたみたいで、そこら辺の意思の疎通がちゃんとできていなかったのかなと思っておるんですけど、鈴鹿の議員を通して消防のほうに連絡を入れてもらって、すぐ救急車に駆けつけていただいて、その方はもう肺炎を起こしていたということだったんですけど入院ができました。

だから、やっぱりいろんなケースが出てきておりますので、この方は亀山の方ではありませんでしたが、しっかりと対応を、この緊急性というのが、災害級の感染状況やということをもう再三言われておりますので、そういった状況にあるにもかかわらず、やっぱり対応が少し遅くなっているのかなということを感じますので、現場はしっかりと頑張っていただいていることを分かっているが

ら、本当にもう少しスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。コロナ禍で高齢者等に対する季節性インフルエンザワクチンの無料接種についてお伺いをしたいと思います。

これはちょうど昨年9月の補正で、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行による医療の混乱や重複感染による重症化、重篤化を防ぐ取組として65歳以上の高齢者、1歳から就学前児童、身体障がい者、基礎疾患がありインフルエンザに罹患すると重症化するリスクがある方、約1万7,000人に対して全額助成をされました。昨年の実績と効果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

亀山市のインフルエンザ予防接種への補助でございますが、従来65歳以上の方を対象とする定期予防接種と満1歳から就学するまでの児童、それから身体障がい者や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、こういった手帳の所持者、それから持病があり、医師に接種が必要であると判断された方への予防接種費用の助成を実施しているところでございます。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に伴う医療の混乱と重複感染による重篤化を防ぐために、これらの対象者におけるインフルエンザ予防接種自己負担分を全額公費負担とし、コロナ禍における市民への支援対策を展開いたしましたところ、65歳以上の方を対象とする定期インフルエンザ予防接種におきましては、令和元年度接種率56.6%に対しまして、令和2年度接種率が71.2%まで上昇したところでございます。またインフルエンザの患者数でございますが、三重県内で令和元年度1万3,788人となっておったところ、令和2年度は70人に、それから鈴鹿保健所管内でいいますと、令和元年度の感染者2,572人が令和2年度については1人というふうに例年に比べ大きく減少したところでございます。

これにつきましては、予防接種をした方が増えたことだけが要因ではなくて、新型コロナウイルス感染対策として市民の皆様がマスクや手洗い、それから消毒等の新しい生活様式を日頃から実践していただいたことも大きく影響していると考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうですね。本当に鈴鹿保健所管内で2,572人が令和元年度で、令和2年度は1人というのはもう本当に私の周りでも風邪を引いたという人がいないぐらいの、だからやっぱりマスク、手洗い、換気とかというのは、非常に効果があるということが実証されたのかなと思いますけど、でも、昨年と違って感染が今これだけ爆発的に拡大している。昨年は、そういった事例もまだ亀山市ではありませんでしたので、そういった中でインフルエンザの蔓延する季節を迎えようとしております。同時感染の危険性はないのか、昨年同様の無料接種の方向性について見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今年度につきましては、新型コロナワクチン接種も進めておるところであり、新しい生活様式が市民の方々の日常生活の中で定着をし、感染対策の意識も向上しているというところから、インフルエンザ予防接種における無償化のほうは行いませんけれども、令和元年度と同様の費用助成制度によるインフルエンザ対策を引き続き実施していく予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

なかなか厳しい答弁でございましたけど、今日でしたか、昨日でしたか、海外のニュースで季節性のインフルエンザとコロナの感染症が同時に効くワクチンが開発されたとかというニュースもありましたので、またそれも待ちたいと思います。

じゃあ、次に移ります。母子保健サービスについてお伺いをしたいと思います。

流産や死産を経験した女性への心理社会的支援等についてお伺いをしたいと思います。

おなかの中に子供を宿すことは母親にとって、また家族にとってこの上ない喜びであります。だからこそ、死産や流産は特に母親にとって言い尽くせない悲しみとなります。公明党の女性局で当事者団体にヒアリングした中で明らかになったことは、一つ、死産の届けを出したにもかかわらず、子育て支援のお知らせが届いて傷ついた。2つ目に死産後に喪失感で心のケアが必要にもかかわらず、産後健診など、母子保健の対象外であること。そして、死産した子供を火葬できることすら知らなかった。

これだけではありませんけど、このようなつらい問題提起がされました。このような課題に対して亀山市の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

母子保健施策の実施の際には、流産や死産を経験した女性を含め、きめ細やかな支援を行っているところでございます。本市では、母子保健事業に関する案内は出生後のお子さんの住民基本台帳を基に作成をした名簿に基づき送付をしてございまして、流産や死産を経験した女性の精神的な負荷がかかることがないように努めているところでございます。

また、産婦健康診査や産後ケア事業、こういったものにつきましては、流産や死産を経験した女性も対象となるところでありまして、医療機関、主には産婦人科となろうかと思いますが、こちらからのご案内で利用していただく方もありますが、実際にその利用者が少ないのが現状でございます。死産後の手続につきましても、医療機関で案内していただくケースがほとんどと認識しておりますが、市民課の窓口におきまして死産届を受領した際には火葬許可の手続などを丁寧に行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

死産・流産する人が圧倒的に少ないのか、ご相談が少ないということはアナウンスが少ないのか

分かりませんが、市では、その母子保健サービスのご案内を小さなピンクの小冊子を渡している  
と聞いておりますが、この中には、流産・死産という項目は書いてありません。やっぱりつらいこ  
とではありますけど、こういったご案内の中にもしこういう状況になったときの手の在り方とか  
ケアの受け方とかということが明記されていれば非常にありがたいと思いますが、案内文の追記に  
ついてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市におきましては、亀山市子育て世代包括支援センターを平成30年4月に立ち上げをし、妊  
娠期から切れ目のない支援を行い、保護者や関係機関の支援者等との顔の見える関係づくりを大切  
にしてございます。母子健康手帳交付時には必ず保健師か助産師が面談を行い、妊娠中のこと、そ  
れから出産後のことについて情報提供及び健康相談を行っておりますが、その際に配付する母子保  
健サービスの案内の中に、来年度からは流産や死産を経験した女性も産婦健康診査や産後ケア事業  
が受けられる対象者であることをきちんと明記をし、その周知を図ってまいりたいと考えてござい  
ます。今後も、妊産婦一人一人の気持ちに寄り添いながら支援を行ってまいり所存でございま  
す。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

このことに関しては厚労省からの通知も出ておりますので、しっかりとした対応をお願いしたい  
と思います。

コロナ禍の中で、千葉県で感染した妊婦の受入先が決まらなくて自宅出産した後、子供が亡くな  
るとい痛ましい事件が起こりました。亀山市では、このことを受けて24歳未満の接種券が届い  
ていない家庭に希望すれば優先接種できる体制をいち早くつくっていただきました。本当に喜びの  
声が届いております。

このように、予期せぬ状況で子供を亡くす場合もありますので、大切なお子さんを亡くされた悲  
しみというのは、もう計り知れません。たとえお子さんが生まれてこなかったとしても、生まれて  
すぐ亡くなったとしても、お母さんにとってはその子は我が子であり、その子にとってはお母さん  
です。悲しみに寄り添うきめ細かな心遣いをお願いしたいと思います。

次に移ります。若年性認知症についてでございます。

東京都健康長寿医療センターが2017年から19年にかけて、北海道、東京、大阪など12都  
道府県で1万6,848か所の医療機関や介護事業所、相談機関などを対象に行った調査で65歳  
未満で発症する若年性認知症の人は、全国で3万5,700人との推計値が公表されました。20  
06年から8年に行われた前回調査では、原因となる疾患が脳血管性認知症、これが約4割でトッ  
プでありましたが、今回の調査では、アルツハイマー型が5割を超え最多になりました。以前から  
現場サイドでこの問題を尋ねても、県の事業ということではなかなか話が進まなかったんです  
けど、今年度から始まった第8期の介護保険事業計画に明記されたので、市の役割についてお伺  
いをしたいと思います。まず、周知についてお伺いをします。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

若年性認知症につきましては、今ご指摘もあったところでございますが、現在県が主体となって事業を行っているところでございます。そういった中で鈴鹿亀山地区広域連合の第8期介護保険事業計画に若年性認知症に対する支援が新規の取組内容として明記をされたこともございまして、今後、三重県や広域連合などと連携をし、市広報等を活用した情報提供を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当に、県が主体やといっても発症する人は亀山市民ですので、しっかりと情報提供をお願いしたいと思います。これは現役世代が発症することから、一番の課題は就労だと言われております。調査では、発症時6割の方が就労されておりましたが、そのうちの7割が調査時点で退職されていたことも明らかになっております。退職によって世帯収入が減少し、障害年金や生活保護になっている実態です。子供の進学の問題や病気を受け止めなければならない家族の戸惑いも大きく、精神的なストレスから鬱状態になるケースも多いと言われております。家族も含めた相談体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

若年性認知症に関する相談窓口というようなところでございますが、この若年性認知症につきましては、老年期で発症する認知症とは異なる支援が必要となるところでございます。まず障害者手帳などの相談などもあろうかと思いますが、こういったものについては、市の健康福祉部のほうが窓口になろうかと思えます。障がい者の年金等については、加入する年金機構であったり、40歳からの介護保険につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合がそれぞれ窓口となるようなところでございます。

特に、今お話ありました就労支援や自立支援、こういったものについてのご相談に関しましては、三重県が設置をします若年性認知症支援コーディネーターなどの関係機関と連携をし、支援をさせていただくというようなことになろうかと思えます。こういった状況から、今後、関係部署と連携を図りながら包括的支援体制、また機関連携を活用しながら、より分かりやすい相談窓口の設置に向けまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

障害者手帳の交付や年金の手続といっても、果たして自分のところがそういう状況にあるんだろうかということも分からないですし、そこに本当に足を運んで行かれるのか。じゃあ、どういう手続をしたらいいのかという、そもそも論で、大変な状況の中で手続に動かれるかといったらなかなか

か難しいと思いますので、まずそのことを受け止める窓口、そういう診断を受けたり、ちょっとおかしいなって、やっぱりちょっと相談かけてみようかなという窓口が市にあれば本当にありがたいかなと思いますので、しっかりと連携を取っていただいて、認知症であれば亀山市にあるのは高齢者福祉計画ですね。それは65歳以上の方が対象になってきます。それから、地域福祉計画を見ましたけど、その中に記述があるかというところはありません。亀山市の中で今あるのは8期の計画と、それから認知症あんしんブックというのを長寿健康課が作っていただいておりますので、その中に県の支援コーディネーターの話が載っているぐらいで、やっぱり市民の方が何かあったときに、そういった若年性認知症になられた方が、本当にまず第一に相談できる場所を確保していくことが大事だと思いますので、その点はしっかりと取組をお願いしたいと思います。

じゃあ、最後の質問に移ります。介護の課題についてお伺いをしたいと思います。

今回は、ヤングケアラーとダブルケアなどの課題の対応についてお伺いをしたいと思います。

ヤングケアラーとは、本来なら大人が担うべき家事や家族の介護、身の回りの世話などを行っている18歳未満の子供のことを指します。厚生労働省と文部科学省が今年4月にまとめた初の実態調査では、世話をする家族がいると答えた割合は中学2年生の場合5.7%、実に17人に1人の割合だったと言われます。特に年の離れた兄弟の世話に追われている子供が多くいることも明らかになりました。ケアがお手伝いの範囲であったなら問題はありますが、負担が大きい場合、学校に行けなくなったり、友人関係の行き詰まりや就職機会の喪失など、深刻なケースも指摘をされております。

ダブルケアについては、子育ての大変なときに親の介護が重なる人のことを指します。背景には晩婚化による出産年齢の上昇に加え、育児や介護を手伝ってくれる兄弟や親族の減少といった家族関係の変化もあると言われております。

今回、介護の課題についてと表題にしておりますが、介護といっても、高齢者を取り巻くいわゆる介護の課題と、先ほどの若年性認知症や障がい者が家族にいる場合もございます。まず行政として、このような課題をどのように認識されているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

18歳未満の子供たちが家庭内の介護や家事を担わなければならないヤングケアラーや、それから子育てと親の介護を同時期に担うようなダブルケアにつきましては、いずれも単独の相談支援機関ではなかなか解決できない複合的な課題を背景としました、いわゆる制度のはざまに陥るような問題であると認識しておりまして、これは社会的な大きな課題でもあると深く認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

深く認識をしていただいているみたいなので、次に、ヤングケアラーに関しては、子供が福祉の窓口で相談することなど考えにくいので、実態がなかなかつかめない状況にあるのではないかと考えております。

一つの事例ですけど、ALS（筋萎縮性側索硬化症）の母親の介護をしている6年生の子供の事例を聞きました。夜中に何度も排せつや寝返りの介助をしており、朝起きられず、不登校になり、精神科の治療薬が処方されていた。そういったことも聞きました。またダブルケアでは、孤独感を抱えながら経済的に困窮したり、心身ともに疲れ果ててしまう人もいます。ストレスから子供に手を上げてしまうなど、虐待につながるケースも考えられます。少しでも早く支援に結びつけるための実態把握及び支援体制について見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市におきましては、既に多機関の連携による包括的支援体制の構築に向け、世帯が抱える分野を超えた複合的な福祉課題を社会福祉協議会に配置をしましたコミュニティソーシャルワーカー、CSWですが、こちらに集約するつながるシートを導入し、令和2年度の実績でございますが、小・中学校10件、子ども支援グループから3件、計画相談支援事業所1件、合計14件の案件がCSWにつながってきてございます。

その中でヤングケアラーにつきましては、現にCSWが支援に関わっているケースもあるところであり、親が重病を患ったことにより、家事や親の世話などを子供が担っている世帯があるのも実情でございます。このように、ヤングケアラーやダブルケアといった顕在化しにくい複合的な課題をあらゆる関係機関から集約する環境を整えながら、実態の把握に努めておるところでございます。

また、その支援体制につきましては、このCSWにつながってきた複合的な福祉課題について、相談支援包括化サポート会議、こちらを設置し、トータルケアプランの作成、それから関係機関との支援の役割分担などを定期的に確認をしながらアウトリーチを主体とした継続的な支援を今展開しているところでございます。本市としましては、平成30年度から実施をしております地域福祉力強化推進事業を次への段階へと引き上げるべく、来年度から実施予定の重層的支援体制の構築を進める中で複合的な福祉課題を全庁的に連携できる体制を整えるとともに、つながるシートの周知、拡大を図りながら支援につなげる体制づくりを鋭意進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当に亀山市はこの重層的支援体制、私も質問させていただきましたけど、社協と連携しながらCSWの配置、人員も増やしていただいてしっかりと市民に寄り添った対応をしていただいております。なかなか8050問題とか、ごみ屋敷の問題とかというところに問題が見えがちですけど、こういったダブルケアとか、ヤングケアラーとか、そういった課題もしっかりと重層的支援体制の中に組み込まれると思いますので、アンテナを高くしていただいて、こういった子が本当に孤立しないような体制づくりを今後も進めていただきたいと思います。

聞くところによりますと、さいたま市では、学校の日常的な調査をされている中にヤングケアラーって知っていますかとか、家族の介護をしていますかとかという質問を入れられたということも聞きました。そういった子供たちの声を拾っていく、また教育委員会ともしっかりと連携をしていただきながらやっていただきたいと思います。

以前、私は大阪府寝屋川市に産前・産後ケアの事業として視察に行かせていただいて、この中で育児援助とか、家事援助、このヘルパーを派遣する、そういったことを視察に行ったんですけど、もうこの家事援助というのが、本当になかなか家事ができない産後鬱になるような状況の中で、そういった方のフォローにこれはするんですけど、こういったこともまた子供さんだけで介護をしているとか、何かしら手だてができるんじゃないかなと思います。これは無料ではなくて1時間4000円という、そういった中で運営をされておりましたが、だから介護の事業所に委託をして、そういった人たちが行っているということで、ぜひこういったことも、これはダブルケアにとっても、それからヤングケアラーの方にとっても、やっぱりちょっと有効になってくるんじゃないかなと思います。

また、若年性認知症の問題も、やっぱり複合的な課題の一つとしてしっかりと認識をしていただいた中で、この包括的な会議の中に、またこの問題も落とし入れていただきたいと思っております。やっと始まったこの重層的支援体制の、来年からやるとかと言っていますが、もう亀山市では基礎ができているとは思っておりますので、本当に市民の方に寄り添った対応、これはコロナで本当に大変な状況になっている中で、またいろんな課題も出てこようかと思っておりますので、ぜひ優しい寄り添った対応をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時44分 休憩）

---

（午後 1時53分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問を通告に従いさせていただきます。

まず、やはりどなたも大事に質問項目に上げておられます新型コロナウイルス感染症の市の対応についてでございます。

私は5月ぐらいに議会報告会をさせてもらったときに、市長はどう思っておるんやろうかと言われたんです。もっとどんどんアピールしてほしいわ、言うておいてと言われたんです。

なかなか言う機会がありませんでしたけれども、8月からは少しは落ち着いてきたかなという状況はありますけれども、現状のこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の認識と、私は市長からのアピールはいつもホームページで、ぱっとまず出てくるのが市長のお話が出てくるんですけど、今の時代、動画やそういうもの、SNSを利用するとか、私このコロナが始まって一番最初に質問しましたが、やはり視聴率の高いケーブルテレビを活用するとかできちっとコロナ枠を取って、どんどん変わっていく情報をきちっと新しい情報を提供するとか、今の状況をお知らせするとか、きちっと訴えるとかということをやっつけていかれたほうがいいんじゃないかなと思っています。

今の現状の認識と市長のアピールの必要性についてということでお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現状の認識ということで、長丁場となってきましたが、この三重県全域に緊急事態宣言が出されております中で、特に春もそうでしたが、この7月以降の自宅待機者の急増と医療体制の逼迫、これが極めて深刻な事態にあると、このように認識をいたしてまいりました。

また、残念なことに先月でしたか、自宅療養者の方がお亡くなりになられるというような悲しい事例も出ておりましたけれども、本市におきましても昨年からの累積の感染者数が432名、そのうちの半数が8月だけで222名ということで、極めて急拡大、感染拡大の勢いが止まらない状況を過ごしてまいりました。

その中で、今議員ご指摘をいただいた首長としてのメッセージ、それから市としての公式の様々なメッセージ、これの取扱いというのは混乱をさせてはなりませんし、スピーディーなことも必要であろうかというふうに認識をいたして、その取扱いには極めて慎重に今日まで対応してまいりました。公式の情報が、いわゆる首長と行政、都道府県もそうですし、国においてもそうなんです、市町村においても、首長と公式の決定の情報の発出の系統が複数あるということによる混乱も生じてくるというのは、可能な限り避けていかななくてはならないという認識の下に対応させていただいてきたのは事実でございます。

そういう中で、特に8月以降につきましては様々な媒体を通じて、それから記者会見、定例の記者会見はもちろんでありますが、8月に記者会見で1回、それから市長のメッセージは4回発出をさせていただきましたが、特に27日、緊急事態宣言のスタートに当たりましては、単に市がこうやるということだけではなくて、今の状況の中で少し、長丁場で慣れ、あるいはこの夏の様々な緩みということも、これは亀山だけではありませんが、全国で起こってきておりましたので、徹底した感染予防への緊急行動を市民の皆様呼びかけるような緊急メッセージを発出させていただいたところでもあります。

いずれにいたしましても、今少し落ち着いてきておるところではありますが、今おっしゃられた様々な媒体をいかに効果的に分かりやすく伝えていくかということは、大変重要なことというふうに認識をいたしておりますし、動画だとかSNSだとかという、今ご提案でございましたが、適切な情報発信につきましては、今後も様々な媒体を使いながら強く発信をいたしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今後とおっしゃいましたけれども、今後はさらにということで工夫をしていただければ、内容はそれは、そごがあつてはいけませんけど、市と市長の、やはり伝わり方というのはあると思いますので、ぜひ工夫と努力をしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

市民を守るために市ができることについてです。

4項目上げました。

今、先ほどからいろんな質問がありましたのでかぶるかもしれませんが、感染判明後の対応の流れについてお聞きしたいんですけれども、特に何日でどうなるかという情報がどんどん、ちょっと最初の頃から変わってきたなというのが一つと、あと検査の仕方、当時は本当に入院された方も、2回マイナスをしてから出るとかなんとかあったのが、今は全然、自宅療養者がフリーになるときも検査がないとかいろいろ変わってきましたので、保健所の対応を特に含めて、この対応の流れについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現在の感染の拡大を受けて、保健所の対応が当初の基本的なものが変わってきておる、今の現在の保健所の対応や指示はどういう内容かというようなご質問というふうに承ります。

まず、陽性が判明した場合、入院や宿泊療養施設ではなく自宅療養となる方の人数が、以前に比べ全県下でかなり増えておる状況でございます。市内でも多くの方が自宅療養をされているであろうと推察するところですが、自宅療養となった場合、基本的に感染者本人は発症から10日間以上、それから家族等の濃厚接触者の方は、その感染者の方と最終接触してから14日間外出をしないように保健所のほうから指導がなされるところでございます。症状が悪化した場合には、保健所へ連絡するか、緊急の場合は119番に連絡するよう伝えていただいておりますというふうに聞き及んでいるところでございます。

それから、陽性と判明した方への積極的疫学調査につきましては現在も行われてはいますが、以前のように詳細な情報は聞き取りができていないのが現状と聞いてございます。無症状の濃厚接触者へのPCR検査については、ご承知おきいただいております、現在のところは行われていない状況とのことでございます。ただし、PCR検査を受けていないことを理由に産婦人科での診察を断られたというような事例が他市であったことから、妊娠中の方につきましては、濃厚接触者となった場合、保健所が無条件でPCR検査をしていると聞いてございます。

日々の健康観察につきましては、保健師や看護師といった専門職がスマートフォンやパソコンを使用した健康観察ツールといったものを活用して、毎日確認を行っております。このツールのない方や発熱などの症状によって入力できないといった方につきましては、電話にて確認を行っていると聞いてございます。

また、陽性が確認された場合、世帯に1つでございますが、血液中の酸素飽和度を測定するためのパルスオキシメーターが保健所から貸与され、この健康観察の中では、その測定値も報告をしていただきます。この値が低い場合、保健所から体調確認の電話をしているとのことでございます。

そのほか、食事につきましては、ご希望があれば1日3食分を5日分まとめてご自宅のほうへ配達されるよう、保健所のほうで手配をしていただいておりますというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

いろんな今の言うていただいたことが、きちっと患者さんや、家族の方や、いろんな方に伝わっていないなということを感じました。なかなか、いっぱいいっぱい、人手不足で電話一本だと相手は1人ですので、1人にしか伝えられないということで伝わっていかないんだと思うんですけども、そこはやはり工夫をして、これは県に言うていかないかんことなんですけど、きちっと内容が伝わるようなことをしてほしいなと思いました。

内容については、先ほどの積極的疫学調査もできていないというのは私も聞いていまして、ご自分で自分の付き合った人に電話してちょうだいと言われたということで、本当に熱のある中、私は何日間の間に誰と付き合ったんやろうかということ自分で思い出しながら一生懸命電話して大変だったというのをお聞きしました。

いろんなことの中ですけれども、次の質問に移っていきます。

自宅療養者、濃厚接触者を守るためにできることについてということですか。

今朝からもこの質問はありますけれども、自宅療養の方は本当に4,000人を超えていたこともありましたけど、昨日の数字では2,357人ということですね。でも、これは本来この質問をしなくちゃいけないのは、政治の責任、政治の問題、国がやらなくてはいけないことということがやっぱりうまくいっていないがために、市がやらなくちゃいけないということがすごく多いわけなんですけれども、こんな状況でも地域医療構想、先ほど市長もおっしゃられましたけれども、公的病院の再編統合やベッドの削減を、いまだにこの看板を下ろしていない今の政権について、私は本当に怒りを覚えるものなんですけれども、この三重県自体が医療の資源がすごく少なくて、お医者さんや看護師さんの数も非常に少ない。病院の仕組みとしても空床を維持しておくことは困難であるということがありますので、いまだに陽性者を隔離するという基本ができていない日本の国のありようの中で、自治体があがなくなっちゃいけないという状況であることはよく理解をしております。

このことを言うには、やっぱり保健所しか知らない情報がいっぱいある中で、その中で市がかいぐってやらなくちゃいけないことがあるということの難しさも理解した上なんですけれども、しかし、実際必要な医療にアクセスができなくて亡くなっている人がいるという状況ですので、市民を守るために何ができるのかということ議論していきたいなと思うんです。

先ほどの午前中の答弁をお聞きしました。健康観察の要員の保健師さんを応援に出しているということをお聞きしましたので、それは私は患者さんから本当に保健師さんの毎日の電話がありがたかった、本当に力が湧いた、本当に心の支えだったというお声も聞きますし、いい応援をしていたらいいなと思います。

検査キットも考えていただいたということで、このことの使い方についてはこれから考えるということなんですけれども、ご提案もしていきたいなと思います。市として、このほかに生活の支援のことも言っていただいていたので、これは聞いた上での質問にしていきたいんですが、まずは検査キットのことについて1つお伺いしたい。

これは家族内感染を広げないという観点で、濃厚接触者などにお渡しするということがありましたけれども、家族内感染を広げないという観点であれば、ご希望があったらというやり方では私は駄目なんじゃないかなと思うんです。やはり、陰性の方と陽性の方が一緒の家族におるとということのままで、希望がある人だけどうぞと言うんじゃないで、強制はできませんけれども、陽性者以外の家族の方もこれは1回するだけじゃ駄目ですよ。そのときの状況を知るだけですから、やっぱ

り何回かチェックをして家族内感染が起こっていないかどうかを確認しながらやっていただかないと駄目なんです。そういうことも含めて検討していただきたいなと思うんですけども、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

検査キットの運用につきましては、今目下、そういう具体的なところも詰めておるところでございます。

ただ、1点、これは本来は保健所が検査をしていただくというところできていないことを担保するためのことでございますので、従来どおり三重県の別の事業もあったり、それで保健所の機能が回復してくるということも近いうちにはあるかも分からない中で、どこまでをその範疇にするかというのは、今議員からおっしゃっていただいた課題も含めて早急に積み上げてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

少なくとも療養施設とかが整えられて、家族で見なくていいということになれば随分と変わってくるんですけども、今のままの状況が変わらないのであればちょっと工夫をしていただきたいなと思います。

生活支援についてもお伺いしたいんですけども、先ほど保健所に希望すれば1日3食掛ける5がいただけると。でも、これは翌々日なんですよね。電話した翌々日に来るので、その当日、その次の日、その次なので、すごく間が空くんです。一番しんどいときやと思います。本当に症状のある人やったら。症状がなくて出られやんというだけやたらましなんですけれども、そういう間であるとか、日用品とか、人によりニーズが全然違うことであるとか、私は外国の方からはお願いしたいと言っても断られたということを知っているんですけども、これはだから先ほどの森議員も言うていた言葉がうまいこと伝え切れなくて、聞き取り切れなくての誤解なのかどうか分かりませんが、そうであるならば外国の方もきちんと伝え合えるような工夫をしていただきたいということを市からも保健所には言っていただきたいなと思いますし、私たちも言ってはまいりますけれども、そういうことを含めた生活の支援をぜひとも早く構築していただきたいなと思うんですけども、1点お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

自宅療養者に対する生活支援については、全国的には先進地事例が幾つか紹介をされたところもございまして、私ども認識をしておるところでございます。

全庁を挙げてそういう対策を取っておる市もございまして、当市においては健康福祉部だけではなくてもしやるのであれば社会福祉協議会であるとか、その他の団体さんの力もお借りをしながら進めていく必要があるであろうというふうに認識をしております。ただ、現時点でちょっと検討段

階にも入ってごさいませんので、そういったことも参考にしながら早急にそれは検討を進めてまいりたいと考えます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ワクチンもありますし、大変な中なんですけれども、もう一つ大事なことなんですけれども、陽性患者さんの皆さんへという県が出しているパンフレットを拝見しましたら、家族内の感染を広げないための指導がほとんどなんです。大事なのは、病院に入院できないから病院がやっていることや医師や看護師がやっていることを代わりに家族や本人にしてもらわなくちゃいけないので、その内容を指導をお伝えしないといけないと思うんです。

例えば、コロナにはいろんな症状がありますけれども、一番顕著に聞かれるのが息苦しい肺炎、肺炎の看護というのは昔から私も変わっていないかなと思って確認しましたが、二十数年あまり変わっていないようでしたので、これを分かりやすくご案内すべきだと思うんです。

基本的に気道の清浄化ということで、口腔内の清潔が大事ですよとか、たんが出やすいように水分の摂取であるとか、たんの状況を見ながら水分の摂取を考えていくとか、体位を上向きばかりでなくって横を向いたり、うつむいたりしながら肺の呼吸できる面積をきちっと保って広げていくということであるとか、腹式呼吸の訓練をしていくとか、あと息苦しいというのは不安があると余計に息苦しくなるので、そういう不安の解消についてはどうしたらいいとか。そういう基本的な昔からやっているケアがあるんですけど、そういうことが全然伝わっていなかったというのが私はショックだったんですけれども、だからずうっと寝たきりになっているとだんだん下のほうばかりにたんがたまってきて、だんだんだんだん息苦しくなってきたというのは当たり前のことなんですよね。元気になったら少し半座位になるとか、座るとかということも含めながらやってくださいねという指導が今入っていない。パルスオキシメーターの話ばかりですよ。

ですから、そういうことも含めて県と話をする機会があったら、本当に命を救う気があるのであればそういうこともきちっと伝わるようなことをやっていただきたいし、亀山の市民にも関わることで、これは患者さんだけが知っておけばいいことじゃないので、どなたが知っておいてもいいことですし、ぜんそくの方でも風邪の方でも知っておけばいいことです。保健指導として亀山市ができることもあると思うんですけれども、1点伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今議員からもご紹介いただいた事例でございますけれども、こういったところにつきましては、医師でありますとか看護師、もしくは保健師といった医学的な知識を持った専門職でないとなかなかできないところがあるかと思えます。そういう意味では、亀山市の保健師を保健所のほうに派遣もしておったところから、そういった対応が市独自でもできやんわけではないというようなご意見やと思えますので、その部分については健康福祉部内でちょっと検討はさせていただければというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

人が実際に動くのは大変だと思うので、いろんなアイテムを工夫すればいいのではないかなと私は思っています。

あともう一つ、おうちから出られない、濃厚接触者で出られない、陽性で出られないという方が持病を持っていらして、お薬が切れてしまったという相談があって、その方がどうしたらいいんだろうと心配になるがあまりに、またそれで呼吸も苦しくなるというようなことで、結局調べていただいたら「コロナ0410」という対応が時限的にあって、令和2年4月10日から電話やオンラインで診療したり、服薬指導ができるように日本中でそういう仕組みをつくってくださいということが厚労省から事務連絡が来ているということで、県や保健所にその連絡が来ているらしいんですけども、なかなか偶々の医療施設には届いていないようなんですね。

亀山の医療センターにつきましては、早くからオンラインの診療に取り組んでいただいていますし、おおむねこういう対応をしてもらっていると思うんですけども、市民自身がこういうことができるんだということを知っていることが大事だと思いますので、そういうことがあったら電話で診療ができますよとか、オンラインしているところに行ったらいいよと、お薬も出してもらえよ、本当に行けないときにはお薬の郵送もしてもらえよということをきちっとお知らせしていただきたいなと思うんです。そのお知らせをしなさいということが県に言われているんですけども、実際されていない状況であるということで、最近少しずつ広がってはいるようなんですけども、ぜひ市の担当としても聞かれたらちゃんとお伝えできるようにというか、していただきたいなと思うんですけども、それは当然そうしますとしか言えないと思うので、みんなでちゃんと勉強して、分かっておっていただきたいなと思います。これは答弁は要らないです。

続きまして、子供を守るためにできることについてということを上げました。

私は、この8月ずうっと感染が広がる中で、学校が夏休みでよかったなと正直思っていました。

でも、8月26日の新聞で通常どおり登校しますということを見たときに、どういう思いでこの決断をされたのかなと思いましたので、その時点の決断した理由についてお伺いしておきたいと思っています。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

8月26日に新聞報道のということですよね。

ちょっと順を遡って申しますと、8月20日に定例教育委員会がございました。その教育委員会を終えてから協議会というものを開きました。そこで、2学期の対応について教育委員さんからもご意見をいただきました。

そういった中で、昨年4月、5月、当時の安倍総理が発出した緊急事態宣言により一斉休校が長期間にわたってありました。

そのときの子供たちの様子が気持ちの落ち込み、集中できない、寝つきが悪く夜中に目が覚めるとか、後日の調査では性的虐待、小・中、高校生の自殺の増加とか、貧困世帯においては学びの格差とか、生活習慣、食生活を含めて乱れ、そういったことも大変懸念されることでありました。

そういったことの実情に加えて、文部科学省はできるだけ学びを止めない、感染対策を万全に期しながらも学びの継続をとというのが方針でございました。そういったことを受けて、教育委員さん一人一人、私も含めて、事務局も含めて、ぎりぎりの判断でございましたが、亀山市の感染状況も踏まえまして、当初は通常どおり2学期をスタートしようということで、翌23日月曜日、市内校長会がウェブで開かれまして、そこでもそのような方針、方向性を述べていました。ただし、感染状況等大きく変化がある場合は臨時校長会もありますよ、方針変更もありますよというような姿勢で校長会を終えました。

翌24日に市長の定例記者会見がございました。そこで、学校のことが聞かれるかも分からないのでということで同席をさせていただきました。そして、お尋ねがありましたので、そのときの方向性を話したというのが事実であります。後日の発表や、今日も新聞に載っておりますが、全部報道提供をするには資料提供もしているんですが、このときは何もしていません。

そして、25日に本当にミスでございましたが、誤配信メールがありました。これは判断の変更によって生じた配信メールの間違いではなくて、明らかに事務的ミスの誤配信メールでした。

この25、26にかけて、亀山市において相次いで児童・生徒の感染、また濃厚接触者等が出てきました。加えまして、この25、26日に、ご承知のとおりかと思いますが、文部科学省から関東方面だと思いますが、保健所が機能しなくなっていると、学校が濃厚接触者の候補者リストをつくるようにというようなガイドラインがもうすぐ発出されますよということが出まして、そうすると、そういった事態に亀山が突然なりかけているというような状況にまで急激に悪化した状況でございます。

そこで、市長とも相談し、今回のような方針転換を図ったというわけです。長くてすみません。

#### ○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

#### ○9番（福沢美由紀君登壇）

そのときの判断をと言ったんですけど、経過も長く言っていました。

私が申し上げたいのは、当初はコロナはWHOなどからも元気な人はマスクをしなくていいよというような状態だったんですよ。それが飛沫感染になって、空気感染だよということになって、エアロゾルと言われて、本当にできるだけ布マスクを避けてねとか、何か水ぼうそう並み、はしか並みということになって、そうするとやっぱり教室でたくさん人がいるということが、何も密密にならなくても教室にいるというだけで、一つとこの中の空気環境でうつる可能性があるということなので、学校というところは本当に開いて、皆さんを集めていいのかどうかということをしごく判断を迫られると思うんです。

私が申し上げたいのは、この20日からずうっと日を追って言うていただきましたけれども、20日の実効再生産数という指数が、1の方が平均どれだけの方にうつすのかという指数が全国47都道府県で8位だったんです。それが、日を追うごとに6位になり、5位になり、4位になり、3位になり、そして25日当たりで3位で、26日が2位で、27日からは1位だったんですね。三重県が全47都道府県の中で1位の広がり具合というデータが出ていたんです。

10万人当たりの週間感染者数も、20日やったら15位、11位ぐらいだったのが、ピークで27日では5位で160人ぐらいで、10万人当たり。大変になっているさなかでそういう決定を

されたということについては、私は疑問を抱くものでありますので、様々なデータをきちっと見て決定していただきたいなということをお願いたくて、今回、この1点目で伺っておきたいなと思いました。

次の質問なんですけど、学童保育が前の4月の一斉のときもそうだったんですけども、結局水ぼうそうとかで学校が学級閉鎖、学校閉鎖になったら学童保育も必ず閉鎖することに決まっていたんですけど、コロナに限っては開けてくださいということで、いろんなやり方で開けて、利用してもらおうようになっています。

亀山の今回の利用状況はどうなっていますか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

今回の小学校の臨時休業に伴う対応といたしまして、放課後児童クラブの運営者に対しましては可能な範囲での開所時間の拡大等をお願いいたしました。

次に、利用児の保護者の皆様へは、放課後児童クラブでの対応ができない場合、学校での児童預かりに関する内容をご案内したほか、現在の感染症の拡大状況を踏まえまして、各ご家庭においていま一度放課後児童クラブの利用の必要性をご検討いただき、可能な限りの利用の自粛をお願いさせていただきました。

実際、今月1日から3日の小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所状況といたしましては、朝からの1日開所をしていただいたところが13か所、それから午後からの開所をしていただいたところが4か所になっております。

利用状況といたしましては、各クラブによってばらつきはございますが、全体で約40.7%の利用率、平均で1か所当たり約14人程度となっております、約6割弱の方が利用の自粛にご協力をいただいていたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

学校を休校しなければならないほどの感染拡大であるならば、自粛を6割ぐらいしていただいたということですけども、学童保育と学校の面積要件から面積を計算しますと、どれだけ自粛してもらっても学校よりも密なんです。そういう学童保育に子供たちを集めるということに安直に依頼をすることはやめるべきではないかということをお願いしたいと思います。エッセンシャルワーカーを守るといことは大事ですけども、エッセンシャルワーカーのお子さんが学童保育でも元気で、感染しないということが前提でおっしゃっているんだと思います。それが理由に、お一人でも患者さんが出たらたちまち止めるんですね、閉めるんですね、学童保育。お一人でも陽性者が出たら閉めるということはやっぱ命が大事で感染してはいけないということだと思っんです。

そこは、私は国がそういう間違った通知を出していることが問題だとは思いますが、市として学童の利用自粛としてくださいという同じ口で学童を開いてくださいと言わなければならない、この担当の悩みというか、大変なんだろうなとは思いますが、命を守ると言っているのであれば、普通だったら学校の帰りは学童ですけど、災害の非常時であるということを考えて、一旦や

めますと、閉めますということで、どうしても駄目な方については学童が考えるのではなく、学校  
が考えるだけではなく、本当に全庁的に考えるべきではないかと思うんですけれども、どうでしょ  
うか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員ご指摘のとおり、放課後児童クラブの状況というのは学校よりも密な状況になりまして、危  
険性は非常に高いものと考えております。

ただ一方、保護者の就労等を支え、社会活動を維持する観点から完全に閉所とすることは非常に  
難しいものと考えております。また、厚労省からの通知におきまして、保育所、放課後児童クラブ  
等については感染防止策を徹底しつつ原則開所することが求められており、このことは医療従事者  
をはじめとしたエッセンシャルワーカーを支えるための施策として開所する必要性が高いためだと  
考えております。

しかしながら、現在の状況というのは本当に感染リスクが非常に高い状況でございますことから、  
お子様の健康と命を守るためにも各ご家庭において改めて利用の必要性をご再考いただき、必要最  
小限に利用を自粛していただくよう強く要請させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

状況は変わらないので、私の意見はそういうことだということで申し上げて、次の質問に移りま  
す。

職員を守るためにです。

1点確認しておきたいんですけれども、コロナワクチンの接種でかなり時間外が増えていると推  
察します。今どのようになっているのか、1人当たりの時間など分かりやすくお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ワクチン接種室、こちらの職員の時間外のことと答弁をさせていただきます。

現在、ワクチン接種室というのは正規職員が7名体制でございまして、管理職を除く一般職員6  
名の時間外勤務時間でございますが、年度当初は月に換算して140から150時間ぐらいでござ  
いしましたが、8月には96時間となっておりますところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

1人当たりが140とか90とかなんですよね。過労死ライン80時間と私は習った覚えがある  
んですけれども、非常に残業が本当に大変になっている。このままでは職員の健康が守れない。健  
康が守れないということは、それこそコロナ感染の可能性が高くなるということだと思っ  
ておりますけれども、どのように改善されていくのかお伺いしておきたいと思  
います。

○議長（中崎孝彦君）

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

先ほど新型コロナウイルスワクチン接種室の時間外勤務の状況を説明させていただいたところですが、非常にワクチン接種の業務を進める中で業務が多忙になっているというのは十分認識しておりますのでございます。

そういった中、正規の職員につきましても本年度の最初は6名体制から6月1日には7名、先ほどの1名を増やしておりますし、そのほかにも新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクトチーム、こちらチームリーダーを含めまして13人おるんですが、こちらも随時支援を行っているところではございます。

加えまして、6月19日からはワクチン接種業務を支援するために土曜日、日曜日、祝日において各部から1日当たり5人の職員が総合保健福祉センターにおけるワクチンの集団接種業務に従事しております。

こういった全庁を挙げた支援を行っていくというところではございまして、今後におきましてもワクチン接種の進捗状況や、時間外が8月はちょっと減ったというところではございますが、依然として多い状況には変わりはありませんので、これからの業務状況に応じまして、健康福祉部と連携を密に取りながら、市としてワクチン接種を確実に進めていくということも当然必要でございますので、適切に人員配置を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

時間がございませんので、改善していくということと、さらに職員全体に検査キットの活用というのも含めて改善をお願いしたいなと思います。

次の質問に移ります。

市立医療センターの非常勤の看護師の賃金についてです。

端的に申し上げまして、一番安い賃金1,250円、時給ということで、これは私は国家資格を持つ看護師として非常に低いんじゃないかなと思っています。これは改善をする必要があるんじゃないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

現在医療センターに看護師として勤務する会計年度任用職員の時給は、病棟の看護師は1,550円、外来の看護師が1,250円、病棟の准看護師が1,200円、外来の准看護師が1,150円となっております。これらの金額につきましては、他市の公立病院の看護師及び准看護師の時給の額を鑑みた上で定めたものでございます。

本年2月に調査いたしました県内他市の6つの公立病院のうち最高額は、看護師が1,570円、准看護師が1,340円で、最低額は看護師が1,182円、准看護師が1,015円でした。医療センターを含めた7つの公立病院の中では、当院の病棟の1,550円は2番目に高い金

額でありまして、会計年度任用職員の時給が特に低いという認識は持ってございません。また、当医療センターでは、以前より外来に比べ病棟に勤務する看護師の確保に大変苦慮しておりまして、そのような状況を踏まえた上で、病棟と外来において賃金の差をつけております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

看護の仕事の質に国家資格ですから差をつけるべきではなく責任がどうしても違うのであればありますけれども、外来だから低いというような賃金の決め方は、私はどうなのかなと思います。

先ほど聞いても、准看護師でも1,300円を超えている賃金を設けているところがある中で、外来だからといって1,250円というのは本当に低いし、看護の仕事を軽く見ているんじゃないかなと私は心を痛める場所なんですけれども、ぜひとも改善していただきたいんですけれども、どうでしょうか、統括官。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

医療センターに看護師として勤務しております会計年度任用職員の対応につきましては、昨年度、期末手当を新たに支給するなど、会計年度任用職員全体の中で処遇の改善に努めてきたところでございます。

議員おっしゃるように、今回新型コロナウイルス感染症の状況の中で、医師や看護師などの時給単価が大幅にアップしておるように感じております。そのことも踏まえ、今後他市の公立病院等の状況等を注視して、うちの経営状態も見た上で検討をしたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

手当などは別に考えるべきであって、本当に時給単価がその仕事の評価をしているものだと思いますので、ぜひとも検討していただくということでしたので、検討いただきたいと思います。

もう時間がなくなってきたんですけれども、全部は質問しませんけれども、障害者差別解消法が改正されました。2021年5月、今までは国や自治体のみで合理的配慮の提供が義務化されていたんですけれども、民間の事業主も努力義務だったのが義務化されることになりました。そこで、やはり亀山市は今まで義務化に向けていろいろ取り組んでこられたと思うんですけれども、時間もございませんが、私はやっぱり民間事業主の先頭に立っていく自治体として、やはり目に見える障がい者に対する配慮が必要だと思うんですね。なかなか何遍も言うていきますけれども、視覚障がい者のために玄関に入ったら音でご案内をするチャイムがなかったり、車椅子で来られた方が雨に濡れずに庁内に入ることができなかったりするままでございます。

いろんな形で計画的に、急にはできないでしょうけれども、進めているところを民間の方に見せることが必要だと思うんですけれども、今の状況、これからの取組、時間がございますので、亀山市だけにお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員ご案内のとおり、今回民間の事業者についても義務化というところが明確化されたところでございます。

民間事業者に対しましては、亀山市雇用対策協議会などを通じて、法の趣旨や実際の対応等について理解を深めるための浸透をこれまでも図ってまいりましたが、さらなる取組を展開しつつ合理的配慮のまちづくりの実現に向けて、障がいのある人、それから全ての市民の方、民間事業者のそれぞれが理解を深めていくためにも市があらゆる場面においてリードしていく必要があると認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

最後になるんですけれども、ハード面が大事と私言いましたけど、ソフト面も大事だと思うんです。今回みたいに予防接種を全員の方が安心して受けられるようにということで、工夫もいただいていると思うんですけれども、ぜひとも進めていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時42分 休憩）

---

（午後 2時50分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、市内小・中学校におけるICT活用についてでございます。

市内小・中学校は、9月1日から2学期が始まる予定ではございましたが、新型コロナウイルス感染拡大によりイレギュラーな対応となっております。今後も感染状況によっては現状のままの状態が続いたり、再び臨時休業ですとか学校閉鎖、学級閉鎖となる可能性もあり得る状況にございます。誰もが先が見えず不安に思っていることと思います。

しかしながら、教育委員会をはじめ、教職員の皆さんの子供たちの学びを止めてはならないという熱意とご尽力、そしてICT教育を推進していこうとしている亀山市の英断のおかげで、今現在ICTを使ったオンラインでの授業同時配信が選択できて、学校に行けなくても安心して学びが続けることができっております。本当にありがたいことだと思っております。

そこで、これが一過性に終わることなく今後もICTを有効に活用して、子供たちの学びを続け

るため、そして様々な事情の子供たちに寄り添うため、先生方の仕事の効率化を図るため、そして学校が保護者、地域の方とより連携を深めていくために今回質問をさせていただきます。

それではまず、昨年3月から5月までの臨時休業の際にどんな課題があったのかというところからお伺いをしたいと思います。

学校のICT活用についての課題をお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

昨年春の臨時休業中に全ての学校においてICT活用というものを進めたところでございます。

しかし、その活用の形態といたしましてはメールや学校のホームページ等を使って、授業等の動画配信や課題をお知らせする、家庭の端末を使って動画の視聴をするという活用であり、双方向のオンライン学習というところには至っていないというところではございました。

その大きな課題といたしましては、各ご家庭にタブレット端末等のICT機器がない、通信環境が整っていないということが上げられております。学校にもまた貸出しするような機器が配備されておらず、環境が整わない児童・生徒がICT機器を使った学習をするためには、学校への登校が必要という状況ではございました。

また、2つ目といたしましては、環境があったとしても学年の実態に応じての機器使用の指導が十分ではないため子供たちだけで活用することが困難な状況ではございました。

さらに、3つ目といたしまして、ICT活用能力が高い教員は学校におりますけれども、教員の活用能力の差が大きいといった課題があったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

前は学校側の環境の整備、それから家庭の環境の整備、それから子供と学校の先生の使いこなすスキルというところが課題であったということなんですけれども、今回はそれをクリアにしてオンライン授業をすることが可能になったということだと思えますけれども、先ほども動画を配信してということも出ていたんですけれども、今回は動画の配信はないと思えますけれども、前回そういう動画を活用されて、そのときの学習効果みたいな、検証みたいなものはされましたでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

特にアンケート的に何かどうであったかというようなそういった調べではございませんけれども、実際に学校現場のほうでそれらの効果というものについては、一つ一つ確認をした上で今後の、今現在行っているような対応につながっているものと考えているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今回は動画ということはないということなので、前回の反省も踏まえて今回もないという判断なのかなというふうに思います。前回の臨時休業の際は、基本的にはプリント学習になったわけなんですけれども、うちでもプリントの学習をさせていただきましたけれども、プリントだけでは理解がなかなか進んでいかないという問題もあったかなというふうに思っています。やっぱり、先生の目というか指導が必要ということもあって、今回オンライン授業ができるように進められてこられたのかなというふうに思っています。

そこで、現在の状況についてなんですけれども、オンライン同時配信授業の状況についてなんです。数などは午前中に質問がありましたので、教員委員会に、子供たちとか先生方のオンライン授業が始まってすぐなので、なかなか難しいかと思うんですけれども、何か所感みたいなものが届いていたらお伺いしたいんですけれどもよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

全ての学校から情報が一元的に集約されているわけではありませんが、今教育委員会の指導主事などが学校を回って、その状況なども確認させていただいております。その中で、やはり先生と直接的な対面ではございませんけれども、授業という形を見ることができるとということについて、非常に単に用意された動画を見ているというものではなくリアルタイムな授業を受けられるという形でおおむね好評という、様々なまだ改善すべきところがあるかとは思いますが、そういった成果は出ているというふうに捉えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

ここでは過去の検証、それから課題の解決が実際にできたのかということと、今これから始めて、新たな課題を見つけて、その次に生かしていくというところになろうかなと思います。

私の周りでも実際にオンラインでやってみたよという方のお声も聞いております。おおむね教室と変わることなく問題なく授業を受けられているよというふうには聞いています。なので、家庭のほうでは通信環境がちゃんと整っていれば問題なさそうなんですけれども、学校側では想定した準備がちゃんとできていたのかということと、今学校ではどういう状況になっているかというところをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、学校につきましては、当然各校長会なども通じましてそういった準備というものを進めてきております。それと、そういった場を通じまして、やはり通常の授業と同じように行っていくという側面と、そしてもう一つはご家庭で端末を通して授業を受けている児童たちに向けての配慮ということも十分考えて授業を行っていただくように、今学校のほうでも取り組んでいただいております。

ところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

当然事前に準備をしていただいて、今は各学校ごとに各先生が工夫してどういった方法がいいのかというふうなことを手探りですがという感じでやっていたらいいのかという感じはしたんですけども、子供とか実際にオンラインの授業を受けた保護者からは、ちょっと質問をするのがためらっちゃうとか、ほかの子に聞かれないように質問したいんだけどなあという声もちょっと聞いております。

昨日も発表がありましたけれども、期間延長ということになるとやっぱり今後新しい課題も出てくるかなと思うんですけども、何か想定しているものなどとかはございますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

私ども、ある一つの学校においては毎日感想を書き込めるようなアンケート方式のリアルタイムに集約できるように取り組んでもらっている学校もあります。したがって、生の保護者の声、子供の様子をそれによって知ることができるんですが、今登校している子供さんとオンラインの端末で受けているお子さんと2パターンあります。そうすると、目の前にいる、教室にいる子供にやはり重きが置かれているのではないとか、ややもすると、家の端末の子供さんに丁寧に丁寧に相手をしていると、せっかく学校へ来ているのにこちらの子供が置き去りにされているのではないとか、それぞれのご意見とかを聞かせていただいております。

また、先生の声はよく聞こえるが友達の声は聞こえにくいとか、そういったことを一つ一つ今は試行錯誤をさせていただいておるところでございますので、その声が聞こえるようにとか、画面が鮮明に見えるようにとか、そういった工夫をそれぞれの学校で努めていただいているというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

課題を日々集約していただいているところだと思うんですけども、これ今はコロナの緊急対応ということになっているんですけども、今後もこれから進めていく必要のあることだと思っていますので、その課題も集めて根本的な対応というものもしていただきたいと思います。

次に、不登校児童及び生徒への対応についてなんですけれども、オンラインでの授業というのはいろんな事情で学校に行けない子の学びの機会をつなげるというものもあると思います。今も、不登校の子もオンライン授業に参加をしている子もいるというふうには聞いているんですけども、そういう状況みたいなものは把握していらっしゃいますでしょうか。ちょっとあまり始まってから短いので急なんですけど、もし分かればお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

不登校児童へのICTを使った対応ということにつきましては、いわゆるコロナの拡大状況というものとは別にこれまでから取り組んできているところがございます。既に、市内でも幾つかの学校でそういった取組を行っているという状況で、既に始まっているというふうにお考えいただいて結構かと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

教育委員会のほうでも把握していただいているということなんですけれども、私のほうにも、やっぱり騒がしい教室には入れないけど、落ち着いて安心できる場所から、画面を通してだったら参加ができるよだというのを保護者の方の声もこちらに届いております。それから、教室の様子、授業にはなかなか参加は難しくても、教室の様子が分かるだけでも不安感が少し解消されて安心できるという子供もいらっしゃるようです。コロナの緊急事態が終わったとしても、このまま継続していただきたいという声も聞いております。もちろん子供たちの学びを支援するという意味でも継続すべきだと思うんですけれども、今現在使っているZoomは期間限定で無料になっているということも聞いているんですけれども、不登校の子たちに対して、この授業のオンライン配信の継続というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず文部科学省は、令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知を出しております。この中で、一人一人の状況に応じて多様な教育機会を確保する必要があるとして、その一つにICTを活用した学習支援が上げられております。

現在、動画配信教材の視聴でありますとか、いわゆるビデオ会議システムによるオンラインの同時配信授業への参加、それから市のほうで使っておりますロイロノート・スクールを活用した学習課題の実施等、自宅におけるICTを活用した学習活動をその児童・生徒の実態に応じて進めているところがございます。既に先ほど申し上げましたけれども、複数の小・中学校では個別のプログラムに沿ってICTを活用した学習支援というものを行っており、動画教材の視聴とともに、その内容に合わせたプリント教材を併用することや、同時配信による始業式や終業式への参加、不登校児童・生徒の学習保障や社会的自立を促す取組を行っているところがございます。

また、こうしたICTを使って学習活動を行う場合、保護者と学校との間に十分な連携、協力が保たれている。また、家庭訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われているといったことがあれば、一定の要件が満たされれば校長は出席扱いができると、そういったこともできるということで、この成果を評価に反映することができるということでございますので、これは継続的に取り組んでいくものと捉えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

継続して続けていただけるということなんですけれども、ごめんなさい、ちょっと聞き取れなかったんですけど、オンラインの授業の同時配信というものも継続していただけるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども少し申し上げました、やはり個々の状況に応じたことになりますので、その必要があればそういったオンラインの同時配信授業への参加ということもできるかと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

やっぱり子供たちはいろんな事情を抱えていますので、特にオンライン授業、今私は好評な声を聞いているんですけれども、やっぱり多くの可能性を秘めているものだと思っています。なので、特に進学を希望している子も数多くいらっしゃると思いますので、やっぱり学び続けるための、もちろん個々の課題もたくさんあるかと思うんですけれども、一つ一つクリアしていただいて、子供たちの選択肢を広げていっていただきたいなと思います。

次に、出席確認及び健康観察についてなんですけれども、ICTを活用していく上でやっぱり日常的に活用していて慣れていくということが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

今、子供たちは毎体温を測って健康観察をしていますし、それから欠席の連絡、今は保護者が電話でしていると思うんですけれども、そういうところを共有ホームみたいなものを使って一元管理をすれば先生方とか保護者の負担軽減にもなると思うんですけれども、このICTを使った学校側と保護者の負担軽減といいますか、効率化といいますか、そういうところについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

文部科学省は、令和2年10月20日に学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進についてという通知を行っております。

その中で、メール配信システムや学校、保護者間などにおける双方向の情報伝達が可能な専用ソフトウェア等を活用して、必要な情報を得るなど効率的な情報伝達手段を検討されたいというふうにしております。

現在、亀山市におきましても家庭のスマートフォンなどの機器により朝の体温、体調等を入力することで健康観察を行っている学校が6校ございます。今後、これら学校で行っております取組の交流を図ることで、市内の学校の実情に応じて出欠の連絡や健康観察等のデジタル化を進めるというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

やはりそういう方向には進んできているのかなと思うんですけども、亀山市でも進んでいるよ  
うなんですけれども、6校と先ほどおっしゃったんですけども、差し支えなければ6校をお伺い  
できればと思います。あと、やっている学校とやっていない学校の違いとか理由というのは  
何かございますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず6校行っておりますが、これは全てオンラインと紙媒体の併用を行っているというふうにご  
理解をいただきたいと思います。

現在行っておりますのは、亀山西小学校、亀山東小学校、昼生小学校、亀山南小学校、関小学校、  
亀山中学校で行っているところでございます。

これが一律に進んでいないということはそれぞれの学校の事情もありますけれども、やはりまだ  
こういったオンライン化を進めていく上で幾つか課題があるかと思っております。例えば、入力  
するに当たって、児童・生徒、他人によるなりすましとか、それから保護者からの明確な意思表示  
であるということなんかを証明するための手段、例えば個人IDやパスワードの付与というような  
ことを一律的にやっというところとそういった課題もクリアしていく必要があるのではないかな  
というふうに考えております。

現時点では、それぞれの学校が無料のソフトウェアなどを使って、実験的に行っているという状  
況であるのご理解いただきたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今導入している学校というのは、それぞれで違うソフトウェアを使っていたりすることもあると  
いうことですかね。

あと、やっているところ、やっていないところ、保護者側の事情もあると思うんですけど、それ  
を使う先生方とかそういった事情とかもあるんですか。ITにたけた先生がいるので進んでい  
るとかそういうことなんでしょうか。学校側の事情もちょっとお伺いしてよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども少し申し上げましたけれども、それぞれの学校において無料の、これはいわゆるアンケ  
ートソフトを使って行っているものでございます。ですので、学校規模によってはそういった形で  
入力をしていくよりも人数も少ないので、直接やったほうが早いとかそういった事情もございま  
すので一律的には進んでいないということでございます。当然そういったスキルの高い先生がいらっ  
しやれば進む部分もあるかというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。それぞれ試行錯誤しながら進めていただいていると思うんですけども、私のところでは不登校のお子さんとか行き渋りのあるお子さんの保護者の方というのは、やっぱりその日にお子さんが学校に行くのか行かないのかというのは、お子さんの状態によって毎朝違うようで、電話をかけるのがなかなか難しいんだわというお話も聞いたりしますので、できれば一律で進めていただいて、こちらに関しても研究を進めていただきたいと思いますと思います。

次に、今後の活用についてなんですけれども、保護者へのお知らせのペーパーレス化についてです。

子供たちは学校でたくさんプリントを持って帰ってくるんですけども、やっぱり大規模校になると、小規模校でもそうだと思うんですけども、やっぱり印刷だけでかなりの時間と紙とインク、それに係るいろんな費用とかもかかってくると思うんですけども、財政面であったり、環境面に関しても、やっぱりこちらを削減していく必要があると思うんですけども、そちらのほうは進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど答弁申し上げましたと同様の通知の中で、お便りのデジタル配信についても学校、保護者間の連絡手段をデジタル化する具体のイメージとして示されているところでございます。

現在、学校では一部のお知らせ等についてはメール配信も行っておるところでございます。また、紙媒体と併用しつつホームページで情報発信や情報共有を行っているものもございます。ただ、現状といたしましては、全てのお知らせなどが電子化されてというものではございません。当然ご指摘いただきましたように、今後電子化をすることで印刷、配付の手間や、時間の削減、紙資源の節約、保護者にも迅速に情報を受け取ることができる方法として、お知らせ等のペーパーレス化を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。こちらもどんどん進めていただきたいと思いますと思うんですけども、やはり年に1回ではあるんですけども、例えば家庭環境調査だとか、緊急時の引渡しの連絡先、何度も住所とか家族構成を全部手書きにしたり、例えば自宅からの学校までの地図を手書きするみたいな項目もある書類もあつたりするんですけども、やっぱりこういうのは時代に合わなくなっていると思うんですね。

それから、学校から子供を通じて書類をもらう、通常の手続きですとやっぱり大事な連絡が届かないということもまれに起こるんですね。後から机の中だとかかばんの中から発見されて途方に暮れるというやつなんですけれども、それから、欠席した場合とか、病気とかでも長期で欠席をしている場合だとか、もちろん不登校の場合でもですけども、ペーパーレス化すれば大事な書類は直接保護者のところに届きますし、例えば、学級通信なんか動画を使った学級通信なんていうのもこれからできるんじゃないかなというふうに思って、これから活用の幅がすごい広いかなというふうに思っておりますので、こちらを進めていただきたいと思います。

次の項目に参ります。

生徒・児童の心の不調の発見方法についてでございます。

こちらも日常の活用としてなんですけれども、夏休み明けの今の時期、1年で一番子供の自殺が多いと言われております。

明日9月の10日から16日まで、自殺予防週間でもあります。先日のニュースで、保健室に入室する際の間診を書くと思うんですけれども、それをタブレットに変更をして、そのタブレットに間診を入力する際に自殺の兆候がないかどうかという質問の項目があつて、自殺を考えたことがあるというような項目にチェックを入れた子には、別途カウンセリングをしたりだとか、それを集約して、データ化して、養護教諭、それから管理職と共有をする。必要があれば保護者だとか医療機関と連携に利用するというようなものが開発、利用されているというのを知りました。

やっぱり心の問題というのは、大人でも自分の心の状態をうまく言葉で説明するのは難しいことなんですけれども、ましてや、言いたくないことだとやっぱりなおさらで、養護の先生が直接質問するというのもほかに子供たちがいると難しい場合もございます。

それから、いつもは元気に明るく振る舞っている子供というのは心に苦しいものを抱えていてもその兆候というのはなかなか分からないです。

そこで、そういったタブレットを利用して子供から言いにくいこと、先生から聞きにくいことというのを質問を通して引き出していくというものなんですけれども、こういったタブレットの活用なんかも考えられますけれども、学校での心の相談ということに関しての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず今、児童・生徒の心の不調ということについては、マンパワーというところを中心に取り組んでいるところではございます。ただ、文部科学省では、令和3年6月23日に「児童生徒の自殺予防に係る取組について」という通知を発出しており、1人1台端末を児童・生徒の心身の状況の把握や教育相談に役立てることが考えられるとしております。

まず、県の教育委員会におきましては、LINEアプリを使って相談することができる「子どもSNS相談みえ」というものを開設し、ICT端末を利用した相談環境というものが一旦整備されているところでございます。こういったものも含めて、今後そういった1人1台端末というものも使った心の相談、それからそういった不調の発見というものにもつなげていけるものと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今はマンパワーなんですけれども、これからタブレットなんかを使って発見をするのに利用していくということだったんですけれども、今県のほうのSNSのLINEという話もあったんですけれども、やっぱりこういった繊細な問題なので県のというか、専門家の方に聞いてもらったかどうかというのはあるんですけれども、この県の相談LINEなんですけれども、実際に使われたことはご

ざいますでしょうか。

例えば、この県のLINEだけでなく自殺予防の相談の電話とか、たくさんお知らせでも学校で配っていると思うんですけども、そういったものを実際に使ってみたことがある上での答弁だったのかなというのをちょっと思ったんですけども、これは何でそんなことを言うのかと言いますと、私はこの「子どもSNS相談みえ」というものに登録してみたんです。本当は子供専用なんですけれども、これは実は携帯1台だけで登録がなかなかできませんでした、実は。それについてはちょっと割愛するんですけども、結果的には相談にはまだ今現在至っていないんです。というのも、すぐ既読はついたんですけど返事がないんです。ほかにも、ほかの自殺の電話相談、これもかけたことがあります。電話が繋がらないんです。実際には、1時間ぐらいかけてつながるんですけども、つながった後、当然専門家といえども知らない方なので、状況を説明とかするんですけども、やっぱり子供にはちょっと難しいんじゃないかなというふうに私は感じました。しかも、自殺を考えるぐらいまで追い詰められている状態ではかなり難しいんじゃないかなと思ったんですね。

そして、何よりなんですけれども、これは相談してもすぐに子供の状況が変わるというものではないと思うんです。今子供が命を絶つかどうかという話をしているんですね。保健室ですごく勇気を出して、苦しい胸のうちのぼろっと出す、それを逃さずにキャッチする、あとは大人に任せても大丈夫だよという話をしているんですね。

話を戻しますけれども、最初の保健室の現場での対応のスキルというものによらずに、タブレットとかで均一であるほうが客観性もありますし、個々の対応はすごく難しいと思うんですけども、だからこそタブレットなんかを使って、同一な聞き取りをして、現場が把握をすることで子供たちの状況が変わってくるんだと私は思うんです。難しい問題だからこそ、入り口というのはたくさん広く開いていることが大事だと思っています。なので、柔軟な対応をお願いしたいと思うんですけども、もう一度見解をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

タブレット1人1台端末を使うのということになりますと、午前中の質疑にもございましたが、まだご家庭に持ち帰った場合、インターネットにつながらないように制限をかけているとか、そういった状態で、何もかもが今試行的にチャレンジさせていただいているという段階ですので、一気に心の問題をタブレットで瞬時に把握するとかそういったことは、将来的に望まれる姿かも分かりませんが、一つ一つできることから取り組んでまいりたいというのが実情でございます。努力させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

よろしく申し上げます。

それでは、次に参ります。

各学校に対するICT支援の体制についてでございます。

先ほども均一な対応が必要というふうに申し上げましたけれども、ICTの活用、やっぱり市内で統一した体制が必要です。ICTというのは、それができるということも強みの一つだと思います。

先ほどまでの答弁で、現在は各校で、状況に応じて対応をしているということが分かりましたけれども、やっぱりそれこそスキルの持っている先生が異動したらそれから更新ができないとか、それからもともとこっこの学校で使っていたけれども、異動したらまた違うシステムになっていたというやっぱり効率がすごく悪いと思います。なので、オンライン授業であったり、出欠の確認、健康観察、それからペーパーレス化なんかもやっぱり市内で統一していく必要があると思うんですけれども、統一して活用をしていくことが大事だと思うんですけれども、このことについての見解をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在学校におきましては、1人1台のタブレット端末などICT機器が整備されました。

教員や児童・生徒がそれを活用するには、基本的な利用方法の習得、機器やソフトウェアの不具合の発生時の対応などたくさんの仕事は今学校現場では生じております。そのため、市に1人、ICT支援員を配置し、各校を巡回しながら児童・生徒や教員のサポートを行っているところでございます。

ICT支援員の業務には、授業の支援、校務支援、環境整備、校内の研修などがあり、具体的には授業でのICT活用についてのアドバイスでありますとか、ICT機器の操作支援などを行っているところでございます。国のGIGAスクール構想において、ICT支援員は4校に1人と示されていることから今後も学校へのサポートの充実を進めてまいりたいと考えております。また、教職員のスキルアップのための研修も引き続き定期的に行ってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

支援員さんに入っただいて、各校を回っていただいているということなんですけれども、やっぱりそれぞれの学校で担当者を育てて、みんなで当たり前に使っていくということも大事だと思いますので、今ハード面がそろってきていますし、必要にも迫られていますので、日常的に使ってこそその技術ですし、スキルの定着にもなると思いますので、タブレット、今活用してもらっていますけど、これは道具ですので道具一つで子供たちの学びがすごく変わると思います。コロナの一過性にならないように、今学校を変える、変わるチャンスだと思いますので、よろしく願います。

それでは、次のヤングケアラー支援に参りたいと思います。

まず1枚目の資料をご覧ください。

先ほど、森 美和子議員からもありましたけれども、周知の意味も込めてもう一度ヤングケアラーとはというところを言わせていただくんだけれども、日本ケアラー連盟の定義によりますと、大人が担うような責任を引き受け、病気や障がいなどケアが必要な家族の世話や家事をする18歳未満の子供とされております。

子供たちが家族の一員として介護だとか、介護に関わるということというのは決して悪いことではない

と思うんですけれども、やっぱり子供の生活ですとか人生に影響するような行き過ぎた負担というのはさせるべきではないと思っております。

ヤングケアラーの難しい点は、まだ周知があまりされていません。去年ですかね、福祉関係者の方にヤングケアラーの話したらそれって何って福祉関係者の方に言われて、ちょっとびっくりしたこともあるんですけれども、やっぱり、子供が自分がケアラーだという認識がないということが一番難しいのかなというふうに思っております。そして、先ほどもありましたけれども、福祉の分野では支援のほうはできるんですけれども、やっぱり発見が難しい。でもって、教育の分野でも家庭での子供の状況というのはやっぱり把握が難しいと思います。

それは、家庭では協力とか、助け合いとか、お手伝いという名の下に、戦力ですよ。1人が一人前として扱われるので子供もそうなのかなと、当たり前のような状況になりやすいんだと思います。なので、どうやって発見とか把握をしていくのかというのが鍵になると思います。

先ほどは福祉分野からのお話を聞かせていただきましたので、今度は教育の分野からケアラーへの認識とか事例の把握があるのかどうかというのを伺います。

**○議長（中崎孝彦君）**

亀山教育部長。

**○教育部長（亀山 隆君登壇）**

まず、ヤングケアラーというものに関しての教育の現場ということでございますけれども、まず学校は、子供の状況を日常より観察することにより個々の課題を把握しやすい状況にあるということでございます。また、市内の小・中学校におきましては、個別の教育相談を実施しておりますので、全体の中では言い出しにくいことにつきましても個別の相談の中で把握することを努めているところでございます。

そういった中で、ヤングケアラー等の支援につきましては学級担任が1人で抱え込まずに、まずは校長等管理職に相談を行い、養護教諭や当該児童・生徒と関わりのある教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知識を有する職員を含め、チーム全体の体制で対応を行っているところでございます。

また、ヤングケアラーの家庭的な課題につきましては、福祉部局及び社会福祉協議会などとの連携が重要でありますことから、この関係機関への相談へのつなぎでありますとか、個々の状況に応じた福祉サービスに関する情報提供などを行い、丁寧な支援を行っているところでございます。

今ヤングケアラーと認識される者がいるのかということにつきましては、5月末に各中学校に聞き取りを行っております。その結果、小学校で6名、中学校で3名、ヤングケアラーと認識される報告がございました。ただ、それらの内容を分析いたしますと、下の子の面倒を上の子が見ているとかそういったケースでございますが、例えば、家庭の生活全体を担っているような状況にはございません。特に学校として非常に、登校ができなくなるとかそういった状況ではございませんけれども、学校として気になることがあるという理由で報告をされたという状況でございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

中島議員。

**○2番（中島雅代君登壇）**

ありがとうございます。

亀山市内でもひどい状態と言ったらよくないかもしれないですけども、ケアラーと思われる、ケアラーの子というのも見受けられるということだと思うんですけども、やっぱり子供たちというのは家庭もですけども、様々な事情を抱えています。でも、このヤングケアラーの話というのは恐らく以前からもあった問題なんだと思います。やっぱり今福祉が充実して、CSWの方もいらっしゃるって、学校のほうもきめ細かい対応をしていただいて、スクールカウンセラーの方もいらっしゃるし、地域の方も協力していただいて、横のつながりがだんだん広がってきたおかげで今まで光が当たらなかったところに光が当たって、注目をされるようになってきたんだと思います。

でも、やっぱり子供たちからの問題提起だったりとか解決というのは難しいと思いますので、大人が手を差し伸べることで障害を取り除いて、子供たちが可能性に満ちた人生というのを歩めるようになると思います。

これからますます教育、それから福祉のほうの連携が必要になってくるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了してありませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時34分 散会）

令和 3 年 9 月 1 0 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和3年9月10日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文  
書 記 大 川 真 梨 子

議事調査課長 大 泉 明 彦  
書 記 廣 森 健 一

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

今日は、18人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、議場への出席議員を調整しています。

ただいまの出席議員数は12人です。他の議員は別室にて視聴しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

○3番 (森 英之君登壇)

おはようございます。結の森 英之でございます。

一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず冒頭、昨日も菅総理大臣のほうから、三重県も9月30日まで緊急事態宣言が延長されるということが正式に記者会見で発表されておりました。学校対応等は、既に延長等の対応が通知をされているところでありますけれども、先ほども保育施設等の自粛の延長ということの情報が議員のほうにもいただいたというところであります。そういった中で、市民の皆さんには大変ご苦勞をおかけしておりますし、いろいろな方に最前線で対応していただいております。改めてこの場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思っております。

我々も、この場を含めてしっかり議論をして、その市民の思いに答えていかなくてはいけないというふうに思っておりますので、今回、私はコンパクトに3点まとめて質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず1点目です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策ということで、これも今回非常に大きなテーマで、たくさん議員の方も質問されております。

その中で、1点目、庁舎窓口の利用状況の見える化についてということで問わせていただきたいと思います。

私先般、6月の定例議会の一般質問でもオンライン行政等の、そこの構築によって来庁者を少なくして密を避けるというような手法がある、あるいはマイナンバーカードの普及ということの提言等をさせていただいたところであります。しかしながら、市民課等においては、まだまだ市民の方が多く訪れるということもあって、なかなかうまい対策ができていないんじゃないかというふうに思います。

そこで、奈良市では窓口の混雑状況がリアルタイムでスマートフォン、あるいはパソコン等で確認できるシステムが既に導入されております。亀山市では、このICT技術を活用したその辺の改善についてはどのように考えておられるのか、どのように進めていくということを考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいまの奈良市の事例で、窓口の利用状況の見える化についてご紹介がございました。

まずこの窓口の案内システムにつきましては、来庁される方があらかじめ空いている時間を調べた上で手続にお越しをいただくことができ、特に繁忙期における待ち時間の短縮につながりますとともに、混雑時を避けることで密集を回避することにも効果があるものと考えております。

本市といたしましては、この窓口案内システムにつきましては、今議員ご紹介のありましたように新型コロナウイルス感染症がまだ予断を許さない状況の中では、特に感染拡大防止には有効なツールであると認識をしているところでございます。今後、DX、デジタル変革を推進する中では、市民サービスの向上や窓口業務の効率化にも資するものとして費用対効果を十分勘案の上、導入に向けても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ここで奈良市のシステムがどういうものをやるかというのを簡単にご紹介させていただきたいんですが、1枚目の資料をお願いできますでしょうか。

こちらなんですけれども、このような形で窓口の混雑状況が見える化ということで、ホームページにもその状況を見られるようなバナーが貼られておりまして、そこにアクセスすれば確認できるようなものということになっています。

窓口へ来ていただくと、QRコード付きの番号カードを発券するという、これは銀行でよく目にするものであります。こういう発券機がございまして、それを取って、そこにQRコードがあって、QRコードをかざすとスマートフォン等で一旦庁外に出ていただいても、そこにLINE、あるいはメールで登録することによって、選択したアプリのほうに混雑状況が見られますし、自分の番号が近くなってきたらお知らせをするということになっています。

次の資料、もう一枚資料をお願いできますか。

こちらは、この窓口の状況の詳細情報ということで見られるものなんですけれども、こういう形で何人待ちになっているかということがつぶさに分かるというものになっています。こちらは非常にシンプルでありますし、非常に利用者からも分かりやすいということ、それから市民課の窓口に従事する職員の方々においても、市民課に来られる市民の方が混雑を避けていただくことによって、その対応についても安心して対応できるということにつながります。これは、利用する市民の方もそうですし、職員の方にも安心を与えられるということかと思えます。

私が思いますのは、このシステムというのはそんなに難しい技術じゃないかなあというふうに思

っています。混雑状況を発券機等で、そのデータをホームページ等でアクセスするようなそういうシステムというのは、そんなに難しいものではないかなあとと思いますので、今民間のそういう技術があれば十分対応できるものかと思っておりますので、そういったこともしっかり対応していただきたいなあとというふうに思います。

これは、例えば市民課あるいはあいあいというわけではなくて、ほかにも活用の余地があるんじゃないかと思いますが、例えばこれを導入することによってどういったところのことにも対応ができるのか、そこをお聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

このシステムを活用して、市民課の窓口はもちろんのことではございますが、私が今考えさせていただいたのは、例えばこれから2月になってくると確定申告なんかの時期は非常に税務課が混み合って、番号もお渡しをしておりますが、なかなか密な状態で駐車場でお待ちをいただくとか、そういったことがここ数年現実的に起こっておりますので、今ご提言のありましたことは、こういう確定申告にも有効だというふうに思いますし、もう一点、例えば年末の特別清掃なんかを行う場合でも清掃センターにトラックが何台か並ぶような状況、こういうのが市民の方に見える化ができれば朝はすいているとか、夕方はすいているとか、そういったことでそういう状況をお知らせすることにも有用な手段ではないかと考えたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

おっしゃるとおりだと思います。特に確定申告ですね、このコロナで申告期間が延長されているというようなことで密の対応はされましたけど、開始になる時期というのは、特に混雑というのが見受けられます。今部長から聞かせていただきましたが、清掃センター、それは私ちょっとなるほどなと思ったんですが、そういったことにも活用できるんじゃないのかなあとというふうに思います。これからDX、デジタル変革と言われておりますので、ぜひ庁舎の建設というのはちょっと遅れるということになりました。10年近くかかるということになってしまいます。それを待っていては遅いので、そのこのICTの活用というところはしっかり歩みを止めずに取り組んでいただきたいということを申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

続いての質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種の今後の進め方についてであります。

先日の全員協議会で接種計画の変更ということが報告をされました。大きな変更になったというふうに認識しております。その中で、16歳から24歳の約4,000人につきましては既に接種券を発送されておりますけれども、県営の集団接種でワクチン接種をしていただくというふうになったということ。それから、12歳から15歳の接種券は昨日に発送されて、あいあいの集団接種で進めることになったということでもあります。

こういうところの大きな変更になったという経緯ですね。端的にどういった経緯でこうなったのかということを確認させていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

経緯でございますが、全員協議会のほうでも報告させていただいたとおり、現在、12歳から24歳の接種対象者は6,000人程度でございますが、そのワクチンが確保できていないというところから、今国・県へのワクチンの供給を強く要求もしておるところですけれども、その中で国や県の大規模接種会場が開催されるというようなところで、そちらのほうに誘導もさせていただきながら、一人でも多くそちらで若年層の方に打っていただきたいということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのワクチンの供給の問題もあったりして、この接種計画を立てていただく上では、私たちにも説明していただいた中で、どこかでそういった事態が起きてくるんじゃないかということは懸念をされておりました。当初は当然高齢の方から、あるいは基礎疾患の方からということで、それはもう進めていただくということになっておりましたけれども、そのワクチンの確保の状況と年齢層の兼ね合いから、段階的に接種ができるようなことで取り組んできたということは認識しております。ただし、どこかの年齢層の方が残念ながらこういう形で、その市のほうで対応できなくなるということになってしまったこと、予期していたこととは言いながら、非常に私が言うのはあれなんですけど、申し訳ないといえますか、そういった気持ちになってしまうようなところもあります。

これは、国の問題とかそういうことじゃなくて、やはり取り組んでいく上では行政の責任だというふうに強く思います。ですのでこれは、16歳から24歳の方は、三重県に設置する接種のほうで進めていただくことという方針転換になったということ、これについてはしっかり説明をいただくことが必要かと思えます。既に接種券を発送されているということなんですけれども、これからも丁寧に、より丁寧に説明をしていただくことが必要かと思えますが、その辺どうお考えか聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

こういった状況になった中で、対象者の方へどういうふうに説明をきちんとしていくのかというところであろうかと思えます。これまでから、市広報等によりワクチンの有効性というのは十分にお示しもさせていただいたところございまして、そういう意味で、ワクチンの接種の浸透ということをお示しにも伝えさせていただく必要があるということは十分認識してございます。

こういった状況になったことで三重県の大規模接種会場にも行っていただくこと、なおかつ今ワクチンがないということも十分理解していただいて、一人でも多く今の状況、少しお待ちいただくというような状況になろうかと思えますが、これについても丁寧に今後も説明をさせていただきながら、ご理解をいただきたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね、やっぱりこういったことになった経緯は、多くの市民の方が理解はしていただいているのではないのかなあというふうには思いますけれども、さはあるながら、しっかり説明をしていただく必要があるかなあというふうに思っています。

やはり三重県の接種会場といえども、津市、あるいは四日市市になってくるかと思いますが、やはりそちらまで出向いていただく必要があるということ、これは負担を強いる形になりますので、そういった観点からも、先ほどから申し上げておりますとおり、より丁寧な対応であらゆる媒体を使って、ホームページは当然ですけれども、ケーブルテレビを利用していただいで、可能な限りしっかりそのワクチン接種の推奨に努めていただきたいなあというふうに思います。

国のワクチン分科会によりますと、60%回り、20歳から30歳代は60%を目標に努力をしたら、その辺に行けるのではないかという数字が示されておりました。私どもが全員協議会で頂いたデータでいきますと、まだその25歳以上の方のデータになっておりますけれども、予約率も56.7%ということで、恐らく今もこの60という数字には近づきつつあると思いますが、引き続きそれを上回るような、そういったことでしっかり取り組んでいただく必要があると思います。ただ、これも当然その中には接種したくてもできない人もいるということ、それも十分理解した上で、我々も十分理解した上で丁寧に対応していかなくちゃいけないのかなあというふうに改めて思っているところであります。

それで、12歳から15歳の接種券、これは昨日既に発送されたということでもあります。ということなんですけれども、これは来週の17日から予約可能と認識しております。これは電話予約のみということで全員協議会でも情報提供がありました。この電話予約のみとした理由、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

12歳から15歳の小児の方の予約方法を電話予約のみとさせていただいた理由でございますが、この小児の方の接種予約につきましては、接種の際の保護者の同意や、それから保護者同伴で接種をしていただくというルールになってございまして、これについてもより丁寧にご説明をさせていただく必要があるというようなところで、インターネットの予約を使用せずに電話のみの予約受付とさせていただいたところでございます。

また、この小児以外のほかの年代の方が、小児の優先予約枠のほうにインターネットを通じて予約登録するようなことを防止する必要もあるという側面もあったということが理由でございます。ご指摘のとおり、インターネットを活用しないことでご不便はおかけすることになるんですが、どうかそのところについてはご理解を賜りたいと考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今回の亀山市のワクチン接種を進めていただいた中で、非常にスムーズにいった点というのが、

このウェブでの予約システム、これが非常に混乱なくいったというのは大きな点だったというふうに思います。ですので、利用者として当然ウェブ、ネットでの予約を使いたいというところであるんですけども、今部長の説明をいただきましたけれども、今回特にその保護者の方の同意が必要ということというのもあって、致し方なくそういった対応をせざるを得ないという判断だったということでもあります。私、一定程度理解するところであるんですけども、学校現場等も通じながらしっかり理解を求めるといふこと、これを改めてやっていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それで、接種のその12歳から15歳の方は、小学生の6年生から中学3年生の方が中心になってくると思いますが、当然小・中学校の授業があると思いますが、この12歳から15歳のワクチン接種はどのような時間帯で対応されるのか確認だけさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

基本的には、小児の優先接種枠でございますが、土曜日・日曜日、それから毎日ではございませんが、夜間のほうについても平日の夜間ということで枠を取らせていただいております。当然、そこについては市内の小児科の先生方中心に予約を受け付けていただくことになっていきますので、そういった配慮もさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのご答弁いただいたとおり、しっかりその対応をしていただくということでありました。

1つ懸念もあってということかと思うんですが、どの児童・生徒が接種したかしていないかということで学校現場では手を挙げさせたというような、そういった学校もあったように聞くんですが、それは決してやってはいけないことなんですね。その中で、より丁寧な対応が必要かと思うんですけども、その辺り、要するに接種するかしないか等でやっぱり差別とか、そういったことがあってはいけないんですが、学校現場としてどのような対応をするのか聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

接種推進本部長として、その辺のところを教育委員会へ2度要請を行っておりますので、まず私のほうから、その要請の内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

打つ打たないの最終的な判断は、子供だけではなく大人も含めて最終的には本人、子供の場合は保護者の意向も含めての判断だというふうに思います。それらの打たない選択も含めて尊重して、誹謗中傷などのトラブルが起きないように教育委員会はもとより、学校のほうにも繊細な注意をお願いしたいということで8月中旬でしたか、それと全協の前日、ほぼ内容が固まった段階で教育委員会のほうへ私のほうから要請をさせていただきました。その内容については、今後校長会等を通じて学校のほうへも周知いただくというふうに理解をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうしたら、今のその副市長の要請を受けて、学校現場としてどのような対応をするのか聞かせていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関しましては、本年の6月22日、文部科学省よりその留意点についてという事務連絡が発出されております。その中では、このワクチン接種を受ける受けないによって、差別やいじめなど起こることがないように学校で対応することが求められております。それに沿って児童・生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めることとしておるところでございます。

今般のこの12歳から15歳の接種に関しましては、9月17日開催予定の校長会において、再度先ほどの文部科学省の文書に沿って対応を確認するとともに、併せてワクチン接種について同調圧力や差別が起これないような配慮が必要であること、さらに学校行事の参加に際してワクチン接種などの条件を付さないこと、そして先ほど議員からもご指摘ありました挙手等により接種状況の調査を行わないこと、こういったことを学校長に周知するとともに、接種後の副反応に対してや、それからまた接種後に本人や保護者などから相談があった場合は、丁寧に対応するよう学校長のほうに周知をさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

きちんと対応をお願いしたいと思います。

ちょっとこの2つの年齢層につきまして質問させてもらったんですが、12歳から15歳の年齢層のところは、しっかり市として対応するというので予約枠を確保したということ。ただし、その上の16歳から24歳の方は、県内の集団接種を活用いただくということになったということがあります。その中で、市としてその接種率、市以外のところで接種していただくことによる接種率の把握というのはできるのかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市外のほうでワクチン接種をした方の接種の状況を把握できるのかというようなご質問かと思えます。

これにつきましては、国が運用するワクチンの接種記録システム、VRSというふうに言われておるんですが、このシステムを用いて市外で接種をしていただいた方につきましても、その市外の接種会場で接種記録システムに入力をいただくことで、多少の時間差は生じますが、接種人数の把握はほぼできるものとなっております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ということであれば、接種券があれば市内に限らず県内、県外でも接種は可能ということで認識させていただきました。

非常に最後の難しいところの対応まで来ています。終わりよければ全てよしということはありませんけれども、しっかり接種を希望される市民の方が、全て接種が可能となるまで取り組んでいただきたいというふうに思います。この質問は以上とさせていただきます。

最後に、三重とこわか国体・三重とこわか大会が中止となったということであります。その中止となったところの市長の思いを聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

三重とこわか国体につきましては、ご案内のとおり、去る8月26日をもって中止が決定をされました。本市におきましては、西野公園野球場の整備改修など、国体の競技実施に向けたハード・ソフト両面での準備を着々と進めてまいりました。一方で、これまで厳しいトレーニングを積んでこられた選手の皆さんや長年準備を積み上げてこられた、これは実行委員会をはじめとする関係者の皆さんにおいても、大変残念な結果となったところでございます。

しかしながら、現下の新型コロナウイルス感染症の県内外の爆発的な感染を考えると、主催者であります三重県をはじめ日本スポーツ協会、文部科学省等が中止を決定されたことについては、これはやむを得ず賢明な判断であったというふうに認識をいたしているところでございます。

なお、国体の延期につきましては、三重県が今後の県財政の状況、市町や競技団体の実情などを総合的に見極めて、その可否について政策判断をされた後に、主催者である日本スポーツ協会等と共に決定をされることになろうかというふうに認識をいたしております。

私個人としては、スポーツの持つ秘めたる力を信じておりますが、この仕切り直し後に、県民の多くの理解や財政的課題などがクリアされるならば、7年後以降の延期もあろうかというふうに考えるものではありますけれども、現在県において長年の国体準備に係るその総括や、この中止に伴う精算等の作業が進められておりますので、本市としては、今後新知事を迎える県政での議論をしっかり注視をしてまいりたいと現時点では考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

8月26日でしたかね、正式に中止が決定をしたということは非常に残念でありました。東京2020オリンピック・パラリンピックが行われて、そのパフォーマンスをこの国体にも、多くのアスリートのそういったものが見られるんじゃないかということで非常に期待をしておりました。ただ、これは感染状況が少しよくなって開催できたとしても無観客だったということも当然あったと思いますので、期待としては大きく外れたような大会運営になったかもしれません。こういった状況を踏まえて中止になったのは私も致し方ないと思います。

ただ、市長もさっき申し上げていただいたとおり、今まで積み上げたものがございます。それを残念だったということで片づけるにはあまりにも惜しいということがあります。ただし、財政的な問題もございますので、これは県が判断することであるんですけども、そこを県がしっかり判断していただけるように、その亀山市としての意向もしっかり県に伝えつつ、ほかの市町とも連携を取っていただきたいというふうに思います。

幸いなことに、いろんなことで西野公園だったり、ウエートリフティングの練習場の整備だったりということは、市民の方にも使っていただく形で十分寄与できるということは非常によかったと思いますので、そういったところも含めて、しっかり今後も市民に理解いただけるようお願いしたいということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時34分 休憩）

---

（午前10時43分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結の小坂でございます。

通告に従い質問するに当たりまして、質問の順序を入れ替えさせていただき、第2次総合計画後期基本計画の策定についてから質問させていただきます。

全国で新型コロナウイルス感染症が、急激な感染拡大に歯止めがかからず、三重県においても8月27日から緊急事態宣言が、また昨日はその延長が今月30日まで発令されておられます。亀山市でも連日感染の発表がされております。そのような中、市では新型コロナ関連を中心として、一般会計では既に第5号まで補正予算を組んで対策を講じられております。

本年度の一般会計当初予算は、歳入歳出ともに約231億円でしたが、今議会に提案されている第5号補正後の予算規模は236億6,000万円となり、当初予算から僅か5か月間に5億6,000万円増えております。そのうちコロナ対策としては、約3億円が計上されているところであります。

また、9月定例会の開会前には、緊急対応としてPCR簡易検査キットを購入するために約500万円の予備費を充当する旨が議会に報告されたところであります。コロナとの闘いは今後も続き、長期戦を覚悟しなければなりません。そのような状況の下で、現在後期基本計画の策定が進められております。

ところで、平成29年度に第2次総合計画がスタートして今年で5年目を迎えます。今日のコロナ禍において市民の意識や価値観はもとより、生活のあらゆる局面でニューノーマルの構築が求められているほか、SDGsの浸透、デジタル改革の進展など、社会は大きく変化しております。そこで、今回の後期基本計画策定に当たっては、基本構想及び前期基本計画策定時には考えていなか

ったこれらの新たな視点も大きく影響してくることになります。

一方、市の財政状況につきましては、現在進められている亀山駅周辺整備事業に続き、庁舎建設事業、老朽化した学校などの公共施設の計画的な建て替え、リニア駅誘致など大規模事業が続くことにより今後ますます厳しくなっております。このような状況の中で、庁舎建設の基本計画も、これら社会の変化から計画の見直しを行うとして、2年間建設スケジュールが遅れることになりました。後期基本計画の策定作業も、現在進捗が遅れているように聞いておりますが、前期基本計画の計画期間及び来年3月までに、果たして後期基本計画が策定できるのかという思いから質問をさせていただきます。

まず最初に、前期基本計画の検証についてであります。後期基本計画を策定するに当たり、本年度の計画を終える前期基本計画をどのように評価をし、また検証し、基本構想との整合を図り、後期基本計画に反映した作成作業について、一向に中身が議会に示されておりませんが、今どのような作業を進められておるのかをまずお伺いいたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

#### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

第2次総合計画後期基本計画の策定に当たり、本年度までを計画期間とする前期基本計画につきましては、30の基本施策ごとに成果指標の達成度や施策の方向性ごとの成果と課題など、6つの項目による総点検を実施する上で、各基本施策における進捗状況を整理し、前期基本計画の総括として取りまとめ、市民アンケート調査の結果とともに、本年3月の議会の予算決算委員会協議会において説明をさせていただいたところでございます。

この前期基本計画の総括の内容でございますが、前期基本計画に位置づけた全329の施策の進捗状況を5段階で評価をして、これを基に各基本施策の進捗率を算出いたしております。これは3月にもご報告いたしましたとおり、令和3年度末の時点で進捗率は68%という形でご報告をさせていただいておりますが、一部課題は残しておりますものの、基本構想の具現化に向けては一定程度図られているものと、残り1年ございますが、図られているものと考えているところでございます。

一方で、後期基本計画の策定に当たり、これらの検証結果はもとより市長マニフェストの整合を図るとともに、外部環境の変化や新たに生じた課題への対応、これはコロナウイルスもそうでございますが、そのほかにも人口減少や少子高齢化の対策をはじめ、健康寿命の延伸に向けた健康都市政策の展開、次なる活力の受皿となる新たな産業団地の確保、安心して産み育てられる子育ての環境の充実、デジタル変革による行政サービスの向上、先ほどこのDXのご指摘もございましたが、こうしたものが上げられるところであり、加えて昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大につきましては、医療・健康分野をはじめ、産業・経済・雇用分野、学校教育、観光分野など幅広い影響が見られますことから、引き続き感染拡大防止や市民生活、地域経済の回復につながる取組を行う必要があるものと考えております。

こうした課題解決に向け、現在、後期基本計画の骨格案を取りまとめているところでございまして、これは緊急事態宣言が入らなければ、この議会の冒頭にこうした骨格案をお示しするというこ

とでお時間も取っていただいたところでございますが、総合計画審議会が開催できなかった事情もございまして、これについては延期をさせていただいたという現状はそういったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やはり状況は大きく変わっておるし、全て30の基本施策の中で進めておるけど、やっぱりそれは68%というのは高いのか低いのかといたら、決して高い数字ではないと思うんです。その中には、やはりこの計画の中で事業の見直し、繰越し、そんなのがあるかと思うんです。だから、その中に、後の32%の事業の積み残し、それからまた継続をしなければならないもので、そういう遅延しておる事業について、どのようにこの後期中で反映されておるのかということですけど、それとまたコロナ禍の今の状態を、今までかつてない状況で対応しなければならぬのであれば、おのずと基本構想に拡大解釈しても、どこで拡大解釈をするんか知らんけど、今の基本構想そのものの中で、どのようにこのコロナ対策を位置づけて後期基本計画の中で織り込んでいくのかということとを併せてお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず1点目の進捗率でございますが、確かに1年を残しての68%という結果は、4分の3からすると75%でございますので、決してよしというふうには思っていないところでございますが、残りの32%についてしっかり1年間取り組んでまいりたいと思いますし、例えばその中でも、やはり100%には達しない部分もございますので、そうした部分を後期中でしっかり位置づけていくということが重要な視点であろうと思っております。

それと、2点目の基本構想の中で、やはり先ほどご指摘をいただきましたSDGsでありますとかDX、デジタル変革など、当初想定をしておらなかった環境の変化というのも実際にはございますので、今回基本構想の中でそういった部分を、さらにそういった考え方を後期基本計画の中でしっかりと位置づけて、そういった施策の拡大も含めて取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

第3次行財政改革の中で、さきに服部議員が質問されたんですけど、スマート自治体だとか、あるいはDX、それとSociety5.0、これらの表現が入っておらんやないかと、どこから来るのやということで、それは結局基本構想から持ってこなならんけど、それが行財政改革だけに載って後期基本計画に載っていない、前期、後期ともに載っていないと。それに対してさきの答弁では、後期基本計画に必ず入れるんやというふうに言われておるんで、やっぱりそこらについても、基本構想と計画がお互いに上位計画として表現を拡大解釈するんやなしに、明確にその計画の中に盛り込んでいただくというのでなければならんだろうというふうに思います。

それと、後期計画の次に第2点目として、後期基本計画策定に向けての課題についてであります。本来なら基本構想に基づいて基本計画、これが前期、後期があって、そして実施計画があって、当該年度の予算として計上され施策が実施されるわけです。しかし、昨年来のコロナ禍の下、市民の意識、価値観、社会経済情勢、急激な変化に合わせて、今言ったスマート自治体、Society5.0、SDGsはじめ、あらゆる情報、市民生活に直結する、自治体経営を取り巻く環境が大きく変化しているというふうに、後期基本計画の中に基本構想としての構想趣旨としての整合が図られているのか。今先ほども申しましたように、その辺の検証をどの程度やってみえるのか。

例えば、いいか悪いかは別としてスマート自治体の表現について、これについての考え方、それからDX（デジタルトランスフォーメーション）のこの役割とか取組、Society5.0にどのように取り組んでこの後期基本計画に反映していくのかと。ICTとかSDGsについて、これらについて今までとちょっと違う、5年前ですけど、つくったのは6年か7年前ですよ。その頃は何らそんなことは何にも起きていない。5年前にスタートはしているけど、つくったときはもう6年も7年も前ですよ。大きく変わっておるので基本構想にも無理があるんじゃないかと思う、拡大解釈しても。

その辺について、どのように今後取り組んで後期基本計画に持ち込むのかということをお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今まさにご指摘のとおり、地方自治体を取り巻く環境というのは様々な状況で変化をしております。今申し上げられましたSociety5.0、あとスマート自治体への変革、SDGsの対応、これは大きな3つの視点があるかと思いますが、これと基本構想の整合はどのように図っていくのかという、そういうご指摘だというふうに思います。

まずSociety5.0につきましては、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、誰もが快適に活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会を目指すものでございます。また、DX、デジタル変革につきましては、デジタル技術を活用し、ゆとりと豊かさを実感できる幸福な生活の実現、安全・安心な暮らしの実現を目指すものでございまして、これらにつきましては本市の将来都市像の実現に向けたまちづくりと方向性を同じくするものであり、こうした仕組みを効果的に取り入れることにより、将来都市像の実現の施策推進にも寄与するものと考えております。

それと、もう一つ、SDGs、持続可能な開発目標につきましては、これは誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すということでございまして、これにつきましては、本市はSDGsの国際採択の前であります2010年、平成22年度に持続可能性の原則を盛り込んだ亀山市まちづくり基本条例を制定しております。その中で総合計画の策定についても、この条例との整合を図るように規定しており、そのため条例制定後策定をいたしました第2次総合計画につきましても、こうした持続可能性のまちづくりについては考え方を取り入れているところでございます。そうしたことによりまして、今議員ご指摘のありました3つの視点を後期基本計画の施策の中にしっかり位置づけて対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

### ○17番（小坂直親君登壇）

説明は、私も中身はよく分かっておるんですが結局、それは考え方として今はお聞きしたと思います。考え方を踏襲して、いかにしてその施策として市民に分かる、そういう実感できる施策が具体的に盛り込めておるのかというのが大事なんです。考え方とか、その施策について取り組んでおるとか、それから考え方を示すだけではなかなかその市民には、実感として計画の中に織り込むことはできんと思うんです。実際そのことが計画の施策の中に、具体的に織り込まれて初めて市民に分かるのであって、その市民に実感できる施策というものをですね。そうであれば、やっぱり今の基本構想にはうたっていないので非常に無理があるんじゃないかと。実施計画も今これからつくるわけです。後で申し上げますけど、これは実際どのように今から進めていくのかということなんですけど、それは今の具体的な基本構想等の施策の方向性がいま一つ、構想を拡大解釈した範囲内で基本計画をつくっておるとするのは前期のときもそうやったと思うんです。前期も基本構想を見直すべきではないのかということ、今回は特に見直すべき時期であるというふうに思うんで、これは今さら基本構想として3月までにということは無理だと思うんですけど、やはりこれはそれなりの修正なり、加えるなりという方法をやっぱりそうしないと、計画とそれに伴う予算に合わないと思うんです。それを市民に説明する必要があると思います。

それと、あともう一つ、1つはこの計画の基礎データとなる人口ビジョン、これにはやはり財政、それから地方自治体の根幹をなす事業なんですけど、亀山市においては、その人口ビジョンを今どのように考えてみえるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

### ○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

基本構想における人口ビジョンの考え方、これについては非常に重要だというふうに考えております。

まず、将来推計人口につきましては、2060年におおむね5万人の総人口を確保する亀山市人口ビジョンに定めた将来人口の展望を踏まえ、第2次総合計画の最終年度である令和7年度には人口5万126人、この数字を見込んでおったところでございます。しかしながら、2020年国勢調査の速報値によりますと、本市の人口は4万9,878人ということで、この令和7年度の人口の差が約250人ということで5万人を下回っており、約40年先を見据えた長期的な人口展望を示す人口ビジョンに対して5年が経過した段階でやや下振れをし、想定よりも早く人口減少が進んでいる状況にあるものと検証しているところでございます。

また、近年の人口動向を住民基本台帳ベースで見ますと、社会増減につきましては、雇用環境等社会情勢の影響を受けつつも、子育て世帯の流入もありまして、ここ数年は転入人口が転出人口を上回る社会増でおおむね推移をしております。一方で、自然増減につきましては、平成27年度までは年間約400人くらいの出生数があったんですが、最近ではそれが350人前後ということになっておりまして、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いておりまして、総じて市の人口につきましては、若干ではございますが減少傾向にあると認識をしております。

こうした中、今後の人口動向でございますが、外国人人口比率が高く、雇用環境等社会情勢の影響を受けやすい人口構造ではございますが、自然豊かで津波災害にも強い住みよさや子育て環境の

充実に対する評価などから、こうした社会増と自然減の傾向は一定続いていくものと推察をしているところでございます。

これらを踏まえ、後期基本計画では、約40年先の2060年におおむね5万人の総人口を確保するという長期的な展望を持ちながら、子育て世帯の定住促進や、子育て環境の充実などの人口減少対策に関連する施策を一層強化することで、人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今の段階では人口減少が局面に達しておいて、避け難い状況にあるという表現を前議会でも表現されておるんですけど、あくまでも人口ビジョンは40年先ですよ、2060年、40年先に5万と。長期総合計画でも10年ですよ、構想では。何をもって2060年にしているのかよう分らんんですけど、それでも5万人を目指していつときは5万人になったときもあるんです、亀山市も。それから下がる一方ですよ。だから、その人口が増えることはやっぱり税収にも大きく影響して、今後の亀山の状態をこれからも、やっぱり人口の推移というのは長期総合計画には、安定した人口推移というのが大きく左右するわけですね。それを今、減少傾向にあるというような表現をよく使うんです、やっぱり。なぜそれなら今この出生数が減少しておるのか。社会増についても若干のあれがあると思うんだけど、なぜそれに対して施策を、どういう施策を、打ったけどやっぱり人口増につながらなかった、自然増にはならなかった。要するに死亡と出生ですね、だから若い世代が少なかったのか、工業用地をこれだけしてもなかなかその定住していただく需要がなかったこと、いろんな要素があると思うんだけど、やっぱりそれに対する施策を打ったのか打たんのかと。

私は、40年先の5万の見積りなんて別に今、もう2060年までこの亀山市があるかないかも分らんですよ、そんなことは。そんな中で、40年先の人口を基に計画をつくるということに非常に無理がある。やっぱり10年先に5万なら5万を目指すすと、それにはこういう施策を打つというもう少し分かりやすい人口ビジョンを立てた中での基本計画、基本構想を定めていって、それによって財政計画も立てられる、行財政改革もおのずと人口が定住して、若者の人口が増えれば税収が増えるわけですよ。それには企業誘致も大切だろうと思うんですけど、もう少し現実味のある人口ビジョンを再度立て直していただく必要があろうかと思うんですけど、その辺についてのお考えを。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回2060年、約40年先の人口につきましては、これは総合戦略の中で立てました人口ビジョンでございまして、今は第2次の総合戦略を進めておる中で、これが一つの基準となっておりますが、一方で総合計画につきましては、やはり総合計画は今年でしたら9年間でございますので、令和7年度までのまず近未来の人口ビジョンというのはまずは設定をさせていただきます、それに向かって取り組んでおるところでございまして、40年先の部分というのは、まち・ひと・しごと総合戦略のほうで立てたものでございまして、これを一つ基準にはさせていただきます

が、総合計画の中では令和7年度、これをひとつ見据えておるといところでございまして、仮に第3次を設定するに当たりまして、8年先、9年先の人口を一つの目安として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それについては、また十分市民に分かりやすく、数字を出して方向性を示すべきであろうかと思えます。

それと、今計画の策定作業が進められておるんですけど、このコロナ禍の中で大変進捗が遅れておるといことなんですけど、今はやっぱり学校でもリモートでやろうかといこと、やろうと思えばできると思うんですよ。しかし、今全然進んでいないのは、令和4年度の予算編成がもう既にこの12月から始まるわけですよ。そうやのに、基本計画がないのに、何をもって予算要求して施策を打つのか。基本計画も決まっていない、実施計画もできていないのに予算は何をもって編成するのかといことですよ。やはりそれなりの基本計画、基本構想があつての上で、それで実施計画があつて予算が編成されるんですけど、これは3月までにまだ遅れておると、中身もまだ十分じゃないとい中で、どのようにその来年度予算を何をもって、何を根拠に予算を各部署に予算編成するのか。基本計画も実施計画もない、それについてどのようにお考えなのか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

これまでからも基本計画の策定年度におきましては、計画策定関係議案と基本計画に基づく施策を推進していくための翌年度からの関連予算につきましては、同時に3月定例会においてご審議を賜ってきたところでございます。そのため今年につきましても、遅くとも12月頃には基本計画の素案をまとめ上げて、その施策に基づいて実施計画を策定し、予算編成を行ってまいりたいといふふうに考えております。

これらも踏まえ、本年度の後期基本計画の策定につきましては、これまでと同様の対応を行っていく予定でございますので、新型コロナウイルス感染症の影響により計画策定業務に遅れが生じておりますが、令和4年3月定例会に関連議案を提出することができますように、引き続き庁内連携を図り、策定業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

我々も、来年度予算についてはいろんなことがあろうかと思うんで、やはりもう少し早く計画を策定して予算につながる実施計画を示していただかないと、なかなか3月に同時提案されても、なかなか理解しにくいし決定しにくいだろうと思うんで、できるだけ早く、予算並びに3か年の実施計画をできるだけ早く提出していただきたいということを要望しておきます。

次に、3点目ですけど、長期財政見通しについてであります。第3次行財政改革大綱と前期基本計画には、持続性を保つ健全な財政運営を基本方針に掲げておりますが、コロナ禍との闘いは今

後も続く中、特に近年の気候変動が原因の様々な自然災害、市民の命を守るための対策を強化する具体的な施策をはじめ、老朽化した学校、保育園などの公共施設の計画的な建て替えなど、併せて2年建設スケジュールが遅れている庁舎建設の財源、またリニア駅誘致を見据えた関連事業等に多大な財源を要するが、計画での財政調整基金、また財政運営についてどのように、この後期基本計画に対して取り組もうとしているのかお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

後期基本計画の計画期間につきましては、令和4年度から令和7年度までの4年間の計画期間とされているところであります。その間においては、大規模事業であります新庁舎建設やリニア駅整備については基金の積立てなどの経費を計上するものの、現在のところ本体の工事への着手は予定していないところであります。そのような本体工事につきましては、第3次総合計画期間以降となると考えているところでございます。また、その他の施設としまして、学校や保育園などの整備につきましては、大規模改修や長寿命化などに取り組むに当たっては、年度間の調整が必要であります。優先順位や将来世代の財政負担などを見極めながら、経費の平準化を行うことで必要な財源の確保を図ってまいりたいと思います。このような考え方の下、後期基本計画の策定と長期財政見通しの見直しをしてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

もってもらいたい話なんですけど、より具体的に、財政調整基金でも今は23億で計画では20億だから、3億上乗せしておるからええんやという判断ですけど、過去には45億というのがあったけど、やはり庁舎を建てたり、リニアが来たら多大な金が要るんですよ。これは7年までの計画以外だから対応していないというのではもたないですよ、財政は。だから、財政を健全化しようと思うならば140億あった税収、今103億しかないわけですけど、それなんかはシャープのときだけ、あとは固定資産税、償却資産が減ったから一気に落ちたわけですね。だけど、今テクノヒルズが今4社ばかりあるけど、企業が建たないです。進出はしたけどまだ稼働していない。だから、これを一日も早く稼働することによって固定資産税とか償却資産が、そういうことをやらなければ財政はもたないですよ。だから、財政調整基金も今年は23億だったで、目標は20億だから十分やというふうですけど、庁舎でも、20億僅かですよ、庁舎を建てようと思ったら60億からの金がかかるわけです。7年以降だから今は関係ないやなしに、それなら今の20億を30億にするとか、今から考えておかなできないです。それが長期財政見通しですよ。リニアについても20億。20億で駅前の駐車場から、関連から、サービスから観光施設、全部するなんてできるわけがないですよ。

また後で質問しますけど、だからそこらを基本的に人口もしかり、だから税収を上げるためには、過去に140億あったので、だからそのとき預金は、財政調整基金は45億あったんですよ。結局それがじり貧で、いまだにじり貧ですよ、公債費比率も。であるならば、103億からやっぱり130にまで上げるにはどうしたらいいかと。人口を増やすのがいいのか企業誘致がいいのか、何が

いいのかといろんな方法、施策を打ち出してもらわなければ、後期基本計画に目標数値を示すということも必要やと思うんです。でなければ長期財政見通しは立たないですよ。入ってくるお金はだんだん少なくなりますというだけで、需要は、特に扶助費なんかも3倍も4倍も増えておるんですよ。

だから、それらに対してもやはり税収をいかにして確保するか。交付税措置をしようと思えば、基準財政需要額をいかにして増やすかということです。何をもって、それは人口ですよ、人口が基礎ですよ。だから、今亀山市はちょうど中途半端ですよ。9.幾つと、よそはもう県下でも何十億というところがあるんですけど、ちょうど亀山市ははさまになっておるんですよ。だから、それはやっぱり基準財政需要額をどの程度上げるかによって交付税も当然上がってくる。臨時財政対策債って、あんなものは借金ですよ。あれは交付税に代わるだけの。これも行く行くはどうなるか分からんですよ。

今、公債費比率は臨時財政対策債が大きく占めておるわけですよ。これは交付税が、税額が足りないから臨時財政需要額に回しておると、行く行くは解消すると言っておるけど、これは解消してないけど、これは大きな借金となっているんです。しかし、これも借りなければ借りないにこしたことないんですけど、交付税措置されておるんで。しかし、基本的にはやっぱり税収をいかにして住みよい、税収をいかに上げて、それから基準財政需要額をいかにして高度に持っていくかという施策をするのが長期財政見通しだと思うんです。その辺の考え方について。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まさに今ご答弁させていただきましたのは、本当に短い期間での計画ということでございますが、議員おっしゃるように長期的展望に立てば、やはりリニアにいたしましても庁舎にいたしましても多額の経費がかかってまいります。また、その他の公共施設におきましても建て替えの時期が参っております。それと、し尿処理場や溶融処理施設、これにつきましても、耐用年数が来ということにつきましては非常に多額の財源が必要となってまいりますので、今議員ご指摘のありました税収確保に向けましては、企業誘致、あと人口確保に向けて、そういった様々な施策につきまして後期基本計画の中でしっかりと位置づけをしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そのような中身の分かる基本計画をお示ししていただければと、市民の方にも分かる基本計画を出していただければというふうに思います。

次に、2項めのリニア中央新幹線亀山駅誘致についてお伺いします。

初めに、リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査についてであります。本年リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査をコンサルに2か年かけて、1,650万もの経費をかけて業務委託をしたとありますが、調査状況と、特に令和3年度には駅位置候補について作業を市と共に進めるとさきの議会で答弁いただいておりますが、その作業結果についてをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本年1月、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会におきまして、本市が県下で唯一の県内駅位置候補に決定されたことにより、県期成同盟会は、今後県内駅位置候補である亀山市から駅候補地の提案を求めることとなってまいりました。このように、リニア誘致が新たな局面を迎える中で、四半世紀以上にわたりリニア誘致活動を行ってまいりました本市といたしましては、これを好機と捉え、本年度から2か年をかけてリニア駅を生かしたまちづくりの可能性を調査するため、専門的ノウハウを有する事業者へ業務委託を行い、リニア駅を生かしたまちづくり可能性調査を現在実施いたしておるところでございます。

この調査業務は、まず本年度につきましては、主にリニア中央新幹線の整備概況や広域的に見た本市の特性を取りまとめ、県期成同盟会への駅候補地の提出を見据え、リニア駅の候補地エリアの調査、検討を現在実施しているところでございます。

さらに次年度、令和4年度には、本年度の駅候補地エリアの調査、検討結果を踏まえ、その駅候補地におけるリニア駅を生かしたまちづくりの方向性や、都市空間デザインなどのまちづくりビジョンについて、その可能性を調査、検討するとともに、それらの課題を整理いたしているところでございます。

なお、この調査業務委託の実施状況でございますが、去る6月に委託契約を締結いたしまして、リニア中央新幹線の整備概況等について整理を行いつつ、市内における駅候補地エリアの調査、検討を現在行っているところでございます。特に、この中で令和3年度の駅候補地エリアの調査、検討につきましては、主に土地利用規制等の現況把握、あと県期成同盟会が2つの検討項目を示しておりますので、この検討項目を踏まえ、リニア駅の候補地エリアの検討の考え方の整理、土地利用との整合、こうしたものを考慮したリニア駅の候補地エリアの選定、候補地エリアの長所・短所などを整理するものであり、県期成同盟会の提案時期も踏まえつつ、現在、駅候補地エリアの最終的な取りまとめを鋭意進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今年の、これはまた後で申し上げるけれども、早急にこれは決めなければならん、市としての姿勢を。今このコンサルにそのような依頼をしておるんやけれども、場所は一体市はどこが、亀山市もいろいろですよ。関もあれば坂下も加太もあれば川崎もあるんですよ。その土地の規制とか、それから検討するのに無作為に亀山中、全ての中から選ばせておるのか、一体、何らかの立地条件があろうかと思う。市は市として、コンサルはコンサルであるか分からん。やっぱり立地条件を満たす場所はあろうかと思うんですけど、その辺について、このコンサルと市はどういう共通認識で立地条件なり、用地の土地の規制を含めてどのような方向で、これは12月に出さなならんのですよ。それについて、そのコンサルタントと市はいかなるところまで整合して今は事業を進めておるのかということ、まず中身についてお聞かせ願います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

## ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

特に、今の具体的な作業といたしましては、例えば土地規制でありますとかハザード、あと優良農地でありますとか歴史的資源、こうした亀山市の中でどうしても外せない部分というのは当然ございますので、それはなかなかコンサルだけでは把握しづらいところもございますので、そうしたところをコンサルと市において共通認識を持って、まずは今申し上げたようなところの中から、候補地には適さない部分をまず除外をさせていただいて、リニアの線形等もございますので、そうしたことを想定しながら候補地を今鋭意まとめておるところで、最終段階に入っておるところでございます。

## ○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

## ○17番（小坂直親君登壇）

適当でないところを除外したといたら適当地が出てくるはずですけど、それはまた後で質問します。

いずれにしても、本年1月に亀山市が三重県の駅の候補に決まったことに、リニア中央新幹線の取組は新たなステージに移り、2022年の県期成同盟会総会へ亀山駅候補として決議をし、2023年、JR東海に環境影響評価の最初の手続である配慮書の中で概略の駅位置が示されてくること踏まえ、いよいよまちづくり広域交通ネットワーク構築に向けた計画づくりをより具体的に進めていく必要があります。亀山の将来を見据えた大変重要なときを迎えておりますが、今後のリニア事業を円滑に進めるための機運の醸成について、市長の考えをお伺いしたいと思います。

## ○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

## ○市長（櫻井義之君登壇）

今後のリニアの事業を円滑に進めるための機運の醸成の考え方でありませけれども、ご案内のように四半世紀以上にわたりまして、官民一体となって本市は展開をいたしてまいりましたこのリニア市内停車駅誘致の取組につきましては、今ご紹介いただきましたが、本年1月に県期成同盟会におきまして、本市が県下で唯一の県内駅位置候補に決定されたことによりまして、新たな局面に入ったと、このように認識をいたしております。

このリニア市内停車駅の誘致は、亀山市のまちづくりに、これは大きなインパクトを与えると同時に、前段中長期、長期のまちづくりのお話でしたが、まさに長期的に見て、まちの将来の盛衰にも関わる大きな影響を及ぼす取組の一つというふうに認識をいたしておるところであります。40年後にまちがなくなるようなことがあってはならない、当然そのように思っております、そういう意味からも大きなインパクトを与える本当にプロジェクトの一つということで、30年以上にわたり多くの市民の皆さん、議会の皆さん、経済界の皆さん、その力でもって今日に至ったと本当に感慨深く思っておりますし、改めて今後への思いを強く致すところでもあります。

こうした観点からも、本市におきましては、この長年にわたるリニア亀山市民会議の取組等を通じて、積極的に市民の皆様からリニア誘致を知っていただく活動を継続的に展開し、その成果もございまして、この局面に参りまして市民の皆さんの認知度並びに関心度は高まってまいっていると、このように思っております。

今後、県期成同盟会におきまして、本市における駅候補地が決議をされてまいりますと、これは本市のみならず、県を挙げたリニア誘致への機運醸成が強く求められてまいります。しかしながら、これはもう感じておられると思いますが、リニア中央新幹線の整備は、これは長期スパンの事業であります。ゆえに熱い盛り上がりが続くというふうにもあるというふうに考えておりますので、県及び県内の全市町等で組織をいたします県期成同盟会をはじめ、全国期成同盟会や三重・奈良・大阪リニア建設促進大会、経済界との連携を一層強めてまいりますほか、引き続きリニア亀山市民会議の取組を、これはしっかり支援をし、将来世代へのPR活動の展開など、一層の機運醸成に努めてまいりたいと考えておるところであります。議会の皆様方、市民の皆様方の一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その認知度は、これは1月に決まったけど、まだまだ調査によっては若年層は全然認知度がないですよ、やっぱり。年配者の方は割にあるかもしれんけど、やっぱり見えてこないですよ。リニア駅がどんなもんかというのが見えてこないから認知度が少ないと思うんで、その辺の機運を上げていただきたいと思うんですけど、いずれにしても本年の9月、今月に亀山市においては、駅としての必要な条件や地域特性を踏まえて駅候補地案を県の期成同盟会に提出するという事は、さきの議会でも答弁されております。今月30日までに出さなならんのです、駅の位置候補を。議会には何ら相談もない、この議会でもない。私が聞くとところによると、今月の9月29日に期成同盟会が開かれるらしいということをお聞きしました、関係者から。そうしたらこの議会は28日で終わるんですよ。県へ、この将来の、今市長が言った将来を大きく左右するこのリニアの駅の候補地を亀山市として県へ上げるわけです。それがJRや何やらに上がるわけです。それなのに、何も今相談もない、今議会で。相談なしに県へ出すつもりなんですか。やはりこれは出すのであればより具体的に、どんな案をどういう条件でこの期成同盟会へ上げて、それで亀山の駅の決まったことについては、この駅は、亀山市としてはこんな意向ですよと、こういうことをこの場所へということをお示すわけですよ。だけど、議会には何ら報告がない。あと数日ですよ。それで、県の期成同盟会が開かれるということも聞きました。いつまでに我々にその辺をお示ししていただくと、亀山市の案はどんな案で、いつ議会、また市民に知らせてもらうのかを一遍お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、駅候補地案につきましては最終的な取りまとめを行ってございまして、これが固まり次第、議会にはお示しをさせていただきたいと思っております。それと、今緊急事態宣言の中で、確かに小坂議員おっしゃられたような日程の中で予定はされておりますけれども、少しそれについては延びてくるというようなことも聞き及んでおるところでございます。いずれにいたしましても、この検討が固まり次第、議会にはお示しをさせていただきますし、現在の検討内容といたしましては、おおむね5キロ円程度の駅概略位置を目安としまして、複数の検討可能エリアを整備しておりますので、そういった形で県期成同盟会へもお出しをさせていただくつもりでございますし、その前に

議員各位にその考え方と、その案をお示しさせていただくつもりで現在鋭意取り組んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

もう少し聞きたいんだけど、時間がありませんので、いずれにしても議会へその中身を知らせていただくということをお願いしまして質問を終わります。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時32分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

議場への出席議員を入れ替え、ただいまの出席議員数は11人です。

他の議員は、別室にて視聴しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本公秀です。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、ヤングケアラーについてでございます。

昨日も2人の議員の方がヤングケアラーの問題で取り上げられましたが、最近、このヤングケアラーという問題がだんだんと認識されるようになってきたんだなと私も思っております。

この質問をするに当たって、私、ふと思い出したことがあるんですよね、昔のことを、今まで思い出したこともないのに。というのは、小学校6年のときですね、僕が。僕の同級生の友達、男の友達がおったんですわ、仲のええね。その子はよそから転校をした子なんですけれども、それが、その彼が僕に言うんですよね。俺は今から家に帰ったら、うちはお母さんがいないから、お父さんは大工さんか何かをやっておって仕事をやっておるから、ご飯を炊かなあかんと。そうやで、帰りに米屋さんへ寄って、米を買ってご飯を炊くんやと、そんなことを僕に言うたんですよ。僕も、偉いなあ、小学校6年ですよ、そして、米屋さんへ行って米を買って、そしてお父さんが帰ってくるまでにご飯を炊いて、おかずのことは言わへんだけれども、そんな話を聞いて僕も思ったんですよね。ああ、偉いなあ。お母さんがおられやんとそんなことをみんなしておるのやなと思って。

この質問をするに当たって、そのことはこの何十年と思い出したこともないことが、ふっと頭へ出てきたんですよ。もちろん、当時は電気炊飯器とかそんなもんはあらへん時代ですよ。皆さん、おくどさんで、釜でご飯を炊いておった時代なんですよね。電気炊飯器があれば、スイッチを押せば終わりやと、今の感覚ではそうか知らんけど、僕らが小学校6年の頃は、そんなもんなかったですからね。そうやで当時から、ヤングケアラーという言葉もなかったんですけど、そういう人がお

ったんですよね。ところが、あまり人々の注意も引かなかったということです。

それで、昨日の説明でもありましたけれども、2020年頃からヤングケアラーについて、政府、自治体において取組が急激に広がってきて、それでこの言葉がこの1年ぐらいの間に広く広まったわけですね。

政府の実態調査によりますと、自分が面倒を見ておる家族がおるというのは、中学校2年生で17人に1人で、高校2年生で24人に1人、そういう具合にそういった子供さんがおられると。これが政府の調査なんですよね。

ケアの時間というものは家庭によって違いますけれども、1人4時間ぐらいになるというんですよ。えらい長いなと僕は思ったんですけど、やはりケアの内容によってこれだけ時間を食うこともあるんですよ。そうなってくると、本当に勉強にも差し支えるわけですが、亀山市において、この本当にこの1年ぐらいあちこちでヤングケアラーという言葉聞き始めたばかりなんですけど、ヤングケアラーに対する亀山市における認識をちょっと伺い、また政府は大きな調査をやるわけですが、小規模であってもそういった調査といったものを、実態調査でやったことがあるかどうかお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

12番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

小坂健康福祉部次長。

**○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）**

ヤングケアラーにつきましては、現在、法令上の定義はございませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされております。

具体的には、障がいや病気などのある家族に代わって食事の準備や買物、掃除などの家事を行ったり、幼い兄弟や介助を要する家族の世話を行ったりする18歳未満の子供を指すものとされております。また、その内容が家庭内の事情によることなどから実態把握が難しいこともその特徴であります。

現在、本市では先ほどお尋ねになった調査などはしておりませんが、要保護児童対策地域協議会において管理するケースのうち7件程度がヤングケアラーの可能性があると認識しております。これらのケースの状況につきましては、障がいや疾病などの課題を抱える家族を支えるケースや、幼い兄弟の世話をしているケースとなっております。

**○議長（中崎孝彦君）**

岡本議員。

**○12番（岡本公秀君登壇）**

先ほどの答弁にもありましたが、そういう調査をやったことはないけれども、何件かあるということは大体分かっておるわけですね。だけど、確かになかなか表に上がってこないということもあると思いますので、本当はもっとあるんじゃないかならうかと思うんですよ。

そして、そういうふうな子供が家庭のことをいろいろケアしたり、弟のことをやったり、おじいちゃん、おばあちゃんのことをやったりする、そういう状況で、隣近所とか周囲の大人の人は頑張って偉いねとか、ようやっておるねとかいうようなことは励ましてはくれるんですけども、そのぐらいの話であり、本人も自分の家庭内のことであるからどうしても、家庭内のことを他人さんに相

談しても仕方がないと、そういうふうに見えるといいますかね、だから支援を求めない、そういう傾向があるんですよ。だから、周囲の大人ができるだけ気をつけてサポートをこちらからするようにせなあかんのではないかと思うんですよ。

なかなか、そういうふうな子供さんからSOSを発しにくい事情というものは、先ほど答弁もありましたけれども、なかなか把握しにくいという状況をおっしゃっていましたが、ヤングケアラーの方が向こうから相談に来るのを待っているのでは、やっぱり困ったことがあったら言うてくるやろうと、それではあかんと思うんですけれども、積極的にそれを掘り起こしにいくとか、そういうふうなつもりとか計画とか、そういったものはありませんか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ヤングケアラーの把握につきましては、ヤングケアラーとなる可能性のある子供たちが日常生活を過ごす施設である学校などにおける教職員の見守りや、各家庭に近い民生委員、主任児童委員の方々をはじめとした地域住民の方に気づいていただき、市へ報告していただくことが中心になると考えております。しかしながら、子供よる家事の負担や介護などの対応など、家庭内でのデリケートな問題であることや、本人や家族にも自覚がないといったことから、実態を把握することが非常に難しい面もございます。

また、ヤングケアラーの問題につきましては最近になって課題として捉えられることが大きくなってきたものであり、その認識についても一般的には十分に高まっていない状況もございます。そうしたことも実態を把握する上での課題となりますことから、まずは直接子供との関わりを持つこととの多い職員等への周知と理解促進を図ることが重要であると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

子供さんたちと一番接する時間が長いのは、学校の先生ですね。子供さんと接しておると、いろいろ気がつくことがあると思うんですよ。言葉の端々とか服装とか、そういったことで。そういうふうなことを学校の先生たちが、例えば情報を共有して、どうもあの子はおかしいなとか、家庭の中で面倒を見てもらうておるんやろうとかそういうことを先生同士でいろいろ情報交換するよな機会といいますか、そういったことはあるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この子供たちにとっても家族の問題であるということで非常にSOSが出しにくいということでもありますとか、お手伝いだと思っているなどの理由で、当事者側も問題としてなかなか認識していないケースがあるということも思われるわけでございますが、まず学校におきましては、市内全ての小・中学校におきまして個別の教育相談を実施しております。こういった中で、全体の中では言い出しにくいことについても、児童・生徒個別に聞き取りながらまずは個々の課題の把握に努めておるところでございます。また、それらにおいて、少しヤングケアラーではないかという、

そういったものがあつた場合は、1人で担任がそれを抱え込むことなく、課題の共有を学校内で行っていきます。当然、校長や管理職に報告するとともに、養護教諭やその児童・生徒と関わる教員、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こういった専門的職員とチーム体制を組んで対応を行っていきます。

また、そういった情報を共有した上で、福祉部局や社会福祉協議会とはつながるシートという、そういった連携が取れる仕組みがございますので、そういったものを活用して連携を図っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

何分、この問題が、ヤングケアラーという言葉自体が出てきたんが大体去年ぐらいの話で、それからあちこちでいっぱい聞かれるようになったわけでございますんで、ごく最近のことなんで、このヤングケアラーという言葉の認知度ですね。昨日も話が出ていましたけれども、中学生とか高校生、該当者が多いんですね。中学生、高校生はヤングケアラーという言葉聞いたことがないというのが大体8割おるんですよ、政府の調査では。それで、学校の関係者も、聞いたことはあるけど、あまり具体的なことは分からないという方も4割ぐらいなんですよ。まだまだ言葉が定着したとは言えやんような状況なんですよ。昔からそういうふうな実態はあつても、水面下にあつたと。

政府は、それで今後3年間でヤングケアラー問題に集中的に取り組む方針であるということ聞いておるんです。そこで、亀山市の状況を伺いたいんですが、今、日本には介護を必要とする人、いろんな方、お年寄りの方とか障がいのある方とか、介護を必要とする人のための法律というのがあります。介護保険もそうですし、また虐待防止法とか、いろんな法律があるんですよ。これは、介護を必要とする人にとっての法律なんですが、それじゃあ、介護をする側の人ですよ。そういった人の、大人でも子供でも、介護をする側の人々の生活とか人生とかを支援する、援助する法律は今はないんですよ。

それで、私は介護をする側の人を支援する、亀山市やったら条例ですよ、それも必要と思うんですよ。日本でも、例えば埼玉県もそういった条例があるし、三重県では名張市もつくっておるんですよ。北海道の栗山町ですが、そういうごく少数の自治体でこういった条例をつくっておるんですが、私は亀山市もこういったことは念頭に置くべきやと思うんですよ。

介護をする側を大人、子供に関わらず支援する条例、それに関してはどう思われますか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員のお尋ねの介護をする側、ケアラーの支援に関する条例につきましては、一部の自治体において制定の動きが見られ、県内でも本年6月に名張市においてケアラー支援条例が制定されたところでございます。

この条例は、ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で総合的に支援するため必要な事項を定めるものとなっております。また、ほか

の自治体においてもヤングケアラーなどに対する支援マニュアルを策定されるなど、ヤングケアラーに対する支援の動きは強まっていると認識しております。

現時点におきまして、本市として条例の制定に関する具体的な検討は行っておりませんが、ヤングケアラーの実態把握やその支援は重要でありますことから、引き続き関係機関と連携しながら対応をしてまいりたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

政府の調査によりますと、このヤングケアラーが必要とする支援、いろいろあるわけですけど、まず相談相手がほしいということですね。

何せ、中学生、高校生、小学生もおられるか分からんけど、そういった学生さんですから、勉強のサポートもやっていただきたい。あまりにもそれに束縛されるので、自由時間が増えるようなサポートとか、自分が介護をしている家族のことですけど、その状況、相手の状況の分かりやすい説明をしてくれる人とか、いろいろとヤングケアラーの人もやってはおるけれども、把握できんこともあるわけですけどね。そういうふうなことをサポートするに当たって、やはり一分野だけではなかなかやりにくいで、福祉とか介護、医療、そして教育ですね。こういう分野の人が、福祉、介護、医療、教育の分野の人が一緒になってそういった方を支援するというのが僕は重要なことであるし、これをやって初めて若くしてそういう介護をしている人がちゃんと仕事をやれると思うんですけども、この4つの分野の連携ということに関して、いかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ヤングケアラーにつきましては、子供への暴力やネグレクトなどと同様に、一部には児童虐待に該当するケースもございますことから、その実態把握や支援の体制についても、虐待対応の場合と同様に、福祉、介護、医療、教育などの多様な主体が連携しながら個々のケースに応じた対応を行う必要があると考えております。

具体的には、実態把握などについては、要保護児童対策地域協議会などをベースに様々な子供と関わる主体からの情報を集約し、ヤングケアラーやその疑いのあるケースなどの把握に努めてまいります。

また、ケースの把握の結果、具体的な支援が必要になる場合等につきましては、本年度検討を進めております多機関の連携による重層的支援体制を中心に、該当する世帯の状況に寄り添った必要な支援を提供できるよう各種の福祉サービス等の活用につなげ、ヤングケアラーへの支援を行ってまいりたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずは、その教育という形で学校というところが子供福祉のプラットフォームとしての役割を有しているというところがございますので、先ほど申し上げました相談体制と、そういったことにより

実態の把握に努め、関係機関との連携を行ってまいります。

また、保護者に対しましてはその関係機関へのつなぎ、さらには福祉サービスに関する情報提供等を行ってまいるといふものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

このヤングケアラーという言葉は1年前から急に出てきてというような感じの言葉なんですけれども、実態はもうずっと前からあったわけで、やはりこれまでも水面下に隠れておったことを世の中に見えるようにしたということは非常に重要なことであり、これから市当局もやはりこういったことを念頭に置いて対処をしていただきたいということを望みます。

続きまして、2つ目の質問ですけれども、子供の食料ということでございますが、令和2年9月、去年の9月議会において、私はまだ十分、当然食べられる食品を廃棄する食品ロスという問題でちょっと質問をしたんですよ。

これは、きっかけというのは、当年の2月の節分の日に恵方巻きというのがやりますやんか。あれが作り過ぎてあまりにも大量に廃棄する問題が出てきて、それで私はちょっとこの食品ロスの質問を行ったんですが、日本国の食品ロスは年間600万トンあるんですよ。それで、1人当たり年間廃棄量が51キロと、記録ではあります。そして、ならば日本で我々が食べる米、米の消費量は1人年間54キロ、1俵ですね、それにほとんど匹敵するんですよ。

それで、フードバンクというのがあって、そこは食品ロスをできるだけ減らして、かつその食品というのは十分食べられるもんやから、その食品を困っておられる家庭にお配りする、こういう有意義な仕事をしておられるわけですよ。ただ、そういった無料で頂いた食品を無料でお配りするんですけれども、だけど、その間にはいろんな経費が発生するので必要な経費に困るといふのはよく聞きます。例えば、自動車で配ったりするのでガソリン代もかかれば、倉庫のスペースも要るとか、そういうふうなことも聞くわけなんですけれども、当亀山市でも、社会福祉協議会において食料に困っている家庭に食料を届けるという事業を行ってらっしゃいますね。それは私も聞いたことがあります。

また、学校の長期の休み、夏休みとか、ああいうときは給食がないんで、その給食に頼っておる子供さんもおられるわけですよ。子供さんが、給食がないもんやから十分な食事が取れないんだと、そんな話も聞いたことがあるんですよ。やはり家庭の収入が不足するといろんな方面にしわ寄せが行くんですが、やっぱり一番食品にしわ寄せが行くんですよ。どうしても払わなあかんものというのがあるから。

そういうことで、子供さんがそういう弱い立場なんですけど、そういった子供さんに食料支援を行うということは大切なことであり、そういう子供さんの実態というものについて、学校関係の方とか福祉の関係の方はどういうふうに把握しておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

食糧不足に直面している子供がいるような家庭の実態の把握というふうなご質問でございます。

まず、そういった家庭の支援のことから若干説明させていただきますが、主に三重県社会福祉協議会が実施してございます生活困窮者支援緊急食糧提供事業、こういった事業を活用してございます。

この事業は、認定NPO法人から提供された食料を生活困窮者世帯に対して緊急的に約3週間分の食料の無料提供を行い、当該世帯の生活維持及び再建に向けた支援を推進するもので、その申請は各市町の社会福祉協議会で受け付けておるところでございます。

それで、実態把握でございますけれども、社会福祉協議会におきまして、この令和3年4月から7月までの4か月間に新型コロナウイルス感染症などの影響を受けました生活困窮者世帯に対しまして食料の提供を行いましたのは53世帯でございます。そのうち、18歳未満の子供が見える世帯は15世帯ございました。また、食料の提供を行った世帯のほとんどが生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業からつながってきたケースでございます。

このような顕在化しにくい貧困問題に対しましても、来年、令和4年度から実施予定の重層的支援体制の構築を進める中で市民が抱える福祉課題の解決につなげるため、全庁的に連携できる体制づくりを進めてまいりたいと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この社会福祉協議会の今の食料支援は、県の協議会から来る食料を提供したり、またお金を出して購入したりしてお渡ししておると思うんですけれども、それに間違いありませんか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

何分、ちょっと社会福祉協議会が実施しておる事業でございますので、多分、議員が今言っていたようなことだというふうに思うところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

フードバンクという組織は、いろんな食品製造業とかそういったところから、このまま放っておいたら廃棄処分になると、だけど十分食べられるとか、そういう食品を集めてきてお渡しするんですけれども、こういう機能ですね。

例えば、製造業において、ちょっとしたミスで、例えば缶がへこんだとか、そんなことでちょっと店頭には出せないとか、スーパーマーケットなんかが発注をミスして一桁多く発注したから困ったと、売れやんしとか、そういうふうな類いの食品を集めてくるというのは、やっぱり機能はないわけですが、亀山市がこういった類いの食品を集めてくるフードバンクの立ち上げに音頭を取るとか、そういうことはあまり考えていないのか。また、社会福祉協議会の機能、今の機能をもっと強化して、そういう食品をいろんな方面から集めてくるようなフードバンク的な機能も併せ持つというようなことを考えたことはありませんか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市独自でそういったフードバンク的な機能を持つということは今のところ考えていないところでございますが、現在、社会福祉協議会のほうでは、先ほどご答弁申し上げました生活困窮者支援緊急食糧提供事業、これのほかに、市民の方からご寄附をいただきました白米やモチ米、これを生活困窮世帯や支援団体に対しまして無償提供を行っておるところでございます。

そのほか、食品ロス問題の観点から、今、三重県が実施をいたしております企業等から寄附をされる賞味期限が近づいたような食料品、これを生活困窮者などを支援する団体が食料品の提供を受ける三重県食品提供システム、これを三重県が実施しておるんですが、これの積極的な活用を図るように検討をしておることと、それから生活協同組合様から毎月余剰となりました食料品や日用品の寄附を頂くような協定の締結につきましても、現在、検討をしておるというようなことを聞いておるところでございます。

このように、食糧支援の輪が社会の中でも広がる中で、今後につきましても市と社会福祉協議会が相互に連携を図りながら生活困窮世帯の生活維持及び自立に向けた支援を推進してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど答弁にありましたように、いろんなところからいろんな寄附を頂いてそれをお配りするという事は、私は非常に意味があるかなと思う。

日本という国は、片方で大量の食物を廃棄して、片方で大量の食物を輸入するんですね。これは日本に金があるのでできるけれども、貧乏な国ではできやんわけですね。そういうふうなことを考えると、やはり1人50キロの食べ物を廃棄して、片方で米を50キロ食べると。そんなんやったら、廃棄するのをやめたら米は日本中で食べやんでも済むのかと、そんなわけにはいかんのですけれども、本当にそんなことを日本は繰り返しておるわけですね。

だから、やはり身近なところからこういったフードバンク的な働きをしていただくというのは社会全体から見ても非常に有意義なことであるし、もっと頑張っていたきたいということを申し上げて私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時31分 休憩）

---

（午後 1時41分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問します。

順序を入れ替えさせていただきます。

まず、市内の盛土の緊急点検結果についてであります。

7月3日に、静岡県熱海市で大規模な土石流が起きました。濁流が住宅地を飲み込み、被害が拡大していく様子をスマートフォンなどで住民の方たちが捉え、その映像がテレビなどで放映されました。映像を見た瞬間、衝撃が走りました。この土石流の原因が盛土にあるとの報道に、これが亀山市で起きれば大変なことになると考え、急遽、7月6日に櫻井市長に会い、亀山市内の残土などの盛土の実態調査についてという申入れを手渡しました。この申入れに対し、櫻井市長も盛土問題は憂慮されており、調査に取り組む姿勢を示されました。

今回、9月議会の産業建設委員会の資料に、盛土の緊急点検結果についてという報告が提出されております。報告では、熱海市の大規模な土石流の発生を受け、国で総点検が行われていますが、これに先立ち、市が把握している盛土について緊急点検をしたということでもあります。

まずは、素早い調査と調査結果の報告を評価したいと思っております。

そこで、1点目、市内の盛土の緊急点検をした結果はどうだったのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田所産業建設部参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流の被害を受け、国は全国的な盛土の総点検を行うこととし、令和3年8月11日付で国土交通省、農林水産省、環境省等の各省庁から連名で各都道府県知事に依頼の文書を発出しております。

県はこの依頼を受け、盛土の規制に関する各法令に基づき、許可や届出の資料等から点検箇所を抽出する作業を現在進めているところでございます。このように、全国的な総点検が進められておりますが、これに先立ち、市において緊急点検を実施したので結果をご報告いたします。

市内全域を対象として、市が亀山市環境保全条例に基づき届出を受けた盛土など、市が保有する文書や資料で把握可能であるものから18か所を抽出し、現地を目視による確認をした結果、大規模な土砂災害につながるような盛土のり面等の変状や損傷は見られず、異常はありませんでした。

また、これらの18か所の盛土はいずれも土石流や急傾斜地の崩壊、地滑りのおそれのある土砂災害警戒区域には存在していないことも確認しております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まず、18か所の点検を行っていただいて、土砂災害警戒区域内というような場所とか大規模な災害につながるような盛土はなかったという報告であります。しかし、先ほども言われましたように、今、国が総点検を言っております、今回も市が保有している文書、資料からの点検ということで限られたものになっておるわけでありますので、今後、さらに進められるんだろうというふうに思います。

そこで、今後どのように取組を進めていかれるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

国から県に依頼のあった盛土の総点検では、人家等に影響のある盛土が抽出され、許可・届出等の必要な手続が行われているかどうかを書類により確認することや、現地での目視による確認を行い、点検を進めていくと聞いております。市といたしましては、国や県による総点検の進捗を注視し、連携して調査に取り組んでまいります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全体が分かるのは、まだもう少しかかるんだということでもあります。

それで、今回の調査というのは既にもう盛土がされている、そういうところの調査でありました。だから、現在計画中であるとか、これからそういう計画をされるようなところが含まれておりません。

それで、三重県の条例があります。三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例というのを県が昨年の4月1日から施行しております。この条例は、もともと廃棄物問題ネットワーク三重という団体が2015年6月に県議会に請願を提出し採択をされた。ところが、3年以上もそれがそのままになっておったということでもあります。

それで、この条例が制定される契機となったのが、今、知事選が行われていますけれども、前回の知事選のときに鈴木知事が紀北町の残土の山を視察された。そのときにあまりにも大量の残土で、これは危ないよということを感じられたからだというふうに、これは報道でしたけれども、言われております。そういうことがあって県の条例が制定をされ、去年の4月から施行をされている。

この条例ではどういうことが書かれているかというと、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、無秩序な土砂等の埋立て等による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資することを目的として制定をするというふうなうたわれております。

今日は、この県条例を踏まえて質問をしたいと思います。

まず、写真を出していただけますか。

この写真は江ヶ室地内なんですけれども、下が椋川の川べりです。それから、写真の上はちょうど白い建物がちょっと見えていますけれども、あのところにいわゆる県道が走っています。八幡神社から羽若、亀田へ行く県道です。だから、この斜面に今計画がされているということでもあります。

それで、この概要ですけれども、江ヶ室一丁目地内の埋立工事というふうには呼ばれておまして、場所は先ほども言いましたように、八幡神社から羽若、亀田方面へ行く県道沿い。これは以前から埋立てがされておりましたので皆さんご存じだと思いますけれども、ここに新たに埋立てをすると。

新たな計画の土地の面積は8,550平方メートル、最大の高さは15メートル、埋立てされる土砂の量は6万立方メートルということなんです。6万立方メートルといってもあまりにも大き過ぎてぴんときないんですが、熱海で流出したとされる土砂が4万7,000立方メートル、それよりもまだ多いんです。だから、大変な埋立てになるということだけのご理解いただけるかなと思います。

もう一つ、地図のほうを出してください。

これは、業者のほうから地域の方に配られた資料の一つなんですけれども、地図は上が北ですので、上が羽若方面ですね。それで、地図の下のほうにあるのが江ヶ室、東丸の方面、それで真ん中にびゅうっと黒い太い線が走っておるのが、いわゆるこれが県道です。この県道沿いに赤く囲んだところが計画地なんです。それで緑色で横切っているのが、これは椋川です。蛇行しています。見ていただくとよく分かるんですけれども、この赤の計画地と椋川がまさにもう接しているわけです。つまり、もう椋川のへりまで計画地があるという概要になっております。

そこでお聞きしたいんですけれども、現在、この計画がどこまで進んでおるのか、進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

議員からご紹介がございましたとおり、この県条例は土砂の埋立て等により土砂の崩落、飛散、または流出による災害の未然防止のため、土砂等の埋立て等を行う土地の区域の面積が3,000平方メートル以上、かつ高さが1メートルを超える場合は知事の許可を必要とするものでございます。

民間事業者によります江ヶ室地内で計画されております土砂等の埋立てでございますが、本年7月に埋立てを計画している事業者と県との間で事前協議が行われたところでございます。

事業者は、県への埋立ての許可申請の30日前までに説明会により周辺地域の住民に許可申請書の内容を周知する必要があることから、事前協議の段階で県から市に対し周知範囲の照会があり、計画予定地に隣接する自治会を報告いたしました。この報告を基に、県から事業者に対し周知範囲の自治会が指示され、事業者は関係自治会へ説明会を開催するものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

県と事前協議を行って関係の自治会と話をすることですね。それで羽若町もその一つなんです。それで、相談が私のところへありましたけれども、話を聞くと本当に事態は深刻なんです。

幾つか心配があるんですけど、最も大きいのは、埋立工事中とか、それから完成後に埋め立てた土砂が崩落をするような場合、こういうことが起こるともうすぐそばの椋川が埋まってしまうという、こういうことなんです。椋川が埋まればせき止められてしまいますので、結局、流れが止まってしまう、いわゆる下流に流れなくなる。そうするとどうなるかという、内水氾濫でしたか、あれと同じような状態で、上流に向かってずうっと水があふれてくるという状況が起こるわけです。

だから、上流には当然田んぼもありますし、それから町名で言うと西町という町名なんです。羽若にあって西町という変わったところですけども、集落があります。そういうところにも浸水被害が出るのではないかという、こういう心配をしております。つまり、椋川が埋まると本当に大変なことになる、これはもう羽若だけじゃなくして上流地域全体に影響を与えるんじゃないかというふうに思います。

そこでお聞きしたいのは、そういうような懸念がされているんですが、こういうことが起きないような対策は十分にされているということなのか、この危険性というのをどの程度認識されてみえ

るのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

三重県に確認いたしましたところ、県は土砂等の埋立て等の技術基準等により当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散、または流出による災害の防止上必要な措置が講じられているか審査を行うというふうに伺っておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まだ、住民の方の意見を聞いてとかというふうな手続をされているわけではないのでまだ県はその段階やと思うんですけども、県条例に基づいてちょっとお聞きしたいと思います。

13条に、市町の長の意見の聴取というのが規定されております。

それで、知事は許可の申請があった場合、これは許可の申請があつてからの話ですけども、遅滞なく関係の市町の長に通知し、市町の長の意見を聞かなくてはならないというふうに決められております。それで、市がどういう判断をするということも大きな、県が権限を持っていますけれども、市がどういう判断をするかも大きな問題になるというふうに思います。

そこで私は、市は地域住民の意見を最大限尊重した意見を述べるべきだと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

手続の流れといたしまして、まず事業者が県への許可申請に当たり許可申請の30日前までに説明会により周辺地域の住民に許可申請書の内容を周知する必要があります。周辺地域の住民は説明のあった内容について、事業者に対し意見書を提出することにより意見をすることができます。また、事業者は説明会の開催状況、意見書の概要、その意見への対応状況などを記載した書面を作成し、許可申請書とともに県に提出する必要があります。

市の意見につきましては、県条例第13条の規定により、知事は事業者から許可申請があった場合は、土砂の崩落、飛散、または流出による災害の防止及び生活環境の保全の見地から、市町の長の意見を聞かなければならないとされております。

仮に、江ヶ室地内で県条例に基づく許可申請がなされた場合、市といたしましては、事業内容、県に提出された自治会からの意見及びその意見に対する事業者の対応状況、埋立て等を行うに当たっての留意事項、各法令の遵守などの観点から、市関係部署の意見を集約いたしまして知事に対し意見書を提出することとなります。

一方、当該計画は亀山市環境保全条例第2条第1項第2号の規定による1,000平方メートル以上の土地の区画形質の変更に該当しますことから、事業者は市へ開発行為届出書を提出することとなります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

一つ言うておきますけど、聞いたことにだけ答えてほしい。聞いていないことまで答えられると時間がどんどん減っていきます。

それで、私が聞いたのは、地域住民の意見を最大限に尊重した意見を述べるのかどうかと聞いておるんですよ。それに対しては答えがないんですよ。それで聞いていないことは堂々としゃべらる。そうやなくして聞いたことに答えてください。

地域住民の意見を最大限尊重した意見を述べるべきだ、これについてどうなのか。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

市といたしましては、自治会からの意見、並びにその意見に対する状況等を十分に勘案して意見を集約し、意見書を提出してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

聞いておるのは、尊重するのかどうかと聞いておるんやよ。答えになっていないやろう。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

県条例の第4条でございますが、その中で土石流、埋立て等を行う者の責務の中で、その実施に当たっては埋立て等区域の周辺住民の理解を得るよう努めなければならないという責務もございます。そのような中で、当然、地域住民の皆様方の意見というのは非常に重要なものだと考えておりますので、尊重させていただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

その答弁を出してもらうのに何分かかりましたか、本当に。頼みますわ、もう時間がないんで。

それで、次に移りますけれども、盛土の高さが最大15メートルというふうに書かれているんですけども、これは計算が既に盛土がされている地面から15メートルなんです。それで、過去にここは田んぼやったんですよ。だから、田んぼやったところを盛土しているわけですよ、それで高くなっている。その盛土をされたところから15メートルです。だから、地域の人から言わせると、田んぼからしたら15メートルどころやないというんですよ。こういう15メートルを超えることになるんですけど、その点、問題ないのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

県の担当者に確認いたしましたところ、土砂等の埋立て等の技術基準により、原則、現状の地盤

からの高さが基準になると伺っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりそれはおかしいですね。もともと田んぼやったところが埋立てをされている、それもやっぱり盛土なんですよ。だから、それも危ないんですよね。盛土としてはね。だから、その上にまだ盛土をするわけですから、当然、その高さを測る場合は田んぼのところからの高さということになるんだろうというふうに思います。

それで先ほど、さきにもう答弁されましたけど、11条で周辺住民への周知というのが書き込まれています。これによると、説明会を聞いて地域の住民の方が意見をちゃんと述べるができるということが仕組みとしてなっております。意見書を出せるんです。私はやっぱりこういう事業というのはきちんと住民に丁寧に説明がされること、そしてそれについて地域住民がきちんと意見を述べ、最終的に全員の合意が得られるということがこの事業をやる上で最低限の、僕は前提だろうというふうに思います。

それで、熱海の土石流ですけれども、報道によりますと、実際に被害を受けられた地域の方というのはあの盛土については全然説明もされていないし、地域住民としての説明がされていないんですね。だから、そういうことを考えますと、やっぱり事前にそういう影響のある地域についてはきちんと説明をし、そこで合意を得るということが必要やと思います。

それで、市長に最後、全員の合意を得て進めていくということが大事やと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。簡単をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

三重県の東紀州で起こった事例、あるいは熱海の実例、これを出すまでもなく、このような開発行為による災害の未然防止、それから地域住民の生活環境の保全、これは極めて重要なことでございますので、昨年4月に県条例が遅ればせながら制定をされましたけれども、今幾つか触れられましたこの県条例に基づいて事業者の責務をしっかりと果たしていただくこと、それは今お話がありました地元住民への丁寧な説明、あるいは合意形成に向けた努力を求めていますので、当然、その責務を果たしていただく必要があろうかと思っておりますし、県はこの条例の的確な運用をしっかりとお願いをしたいと思っております。

一方で、亀山市としてもこれは当然のことながら、先ほどの環境保全条例に基づく手続のフローもございます。開発行為に関わる様々な手続をしっかりと対応させていただいて、県と連携もしながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

椋川が埋まって大変なことにならないように、それだけは本当に防げるような、それが起こるんであればもうこれは許可しないという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

次に移ります。

次は、駅前ができる新図書館についてであります。

この新図書館については、今回、図書館条例という全部改正が提案されておりまして、今日までにも多くの方が質問されておりますので、なるべく重複しないように質問したいと思います。

まず、私がこの図書館の移転について申し上げておきたいこと。

市民の声を聞くこともなく、勝手に市と教育委員会が決定をした。これはもう度々言っております。現在の亀山公園というのは非常に立地としてすばらしい、図書館をここに欲しいと、ここに図書館があるほうが良いという市民の声が多いということ。それから耐用年数がまだまだ来っていない図書館の移転を進めることによって、一方で老朽化が進む一刻も早い建て替えが必要とされる亀山中学校や東小学校が放置されていると、こういう理由から私は図書館の駅前への移転は反対だという立場を取ってまいりました。

しかし、現実に図書館の建設が進む中、建てるのであれば市民の意見をどれだけ十分に反映したものにすることが大事だと思いますので、質問をしたいと思います。

そこで、まず管理運営の問題です。

新図書館と現図書館の管理運営を比較して、何がどう変わるのかお聞きしたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

#### ○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

現行の図書館の管理体制は、館長を含め、正規職員5人、会計年度任用職員8人の計13人の職員体制で、市の直営で図書館を運営しております。

新図書館につきましては、図書館の本来の機能に地域情報、文化発信機能、展示発表機能、市民交流機能を併せ持った多機能型図書館を目指し整備を進めているところでございます。

また、施設規模が現行の約3倍になり、令和元年度の実績と比較し、想定入館者数は約2.4倍、目標貸出し人数は約2.6倍、目標貸出し点数については約2.5倍といたしておりますことから、新図書館を管理運営するためにはスタッフの増員が必要となると考えておるところでございます。

このことから、昨年3月に教育委員会で策定いたしました管理運営の基本方針におきまして、亀山市立図書館整備基本計画で示した新図書館において提供すべきサービスの具現化のために最も適していると考えられる管理運営の手法の方向性は直営と業務の外部委託導入を組み合わせるものとしており、図書館の運営形態が現行の直営から直営と民間委託を組み合わせる形態に変わるものでございます。

委託の範囲につきましては、市の図書館として行政が責任を持って運営していくため、企画立案、制度設計、関係機関との調整などの業務や公立図書館が担う地域文化の継承等を市の行政責任として直営で行うこととし、それ以外の図書館サービスの向上に係るイベントの開催や配架などの作業を主体とした図書館運営に関する業務を委託することを今現在検討しております。

行政が担う業務及び専門的な民間委託業者が担う業務を明確に区分した上で役割分担を明確に行うことで、行政が担う業務を行うために必要となる職員を適正に配置した上で業務の委託範囲を決定するよう、今現在、関係部局と協議を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

指定管理を導入せずに直営、そして一部委託ということにされたということは、私は大いに評価をしたいと思います。

ただ、幾つか問題もあるんですね。まずは職員体制ですけど、先ほど言われたように面積が3倍なんです。蔵書1.4倍、入館者の予想も2.4倍。こういうふうに大きくなる。2倍から3倍になるんですね。ところが、職員数は13から17で1.3倍なんです。これで本当に足りるのかという問題なんですよ。

それが1点、17人で十分なのかというのが1点。それから、17人の内訳として、正規と会計年度任用職員の内訳はどうか。この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

管理運営の基本方針において示しております1日当たりの図書館を運営するために必要となるスタッフ数17人につきましては、現図書館での経験値的な業務時間を基に、今後提供されるサービスなどの全時間の専従時間から新図書館における年間総業務量を3,800時間程度と仮試算したものでございます。この人数については、シフト制による交代者の人数は含んでおりませんので、1日当たりの必要となるスタッフ数、この17人を一つの目安として、シフト制による交代者の人数などを考慮して、人員については関係部局と現在協議を進めているところでございます。

また、正規職員と、あと会計年度任用職員、それと業務委託で従事されるスタッフの数ということでございますけれども、これにつきましても、今、関係部局と業務の委託範囲について協議をいたしているところでございますので、またきちっと決定しましたら議会のほうへお示しさせていただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は17人で足りないと思います。

それで、今回のその図書館条例の審議でもそうなんですけど、肝腎なところになると協議中で分からんと言うんですよ。そんなことが分からんのに、どうやって我々は、じゃあこれがいいと言えるのかということになるんですよ。だから、やっぱりきちっと出すべきものは出してくださいよ。17人とあんたらが決めたんでしょう。17人の内訳として正規が何人、会計年度職員が何人と出るやないですか、そんなもん。17人が決まっていなければ出ませんよ。17と決めているんですよ。

それから、もう次にいきます。館長の問題です。これは館長がどんな権限を持つか、それで館長がどんな人物が座るかって、大事なんです、これ。

評価される図書館というのは、本当にどこでもしっかりした館長が見えます。それで、今現在、亀山市の図書館というのは、館長というのは生涯学習課長の下のグループの一つなんですよ。

級やないんですよ。権限もほとんどなく、決裁は課長決裁です。生涯学習課長の決裁。これではやっぱり図書館は十分に仕事できませんよ。

それで、私はまず1点、館長にどんな人物を考えているのか。誰とは言いませんよ。どんな人物を考えているのか。それから、権限をどうするのかということ。

これはもう時間がありませんのでまとめて聞きますけれども、この組織機構の見直しをすると、これは総合政策部長に聞きますけれども、やっぱり課の一つに位置づけをして、図書館長にふさわしい権限を持たすという必要があると思いますが、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、図書館長につきましては、今の図書館もそうですけれども、新しくなる図書館につきましても多機能型の図書館ということでかなり面積も増えますので、そこをしっかりと管理できる、管理能力を持った課長級の職員が適当であろうというふうに認識をしております。

それと、今回、権限のお話がありますが、今の図書館長は課長級の職員でございます。グループというところに属してはおりますが、課長級の職員でございます。

ただ、今回、令和4年4月に組織機構の再編についても検討しておりますので、この位置づけにつきましてはその組織を検討するに当たりまして十分検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

課長級の職員というのは、給料が課長級やということですよ。権限はやっぱり組織なんですよ、いわゆる課という組織の権限が課長は持っておるんですよ。グループという組織はやっぱりグループなんですよ。だから、そういう課としての位置づけをつけるということですね、組織として。それが要るということを求めておきたいと思います。

次に、文化情報プラザということですね。

これは、もともと郷土資料コーナーというふうな名前でした。いわゆる、本市にゆかりのある人物とか、そういうものを展示するというコーナーですね。これは、これが示された時点から、市民の方から本当にいろんな意見がありました。それで、その結果、名前も変えられましたね。それは、私はよかったと思います。そういう意味で、地域情報や文化発信の拠点ということに大きく位置づけが変わったように私は感じております。

それで、一番このコーナーで問題になったのが、名誉市民の中村晋也氏の彫刻なんですよ。これがでんと固定的に据えると、非常にコーナーの使い勝手が悪いというような問題がありました。

バナーというのがありますね。垂れ幕みたいなものですね。それも結局、それがあると部屋が自由に使いづらいということがあって、こういうバナーを外すとか、それからその展示されている作品をどけるとか、そういうような取り外しができるような使い勝手ができるのかどうか。この点についてお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

文化情報プラザの展示設計につきましては、整備推進委員会等での意見を踏まえまして、1階の展示コーナーでは吹き抜け空間を生かした亀山にゆかりのある著名な文化作家や亀山市出身の文化人を紹介いたすデザインとなっております。

整備推進委員会などから展示が固定的にならないようにとの意見を踏まえ、利用想定として書架やテーブルを置いて日常的な読書スペースとした場合や、バナーグラフィックについても取り外しが可能ということですので、取り外しての企画展示、あとイベント利用などの様々な活用を想定いたしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

外せるということであります。また詳しくは委員会でやりたいと思います。

次は、中村氏の彫刻問題なんですね。

昨日も質問の中で、亀山市に既に2体彫刻があるということがありました。であれば、もう購入であれ、レンタルであれ、これ以上金を使う必要はないんじゃないかと私は思っています。当然、購入を進めるにしろレンタルにしろ、また維持管理費もかかるんですね。そういうことを考えても、やっぱり市民の皆さんの声を聞いても、新図書館にぜひ中村晋也氏の作品を置いてほしいという声は聞かれませんが、これは、私はね。

そういうこともあって、もう彫刻を購入であれレンタルであれ、予算をかけてやる必要はないんじゃないかと、亀山に2体あれば十分やないかというふうに思うんですけども、そういう考えはありませんか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

文化情報プラザにつきましては、これまで培ってきました亀山が育んできました亀山ゆかりの人物等を紹介する文化発信拠点ということをございまして、中村晋也氏につきましては文化勲章を受章されて名誉市民でもあられるというところがございますので、基本設計の中でも中村先生の作品を想定した形での建築設計もされておりますので、展示は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は要らないということだけ申し上げておきます。

次に、駐車場の問題なんです。

現在、図書館では21台となっております。それで、新図書館は地下に49台ですけども、基本計画では93台必要やと言われております。残りの44台は民間の駐車場を利用するということ、

こういうふうに言われています。

それで、私はこの問題の一つの駐車料金、これを取り上げたいと思います。

図書館条例10条で、地下駐車場の使用料が規定をされています。簡単に言うと、2時間を超えると駐車料金が発生すると、こういうことですよ。それで、図書館法という大きな法律があるんです。この17条にはこう書かれています。公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならない。つまり、無料だということをはっきりうたっています。こういうことを受けて、これは一つの例ですけど、愛媛県今治市の図書館条例。駐車場の使用料について、図書館利用者は図書館開館中無料とすると、こうです。無料ですと言っているんですね。当たり前なんですけどね。

そこで聞きたい。法律で無料とされているのに、どんな根拠があって駐車料金を取るのかお聞きしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

桜井参事。

**○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）**

先ほど、議員のほうから図書館法第17条の規定の紹介がございましたけれども、駐車場の使用料はその入館、その他図書館資料の利用に当たる対価に当たるのではないかとのご質問であるかと思えます。

例えば、入館料といった場合には図書館に入館する人全員から徴収するものと考えられますが、駐車場の使用料は駐車場を使用する人に限って徴収するものでありますので、入館料には該当しないものと考えております。

また、駐車場の使用は図書館資料の利用にも該当しないことから、地下駐車場の使用料につきましては徴収することが可能であるとの判断で、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の適正な利用のため使用料の規定を設けたものでございます。

なお、使用料に関する事項につきましては、地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める必要がありますことから本条例に規定したものでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

服部議員。

**○16番（服部孝規君登壇）**

今の答弁はまやかしですよ。駐車場を利用せずに、じゃあ図書館へ行きなさいということですよ。それやったら無料で何時間おってもよろしいよという話ですよ。駐車場を使う人は2時間超えたら料金が発生しますよと、こういうことなんですよ、あなたが言われたのは。それでいいんですか。図書館の利用を増やさなきゃならんのに利用を制限するような形になるわけですよ。だから、やっぱり取るべきやないと思いますよ。

それで、もう一つ例を出します。亀山市が受益者負担の適正化に関する基準というのを出しています。どういう場合、受益者負担で金を取れるか、市民から、ということですよ。こう書いてあるんですよ。基礎的で民間で類似サービスの提供のないものとして公園、図書館などを例に挙げ、市民生活に不可欠であり基礎的なもので公共性が高い行政による提供が必要なサービスであり、サービスに係る費用は税で負担する。受益者負担割合は原則ゼロ%、図書館ですよ。原則ゼロ%。だ

から、これは単に入館料だけやないですよ。図書館を利用するときに受益者負担は取りませんという話や。駐車場も含めてですよ、これは。そうでしょう。駐車場を使って利用する人と駐車場を使わないで利用する人と区別できませんよ、そんなこと。はっきりそうやって書いてあるんですよ。これにも反するやないですか、駐車料金を取るということは、どうなんですか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館サービスを受けるについての受益者負担についての原則が先ほど述べられた市で定めます受益者負担の方針の中で定められたものと考えております。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、図書館法第17条の、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならないという規定の解釈をする中で、駐車場につきましては図書館に付随する駐車場ということで、これについては使用料は徴収することが可能という判断で規定を設けさせていただいたところでございます。

確かに、福沢議員の議案質疑でも申し上げましたけれども、利用時間の分布のほうからいきますと大体2時間までの利用ですので、2時間までについては無料とする配慮をさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、あなたは知らないか分らんけど、図書館を利用する人って時間に関係なくおるんですよ。例えば、朝行って、1日新聞各紙全部見るんですよ。そうすると、半日ぐらいかかるんですよ。それを日課にしている人がおるんですよ。そういう人が2時間で切られるんですよ、これ。利用できなくなるんですよ、そういう人が。

それから、図書館は今度多機能だと言われました。いろんな機能が備わっている。それじゃあ、こういうこともしたい、ああいうこともしたいといろいろあるわけですよ。そういう形で利用してほしいということですよ、これ、図書館を。ところが、2時間という制限がついたらできなくなるんですよ。多機能で大いに利用してください、1日でもおってくださいというのが本来やないんですか。それをあなた方は、駐車料金を2時間で料金が発生しますとするから、利用者が減るんですよ。抑制になるんですよ。だから、あなた方がやろうとしていることと駐車料金を設定することが矛盾するんです、これは。やめなさいよ、これは駐車料金を。この点は、絶対私は条例の点でも認められないと思っています。

それから、次に入館者数、これについてもお聞きしたいです。

13万人増えて23万人になるという想定なんですよ。これは、とてもやないけど、どうやってこれだけ増やすんかと、分かりません。

それで、何でこれだけ増やせるのか、根拠を一遍示してください。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

新図書館の年間入館者数23万人の根拠でございますけれども、亀山市立図書館整備基本計画におきまして、類似規模の団体、図書館の上位10%の年間貸出し点数による1人当たりの貸出し点数が11.2冊であることから、年間の貸出し目標冊数を人口5万人として55万人としております。

現亀山市立図書館整備推進委員会の委員長で愛知工業大学中井孝幸教授の研究成果による試算では、1人当たりの貸出冊数を4冊として、目標年間貸出冊数が55万冊を1人当たり4冊で除した数字になりますけれども、13万7,500人。それで、来館者数の60%が貸出しを利用しているということから、年間来館者数についてはその13万7,500人を60%で除して割り戻した形で23万人と見込むことができますことから、想定入館者数として23万人と基本計画で示しておるところでございます。

あくまで、目標の入館者数ということで設定させていただいているところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

服部議員。

**○16番（服部孝規君登壇）**

いろいろ言われましたけど、要は私が思うのが、現在の利用者をやっぱり広げなきゃならん。今まで来てもらっていない人に来てもらうということをやらなかつたら駄目ですよ。だから、そういう意味でいくと、いかにそういう新たな図書館利用者を増やす、そのための手だてをどう打つかということがやっぱり大事であるんです。

だから、そういう意味でいくと読書人口を増やしていく、本に親しむ人を増やしていく。そういう手だてをやらなかつたら、蔵書数が増えました、広くなりました、だから入館者が増えますと、そんな単純なことやないと思いますよ。だから、そのところをこれは今日はちょっと議論できませんけれども、やる必要があると思いますよ。例えば、移動図書館車なんて、あれは非常によかったですよ。ああいうような形で裾野を広げるというのも一つの方法なんですよ。それから、昨日、伊藤議員が言われた図書館の跡を分館にするとか、これも一つの方法ですよ。だから、いかに読書に親しんでもらう、図書に親しんでもらう人を広げるかということをやらない限りやっぱりなかなか難しいだろうと思う。

最後に質問をします。維持管理費なんですよ。これだけ大きくなって人も増えて、経費もかかるんですよ、これは物すごい。一体、どれぐらいのお金が年間でこの新図書館にかかるのか。地下に駐車場を持って、地上4階建てですよ。こういう大きなもの、それからICTも随分進みます。そういうことも含めて、維持管理費がもう現在とは比較にならないほどの金額になると思います。

そこで、これが開館した場合、年間の維持管理費が現在と比較してどれぐらいになるのか出してください。

**○議長（中崎孝彦君）**

桜井参事。

**○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）**

現行の図書館の年間維持運営費でございますが、図書館費、施設管理費の決算額は、令和元年度が4,196万円、令和2年度が3,240万円と推移しております。

新図書館における年間の維持運営費につきましては、現在検討しております管理運営業務に係る

委託料や、図書購入費をどれだけ見込むかによって大きく変わってまいります。また、新図書館の施設管理費につきましては、先ほどから議員がおっしゃられていますけれども、施設が現図書館の約3倍になることにより、光熱費とか、あとエレベーターの設置、あと空調機の増設などによる施設管理費に費用が必要になってくるところでございます。今現在、その積算をしているところでございます。

管理運営について、管理部局との協議が調って施設管理費の積算ができましたら議会にお示しをしたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何を聞いても肝腎なところは皆未定なんですよ。これから決めます、協議します。そんな状態で9月に図書館条例の制定を出してきたんですよ。条例だけ決めて、あとは決まらないんですよ、これ。一体、維持費は幾らかかるの、年間。そういうことも分からずに、我々は新しい図書館をゴーサインが出せるんですか。だから、肝腎なことはきちっと決めなさいよ。その上で我々に提示しなさいよ。そのことが抜け落ちているということです。これを言うておきたいと思います。

それから、そもそも駐車場の問題、これは駅前に造ったからこういう問題が生じるんですよ。亀山のようないっぱい土地があって、大都市と違うんですよ。土地があるようなところに図書館を建てたら、平地で駐車場を造れるんですよ、無料の駐車場が。あなた方がわざわざ駅前に持っていったために、土地のないところで駐車場が取れないから地下に駐車場を造るとするから、それでも足りないから周辺の民間駐車場まで借りてやるというんです。そんなことをするから駐車料金を取らなあかんとか、こんな問題が生じるんですよ。

根本を言うと、これはもうここまで進んでいるんであれですけどね、駅前に図書館を持ってきたことの間違いが表れているわけですよ、はっきりと。そのことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時29分 休憩）

---

（午後 2時40分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井でございます。

一般質問をさせていただきます。

議長にちょっとお願いしたいんですけども、ちょっと順番を変えてやりたいと思いますもんで、よろしくをお願いします。

1つ目、JR亀山駅のホームの待合所について。

私がもう61ぐらいのときに、市長が初めて就任されたときにこの提案をさせてもらって、かれこれ12年ばかりたつたんですけども、どのようになっておるかと思って、再度これをちょっとやらんことには、私ももう70になって、もうそろそろ免許も返上せんならんと。汽車、それからバスを利用せんことには、名古屋のほうを向いていったときに、この2番、3番ホームでちょっと寒いときに行くのと待たんならんし、暑いときはそれもですけども、一体どないなっておるかな、市長。12年前には、亀山の駅長とちょっと相談するわということで12年たつたんですけども、どないなっておるのや、市長。

というのは、駅前の再開発事業に国の補助も含めて80億以上のにぎわいづくりとって再生をやっておるんですけども、せめて2番、3番ホームに待合所を造るのに、市費で400万ぐらい、私らのときは200万と言っていましたわ、12年前は。400万ぐらいかけてもらって、維持管理はもうJRに任せて、ちょっと亀山市で出してもらって、エレベーターが各ホームにできましたし、これを市長、造ってもらわねばいかんのかいな。もう私も、あそこで寒いとき、暑いときに待っておるのはかなわんで、これから。どないなっておるのや、市長。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

JRに対します利便性向上等々の要望につきましては、12年前とおっしゃられましたが、継続して、県下のJR沿線自治体で組織する期成同盟会の要望活動、あるいは亀山市としても機会あるごとにお願いをしまいでございます。それから、この要望につきまして継続的な要望を行ってきておりますが、本年3月にはご案内の関西本線の亀山ー加茂駅間において、交通系ICカードICOCAの利用エリアが拡大をされるなど、要望に応じて、JRサイドとしても利用環境の改善に努力をいただいております。

また、たくさんの方がご利用いただく通勤・通学の時間帯を含めまして、議員が当時ご指摘をいただいております乗り継ぎ時間につきましては、随分この12年間で、従前と比較して改善をされてきておるところであります。それでも、なお待ち時間が長いという場合につきましては、既存の駅舎や4番線、5番線ホームにあります待合施設をご利用いただく。特に伊勢線との乗換えというのは4番、5番でございますので、津方面等々、関西線からの乗換えというのは、これをご利用いただいております。

今後におきましても、引き続きまして、これはJRに対しまして、待合施設の設置も含めまして、より利便性向上に向けた要望を行ってまいりたいと思っておりますが、今、市が金を出してでも設置できないかというご趣旨のご質問でございましたが、JR亀山駅の2番、3番線のホームへの待合施設について、亀山市が独自に財源を負担して設置するという考えは現在持っておりません。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いかにあなたが関方面の利用者に冷たい市長かということがよく分かった。今後、また詰めてい

く、要するにせんということやな、亀山市としては。分かった。

それなら次、スクールバスについてです。

この間、千葉県で本当に悲しい事件が起こりました。本当に子供たちの通学の安全を凶らんならんと。スクールバスの概要、どのように捉えておるんか。導入の背景と定義について、どのように教育委員会として認識されておるのか、どこまで認識しておるのか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、スクールバスにつきましては、現在2台を運行しているところでございますけれども、基本的には遠距離の児童・生徒の安全というものを確保するために、現在、関地区、亀山地区も含めてでありますけれども、遠距離児童の通学というものに対してスクールバスを出しているというふうに認識しておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、わしが聞いておるのは、スクールバスの導入の背景と定義について聞いておるわけや。そういうのは勉強していないのかな。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

合併以前の関町におかれまして導入されたという経緯について、詳細までは私は今把握はしていないところでございますが、私といたしましては、沓掛、弁天も含む坂下地区、それからまた加太地区で通学する生徒について……。

そういう形で運行しているというふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

スクールバスの概要として、導入の背景というのは、1つ目は、市として僻地における通学支援のための導入ですと。これは昭和29年に施行されたへき地教育振興法において、このスクールバスというのは定義されたんや。昭和29年、導入の背景は。それで、2つ目は、通学時の安全確保の手段としての導入、これが背景なんや。定義の中には、今の背景の中にも、また近年市町村合併、過疎化による学校の統廃合が進んでいますがと書いてあるんですよ。それが背景なんや。

そして、基本的に通学バスは、小学校までは4キロ以上。これは国の補助金が2分の1つくわけ。2分の1の定義の中で、小学校においては4キロ以上、中学校においては6キロ以上、僻地における補助金等について、スクールバス導入に際しては、国庫補助金2分の1が適用されますということが昭和29年から続いておる一つの事業なんですよ。そのようなことを調べてください。これが導入の背景や。定義というのは、料金は取ったらあきませんと。料金を取ったらスクールバスの補助金はやりませんよというのが定義の中に書いてあるの。そういうようなことを調べておいてくれ

よ。

それで、今、旧関町のときに導入したスクールバスがまだ運行をしておるんですよ。それで、たしか幼稚園のバスは、もう今はスクールバスで併用してやっていますよ。そうやけれども、ぼろぼろなんですよ、もう、ねえ、市長。いろんなことをやっておるけれども、旧関の合併時に継続した事業は、新亀山市になったもので、旧亀山と差が出てくるというようなことも言っておったけれども、前に。それは、もう二十何年も乗り継いで、あれは何キロ乗っておるのや、何年に買っておる、それ。そんなもの、数字は持っていないやろうな、持っておる。何キロ走っておるの、今。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、今運行しております2台につきましては、平成16年度に初年度登録をしているところでございます。その2台のうちでございますが、1台が19万6,000キロ、もう1台が14万5,000キロでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

平成16年に導入ということは、先手を打ってあったわけや、関町で。恐らく合併したら買ってくれやんやろうなという思いがあって、当時の清水町長がそれを切り替えてくれたと私は思っておる。行政の担当者及び議会というものは、そういうふうな今の状況だけを見るんやなしに、長い目で物事を見ていくという目をみんなが持つてほしいと私は思う。私はちょっと目が届かんところがたくさんあるで、自身、気をつけなあかんところがありますけれども。基本的にもう更新時期なんですよ。私の車も、もう10万キロを切ってまだ乗っていますけど、関のスクールバス運行についての新車の導入はぜひとも図ってほしい。教えてやったように、国の補助金制度もあるのやから、この概要をもう一遍しっかり勉強して、次のときには予算が組めるように努力してもらいたい。何ぼ言っても、あんたに言うてもしょうがないでな。市長も、これは買う気があらへんわな、あんたは。2番、3番ホームもする気がないのやで。

ここをやっておると、次、ワクチンのがちょっと時間がなくなるで次行きますけど、道路照明灯の整備についてちょっと確認をしたいんです。

以前、私の同僚やった西川君からちょっと電話をもらって、野村布気線、立派な県道と市道が1,800メートルできたと。ところが、道路照明灯が少ないので、夜に散歩される方とかたくさん見えるけれども、危なくてしょうがないと。暗いもんで怖いで何とかしてくれやんやろうかといって言われたけど、わしは言えんもんで、あんたが代わりに言うてくれと言われたもんですので、まず野村布気線の照明灯、原課に確認させてもらったら、道路照明灯が2基、それから防犯灯が1基、1,800メートルの間に。それで、立派な橋がかかっておる、あの2億何ぼもかかった橋。

ちなみに、関消防分署の前の勧進橋があるんですけども、その橋の間に6つから7つの道路照明灯がついておるんですよ。何で新設道路のときに、市長、この図面を見たときに、照明が少ないやないかというようなことに気がつかんだんかね、あんた。そうでしょう。せつかく合併特例債も使って、あの立派な道路を造って、立ち退きを含めて10億以上の金を投入しておるんですよ。あ

そこに道路照明灯をつけるのにどんだけ高ても1億はかからんですよ、本当に。そんなことにあなたは気がつかんのかな、まずその整備をするときに。ここには道路照明灯をつけなさいということをするべきやと思う、あなたの立場としては、市長の立場として。

それから、もう一つ同じように、アイリスの出口から野登へ行く辺法寺口まで、あれは県道ですけども、あなたも県議会議員14年やって、市長13年目かな、あの道はよく通っておる、私も昔、フラワーができるまではあそこをよく通らせてもらったけれども。くねくね曲がって、それで、照明灯がアイリスまではあるんですよ。アイリスから北側へ行く道路に照明灯がほとんどない。そういうようなことに気がついてみえますか。あんなところを通ったことない、だから気がつかんのか分かりませんが。だけど、そういうのは道路照明灯をつけるべきやと思う。県道であったら県に要望して、たとえ年間3つでも4つでも、やっぱりつけさせるような方策をしなければよ。私は、あなたが県議会議員のときに、ちょうど白木口のところに道路照明灯を1個つけてくれとあなたにお願いをした。3回した。3回してもあなたはつけなかった、県議会議員のときに。同じようなことが続いておるんですよ。

外へ出られんのか分からんけれども、やはり市民の方は夜ジョギングしたり、そういうようなことをして、例えば布気線へ行く道ではジョギングする人は少ないか分からんけれども、野村布気線1,800メートル、直線ですよ。あれを往復してジョギングをすると。そのとき男の2人や3人の連れと一緒にジョギングするんやったら怖いことないやろうと。でも、女の人が2人であそこを走るとなると、やっぱり怖いですよ、防犯灯がないですから。そういうようなことをあなたは感じられませんか。道路を造ったら、道路照明灯なり、そういうようなものを造らなあかんという感覚はお持ちでないですか。ちょっとお聞きしたいです、市長さん。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の野村布気線については、今ご指摘のような2基の道路照明灯が市道と交差します野尻線との交差点に2基つけさせていただいております。この道路照明灯の設置箇所を検討するか否かの一つの基準でありますけれども、夜間の交通車両が多い交差点でありますとか、道路の幅員、線形、または道路勾配が急激に変化する場所であるかなど、こういうことを検証した上で設置をすることにしてございます。現在、市民の方が市道野村布気線の歩道を夜間に、若干名の方がウォーキングされておられるのは承知をいたしておるところでございます。非常に暗いということは確かではございますけれども、現時点で設置要望等々について頂戴をいたしておりませんが、今後様々なご要望がありましたら、安全・安心な道路施設の一つである照明灯の設置の必要性は、市道につきましても市内に550キロ存在をしておりますので、道路照明、それから防犯灯につきましては、自治会さんで設置、管理もいただいております。電気代につきましても、本市として応援をさせていただいておりますが、そこらの関係も当然あるかと思っておりますので、そういうことも含めた検討をしてみたいと考えております。

それから、もう一点、県道の野登に参ります亀山停車場石水溪線につきましても、本市の南北軸の重要な県道であると認識をいたしておりますし、その現状につきましてもやはり十分承知をいたしておるところでございます。ただ、歩行者、あるいは自転車等々の夜間の通行者は極めて限られ

ておりますので、今のアイリスから辺法寺に至りますこの間、ほとんど県としても設置をされておられないのも現実であろうというふうに思っておりますが、多くの方からご要望をいただくようなことがありましたら、本市としても県に設置要望を進達してまいりたいと考えております。県の考え方もあろうかと思えますけれども、そういう中で対応を、今までもそうですが、今後におきましてもそのようにさせていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

多くの人から要望があったら要望していくって、何人が多くの人になるのかな。やっぱり行政というのは、1人の人を助けんことには市民全部は助けられんと思うの。市長もそうですやんか、家でもそうやと思う。私のところは7人家族やで、おまえさん一人が言うておってもせんなんことない、いや、そんなことないと、おまえさんが困っておるのやったら、そんなふうにみんなが協力しようというのが家族であり、市民は4万9,000人が家族ですやんか。家族の中の一人でもそういうような要望があったら、それは無駄な要望やないですよ。暗いで何とかしてくれんやろうかと、暗いで何とかして犯罪を防ごうやないかという努力をするのが行政やないかと私は思います。何人が要望になるのかというのは、もう一遍、次に12月でやりますわ。

これで次に移らせてもらいたいけれども、新型コロナウイルスワクチンの今後についてという課題でちょっとお聞かせ願いたい。

いみじくも先般の全員協議会でもありましたけれども、8月27日午後4時の亀山市発表分で、1回目の接種者は2万4,704人、2回目の完了者は2万1,058人、それを差し引くと3,646人の方がまだ2回目は接種されていないと。トータルで2万1,058回に3,646人の方を足すと2万4,704人の方です。トータル4万5,762回の接種が、これがこの新聞に報道されておりました、伊勢新聞に。先般の全員協議会で、亀山市は55.9%やったと。副市長がよそにはちょっと負けたけれどもとあほなことを言うとするけれども、その55.9%の内訳、それを教えてください。2回目接種完了者は何人、1回目の接種者は何人、その数字を教えてください、9月7日の時点でやに。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今9月7日とおっしゃいましたけど、私どもが持つておるのは9月5日の時点でございますので、9月5日の時点の数字を申し上げたいと思えます。

これは、先般の全員協議会で出させていただいた資料に基づいております。全体の接種回数が4万9,770回、1回目の接種が2万6,524回、それから2回目の接種が2万3,246回、これをパーセントにしますと、1回目が接種対象者の59.6%、2回接種が接種対象者の52.2%、合わせて55.9%というのが全員協議会の資料で申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

数字が合わんやんかな。1回目が2万6,524回、これが1回目で1回やわな。2回目が2万3,461回って……。人で言うておるのやがな、私は、何人やて。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

2回目をもう一度申し上げます。2万3,246人です。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、トータル接種回数は幾つになりますかな。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

前回の全協の資料のとおり4万9,770、これは回数になります、人ではなしに。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

数字遊びをするわけやないのやで、2回目が2万3,246人ということは、4万6,492回ということやろう、2回打っているのやから、1人が。2万3,246人の人らが2回目を打ってござったら、それに2を掛けたら4万6,492回やんか。プラス1回目の2万6,524回を足したら何ぼになるの、おかしいちゃう、どうなんや。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

いろんな統計で1回目、2回目というのがあります。これは、多分全て統一的な考え方でいっておると思いますが、例えば1,000人予約されたとします。そのうち、800人が1回目を打ちました。その800人のうち600人が2回目を打ちました。ということですので、単純に1回目的人数と2回目的人数を足した数が総接種回数になるはずですよ。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ますます分からんようになった、数字を聞いておると。それなら単純に、実際に2回目を終了された方は何人ですのや、2万3,246人の方が終了されたのか、2回目やに。まだ1回目の方は何人やということやないかな。それは人数が出てくるわさ。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

先ほど櫻井議員がおっしゃった2万3,246人が2回接種したから、それを倍にすべきやというのは考え方としてよく分かります。そうすれば、1回目の2万6,524人から2回目の2万3,246人を引くべきだと思います。ですので、4万六千何がしに引いた数を足すと4万9,770回になると、そういう数字でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね、それでいいのや。

そうすると、表を出してください。

これが7月27日時点の各市町のパーセント、第11クールまでの表が出ています。我が亀山市は56%、本当は55.5やと思うんですけど、私の計算からいくと。志摩市が89、それで一番少ないのが四日市の46、木曾岬町が99%。このばらつきは、首長の感覚でばらつきが出てくるのか、それとも、この間、玄関で会ったら私に任せておくと副市長は言うたけれども、このばらつきはどういうようなばらつきでこうなったんですか。結局、コロナワクチンの対策の手法の手順が他市よりも遅かったから、それともどうなんかな、この原因。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

答弁の前に、この数字、櫻井議員、下に注意書きに書いていただいていますように、県のホームページから取られたということなんですが、実はその県のホームページの数字が間違っております。ですので、少し訂正をさせていただきたいと思うんですが、まず、真ん中の欄の10-2クールまでの配分箱数、これは多分11クールまでの配分箱数の誤りだと思うんですが、41と書いていただいておりますが、42です、実数は。それから、11クールまでの配分合計（回数）4万9,725回と書いていただいておりますが、4万8,555回が正しい数でございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

今お尋ねのこの差は何でついたんやというお話ですが、全ての市町に聞いたわけではありません。推測の域も少し入りますが、医療従事者を除く部分で接種を始めたのは、そんなに各市町に早い遅いはないと思います。4月の下旬から5月上旬、あるいは5月の中旬ぐらいだったと思います。市で志摩市、町で木曾岬町が先頭を走っておるわけですが、パーセンテージが一番高いわけですが、恐らく、ちょっと感覚的に言いますと、私ども亀山市は5月中旬にあいあいの集団接種を始めて、その1週間後に医療センターで個別接種を始めて、たしか月末の31日だったと思いますが、各医療機関の個別接種を始めました。徐々に徐々に回数を増やして行って、1か月ぐらいトップギアに入るまではかかったと思います。これは想像ですが、例えば志摩市であったり木曾岬町については、医師会の関係もあったとは思いますが、時期も早かったのかも分かりませんし、最初からもうトップギアに入れた状況で走り出したのではないかというふうに推測をいたしております。決して亀山市が遅いという認識は持っておりません。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

志摩や木曾岬は5段式やけど、亀山市は3段式やったでということやな。

ところで、いろいろ聞いておる中で、以前ちょっと資料をもらったんですけども、なぜ亀山は他市よりも面積の割に、1番が四日市で、2番が鈴鹿で、3番が桑名で、4番がいなべで、亀山が5番目なんやということで文書が来ておるんですよ、私の手元に。今432人の感染者の方が見える中で、もっと独自の対策というのを何で組まれていなかったのか。もう少し速やかに物事が動いておったらすな。確かに、あくまでも接種は任意ですから、強制的ではないですのであれですけども、私が県議会からもらった資料によると、12歳以上の接種対象者の目安、木曾岬は81%、亀山市が79%と、それで南伊勢ですけども、86と。何でこういうようなばらつきがあるんですか。

公的に亀山市は対象者が4万4,228人としています。日本政府も、8割をめどに接種を進めていきたいという方針にあると思うんです。当初、亀山市は75で、医療従事者を含めて4%で、なぜ亀山市は79って……、数字が違うし。それから、この間の全協でも、全国で1,000箱しかないもんで、三重県には十五、六箱しか来んというような報告がありましたけれども、この資料によると、三重県全体には134箱来るんですよ。13で134、第14クールで155、第15で134箱来るんですよ。それを各市町で割っていくわけですよ。それで、接種率の高いところは、15クールのところで、14、16でゼロのところがあるわけですよ。にもかかわらず、亀山市にはよく来て4箱なんですよ。何が足らんのですか、この分配で。何か原因があるんですか。

### ○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

### ○副市長（西口昌利君登壇）

全員協議会で申し上げたかどうかあれなんですけど、河野大臣は、10月上旬の第15クールのワクチンをもって、全国希望者の8割が打てるワクチン量を各都道府県を通じて各市町村に配分するというようなことをおっしゃってみえます。そんな中で、今櫻井さんの資料、私もこれが手元にありますが、県からもらった資料では、15クールの調整枠は除いて、79%になって、80%になって、まだ1%足りません。この79%という数字自体も、私はもう少し低いのではないかというふうに思っておるんですけど、なぜこうなったのかという話なんですけれども、今、三重県全体の接種の状況をお話しさせていただきますと、今度はちょっと例え話で申し訳ないんですが、ワクチン接種をマラソンに例えると、第1集団と第2集団があります。第1集団というのは、市でいうと伊勢、鳥羽、志摩、尾鷲、熊野とその周辺のまちですね。いわゆる伊勢志摩、東紀州、まさに先ほど櫻井さんの資料はワクチンの接種の配分数が多かったと思います。それに続くのは、北勢、中勢、伊賀の市町。

もう既に前の段階で、いわゆるトップ集団の伊勢志摩、東紀州の市町が80%の配分率を超えておりましたので、本来であれば、80%を超えた分は、県が再度撤収をして、低い市町に配分すべきだったと思います。それをせずに、第2集団の我々だけ調整をするというようなことになった結果、80%にまだ達していないというような認識で私はおります。そのことももう既に県に申し上げてありますが、県としては、トップ集団は手を加えずに、第2集団だけ均衡のあるワクチン配分にすると、そのような言い分ではおりますが、私は少し納得できないというような状況でございます。

が、そのような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたが納得せんでも、県の担当者がどうかやけど。

今後、今日のヤフーを見ていたら、政府の発表したワクチン供給スケジュールとして、ファイザー社製は、7月から9月は7,000万回で、2週に1,170万回を全国へと、10月から11月は2,000万回分を供給すると。そこにモデルナは9月までに5,000万回分を供給するという発表をしておるんです、政府は。その中で、全協でもお示したように、厚生労働省健康局健康課予防接種室から、令和3年8月5日に通達があったと思うんですけども、あなたは第1集団、第2集団と言いましたけれども、そうするとここに書いてあるのは、基本的には管内の市町村に特別枠の接種を予定する医療機関及び関係団体に連絡いただきたいのでお願いしますと、もう通達が来ておるんですよ。市は、第13クルールの作業について、別紙4のとおり、都道府県は8月10日火曜日15時まで、市町村は8月12日木曜12時までの間に作業を進めていただくようお願いいたしますと。もう8月ですよ。今9月ですわな。このような通達が来ておるんですよ。このような通達はご存じですか、そうすると。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

全ての通達は存じ上げておりますが、たしか6月中に65歳以上の高齢者のワクチンを配付するという国の計画の中で、そこまではほぼ要望数どおりのワクチンが参りましたが、それ以降、今櫻井議員がおっしゃった7,400万回分と2,000万回分については、市町村の要望どおりの配分ではなく、いろんな調整が入って要望の数未達の配分でございますし、亀山もそうございました。

これは、櫻井議員が先ほどまだまだ配分があるやに言われましたが、7,400万回と2,000万回ですので9,400万回分については、櫻井議員もご承知の15クールまでで全て配分をするという国の計画ですので、原則ですが、10月上旬に配分される15クールと、それから最終に残る15クルールの調整枠は、多分来週、県下の市町村に配分される数が決まると思いますが、それをもって、河野大臣が言っておる全国市町村に希望者の8割に相当するワクチンを配るといような内容と理解しております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。これは同じ資料なんですけれども、全国の配分表がこれと同じでついておるんですよ、配分表が。コピーしてもらっておる。基本的に、全国で9,244箱、三重県は第13クールが134箱、第14も134、第15は134と、これは厚生労働省が間違っておるのかな。そんなことはないやろう。

だから、そういうような中で、やはりもっと県と折衝しなさい。確かに、この8月5日の通達に

ついても、余分に行っておるところは自肅せよと県に通達しておるんですよ、この文書で、8月6日のところで。我が亀山市は60%行ってないんですよ。だから、もっと県に折衝せないかんですよ。県のホームページが間違っておるといふようなことで、暇があったら私は思うけれども、いかがですか。何か言いたいことがあったら言ってくれ。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今、例えば13クールのお話をされましたが、これは多分今週末ぐらいにワクチンの入荷があると思っています、亀山市に。これがもう既に3箱、回数にして3,510回分というふうに定められております。それから、14クールについても、基本枠と調整枠を合わせて3箱、同じく3,510回分というふうに言われていまして、最後の15クールは基本枠で今亀山市は2箱、2,340回分と言われている。これらを足しても、全協で申し上げたように、あと5箱、五千五、六百回分足りないという実情でございますので、県と折衝せよということでございますが、今朝も県の課長と電話をしましたが、やはりまだかなり厳しい状況であるということとは変わらないというふうな返答ございました。ただ、今後も市長を先頭に、ワクチン配分については、全力で取り組みたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう全力で取り組むのは当たり前前で、それが市民の安心・安全のまちづくりの、それが行政の仕事なんです。それは当たり前のことなんです、全力でやるのが。

次に、わしの孫に16歳から24歳までの接種券が届きました。ちょっとよこせと言って持ってきたんですけど、ここへ。津のツッキードームで6回、1日当たり700人、4,200人分。四日市の総合体育館で4回、1,000回分、4,000名。

確かに、南勢のほうはかなり接種率が上がっておるものであれですけども、亀山市として、亀山市の16歳から24歳までの方の大体の予測。これは殺到するわけですから、大体県下で16歳から24歳までの県民の数が何名になるんですか。ある程度接種を完了した人も見えるか分からんけれども5割も見えんと思う。これは殺到するわけです。確かに携帯でサイトですのと電話ですのと両方書いてありましたけれども、大体予測数値、どこら辺まで見込んでおるのか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今、津市のツッキードームのことをおっしゃいました、4,200人。新たに四日市市の四日市市総合体育館でも4日間、1日1,000人、4,000人、合わせて8,200人の枠が設けられました。亀山市の16歳から24歳のうち何人見込んでおるのやという話ですが、いいかげんな数字は言えませんが、最低でも、私の希望としては500人ぐらい。できれば、1,000人ぐらいの方に打っていただきたいというふうな希望的な観測も含めて申し上げたいと思っています。

ですから、その方々の分のワクチンが必要なくなるわけですから、残る方の分のファイザー社製のワクチンを何とか県から供給を受けて、残る方のワクチン接種を進めたいという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だけど、亀山地区は四日市まで行けませんのや。これは、ご丁寧にわしのところに2枚も同じものが入っておったんやわ、この封筒の中に2枚同じものが。それで、よその伊藤議員に聞いたら、おまえさんのところは幾つやった、1枚やったと言うんですよ。忙しい中でにわかになんかやったんやで、2枚入れたか分からんけど、これは津市の会場でしか打てないですよという通知なんです、これは。四日市の総合体育館とは書いていないですよ。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

その接種券を発送させていただいたのは火曜日でございました。そのときは、まだ県のほうで四日市の接種会場が発表されておりましたので、そこには津のご案内しかありませんが、その後、四日市の会場が発表されましたので、恐らく今日の夕方からZTVの文字情報で、津、四日市を併せてご案内をできるかというふうに思っています。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

慌ててよう穴へ入らんカニやあるまいし、別にそんな慌ててするのやったら、別に四日市でも打てますよと、ZTVはわしは見やんもんであれやけれども、ご丁寧に国の自衛隊大規模接種センター、大阪センターが書いてあるんやに。大阪まで行けというのか知らんけれども。そんなんやったら、そんなことが分からんうちにこんな文書を作ること、それもおかしいやないかな。きちっと物事を決めてからこういうような文書を作って流して。ZTVを見てくれというのは、ちょっと行政としては横着やと私は思う。市民に対する親切味がない。

もうあと残り2分30秒ですもんで、次、12歳から15歳の接種券が発送された。それで、さきも質問者に答弁されました。保護者同伴で電話受付というんですけれども、丁寧に説明せんならので、電話でしか受け付けませんよという答弁やったと思う。12歳から15歳までの子供さんの数が、18歳までは3,300人ですけれども、そのデータを持っておったんやけど、ちょっと見当たりませんけれども、何回線設置されるのか。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

電話予約の回線数については、当初の75歳以上の方から変わらず、15回線をご用意させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

15回線で1日消化人数は何人やっていますか。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今度は、先ほども申し上げたように、少し丁寧にご案内をさせていただきますので、少し時間がかかると思いますが、今まで75歳以上とか65歳以上、最大で7,000人近い方にお配りをして、15回線に対応してまいりましたので、15回線。確かに1日目、2日目は混むかも分かりませんが、それほどご迷惑をおかけすることはないものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、ざっと計算で大体1,200人ぐらい見えると思うの。その中の8割としても980人、それで十分対応できますかな。それで、1人に対して何分ぐらいかかるのかな、対応は。

そういうような中で、わしの孫は中学校2年生やけれども、ぜひ打ちたいと。打ちたくないという方も見えるか分からんけれども、やはりきちっと対応できるように、15回線では僕は不足やと思うで。やはりもっと早いところ保護者の方に安心してもらえるように体制づくりして、それでコロナ対策というのは、確かに今も政府が言っていますけれども、やっぱりワクチン接種者のコロナ感染比率、未接種の方と接種の方のコロナ感染比率が数倍違うと。4倍か5倍違うという状況ですので、今後、亀山市が一人でもコロナ感染者が多くならんようなご努力をしていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時35分 休憩）

---

（午後 3時45分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問します。

今回は、緊急事態宣言中の議会ということもあり、質問は1問、時間は20分としましたので、簡潔な答弁をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、どうしてもこの話題に行ってしまうがちなのですが、集中豪雨や局地的大雨も同様に、世界中で大きな被害を引き起こしております。直近では、今年の7月、ヨーロッパ中部で広範囲で洪水が発生し、ドイツやベルギーを中心に当時200人以上が死

亡、安否不明者も多数あると伝えられました。中国でも、内モンゴル自治区でダムが決壊するなど、記録的豪雨災害、今月もアメリカ、ニューヨークで記録的大雨による洪水が甚大な被害を引き起こしております。日本でも、熱海の土砂災害をはじめ全国各地で警戒レベル4以上の警報が頻繁に出しております。亀山市でも、広範囲における甚大な被害はないものの、集中豪雨や局地的大雨がこの夏何度もございました。これから台風が発生しやすい季節でもあり、今回は集中豪雨、局地的大雨による突発的な災害と限定して質問させていただきます。

まず初めに、近年における亀山市内で起きた集中豪雨や局地的大雨による災害はどういった状況か、答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

大雨等による被害ということで、どのような被害がどの程度あったかにつきまして、結構年度間で大きく被害の状況もばらついておりますので、本年度を含めました5年間で説明させていただきたいと思います。

まず、県道、国道の通行止めが41件、それから市道、林道の通行止め41件、台風時に風であおられて転倒したなどの人的被害が3件、住家、居宅ですね、の浸水被害が3件、その他の住家の被害が6件、それから文化財等を含めた公有財産の被害が43件、それから倒木やのり面崩落などの道路被害が94件、河川被害が8件、農業被害が7件、林業被害が20件、その他の被害が9件といったような状況で、5年で、全体で数える意味はあまりないかと思いますが、270件ほどの被害が発生しております。この大まかな傾向でございますが、倒木やのり面の崩落などの道路被害の発生が最も多く、次いで市の施設の被害等を把握しております。

なお、人的被害を伴うような河川氾濫でありましたり、土砂崩れ等の発生はしていない状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

いろいろ、様々な亀山市内の災害についてお聞きをいたしました。

聞いたところ、やはり倒木であったり、道路被害であったり、私も今産業建設委員会におりますので、そういった被害の報告も受けておりますので、そういうものだったなというふうな感覚がございしますが、ほかの自治体と比べて、大きな被害、本当に甚大な被害というのは近年起こっていないというような感じがします。しかしながら、今後も大丈夫とはとても思えません。実際、アメリカ航空宇宙局のNASAと民間衛星写真サービスのグーグルアースをはじめ、世界各地の科学者たちが2000年から2018年に発生した913件の大規模洪水を分析した研究結果においては、この期間に全世界で約3億人が直接的な洪水被害に遭い、また、その被害面積は223万平方キロメートル、日本国土のほぼ6倍に達することを示しております。

また、この期間に発生した大規模洪水の約90%が中国やインドなどアジア地域で集中していると発表もされております。日本においても、ここ数年で大雨による大規模な洪水や土砂災害など頻

繁に起きており、こうした兆候に備える必要があると考えますが、近年の傾向に対して、亀山市の対策はどのように変化し、どう対応しているかをお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

本市では、これまでから、集中豪雨などの災害のリスクに備えて、自助・共助・公助による市全体での防災力、減災力の向上に向けた取組を進めてきております。議員が今申されましたように、近年大型化します台風以外にも、前線の活動などによる集中豪雨が多発し、冒頭紹介いただきましたように、本年も熱海市をはじめ西日本を中心とした記録的な大雨により大きな被害が発生するなど、これまで以上に防災対策を進める重要性を認識しております。

そうしたことから、令和2年、昨年、大規模自然災害のリスクを想定し、事前に的確な取組を進めるための亀山市国土強靱化地域計画を策定し、浸水対策やため池整備などインフラ強化に取り組むことや、災害からライフラインを守るため、事業者と三重県との3者により、倒木による停電を未然に防ぐ事前伐採事業など公助の取組を進めております。一方、本年4月には、新たな総合防災マップを各戸配付し、この特徴でもあります「わたしの防災マップ」を活用いただいて、ご自身の住まいなど、生活環境に応じた日頃からの備えなど、今まで以上の防災意識の向上を図ることによって、そういったときの安全な避難行動に役立てていただくなど、自助・共助の面での取組も一層進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移りたいと思います。

この7月12日、局地的大雨により、市内関町にあるアンダーパスが冠水する被害がありました。現地では、今までも何度か同様の被害があったと地元の方から聞いておりますが、当日は警報も出しておらず、災害対策本部も立ち上がっていなかったため、私も当時はこの事実を知りませんでした。調べていきますと、このアンダーパスには、冠水対策として水をくみ上げるポンプが設置されております。設置されているはずなのですが、それでも冠水してしまい、車が1台動けなくなったということです。これは一体なぜなのか、まず原因を教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず、冠水の原因でございますが、当日7月12日には、13時から14時の1時間で時間雨量67ミリといった急激な降雨がございました。これによりまして、同所に設置されております排水機能、ポンプでございますが、この処理能力を超えたことが原因でこういった冠水が発生したということでございます。それから、1台車が水没といった、これにつきましては、このアンダーパスの前後には降雨時の冠水注意を促す道路情報看板が設置されておりますが、この通行車両につきましては、雨天時のため視界不良などから看板に気づかず、その状況を認識できずに進入してしまったということも推測されるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ポンプの処理能力を超過したということでお聞きをしております。これから、また台風の季節ですし、こういうことが何回か起こるのかと思うと不安ですけれども、この被害状況はどうだったのか、またこの被害に対してどのように対応をしたのか。幸い命に関わる被害はなかったものの、水深が30センチメートルから90センチメートルになると、車のドアが開かなくなるという実験結果もございまして、実際2019年、2年前ですか、ちょうど同じ時期、いなべ市のアンダーパスでトラックが水没して運転手が亡くなるなど、アンダーパスでの水没による死亡事故も度々ございます。冠水するまでに対応はできなかったのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず、被害状況のほうでございませけれども、先ほど少し触れましたが、被害全体といたしましては、通行止めの措置、対処をする前に進入しようとした2トントラック1台が水没する事故が発生しておりますが、運転手等人的被害はございませんでした。これについては、先ほどの道路情報看板、注意喚起看板が雨天時の視界不良で見えなかったこともございますが、何よりも進入を防げなかったという面に関しては、やはり短時間の一旦降りといいましょうか67ミリの降雨で、その辺り、多分これは運転されていた方がどこまで認識をしておったかということにもよるんですが、水の冠水具合とか、車が立ち往生する深さであったとか、その辺りをドライバーも見通せなかったこともあるのかなというのはございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ほかにも市内にこのようなアンダーパスというのは存在するのかどうか確認します。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

市内におけるアンダーパスは、全部で5か所ございます。JR関西本線、それから紀勢線などに係るアンダーパスが5か所ございまして、内訳としては、県が管理します今回の関町木崎地内の県道津関線のアンダーパス、それから中庄地内の県道鈴鹿芸濃線アンダーパスの2か所、それから市が管理するものといまして、太岡寺町地内の朝明山線、それから野村町地内の野村和賀天神線、東御幸町地内の東御幸鹿島線の3か所でございます。

場所的に申しますと、県のほうが、関町のほうは先ほどお話ししたとおりでございますが、もう一つ、中庄のほうは、昼生小学校にこちらから行く旧306号から昼生に入っていくところのJR紀勢線のアンダーパスでございます。あと3か所につきましては、1か所が太岡寺のインターの直結線の少し西のところにあるものが1つと、それから亀山警察署の西にあるアンダーパス、それと鈴鹿川の堤防、亀山製絲さんのほうから鈴鹿川に進入していったところにあるJR紀勢線の下にあ

るアンダーパス、そういった状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今回のアンダーパスの冠水のように、あまりに突発で災害対策本部も立ち上げられないという事例、今後も増えると思います。これに対応するためには、ふだんからの予防対策、そして迅速な情報伝達が重要になると考えます。

そこで3項目に移ります。

まず、今後の予防対策についてです。昨年12月議会でも触れましたが、私2年前に気象による地域防災というテーマで気象庁まで視察に行き、そこで雨量データから各市の都市化率、傾斜、地質等も考慮して、災害発生の危険度を算出し、過去に発生した災害実績と統計的比較を基に基準を設定し、災害発生を予測できるということを聞きました。また、当時、地方気象台では、あなたの町の予報官事業を行っており、実際に自治体へ気象予報士が飛び込み、その土地で過去に起きた災害や地形、その他の災害に結びつく様々な要素を考慮して、防災計画を一緒に立てるという取組をしておりました。

こうした取組が今後自治体で必要になるのではないかとということを市長に提言いたしました。現在、気象庁のホームページを見ると、また「あなたのまちに気象防災アドバイザーを！」と内容が更新しておりました。自治体職員や住民を対象とした勉強会の実施、また防災マニュアル等の作成、改善だけでなく、自治体の防災担当職員の一員として、平常時から災害時も含め防災業務に従事するとございます。

そこで、また市長にお聞きするんですが、12月定例会でも提言したところではありますが、少しでも早くて確かな災害予防対策をするためにも、このような専門家の知識を活用するこの取組を亀山市でも利用することについて、市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど2年前に、議員からはご提案をいただきました。今少しご紹介のように、気象台が行っております気象防災アドバイザーという仕組みを動かしていただいておりますが、お話のありましたように、平時は日々の気象解説や、それから防災計画とか避難勧告のマニュアル等の策定の助言を行っていただいたりとか、緊急時には地域における気象状況の見通しや防災対策の支援等を行っていただくという取組というふうに承知をいたしております。そうした専門家の方が地域に即した、地域の実情を踏まえたような支援をいただくということは、非常に効果的だと思っておりますし、力強く思っております。なかなか活用をどうするかということは、現時点では結論を持っておりませんが、今後も、お話のありました情報を本当に素早く収集をして、的確に対策にそれを取り入れていくということのクオリティを高めていく、精度を高めていくということは、極めて重要なこととございますし、今ご指摘のことも含めて、さらに本市としてどういう取組がいいのか、こういう制度を活用させていただくことも含めて、今後も検討をしてみたいと思っております。

いずれにいたしましても、当時も申し上げたんですが、気象台とは極めて重要な関係にございますので、歴代の台長と市長とはホットラインを持っておりまして、様々な緊急事態や状況については、そのホットラインをしっかりと生かさせていただくということと、もう一つ、私どもの防災安全課、豊田管理監を先頭に、気象台の職員の皆さんとの平時からの連携、顔の見える関係というのは重視をしておりますので、その構築によってしっかりと災害に備えてまいりたいと思っております。ご提案の気象防災アドバイザーにつきましては、今後の中でまた検討させていただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

前回の6月定例会では、私はいじめ対策のスクールロイヤーの活用を提言しましたがけれども、やはり今複雑化、多様化している自治体の課題を解決するためには、今後専門的知識というのがとても大切になってくると思います。人材としての専門家の活用、またそれによる職員の育成、これからの時代に重要になってくると思いますので、ぜひ亀山市としても一度考えていただきたいと思っております。実際に亀山市を歩いていただき、地元の声を聞いて、亀山市の事情に精通し、専門的な知見を持って対策を行っていただきたいと思っております。

最後に、情報伝達について。災害時は迅速な情報提供も重要になりますが、今回のアンダーパスの冠水もそうですけれども、亀山市では災害時、庁内での職員間の迅速な情報伝達、情報共有はできているのか、また時間がございませんので、市民に対しても避難情報は当然ですが、土砂災害、通行止め等、市民が必要な生活情報をいち早く知らせる方法はどういったものがあるのかお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

2点いただきましたので、併せて答弁させていただきます。

まず、庁内での迅速な情報連携につきましては、災害対策本部の設置の有無に関わらず、職員においては、パトロール時や通勤時、当市の参集システムの情報収集機能を活用して、職員が撮影した写真やコメントを閲覧することで情報共有することにしております。一方、市民や地域、あるいは関係機関から情報提供を受けた場合は、現地確認するなどの上、必要な共有を図っておりまして、提供され、または収集した情報については、適切に共有しておるものというふうに考えております。

それから、災害時等の通行止めとか、そういった災害情報、防災関係情報を住民により早く知らせる伝達手法の件でございますが、現在、こういった情報発信については、かめやま・安心めーるでありますとか市のホームページ、あるいはケーブルテレビのL字放送、こういったものを通じてお知らせしているところでございます。

また、先般、今月の6日でございますが、6日からは、ご案内させていただきましたとおり、インターネットサイトのヤフーアプリ利用者で地域設定を亀山市にされている方、約1万1,000名ほど現時点では見えるわけなんですけど、こうした方に市の防災情報をスマホなどのトップ画面にプッシュ通知することとしましたので、こうしたものも活用していきたいと考えております。

ずっと検討してきておりますこれらを含めた総合的な防災情報システムにつきましても、より迅速かつ的確にこういった身を守る行動等の情報を市民に伝達するために、現行システムを踏まえた重層化であるとか、DXによる強化に向けて、市独自の防災アプリでありますとか、そうした時代に合った実行性の高いシステムを検討していきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

災害はこれから……。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員、時間が来ておりますので。

○8番（豊田恵理君登壇）

分かりました。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

明日11日から27日までの17日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日11日から27日までの17日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの28日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時09分 散会）



令和 3 年 9 月 2 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和3年9月28日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について
- 第 2 議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 第 3 議案第69号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 4 議案第70号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 5 議案第71号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第72号 令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第73号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第74号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第76号 令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 11 議案第77号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 12 議案第78号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 13 議案第79号 令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 14 議案第80号 専決処分した事件の承認について
- 第 15 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 第 16 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 17 議案第 3号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 18 請願第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 19 議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 20 委員会提出議案第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 第 21 委員会提出議案第6号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第 22 委員会提出議案第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 第 23 委員会提出議案第8号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 第 24 議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 第 25 常任委員会の所管事務調査の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀淵輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号より取り進めます。

それでは、去る8日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第67号から日程第14、議案第80号までの14件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第67号 亀山市立図書館条例の全部改正について

否 決

令和3年9月15日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

原案可決

議案第69号 亀山市営住宅条例の一部改正について

原案可決

令和3年9月14日

亀山市議会議長 中崎 孝彦 様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第70号	令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第71号	令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第72号	令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第73号	令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第74号	令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第75号	令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第76号	令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第77号	令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第78号	令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第79号	令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認定
議案第80号	専決処分した事件の承認について	承認

令和3年9月22日

予算決算委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 中崎 孝彦 様

○議長（中崎孝彦君）

初めに、森 美和子教育民生委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正については、亀山市立図書館整備基本構想を踏まえて亀山市立図書館整備推進委員会や図書館市民ワークショップなどでの検討を重ね、平成30年5月に亀山市立図書館整備基本計画を策定し、JR亀山駅周辺整備事業と緊密な連携の下、令和5年開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、本条例を全部改正するものです。

審査の過程では、図書館の地下駐車場は使用料を徴収し、民間から借り上げる駐車場は無料とする理由に関する質疑があり、これについては地下駐車場は駅前にあり、屋根つきというよい条件の駐車場であるため、図書館利用者以外の利用も考えられ、駐車場の利用の適正化を図るという観点から料金を徴収するものである。また、民間から借り上げる駐車場は、現在協議を行っている段階ではあるが、基本的に無料と考えているとの答弁でありました。

次に、なぜ今定例会において条例を改正する必要があるのかとの質疑があり、これについては令和5年の開館を目指し、新図書館の整備を着実に進めるためには、まず図書館の管理運営の基本となる条例整備を行うことが重要であるとの考えからであるとの答弁でありました。

次に、なぜ今回の条例改正は一部改正ではなく全部改正としたのかとの質疑があり、これについては、これまでの図書館の歴史や培ってきた管理運営を継承し、公立図書館としての継続性がある一方で、多機能型図書館として新図書館を駅前に移転整備することから全部改正としたとの答弁でありました。

次に、条例の施行日に関する質疑があり、これについては、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲で図書館の開館日となるとの答弁でありました。

次に、条例と規則の関係に関する質疑があり、これについては条例という大きな枠組みを定めた上で、その条例の範囲内において教育委員会が規則を定めるものであるとの答弁でありました。

続いて討論では、新図書館駐車場の使用料について、新聞報道で民間借り上げの駐車場は無料であることが明らかになるなど、審議に大きな影響を与える内容が本会議において十分な議論がされていない。また、地下駐車場の使用料を徴収することで多機能型図書館が利用抑制されるなどの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者少数で否決することに決定しました。

なお、執行部におかれましては、提出議案に関しては質疑に対して的確に答弁されるとともに、条例関係の議案は条文の内容について分かりやすく説明されたいとの意見を申し添えます。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第68号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正については、道路構造令の一部が改正され、歩行者利便増進道路に関する規定が新たに設けられるとともに、交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設が加えられ、市道の構造の技術的基準は、道路法の規定により政令で定める基準を参酌して条例で定めるとされていることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の一部改正において、どのように地域の実情を踏まえたのかとの質疑があり、これについては、改正後の政令と同様の基準を定めるために条例を改正するもので、現時点では亀山市内で直ちにこれを導入する状況ではないとの答弁でありました。

次に、都市づくり戦略推進事業調査結果報告の亀山駅周辺まちづくりにおけるにぎわいの軸づくりと本条例との関連性に関する質疑があり、これについては、現在、亀山駅周辺市街地再開発事業における道路工事の中で歩行者利便増進道路に該当するものはないが、今後エリアプランを作成していく中で、歩きたくなるようなまちづくりと併せて、この道路についても検討していくとの答弁でありました。

次に、県内他市の条例改正の状況に関する質疑があり、これについては、既に条例改正が行われているのは熊野市、鳥羽市、鈴鹿市の3市であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第69号亀山市営住宅条例の一部改正については、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅8戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市が市営住宅を建設した場合の1戸当たりの建設費に関する質疑があり、これについては1,500万円と試算しているとの答弁でありました。

次に、1,500万円の根拠に関する質疑があり、これについては、国土交通省住宅局が策定した公営住宅等長寿命化計画策定指針において、建て替え工事費が1戸当たり1,500万円で算定されていることや、当市で平成7年に建設した羽若住宅の建設費が1戸当たり約1,700万円であったことを参考にしたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、新 秀隆予算決算委員会委員長。

○5番（新 秀隆君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案第70号及び議案第71号の令和3年度補

正予算2議案、議案第72号から議案第79号までの令和2年度各会計決算8議案、並びに議案第80号専決処分した事件の承認についての合わせて11議案の審査に当たるため、21日及び22日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第77号令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第78号令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第79号令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定についての8議案について審査を行いました。

その結果、議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、実質単年度収支は平成26年度以降連続して赤字となり、財政調整基金も今年度末には20億円を切る深刻な事態であり、財政の健全化を確保したとは言えない。また、将来の財政負担を考慮することなく大規模事業優先で、市民の命と暮らしを守るための切実な要求に十分応えられていないなどの理由から反対討論がありました。

次に、議案第73号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、国民健康保険が抱える構造的課題が依然として解決されていない。国民健康保険は社会保障制度であることから、短期証の発行をやめて正規の保険証を発行し、被保険者の医療を受ける権利を守るべきであるなどの理由から反対討論がありました。

次に、議案第74号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、令和2年度予算は、先々増える高齢者の保険給付を危惧し、基金を残して保険料を値上げするという予算編成を行っており、その決算であるとの理由から反対討論がありました。

そして、これらの議案については、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第75号から議案第79号までの5議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に取り組みたい。また、第2次総合計画後期基本計画の策定に当たっては、行政評価の成果や課題を精査し、検証するとともに、ニューノーマルの構築やSDGsの浸透、DXの進展など、大きな社会変化を十分に反映されたい。

一つ、今後ますます財政状況が厳しくなる中、将来見込まれている大規模事業に備えて長期財政見通しについては慎重に見直しを行い、財政運営の基本である歳入に見合った歳出の実現に向けて的確な事業の選択と集中を行うとともに、第3次行財政改革大綱前期実施計画の着実な推進と基金の有効活用を図り、財政調整基金の維持と財政的な体力の確保に努められたい。

一つ、長期化が見込まれる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と新たに策定する第2次総合計画後期基本計画を推進するに当たり、来年予定されている機構改革において、市民に分かりやすく行政効果が向上する組織再編に取り組むとともに、業務量に見合った最適な人員配置に努められ

たい。以上3点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、議案第71号令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第80号専決処分した事件の承認についての3議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会会長から報告を受けました。

その結果、議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）については、債務負担行為補正の図書館展示製作業務委託料に関して、3,900万円の内訳や内容について十分な説明がなかったため審査できない。また、小・中学校における生理用品の配布について、小学校においては引換券を保健室に持っていく方法が提案されているが、安心して利用できるよう配布方法の変更を求めるなどの理由から反対討論がありました。

そして、議案については、採決の結果、賛成者半数で可否同数となったことから、委員長は可決と裁決しました。

また、議案第71号及び議案第80号については、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。ありがとうございました。

#### ○議長（中崎孝彦君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第67号から議案第80号までの14件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正、及び議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）の2議案について、反対の立場で討論します。

まず、議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正についてです。

最初に申し上げたいのは、市立図書館がある以上、図書館条例は必要であり、条例を制定することには異論はありません。問題は、その制定の時期と中身です。本会議と教育民生委員会の質疑で何人もの議員がただしましたが、規則に委ねられる重要な内容が協議中や検討中と答弁され、あまりにも不明なことが幾つもあったことです。

例えば、建物の管理を新たにつくられる管理会社が行うとされていますが、まだ協議中であり、また管理運営の基本事項である年間の維持管理費や17人の職員体制の正規・非正規の内訳などは未定との答弁でした。こんな答弁で納得できるはずがありません。

とりわけ答弁で問題になったのは、図書館の駐車場についてです。地下駐車場と借り上げをする民間駐車場があり、料金が違うことを説明しなかったことです。借り上げる駐車場の料金が無料だ

ということ、議会は新聞報道で初めて知りました。本会議で何人かの議員が駐車場料金をただし、説明する機会は何度もあったのに、民間駐車場の料金が無料という答弁はされませんでした。教育民生委員会で、なぜ無料だと言わなかったのかとただしましたが、聞かれなかったので答えなかったという全く不誠実な答弁でした。さらに、当議員団は、条例第10条の地下駐車場使用料について、図書館利用者が利用時間に関わらず無料となるようにするべきだと求めていることから、この条例案には賛成できません。

最後に、条例が実質的に動く施行日を、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で規則で定めると長い期間先送りしており、今議会で条例を改正しなければ支障が出るということではありません。協議中とされている内容が固まってからの提案でも何ら支障はないのです。

以上のとおり、誠実な答弁がない上、規則に委ねる内容が未定であり、今どうしても改正しなければならぬものでもない以上、この条例の全部改正には賛成できません。

次に、議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてです。

この議案に反対する理由の一つは、債務負担行為補正の図書館展示製作業務委託料について十分な説明がなされなかったことです。文化情報プラザの展示に係る補正ですが、15日の教育民生分科会で3,900万円の内訳や内容について質疑し、入札の際の仕様書程度の資料を請求しましたが、仕様書とは程遠く、口頭での説明のみでした。

議会は、予算の中身を理解した上で、その金額が妥当かどうかを判断するのですから、これでは判断できません。21日になってやっと資料が出されましたが、口頭で説明した展示台の台数、大きさや材質などの内容すら書かれておらず、音響設備や照明設備などは一体幾つ要るのか、どの程度の性能を求めているのかなどが書かれておらず、全く不誠実なものでした。

また、なぜ学校の教室1つ分ほどの面積しかない小さな文化情報プラザに3,900万円もの金額が必要なのか、この金額が妥当なものかどうかはこれだけでは判断できません。

あわせて、教育委員会は亀山の文化を発信するためとして、名誉市民の中村晋也氏の彫刻作品を展示することに固執してこられました。これからの多様な文化を発信するためにも彫刻作品の展示は必要ありません。

もう一つの理由は、教育民生分科会で議論になった生理用品の学校への配置の方法についてです。

学校現場では、返却を求める貸出しであることが多かった生理用品を、無料で配置、配布に取り組まれることは評価するものですが、特に小学校の引換券を保健室に持っていく方式では、誰にも知られず利用したい子、毎回利用したい子にとって使いにくいものであり、かえってつらい思いをすることもあるのではないのでしょうか。保健室に来てもらうことで指導や相談などにつなげてあげたい気持ちは分かりますが、保健室へ行くこと自体がハードルになっている子供もいるのではないのでしょうか。そんな子にこそ安心して利用してもらうことが今回の大きな目的ではないのでしょうか。また、施設への配置についても同様であり、再考を求めるものです。

以上の理由により、この議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

## ○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。勇政の櫻井でございます。

議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正についてと、議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についての2議案について、反対の立場で討論をいたしたいと思っております。

初めに、議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正についてであります。

本会議や教育民生委員会において、多くの議員が議案質疑を行い、管理運営の部分について質疑をいたしました。条例の施行に関し必要な事項については教育委員会規則で定めるため、現在協議中として、終始明確な答弁を得ることができませんでした。委員会において、市長からは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の、教育委員会は法令または条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事項に関し、教育委員会規則を規定することができるとする規定により、二元代表制の観点から、基本的な事項を議会で認めていただいた上で、事務的な内容は条例成立後に教育委員会が規定により定めるとの答弁がありました。

しかしながら、市民の皆さんから付託を受けた議員としての私は、二元代表制の下、条例を審査・審議するためには、ある程度の運用や方向も確認した上で慎重に可否を判断し、議決に臨まなければならないと思っております。よって、この議案の審議・審査の過程では、十分に納得が可能な答弁や説明が得られなかったため、この議案に反対するものです。

次に、議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正では、第10款教育費の小学校費及び中学校費において、生理の貧困問題に係る生理用品の支援として、各小・中学校へ生理用品を配置するための関係経費が計上されました。私は、生理用品が学校に配置されることについては反対するものではありませんが、むしろ早急の配置を望んでおります。私が問題視しているのは、教育民生委員会において説明がありましたが、学校での生理用品の配置方法についてであります。

教育委員会からは、小学校では個室に生理用品を置いても使用方法を知らない児童が持ち出したり、そのままトイレに流してしまったりすることが考えられるため、引換えカードを全女子トイレ内に配置し、引換えカードを持参した児童に保健室等で渡すようにする。また、中学校では保健室等に相談に行くことへの抵抗感を感じなくてもよいように、全女子トイレ内に設置した容器に生理用品を配置し、困ったときに利用できるようにするという説明がありました。

私は、中学校で抵抗感を感じないようにということであれば、当然小学校においても同様の配慮が必要ではないかと教育長にただしましたが、これについては、この方法を導入するに当たっては、全ての学校の養護教諭、保健の先生と意見交換を行い、今としてはこの方法がベターであり、現場の声を聞き入れながらこういう方針に至ったという答弁がありました。

学校現場では、子供たちの気持ちを考えないのでしょうか。中学校だけ生徒が抵抗感を感じなくてもよいように配慮して、小学校の児童はこの方法に抵抗感を感じないのですか。同じように、小学校の児童たちにも抵抗感があるはずですが。小学校において、このような場合の対応として大切なことは、子供たちが気を遣わずに安心して利用できる環境をつくってあげることです。そして、そのような環境を整えるよう学校現場に対して指示するのが教育委員会であり、教育長の役割であると私は思っております。

また、小学校を引換え券方式にする理由の一つに、生理用品を持ち出したり、そのままトイレに流

してしまったりすることを考えるとのことですが、教育委員会や学校の考え方とは思えない説明がありました。もっと子供たちを信頼してあげてください。先生と子供たちとの間の信頼関係はとても大事なことです。

以上のことによって、現に予定されているこのような配置方法では私としては到底納得することができません。よって、この補正予算については、配置方法に変更を求め、反対とするものです。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

これで討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

#### ○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第74号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3議案に反対の立場で討論します。

まず、一般会計決算についてです。

令和2年度決算は59億円というコロナ対策があり、財政調整基金を13億円取り崩して予算編成がされた過去2番目に大きな額となり、相変わらずの大規模事業優先の予算を組みました。中でも、総事業費82億円の新図書館を含む亀山駅周辺整備事業は、14億円もの予算を組みながら、令和2年度だけで執行率が僅か27.91%という低い決算となりました。この事業に対する市民の理解は少なく、地域の権利者の人たちの願いにも反する事業になっています。

また、総括質疑で明らかにしたように、財政調整基金は年々減少し、令和2年度決算で23億円となり、さらに今年度末の見込みは現時点で20億円を割り込む状況です。さらに、今後も老朽化が進み、建て替えが必要な学校や保育園、ごみ処理施設の更新、新庁舎建設などの公共施設の更新に多額の財源が必要となり、外部評価でも多額の投資に耐えられるような財政的な体力が必要だと指摘されています。

今回の決算は、実質単年度収支が2014年度以降連続して赤字となり、財政調整基金が今年度末には20億円を割るという深刻な事態となり、市が言うような財政の健全化を確保したとはとても言えないものです。これまでのように、漫然と歳入の不足分を財政調整基金を取り崩して予算編成するというやり方はできなくなります。

また、市民の暮らしを守る最前線で仕事をする職員体制ですが、会計年度任用職員制度の導入後も、正規・非正規の割合が5対5のまま改善されていないことも大きな問題です。

さらに、個別の決算でも、多くの市民の声に背を向けたタクシー料金助成事業の大幅な削減、環境破壊や電力の浪費になり、コロナ禍で時代遅れとなりつつあるリニア計画に5,000万円ものの基金の積み増しをする、市民の個人情報を守れないおそれが多いのに、便利さを強調し、推進されるマイナンバーカード事業など、問題のある決算が幾つも含まれております。

以上のとおり、将来の財政負担を考慮することなく、大規模事業優先で、市民の命と暮らしを守る切実な要求には十分応えない問題のあるこの決算の認定には反対するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計決算についてです。

令和2年度の決算は、財政を県が握る県単位化が導入されて3年目の決算でした。この制度の導入時に厚生労働省が指摘した国保が抱える構造的課題が解消に向かったのが評価のポイントの一つでした。この点を総括質疑でたどしましたが、被保険者の年齢構成が高く、所得は低く、所得に占める保険税の割合が高いという構造的な課題が依然として解決していないことが明らかになりました。特に、被保険者の世帯の所得が2013年度との比較で2%ほど下がり、所得の低下がさらに進んでいます。

また、保険税を滞納したときに発行される短期証について質疑をしましたが、1か月証、3か月証、6か月証を415件も発行しながら、納付に結びつく納税誓約に至ったのは僅か10件であり、こうしたやり方で滞納を減らせないことは明らかになりました。

本来、国民健康保険制度は社会保障の制度であり、医療は無条件で受けることができるものです。質疑で紹介した横浜市のように、短期証の発行をやめて全て正規の保険証を発行し、被保険者の医療を受ける権利と健康を守るべきだと考え、この決算の認定には反対いたします。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計決算についてであります。

後期高齢者医療保険事業の保険料は2年ごとに改正され、今回の決算は保険料が値上げされた決算です。今回の決算は、先々増える高齢者の保険給付を心配して、多額の基金を残し、保険料の引下げが行われなかった決算であり、反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第67号から議案第80号までの14件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、議案第67号亀山市立図書館条例の全部改正については、否決することに決定しま

した。

次に、同じく討論のありました議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第70号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第72号令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第73号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第73号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第74号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第74号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第68号、議案第69号、議案第71号及び議案第75号から議案第80号までの9件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決、認定及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

議案第69号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第71号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 令和2年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第77号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第78号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第79号 令和2年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第80号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決、認定及び承認することに決定しました。

次に、日程第15、請願第1号から日程第18、請願第4号までの4件を一括議題とします。

請願4件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

#### 請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和3年9月15日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和3年8月27日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町1丁目9-9 亀山市PTA連合会 会長 下重智子 他2名
紹介議員氏名	前田 稔、前田耕一、伊藤彦太郎、福沢美由紀、草川卓也、岡本公秀
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	令和3年8月27日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町1丁目9-9 亀山市PTA連合会 会長 下重智子 他2名
紹介議員氏名	前田 稔、前田耕一、伊藤彦太郎、福沢美由紀、草川卓也、岡本公秀
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	令和3年8月27日
件 名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町1丁目9-9 亀山市PTA連合会 会長 下重智子 他2名
紹 介 議 員 氏 名	前田 稔、前田耕一、伊藤彦太郎、福沢美由紀、草川卓也、岡本公秀
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	令和3年8月27日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め る請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本町1丁目9-9 亀山市PTA連合会 会長 下重智子 他2名
紹 介 議 員 氏 名	前田 稔、前田耕一、伊藤彦太郎、福沢美由紀、草川卓也、岡本公秀
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（中崎孝彦君）

これにより、請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ないようですので質疑を終結します。

次に、請願4件に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第1号から請願第4号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中崎孝彦君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中崎孝彦君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第3号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中崎孝彦君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第3号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時50分 休憩)

---

(午前10時59分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19、議案第81号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案について、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第81号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の草川美幸氏は令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和4年1月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第81号について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議案第81号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第81号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第81号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第81号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第20、委員会提出議案第5号から日程第24、議員提出議案第1号までの5件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、森 美和子教育民生委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第5号から委員会提出議案第8号までの4件については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第5号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

現行制度においては、「職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされています。かつて対象であった教材費等は、1985年に対象外となり、一般財源としての措置のままとなっています。義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育を進めるための環境整備が行われましたが、端末配備や通信インフラ整備等の進捗状況には都道府県間格差・市町村格差があり、子供たちの学びの機会は、均等であるとは言えません。また、現在中央教育審議会「新しい時代の学校施設検討部会」において学校施設整備指針の改定に向けた議論が進められていますが、新たな指針が示されたとしても整備に要する経費が一般財源による措置のままでは、自治体間の格差は解消されません。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度のさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第6号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

子供たちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つだと考えます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現しましたが、今年度は加配定数を振り替える形で行われており、教職員数の実質増となってはなりません。また、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしてはありますが、中学校や高等学校等については現時点において学級編制の標準の引下げはありません。

国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童・生徒数は小学校27人、中学校32人で、2020年経済協力開発機構（OECD）公表値（小学校21人、中学校23人）と比較するとどちらも大きく上回っている状況であり、小学校のみの改善にとどめることは合理的ではないと言わざるを得ません。

教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちと向き合い、日々の教育活動をつくり出していくことは、子供たちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。子供たちが安心・安全に学べるようにするためにも、さらなる学級編制の標準の引下げと、基礎定数と加配定数をともに改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

教育の今日的課題の複雑化・多様化による学校現場の業務量は、増加の一方であり、「学校における働き方改革」が叫ばれる中、人的配置をはじめとする財政措置は、いまだ不十分であると言わざるを得ません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者が子供たちを学校へ通わせるためには、マスクや消毒液等の感染対策に係る保護者の経費負担は確実に増加しており、ICTに関する費用も、新たな保護者負担として生じています。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして子供たち一人一人の「豊かな学び」を保障することになると考えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第7号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

防災対策の充実を求める意見書。

県内において、子供たちが通う9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されますが、23.3%に当たる117校の小・中学校が県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち107校は避難所に指定されています。

2015年に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災地域づくり推進計画」の策定は、全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、昨年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所が開設されています。2020年9月、内閣府等から「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）」が示されました。感染症対策として、PPE（個人用防護具）の準備、発熱・せき等の症状が出た方や濃厚接触者とされる方との施設やスペースの分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材が十分に確保できるのか危惧するところです。

災害や感染症は、いつ発生するか分かりません。性やプライバシーに関する課題や、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しており、政府の責任において安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

よって、政府におかれては下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第8号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えています。政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、文部科学省の調査によると、2020年度における大学等の中途退学者・休学者数のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生数は6,651人にもなります。

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子供の貧困率」は13.5%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況に置かれています。

「第2期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子供が、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」を目指さなければなりません。支援を必要とする子供たちに対して、相談体制などを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について、関係機関と連携した支援を行うなどの取組が今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、極めて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあります。また、高等教育の修学支援新制度がつくられ改善・充実してきていますが、全ての大学・短期大学、専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる改善を求めているかなければなりません。経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

次に、14番 前田耕一議員。

#### ○14番（前田耕一君登壇）

ただいまから、上程いただきました議員提出議案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。

その財源確保のために、地方財政の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望します。

記1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地

方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第5号から委員会提出議案第8号まで及び議員提出議案第1号の5件について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第5号から委員会提出議案第8号までの4件については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

続いて、お諮りします。

議員提出議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、委員会提出議案第5号から委員会提出議案第8号まで及び議員提出議案第1号の5件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第5号から委員会提出議案第8号まで及び議員提出議案第1号の5件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第5号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第5号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第6号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第6号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第7号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第7号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第8号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第8号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議員提出議案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第25、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

初めに、前田 稔総務委員会委員長。

○15番（前田 稔君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

消防行政は、住民の生命・身体・財産を災害から守るという重要な責務を果たすため、一定水準の消防力を常に保持し続けなければならないが、近年、災害は複雑化・多様化し、消防の救急業務も高度化しており、住民の信頼と期待に応えるためには、その充実・強化が求められています。

当市においては、毎年約30件程度の火災が発生しており、これまで組織面では消防職員の定数を増やしたり、現場活動の統制と安全管理体制の構築のための指揮支援隊の設置、さらには新たに

北東分署を開設するなど、その体制強化に努めてきています。

また、関町の伝統的建造物群保存地区などでは、一旦火災が発生すると被害は短時間で拡大することが懸念されるため、地域において防火訓練を重ねてきています。しかし、火災から市民の生命や財産を守るためには、現状の消防力に満足することなく、あらゆる面からその強化に取り組んでいかなければなりません。

そこで、総務委員会では、安全・安心なまちの実現を目指し、地域の実情に応じた消防力を維持していくため、消防力の強化をテーマに消防設備や資機材の充実、機動力の強化、消防活動体制の整備など、災害対応能力の向上に向けた取組について調査・研究を行ってまいりました。

まず、市の消防力について現状を把握するため、消防行政を担う消防本部から消防の組織体制や火災の発生状況、消防水利の基準及び現状や企業内の消防力の状況、非常備消防などについて資料を求め、調査を行いました。

また、検証を進めるに当たって、8月には2地区が伝統的建造物群保存地区に指定され、消防水利の充実している先進地として岐阜県高山市をオンライン視察しました。

このように、消防力の強化について様々な議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、消防庁の調査による算定に対する消防水利の充足率が低く、また消火栓や防火水槽で基準を満たしていないものが多くあるため、火災時に水量不足を招く可能性があることなど4つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、総務委員会として複雑化・多様化する災害から住民の生命・身体・財産を守るため消防力の強化について検討するよう、次のとおり市長に対して提言を求めるものであります。

1つ、火災発生時に水量不足とならないよう消火栓及び防火水槽については、消防法第20条第1項に規定する消防に必要な水利の基準を満たすものへと更新し、消防水利の充足率を改善すること。

2つ、火災発生時に誰もが迅速かつ安全に初期消火が行えるよう、消防水利及び消火栓ボックスの使用法や管理に関するマニュアルを早期に作成し、消防訓練で活用すること。また、平素から様々な手段を講じて市民の防火・防災に対する意識啓発に努めること。

3つ、現在の消防職員数は、消防庁の調査により算定する職員数と大きく乖離することから、様々な災害に適切に対応できる職員数を確保するため、亀山市定員適正化計画の見直しを行うこと。また、日勤者のみで構成する指揮支援隊については、休日・夜間を問わず災害時に迅速に対応できる体制に改めること。

4つ、非常備消防の充実のため、消防庁からの助言に基づき消防団員の費用弁償等の処遇改善を図るとともに、消防団詰所の建て替えや資機材の更新など環境整備に取り組むこと。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

次に、森 美和子教育民生委員会委員長。

#### ○10番（森 美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

地方自治体においても、2050年までにCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すことから、今後ごみ処理に伴う環境負荷の低減について真剣に取り組んでいく必要があります。また、現溶融炉の稼働最終年度（2029年）を見据え、コスト面と環境面を踏まえた将来のごみ処理施設についても早急に検討していく必要があります。

そこで、教育民生委員会では、環境への配慮とコスト削減を踏まえた将来のごみ処理の在り方をテーマに現状把握、意見交換等を行い、協議を積み重ね、調査研究を行ってまいりました。

市のごみ処理の現状を把握するため、生活文化部から温室効果ガスの排出実質ゼロに向けた取組、平成24年における議会からの提言以降の取組、ごみ処理経費に関する近隣自治体との比較、ごみ溶融処理施設の概要と次期ごみ処理施設の検討状況、集積所の状況、不法投棄物等の内容、プラスチック資源循環促進法について資料を求め、聞き取りを行いました。また、ごみダイエットサポーターとごみの減量化をテーマに意見交換を行いました。

次に、平成28年4月から本市と同様にシャフト式ガス化溶融炉を稼働させている四日市市クリーンセンターの取組について、オンラインで視察しました。その結果、本市はシャフト式ガス化溶融炉によりごみ焼却が行われていることから、ごみの分別が他市に比べて容易であるため、市民負担の軽減につながっているが、その一方でリサイクルやごみの減量化に対する市民意識は向上しにくいなどの5つの課題、問題点を抽出しました。

なお、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、十分な先進地視察が実施できなかったことから、市への提言までには至りませんでした。今回調査研究したことを各委員が今後の議員活動に生かしていくことといたします。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

#### ○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

本市では、交通空白地帯を解消して市民の身近な交通手段を確保するため、地域住民と協議しながらコミュニティバス路線等を再編し、平成30年10月からは乗合タクシーの運行を開始しました。公共交通の重要性は市民の間で広く認知され、毎年1億円超の予算が充当されているにもかかわらず、利用は低迷し、市民満足度も低水準にあることが課題と言えます。

来年度予定されている地域公共交通計画の更新を前に、MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など次世代の公共交通も視野に、定時定路線型とデマンド型の連携による新たな公共交通体系を提案していくことが求められます。

そこで、産業建設委員会では、交通サービスの課題を解決し、利用する全ての市民が効率的で快適に移動可能となる公共交通を実現するため、次世代の公共交通政策をテーマに調査研究を行ってきました。

まず、現状を把握するため、産業建設部から乗合タクシーのAI利用、MaaSの市の認識及び自主運行バスなどについて、教育委員会事務局から市内中学校における卒業生の居住地別進路先所在地内訳について資料を求め、調査を行いました。また、関南部地区まちづくり協議会の方と自主運行バスについてをテーマとして意見交換を行いました。そして、検証を進めるに当たって、8月

には公共交通政策の取組の先進地である度会郡玉城町をオンラインで視察し、三重郡菰野町及び沖縄県浦添市については書面により調査を行いました。

このように、次世代の公共交通政策について議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、現行の定時定路線の路線バス運行では市内に多くの交通不便地域が存在し、また利用者は時間的制約を著しく受けることになり、市民の公共交通政策に対する満足度が低いことなど4つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、産業建設委員会として、高齢者や障がい者のほか、移動手段がない若者や通勤者なども含め、全ての市民が効率的で快適に移動できる持続可能な交通ネットワークを構築する次世代の公共交通について検討し、次期地域公共交通計画にも反映するよう、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、乗合タクシーの対象者の年齢等の制限を撤廃した上で、全ての市民を対象とした実証実験を再度実施し、利便性と効率性を兼ね備えた運行システムを実現するため、AIオンデマンド配車システムやウェブ予約システムの導入に向けて取り組むこと。

2つ、運行システムの導入に当たって、医療福祉（高齢者の通院、介護予防、見守りなど）や教育（中高生の遠距離通学の支援など）をはじめとした行政サービス、小売・飲食等の商業、物流、観光などあらゆる分野と連携するため、システムに蓄積される運行データの解析による潜在ニーズの掘り起こしなど、データの利活用を推進すること。

3つ、利用ニーズの多い時間・ルートは定時定路線型交通を運行し、その他の移動は乗合タクシーで補完できるようにするなど、限られた財源の中で公共交通の最適な組合せを実現すること。

4つ、近隣市と連携し、相互の乗り入れ可能な乗降場所の設置を含めた広域公共交通ネットワークを形成するため、様々な公共交通・移動手段を組み合わせ、出発地から目的地までの移動を一つのサービスとして提供（検索・予約・決済）できるよう調査研究を進めること。また、他業態サービスとの連携による一層の需要拡大も期待できるMaaSの取組についても併せて研究すること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和3年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでした。

（午前11時39分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月28日

議 長                    中 崎 孝 彦

4 番                    今 岡 翔 平

13 番                    伊 藤 彦 太 郎